

## 令和元年第7回大津町議会定例会 会期日程

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
9月 5日	木	午前10時	本会議	開会、提案理由の説明 議案質疑、委員会付託	
9月 6日	金	午前10時	委員会	各常任委員会	
9月 7日	土		休 会	議案等検討	
9月 8日	日		休 会	議案等検討	
9月 9日	月	午前10時	委員会	各常任委員会	
9月10日	火	午前10時	委員会	各常任委員会	
9月11日	水	午前10時	委員会	各常任委員会	
9月12日	木	午前10時	委員会	各常任委員会	
9月13日	金		休 会	議案等整理	
9月14日	土		休 会	議案等整理	
9月15日	日		休 会	議案等整理	
9月16日	月		休 会	議案等整理	
9月17日	火	午前10時	本会議	一般質問	
9月18日	水	午前10時	本会議	一般質問	
9月19日	木	午前10時	本会議	委員長報告、質疑、 討論、表決、閉会	
会 期				15 日 間	

本 会 議

提 案 理 由 説 明

議 案 質 疑

委 員 会 付 託

## 諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 大津町議会議場執行部席の変更について
- 議長行事報告
- 健全化判断比率報告書
- 資金不足比率報告書
- 平成30年度大津町普通会計決算状況調
- 平成30年6月例月出納検査の結果について
- 平成30年7月例月出納検査の結果について
- 平成30年8月例月出納検査の結果について



## 会 議 に 付 し た 事 件

議案第 4 8 号	大津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
議案第 4 9 号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
議案第 5 0 号	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について
議案第 5 1 号	瀬田地区避難所の配置及び管理に関する条例の制定について
議案第 5 2 号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 5 3 号	大津町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 5 4 号	大津小学校校区学童保育施設の指定管理者の指定について
議案第 5 5 号	大津南小学校校区学童保育室の指定管理者の指定について
議案第 5 6 号	町道の路線認定について
議案第 5 7 号	令和元年度大津町一般会計補正予算（第 4 号）について
議案第 5 8 号	令和元年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
議案第 5 9 号	令和元年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計補正予算（第 1 号）について
議案第 6 0 号	令和元年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第 2 号）について
議案第 6 1 号	令和元年度大津町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
議案第 6 2 号	令和元年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第 1 号）について
議案第 6 3 号	令和元年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
認定第 1 号	平成 3 0 年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第 2 号	平成 3 0 年度大津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 3 号	平成 3 0 年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 4 号	平成 3 0 年度大津町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 5 号	平成 3 0 年度大津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 6 号	平成 3 0 年度大津町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 7 号	平成 3 0 年度大津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 8 号	平成 3 0 年度大津町工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

議 事 日 程 (第 1 号) 令和元年 9 月 5 日 (木) 午前 1 0 時 開会  
開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 4 8 号 大津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 4 9 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 5 0 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 5 1 号 瀬田地区避難所の配置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 5 2 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 5 3 号 大津町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 0 議案第 5 4 号 大津小学校校区学童保育施設の指定管理者の指定について
- 日程第 1 1 議案第 5 5 号 大津南小学校校区学童保育室の指定管理者の指定について
- 日程第 1 2 議案第 5 6 号 町道の路線認定について
- 日程第 1 3 議案第 5 7 号 令和元年度大津町一般会計補正予算 (第 4 号) について
- 日程第 1 4 議案第 5 8 号 令和元年度大津町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 1 5 議案第 5 9 号 令和元年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 1 6 議案第 6 0 号 令和元年度大津町公共下水道特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 1 7 議案第 6 1 号 令和元年度大津町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 1 8 議案第 6 2 号 令和元年度大津町農業集落排水特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 1 9 議案第 6 3 号 令和元年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 2 0 認定第 1 号 平成 3 0 年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 1 認定第 2 号 平成 3 0 年度大津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認

定について

- 日程第 2 2 認定第 3 号 平成 3 0 年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 3 認定第 4 号 平成 3 0 年度大津町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 4 認定第 5 号 平成 3 0 年度大津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 5 認定第 6 号 平成 3 0 年度大津町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 6 認定第 7 号 平成 3 0 年度大津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 7 認定第 8 号 平成 3 0 年度大津町工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について  
一括上程、提案理由の説明

日程第 2 8 議案質疑

- |                        |      |
|------------------------|------|
| 議案第 4 8 号から議案第 4 9 号まで | 一括質疑 |
| 議案第 5 0 号              | 質 疑  |
| 議案第 5 1 号から議案第 5 2 号まで | 一括質疑 |
| 議案第 5 3 号              | 質 疑  |
| 議案第 5 4 号から議案第 5 5 号まで | 一括質疑 |
| 議案第 5 6 号              | 質 疑  |
| 議案第 5 7 号              | 質 疑  |
| 議案第 5 8 号から議案第 6 0 号まで | 一括質疑 |
| 議案第 6 1 号から議案第 6 3 号まで | 一括質疑 |
| 認定第 1 号                | 質 疑  |
| 認定第 2 号                | 質 疑  |
| 認定第 3 号から認定第 5 号まで     | 一括質疑 |
| 認定第 6 号から認定第 8 号まで     | 一括質疑 |

日程第 2 9 委員会付託

- 議案第 4 8 号から議案第 6 3 号まで  
認定第 1 号から認定第 8 号まで

午前 1 0 時 0 0 分 開会

開議

○議 長（桐原則雄君） ただいまから、令和元年第 7 回大津町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（桐原則雄君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番三宮美香さん、2番山部良二君を指名します。

### 日程第2 会期の決定

○議長（桐原則雄君） 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

まず、議会運営委員会委員長の報告を求めます。議会運営委員長津田桂伸君。

○議会運営委員会委員長（津田桂伸君） おはようございます。ただいまから、議会運営委員会における審議の経過並びに結果について報告いたします。

当委員会は、8月27日午前10時から町民交流施設集会室において、議会運営委員、また、桐原議長に出席を願い、令和元年第7回大津町議会定例会について審議いたしました。

まず、町長提出議案の24件について執行部より大筋の説明があり、取り扱いについて協議をいたしました。また、議事日程、会期の日程、その他の議会運営全般について協議をいたしました。

認定第1号、平成30年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第8号、平成30年度大津町工業用水事業会計利益の処分及び決算の認定についての8件の決算関係については、本日の会議で町長の提案理由の説明のみとし、所管部長の説明は省略することといたしました。

一般質問については9名ですので、一般質問の1日目が通告者の1番から5番まで、2日目が6番から9番までの順で行うことになりました。

委員会審議については、今定例会は5日間行うことになりました。したがって、会期日程については、議席に配付のとおり、本日から9月の19日までの15日間とし、一般質問の会議時刻を午前10時からといたしました。また、最終日に人事案件が追加提案される予定です。以上、桐原議長に答申いたしました。

これで、議会運営委員会委員長報告を終わります。議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの答申並びに議席に配付しました会期日程（案）のとおり、本日から9月19日までの15日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月19日までの15日間に決定しました。

### 日程第3 諸般の報告



○議 長（桐原則雄君） 日程第 3 諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

#### 日程第 4 議案第 4 8 号から日程第 2 7 認定第 8 号まで一括上程・提案理由の説明

○議 長（桐原則雄君） 日程第 4 議案第 4 8 号、大津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてから日程第 2 7 認定第 8 号、平成 3 0 年度大津町工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの 2 4 件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 皆さん、おはようございます。今回の定例会に提案いたしました案件の提案理由を申し上げます。

議案第 4 8 号、「大津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」でございます。地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に関して必要な事項を規定するため、条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第 4 9 号、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、関係条例を整備するために、条例を制定しようとするものです。

次に、議案第 5 0 号、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について」でございますが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、関係条例を整備するために、条例を制定しようとするものです。

次に、議案第 5 1 号、「瀬田地区避難所の設置及び管理に関する条例の制定について」でございますが、指定避難所である菊阿体育館の収容規模拡充を図るため、同敷地内に避難所を建設したことに伴い、条例を制定しようとするものです。

次に、議案第 5 2 号、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」でございますが、人事院規則の改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第 5 3 号、「大津町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について」でございますが、性別標記の削除による性的少数者への配慮、個人番号カードを利用した、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請及び交付の実施、並びに、住民基本台帳施行令等の一部を改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

議案第 4 8 号から議案第 5 3 号までの案件につきましては、条例の制定及び一部改正でありますので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 5 4 号、「大津小学校校区学童保育施設の指定管理者の指定について」及び議案第 5 5 号、「大津南小学校校区学童保育室の指定管理者の指定について」でございますが、大津町学童保

育施設の管理及び運営を効果的かつ効率的に行わせるために指定管理者を指定するものであり、指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第56号、「町道の路線認定について」でございますが、国道57号北側復旧ルート of 整備に伴い、新たに路線認定を行うものです。

次に、議案第57号、「令和元年度大津町一般会計補正予算（第4号）について」でございますが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14億7千235万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を172億8千319万9千円とするものです。

歳入では、使用料及び手数料999万6千円、町債で7千518万円をそれぞれ減額し、地方交付税1億949万1千円、分担金及び負担金695万9千円、国庫支出金4億118万5千円、県支出金1千262万3千円、財産収入1億662万7千円、繰入金2千49万9千円、繰越金8億4千426万6千円、諸収入188万円をそれぞれ増額するものです。

歳出では、総務費が5億3千643万3千円、民生費が3千929万7千円、衛生費が110万円、農林水産費に1千98万9千円、商工費3千万円、土木費8億3千646万3千円、消防費243万6千円、教育費96万1千円、災害復旧費1千249万4千円、予備費218万1千円をそれぞれ増額するものです。

次に、議案第58号、「令和元年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」でございますが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1千50万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を29億2千336万9千円とするものです。

歳入では、繰越金1億1千50万9千円を増額するものです。

歳出では、基金積立金3千万円、予備費8千50万9千円をそれぞれ増額するものです。

次に、議案第59号、「令和元年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計補正予算（第1号）について」でございますが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を5千388万1千円とするものです。

歳入では、繰越金12万8千円を増額するものです。

歳出では、予備費で12万8千円を増額するものです。

次に、議案第60号、「令和元年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第2号）について」でございますが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ同額とし、歳入歳出予算の総額を10億8千157万4千円とするものです。

歳入では、繰越金2千5万2千円を増額し、繰入金2千5万2千円を減額するものです。

次に、議案第61号、「令和元年度大津町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」でございますが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8千215万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を29億3千348万7千円とするものです。

歳入で、繰越金1億8千215万6千円を増額し、歳出で、地域支援事業費106万8千円、基金積立金4千万円、諸支出金8千563万2千円、予備費5千545万6千円をそれぞれ増額するものです。

次に、議案第62号、「令和元年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）について」でございますが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ同額とし、歳入歳出予算の総額を1億4千591万1千円とするものです。

歳入で、繰越金が517万円を増額し、繰入金517万円を減額するものです。

次に、議案第63号、「令和元年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」でございますが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ221万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億2千850万7千円とするものです。

歳入では、繰越金が221万3千円を増額し、歳出では、諸支出金2万円、予備費219万3千円を増額するものです。

議案第57号から議案第63号までの7議案につきましては、令和元年度一般会計及び特別会計の補正予算についてですので、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、認定第1号から認定第8号までの案件は、「平成30年度一般会計、特別会計及び事業会計に係る歳入歳出決算の認定について」でございますが、各会計の決算内容につきましては、各常任委員会でご審議いただくこととなっております。

一般会計では、歳入総額の177億8千434万5千円、歳出総額166億953万3千円、歳入歳出差引11億7千481万2千円、ここから、翌年度に繰り越すべき財源、繰越明許費1億642万4千円、事業繰越1億2千412万1千円を差し引きまして、実質収支額9億4千426万7千円となっております。

大津町国民健康保険特別会計外、各特別会計におきましても、歳入総額が73億929万6千円、歳出総額68億840万9千円でございます。

また、大津町工業用水道事業会計の決算では、収入済額7千21万1千円、支出済額1億891万3千円となっております。

決算の認定については、認定第1号から認定第8号までは、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定を求めるものでございます。

また、監査委員の審査意見書、決算資料及び主要な施策の成果を配付しておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、ここで大津町の平成30年度の決算状況について簡単にご説明を申し上げます。

まずは歳入でございますが、大津町の収入の約28.6%は、町民の皆さんや企業から納められた町税によるものです。町税総額は50億9千700万円で、昨年より6.3%増の3億80万円の増額となっております。内訳は、個人町民税は8.3%の増、1億1千900万円の増額となっております。法人町民税は、14%増の5千800万円の増額、固定資産税は、4.7%の増、1億1千700万円の増額となっております。

また、自主財源は、歳入全体の45.6%、81億3千700万円で、前年度比9.5%の減額となっておりますが、要因としては、平成29年度からの繰越金が前年度比5億7千200万円の減額とな

ったことが影響しています。

依存財源は、前年度比28.9%の39億5千万円の減額で、総額97億100万円となっています。減額の要因としては、災害廃棄物処理事業や、強い農業づくり交付金事業など、熊本地震関連事業の一部完了などにより、国庫支出金が33%の減、県支出金が27.4%の減、地方債が49%の減などがございます。

次に、歳出でございますが、総務費は、平成29年度に創設した熊本地震大津町復興基金積立及び繰越金の減に係る財政調整基金積立金等の減額により、7.2%の減となっております。民生費は、熊本地震に伴う住宅応急処理業務委託など、災害救助費関連の減額などにより1.5%の減、また、衛生費は災害廃棄物処理や、被災家屋の解体業務委託が完了したことにより、75.4%の大幅な減額となりました。

農林水産業費につきましては、被災農業者向け経営体育成支援事業や強い農業づくり交付金の減額が影響し、25%の減額となっております。

また、商工費についても、大津町工場等振興奨励基金積立金の減額により、54.4%の減額となっております。

土木費は、あけぼの団地改修事業が減となったものの、繰越事業の災害公営住宅建設事業が本格化したことに伴い、4.9%の増額となっております。

消防費については、楽善地区防災備蓄倉庫建設工事の完了などにより、5.2%の減となっております。

教育費は、運動公園多目的広場整備工事の完了などによる減額もありましたが、室小学校増築工事や学校給食センター増築事業などの増額が影響し、2.3%の増となりました。

災害復旧費は、運動公園総合体育館災害復旧事業や旧庁舎解体工事の完了などにより、14.1%の減となっております。

次に、性質別の歳出ですが、義務的経費は、年々増加傾向にあり、全体で67億4千800万円、2.8%の増となっております。

町債の残高につきましては、平成30年度末で163億3千400万円、前年度比3億4,800万円の増額となっています。これは、熊本地震関連事業の大規模盛土造成地滑動崩落防止事業や、災害公営住宅建設事業に伴う地方債の借入れなどが大きな要因となっております。

基金につきましては、平成30年度末の総額は54億6千600万円で、前年度比の5億3千100万円の増額となっています。

財政状況につきましては、全国の類似団体と比較しても健全財政を堅持しており、財政健全化法に基づく指標につきましても、国が示す「早期健全化基準」を超えるものはございませんでした。

熊本地震関連事業は落ち着きつつありますが、今後の経営経費の増加や公共施設の更新費用などが増額を考慮しますと、引き続き、健全財政の運営に努めることは必要不可欠と考えています。

以上、簡単でございますが、町の財政状況のご説明とともに、提案理由のご説明を申し上げますが、ご審議のうえ、ご議決、ご認定を賜りますよう、よろしく願いいたします。

なお、各会計の決算の認定以外の議案につきましては、所管部長より詳細説明をさせますので、よろしくお願いたします。

○議長（桐原則雄君） この際、念のため申し上げます。各部長の説明は、議案第48号から議案第56号まで、議案第57号から議案第63号まで分けて説明を求めます。

総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 皆さん、おはようございます。まず、議案第48号、「大津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」ご説明申し上げます。

議案集は1ページから14ページ、説明資料集は1、2ページになります。

本条例の制定の趣旨につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、会計年度任用職員が創設されたことに伴いまして、必要な事項について定めるものでございます。

説明資料集の1ページをお開きください。

はじめに、1. 地方公務員法及び地方自治法の一部改正の概要についてご説明申し上げます。

この制度につきましては、地方公務員法と地方自治法の改正によりまして、令和2年4月1日から施行されます、臨時・非常勤職員の新たな制度になります。

法改正の主な内容でございますけれども、①としまして、「特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化」については、特別職の非常勤職員については、労働性の高い通常の事務補助職員等であっても、特別職として任用され、一般職であれば課される守秘義務などの服務規律等が課されない者が存在していることから、法律上、特別職の範囲を制度が本来想定する「専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行う者」に厳格化をされまして、また、臨時的任用につきましては、本来、緊急の場合等に、選考等の能力実証を行わずに職員を任用する例外的な制度ですけれども、こうした趣旨に沿わない運用が見られることから、その対象を国と同様に、「常勤職員に欠員を生じた場合」に厳格化されたことに伴い、それぞれ新制度の趣旨に沿わない一部の特別職の非常勤職員、あるいは臨時職員につきましては、その制度から除外され、会計年度任用職員へ移行することになります。

それから、②の「一般職の会計年度任用職員制度を創設し、任用、服務規律等を整理するとともに、期末手当の支給を可能とする。」ということにつきましては、法律上、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度が不明確であることから、一般職の非常勤職員であります会計年度任用職員に関する規定を新たに設け、その採用方法や任期等を明確化し、また、会計年度任用職員につきましては、期末手当の支給が可能となるように、給付に関する規定を整備するものでございます。

次に、2の大津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

制定理由につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部改正によりまして、会計年度任用職員が創設されたことに伴い、任用職員の給与及び費用弁償に関し、必要な事項を規定するために条例を制定しようとするものであり、本町の臨時・非常勤職員等も原則として本制度へ移行するということになります。

それでは、（2）の主な制定内容の概要をご説明いたします。

第1条につきましては、趣旨に関する事項について規定をしております。

第2条で、会計年度任用職員の定義に関する事項について規定をしております、それぞれ勤務時間の長さによりフルタイム、パートタイムの会計年度任用職員としての定義を行っております。

第3条、それから第30条、31条につきましては、会計年度任用職員の給与に関する事項について規定をしております。それぞれの条文の中で給与の種類及び支給方法や控除、町長が特に認める給与について規定をしております。

それから、第4条から第17条につきましては、フルタイムで任用される会計年度任用職員に関する事項について規定をしております。フルタイム会計年度任用職員の給料表や職務の級・号給及び手当等の支給方法、あるいは減額の基準等について、常勤職員等の給与との権衡を考慮し、給与条例等を準用することなどをそれぞれ定めております。

第15条の期末手当につきましては、任期が6カ月以上の会計年度任用職員への支給について規定をしております。常勤の一般職の給与条例を準用し、最大で常勤職員と同様の支給割合（2.6月）としております。

第18条、第23条、第25条から27条につきましては、パートタイム会計年度任用職員の報酬に関する事項について規定をしております。フルタイム会計年度任用職員の規定を踏まえ、報酬額の算定方法のほか、日額等の区分、基準月額、支給方法等や減額の基準等について定めております。

第19条から第22条は、パートタイム会計年度任用職員の手当に相当する報酬に関する事項について規定をしております。

第24条につきましては、パートタイム会計年度任用職員の期末手当に関する事項について規定をしております。常勤職員の支給基準を踏まえ、パートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給基準について定めるもので、支給の要件については6カ月以上の任用期間かつ1週間当たりの平均時間が15時間30分以上のものと規則で定めるものとしております。

第28条及び第29条は、パートタイム会計年度任用職員の費用弁償に関する事項について規定をしております。

第32条は、会計年度任用職員の休職者の給与に関する事項について規定をしております。

附則で、この条例は令和2年4月1日から施行するものとしております。

続きまして、議案49号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明を申し上げます。

議案集は15ページから19ページになります。説明資料集は2ページからになります。

この条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、関係条例を整備する必要があるために一部改正を行うものでございます。

説明資料の2ページをお願いいたします。

第1条で、大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正では、第20条、「臨時または非常勤職員の給与」を新たに「会計年度任用職員の給与」に改め、会計年度任用職員の給与を、一般職の職員の給与条例の対象から除外し、別に条例で定めるよう規定をするものです。

第2条、職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正では、第3条第1項の文言の修正で「こえない」をひらがなから漢字表記に改めるものとあわせまして、今回の法改正で、会計年度任用職員が地方公務員法に位置づけられたことに伴いまして、分限処分の対象にもなることから、同条第4項を追加するものでございます。

第3条、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正につきましては、今回の法改正で会計年度任用職員が地方公務員法に位置づけられたことによりまして、懲戒処分の対象にもなりますけれども、パートタイム会計年度任用職員につきましては、手当に相当する額を除いた報酬について減給の対象となるよう規定を追加するものでございます。

第4条、特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正では、今回の法改正で、特別職非常勤職員の任用要件が厳格化されたことに伴いまして、法律上、特別職の範囲を、制度が本来想定する専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行う者に制限され、月額報酬の給付を受けるような労働性の高い特別職の委員については、会計年度任用職員での任用に移行することになります。

第4条第4項の規定につきましては、通勤手当相当の費用を費用弁償として支給することができる規定ですけれども、この規定が適用される月額報酬の給付を受ける労働性の高い特別職の委員につきましては、すべて会計年度任用職員での任用に移行することになりますので、今回の改正で削除を行うものです。

次に、別表におきまして、①労働性が高く会計年度任用職員へ移行する特別職の職員については、特別職の非常勤職員から除外されることになりまして、本条例の別表から削除いたします。

次に、大津町嘱託員の報酬及び費用弁償に関する条例で位置づけをしておりました「嘱託医等」につきましては、地方公務員法の第3条第3項第3号の特別職の非常勤職員の要件を満たすことから、別表に追加し、対象として整理をしております。

第5条、大津町職員の定数に関する条例の一部改正では、今回の法改正によりまして、臨時的任用職員は緊急の場合、臨時職に関するときの常勤職員に欠員を生じた場合に限定され、職員定数の対象となることとなりますけれども、その欠員が生じた職が臨時の職に関する場合については、臨時的任用を行う日から1年以内に廃止することが予想される職に関する任用であることから、限定的に定数条例の対象外と規定をしているものでございます。

第6条、一般職の職員の旅費に関する条例の一部改正では、一般職の職員として、常勤の職員と非常勤の職員となり、本条例の適用を受けますけれども、パートタイム会計年度任用職員の旅費につきましては、大津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定によりまして、公務のために旅行に要した費用については、旅費ではなく費用弁償として支給することとなりますので、一般職の職員から除く旨を規定したものでございます。

第7条、職員の育児休業等に関する条例の一部改正では、第5条の3第2項におきまして、育児休業中の職員の勤勉手当の支給についての規定ですけれども、会計年度任用職員は、地方自治法の改正によりまして、期末手当のみ支給可能となることから、勤勉手当の規定については、対象職員から会計

年度任用職員を除外する旨を規定するものです。

第6条は、育児休業した職員の職務復帰後における号給の調整についての規定ですけれども、会計年度任用職員の号給の調整は、経験年数を有する者など、限定的な適用となるため、対象職員から会計年度任用職員を除外する旨を規定するものです。

第9条では、部分休業をしている職員の給与の減額の取り扱いについて規定をしておりますけれども、第1項に会計年度任用職員を除外する規定を設け、第2項第1号には、パートタイム会計年度任用職員、第2号には、フルタイム会計年度任用職員が部分休業した場合の給与等の減額の規定を追加しております。

第8条、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正では、第18条、「臨時または非常勤の職員の勤務時間、休暇等」を「会計年度任用職員の勤務時間、休暇等」に改め、会計年度任用職員の勤務時間等をその職務の性質等を考慮して、規則で定める基準にしたがい、任命権者が定めるよう規定するものです。

第9条で公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正につきましては、今回の法改正に伴い、地方公務員法第22条第2項から第7項までの規定が削除されたことに伴いまして、本規定を引用しております条件付採用の規定について、引用条項の改正を行うとともに、条件付採用の漢字表記を改めるものでございます。

第10条、大津町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正では、改正後の地方公務員法第58条の2第1項において、フルタイムの会計年度任用職員については、人事行政の運営等の状況の公表の対象となることに伴い、条例改正を行う必要があることから、第3条中「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加えた規定を整備するものです。

附則で、この条例は令和2年4月1日から施行することとしております。

続きまして、議案第50号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について説明をさせていただきます。

議案集の20ページ、説明資料集の12ページをお願いいたします。

令和元年6月14日付けで成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴いまして、関係条例の整備を行うものでございます。

従来、成年被後見人、それから被保佐人であることだけを理由に資格を得ること、職種や業務等になることができないという、一律に廃除する仕組みとなっていましたけれども、成年被後見人や被保佐人であっても各資格や職種、業種等にとって必要な能力の有無について、個別的・実質的な審査を行う仕組みに見直すことになったものでございます。

その中で、町の条例のうち必要な条例改正が6条例ありまして、そのうちの5つの条例につきましては、地方公務員の第16条第1号で定めております、成年被後見人または被保佐人については、公務員の採用試験を受験できない。公務員になれない。それに伴い現職の途中に成年被後見人や被保佐人に認定されると自動的に失職してしまうということについて見直しをなされまして、削除されたということに関連しまして、町条例の改正を行うものでございます。



第1条で、大津町一般職の職員の給与に関する条例では、成年被後見人、それから被保佐人に該当して失職することを定める文言を除外するものです。

第2条で、職員の分限の手續及び効果に関する条例では、地方公務員法第16条第1号が削除されることに伴いまして、引用先の地方公務員法の規定である16条の第2項が第1項に繰り上がることに伴い、引用条文のずれにより対応するものでございます。

第3条の技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例では、成年被後見人や被保佐人に該当して失職することを定める文言を除外するものです。

次に、第4条、一般職の職員の旅費に関する条例では、改正前の地方公務員法第16条第2号、第3号、第4号を引用してるんですけれども、第1条の削除により繰り上がることに伴い、引用条文がずれることに伴うものでございます。

次に、第5条、大津町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例では、成年被後見人や被保佐人が消防団員になることができないということを定める文言を除外するとともに、その他語句の修正を行うものです。

児童福祉法の第34条の20第1項で規定します養育里親や養子縁組里親になれない場合として、第1号で成年被後見人や被保佐人の場合を定めていますけれども、この条文におきましても今回の一連の法改正の中で削除し、条文が繰り上がることになったところです。

その中で、第6条で、大津町家庭的保育事業等の整理及び運営に関する基準を定める条例では、引用する児童福祉法の第34条の20第4号が第3号に繰り上がることに伴い、引用条文がずれることに伴うものでございます。

附則で、令和元年12月14日から施行するとしてしております。

続きまして、議案第51号、瀬田地区避難所の設置及び管理に関する条例について説明をさせていただきます。

議案集は23ページ、説明資料集は20ページをお願いいたします。

今回、町の復興まちづくり計画に基づきまして整備いたします、瀬田地区避難所の設置及び管理について条例を制定するものでございます。

避難所設置の経緯でございますが、指定避難所であります大津東小学校が水害時には使用できないため、大津東小学校での収容予定人数を菊阿体育館で確保できるよう体育館南側に整備をし、拡充するものです。

施設の規模につきましては、200㎡、約70人分となっております。

条例の内容についてご説明いたします。

第1条の設置目的につきましては、町民の生命及び財産の安全確保を図り、また、防災に関する啓発、教育、訓練の場、そして地域活動、それから災害発生時の避難場所ということで位置づけをしております。

第2条の建物の名称等につきましては、瀬田地区避難所として、位置は記載のとおりでございます。

第3条で、使用の許可、4条で、使用の不許可を示しております。

第5条で、使用料につきましては、避難所ということでもありますので、無料とすると規定をしております。

第6条で、許可の取り消しについての規定、第7条で、損害賠償、第8条で、免責についての規定をしています。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

なお、平常時につきましては、防災学習など地域活動の場として活用することを予定をしております。

次に、議案第52号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案集は27ページ、28ページ、説明資料集は23、24ページをお願いいたします。

今回の条例改正は、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が施行され、職員の健康管理に努める必要があることから、国家公務員の超過勤務命令の上限等が人事院規則で規定されたことに伴いまして、条例において必要な事項を規則で定める旨を規定するものでございます。

説明資料の23ページをお願いいたします。

1の時間外勤務命令の上限の設定につきましては、規則に委任する時間外勤務命令の上限の設定等について記載をしております。

上限設定の目的は、長時間労働の防止、上限設定の内容につきましては、職員に時間外勤務を命じる場合には職員の区分に応じ、それぞれに定める時間及び月数の範囲で必要最小限の時間外勤務を命ずることとしております。

時間外勤務を命じることができる上限につきましては、①通常の部署については、月45時間かつ年間360時間、②が他律的な業務の比重の高い指定部署に勤務する職員に対しては、月100時間かつ年間720時間を限度としております。ただし、③で、大規模な災害対応等やむを得ない特例業務の場合につきましては、この上限を超えるとされております。また、任命権者は、時間外勤務を命じることが公務の運営上やむを得なかったのかを事後に検証することとされております。

それから、2の健康確保措置の強化につきましては、国の通知等におきまして、1カ月について100時間以上または2ないし6カ月平均で80時間を超える時間外を命じた場合には、本人からの申し出がなくても当該職員に対して医師による面接指導を行うものとするなど、長時間労働は、職員の心身の健康及び福祉に害を及ぼす恐れがあることから、必要最小限にとどめるよう努めることとされております。

それから、3の職員の時間外勤務時間の適切な把握についてですけれども、国の通知等において、職員の時間外勤務について、その年月日、職員の氏名及び当該日の時間外勤務時間数を記録するなど、常に職員の勤務時間外の状況や健康状態の把握に努めることとされております。

附則で、この条例は令和元年10月1日から施行することとしております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長豊住浩行君。

○住民福祉部長（豊住浩行君） おはようございます。議案第53号、大津町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案集は29ページから31ページになります。また、説明資料集は25ページから28ページになります。

説明資料集の25ページにて説明をいたします。今回、3つの改正内容がございます。

1の印鑑登録原票及び印鑑登録証明書の性別表記を削除することですが、大津町では、現在、申請書等における性別欄については、法的実務的に問題がない分については廃止する取り組みを行っており、総務省からも省略しても差し支えないとの通知もあり、性的少数者（LGBT）へ配慮するため、性別欄の削除を行うものです。

2のコンビニ交付サービス開始に伴う印鑑登録証明書の交付申請及び交付についてですが、コンビニ交付サービスの実施を令和2年1月20日からの実施を目指しております。個人番号カードを利用し、操作することにより本町の電子計算機と接続したコンビニの多機能端末機から証明書を交付するものです。

3の旧氏による印鑑登録についてですが、住民票などにおける旧氏の記載が11月5日より施行されます。今回の改正は、社会において旧氏を使用しながら活動する女性が増加している中で、様々な活動の場面で旧氏を使用しやすくするという女性活躍推進の観点から、印鑑登録においても、平成31年4月17日に、総務省の事務処理要領の一部改正が行われ、旧氏が取り扱いできるようになるため、条例改正を行うものでございます。住民票や個人番号カードに旧氏を記載する請求手続きを行った場合に印鑑証明書に旧氏が記載されるとともに、旧氏による印鑑登録が可能となるものです。

議案集31ページをお願いいたします。

附則において、施行期日は令和元年11月5日から適用するとし、第10条の規定の個人番号カードを利用したコンビニ等の証明書の交付につきましては、令和2年1月20日としております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） おはようございます。議案第54号、大津小学校校区学童保育施設の指定管理者の指定についてご説明いたします。

議案集は32ページから33ページ、説明資料集は29ページから31ページになります。

大津町学童保育施設の管理及び運営を効果的かつ効率的に行わせるために、指定管理者を指定するものでございます。

説明資料29ページをお願いいたします。

1、対象施設は大津小学校校区学童保育施設です。この施設は、現在、大津小学校敷地に建築を進めている施設でございます。

2、目的は、保護者が労働等により、昼間、家庭にいない小学校の児童に対し、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全な育成を図るために設置した施設でございます。この設置目的をより効率的かつ効果的に達成するため、学童保育に実績があり、地域等の活力を積極的に活用でき

る法人に指定管理者として指定することで、事業効果の向上を図るものでございます。

3、令和2年度以降の指定の期間等の（1）指定の期間は、令和2年4月1日から令和6年3月31日までの4年間でございます。（2）指定管理料は、国の放課後児童健全育成事業の基準額を基に、事業年度前に協議のうえ、額を決定し、会計年度を基準として予算の範囲内で支出予定でございます。

なお、障がい児の受け入れが見込まれた場合につきましては、別途の基準により支出予定でございます。

4、指定管理候補者の選定の経過の（1）指定管理候補者の選定は、公募を実施し、事業計画書の提出、書類及びプレゼンテーション審査、申請者の基本理念、経営及び資産状況、事業計画の提案内容、管理運営方針などについて、大津町指定管理者選定委員会の評価により選定したものでございます。（2）の指定管理者選定委員会の設置は、外部有識者4名を含む7名で組織された委員会を令和元年8月20日に開催しました。申請者は、特定非営利活動法人NPO子どもサポート・みんなのおうちの1者でございました。会議では、申請者からのプレゼンテーションの後に質疑応答を行ったところです。

30ページをお願いいたします。

審査は、条例で定める5つの審査基準に基づき、10の審査項目、23の評価基準により各審査委員において審査を行いました結果、100点満点で平均76.529点となりました。

5、指定管理候補者につきましては、審査結果を踏まえて、申請者の特定非営利活動法人NPO子どもサポート・みんなのおうち、理事長江口竜一様となりました。

説明資料は31ページをお願いいたします。

申請者、NPO子どもサポート・みんなのうちの指定管理者選定委員会における審査結果でございます。

5つの審査基準ごとの配点、平均点、合計点については記載のとおりでございます。

続きまして、議案第55号、大津南小学校校区学童保育室の指定管理者の指定についてご説明いたします。

議案集は34ページから35ページ、説明資料集は32ページから34ページになります。

議案第54号と同様に、大津町学童保育施設の管理及び運営を効果的かつ効率的に行わせるために指定管理者を指定するものでございます。

説明資料32ページをお願いいたします。

1、対象施設は、大津南小学校校区学童保育施設です。

なお、2の目的から4の指定管理候補者の選定の経過の中で、議案第54号と同じ内容につきましては、説明を省略し、異なる部分の主な内容について説明させていただきます。

4、指定管理者候補者の選定の経過の（2）指定管理者選定委員会の設置の②申請者、現在の指定管理者である、社会福祉法人白川園の1者でございました。

33ページをお願いいたします。

審査結果は、100点満点で平均72.914点となりました。

5、指定管理候補者につきましては、審査結果を踏まえて、申請者、社会福祉法人白川園、理事長吉良朋広様となりました。

説明資料34ページをお願いいたします。

申請者、社会福祉法人白川園の指定管理者選定委員会における審査結果でございます。

5つの選定基準ごとの配点、平均点、それと合計点については記載のとおりでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長村山龍一君。

○土木部長併任工業用水道課長（村山龍一君） おはようございます。議案第56号、町道の路線認定についてご説明いたします。

議案集の36と37ページ、説明資料35ページをお願いいたします。

路線番号347、路線名、町道北側復旧ルート取付線、延長282mで、起点は大津町大字古城字六番東原から、終点は大津町大字古城字二番東原でございます。

今回の町道認定は、国道57号北側復旧ルートの取り付け道路を設置するものですが、接続先が林道菊池人吉線であり、道路法上の道路ではないため、県道北外輪山大津線（通称：ミルクロード）と林道菊池人吉線の交差点から林道菊池大津線の一部を道路法上の道路とする必要があるため、町道の認定をお願いするものでございます。

以上、議案第56号につきましては、町道の路線認定についての議案ですので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。11時05分より再開します。

午前10時55分 休憩

△

午前11時05分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第57号から議案第63号までの説明を求めます。

総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 議案第57号、令和元年度大津町一般会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものにつきましては、平成30年度の決算に伴います繰り越しと、普通交付税及び臨時財政対策の確定などによる、財政調整基金及び公共施設整備基金等への積み立てや、幼児教育無償化に伴います保育給付費等の補正でございます。

また、熊本地震関連では、宅地耐震化推進事業の補正等を計上しております。

補正予算書の1ページをお願いいたします。あわせて、別紙補正予算書の概要をご参照をお願いいたします。

第1条で、既定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ14億7千235万4千円を追加し、予算の総

額を172億8千319万9千円とするものでございます。

第2条で、地方債の変更を「第2表地方債補正」のとおりとしております。

8ページをお願いいたします。地方債の変更でございます。1の臨時財政対策債は、普通交付税算定におきまして、臨時財政対策債の借入額が確定したことに伴う減額の変更になります。次の5と7、町道整備事業につきましては、事前協議による起債対象事業の変更によりまして、地方道路整備事業債から一般事業債へ変更するものでございます。9の都市再生整備計画事業は、国庫補助金の内示確定等により変更するものでございます。次の11、公園施設の長寿命化対策支援事業は、こちらも国庫補助金の内示による補正でございますけれども、国庫補助金が当初見込みよりも増額されたため、事業を前倒して実施をするものでございます。14の一般公共事業は、県営かんがい排水事業の事業費増に係る負担金の増額に伴う変更でございます。

それでは、歳出から主なものをご説明をいたします。

18ページをお願いいたします。款の2、項の1、目の6企画費は、県内の少子化対策としまして、結婚、妊娠、出産にいたる一連の取り組みを強化するため、新たに導入されます、少子化対策総合交付金事業に係る補助金でございます。

続きまして、目の13臨時財政等基金費については、平成30年度の繰越額確定に伴い、繰越額の2分の1を下回らない金額を財政調整基金へ、また、公共施設の更新等の財源としまして、公共施設整備基金へ積み立てるものが主なものでございます。

19ページをお願いいたします。項の3、目の1戸籍住民基本台帳費、節の13委託料は、旧姓での印鑑登録を可能とするためのシステム改修でございます。

20ページをお願いいたします。款の3、項の2、目の4保険給付費、節の20扶助費は、幼児教育無償化に伴います認可外保育、預かり保育、新制度未移行幼稚園への保育給付費の増額補正でございます。

次に、款の4、項の1、目の1保健衛生総務費、節の19補助金は、款の2の企画費でご説明いたしました、少子化対策総合交付金事業の一つでございまして、一般不妊治療に係る補助金でございます。

21ページをお願いいたします。款の6、項の1、目の3農業振興費、節の19補助金は、集落営農法人が整備します、農業用機械の格納庫整備に係る補助金でございます。

続いて、目の6農地費、節の19負担金は、県営事業、第二下井手かんがい排水事業の事業費増に伴う、町負担分の増額補正でございます。

目の9農業用集落排水費、節の28の繰出金は、平成30年度決算に伴います農業集落排水特別会計への繰出金を減額するものです。

22ページをお願いいたします。款の7、項の1、目の4企業誘致推進費は、今後、立地協定に伴う町内進出企業への補助金の支出を見込み、大津町工業等振興奨励基金へ積み立てを行うものです。

続いて、款の8、項の2、目の2道路維持費、節の15工事請負費は、美咲野3丁目にございます、調整池の浚渫工事でございます。

目の3道路新設改良費、節の17公有財産購入費は、町道桜町57号線及び町道美咲野大津線の道路改良工事に係る用地の購入費です。

目の4社会資本整備総合交付金事業費は、事業期間の延期に係る事業内容の見直しや室工業団地4号線の設計内容変更等によりまして、予算の組み替えを行うものでございます。

23ページをお願いいたします。項の3、目の2公園緑地費、節の13委託料及び節の15工事請負費につきましては、今年度の国庫補助金内示額の増額に伴い、事業を前倒しで実施するため、工事費及び監理委託費を計上するものでございます。

目の3公共下水道費、節の28の繰出金は、平成30年度決算に伴い、公共下水道特別会計への繰出金を減額するものです。

次の目の6熊本地震関係費、節の19補助金は、宅地耐震化推進事業に係る補助金の増額補正でございます。本年度をもって、熊本地震対応での国庫補助事業が終結することから、今回、補正予算を計上するものでございます。

24ページをお願いいたします。款の8、項の4、目の2住宅維持費、節の11需用費は、あけぼの団地等の空き部屋修繕等に係る増額補正です。

続きまして、款の9、項の1、目の4水防費、節の3職員手当等は、水防班で出動しました職員に対する管理職員特別勤務手当と時間外勤務手当の増額補正でございます。

25ページをお願いいたします。款の10、項の2、目の1学校管理費、節の13委託料は、大津南小学校校舎の雨漏りの状況を踏まえまして、今回、屋上の全体的な改修を計画していることから、設計業務委託費を補正するものでございます。

続きまして、節の15工事請負費は、大津東小学校のプール濾過機改修工事が主なものでございます。

26ページをお願いいたします。款の10、項の3、目の1学校管理費、節の13委託料は、こちらも大津中学校の雨漏りの状況を踏まえまして、屋上の全体的な改修を計画していることから、設計委託費を補正するものでございます。

次に、項の4、目の1幼稚園費、節の19補助金は、幼児教育無償化に伴います私立幼稚園就園奨励補助金の減額補正でございます。

28ページをお願いいたします。項の5、目の6生涯学習施設運営費、節の15工事請負費は、オークス談話室空調機の入替え工事に係る増額補正になります。

その下、目の9熊本地震関係費、節の19補助金の地域コミュニティ施設等再建支援事業費補助金につきましては、地震で被災しました、地域のコミュニティの場として利用されている施設の復旧費用に対する補助金であります。今回は、町区の窪田阿蘇神社1件分を計上をしております。

29ページをお願いいたします。款の11、項の1、目の2林業用施設災害復旧費、節の13委託料は、熊本地震からの復旧において付け替えを行いました、林道瀬田裏線の確定測量に係る測量設計費でございます。

款の13予備費で、財源の調整をしております。

次に、歳入をご説明いたします。

12ページをお願いいたします。款の11、項の1、目の1地方交付税です。普通交付税は、交付額の確定に伴う減額で、特別交付税につきましては、宅地耐震化推進事業の特別交付税措置分の増額でございます。

款の13、項の1、目の4農林水産業費負担金は、林道瀬田裏線の確定測量に係る関係市町村からの負担金です。

款の14、項の1、目の5教育使用料、節の2幼稚園使用料現年度分は、大津幼稚園、陣内幼稚園分の使用料でございまして、幼児教育の無償化に伴い、使用料を減額し、臨時交付金へ組み替えるものでございます。

13ページをお願いいたします。款の15、項の1、目の1民生国庫補助金、節の1児童福祉費負担金で、子育てのための施設等利用給付交付金は、歳出でご説明いたしました、幼児教育無償化に伴います認可外保育所等への給付費に係る補助金でございます。

また、その下、子ども・子育て支援臨時交付金につきましても、無償化に係る給付費等が主なものでございますが、今年度に限り、町負担分についても臨時交付金で補てんされることとなっております。

項の2、目の3土木費国庫補助金、節の2都市計画費補助金につきましては、歳出でご説明いたしました、宅地耐震化推進事業に係ります国庫補助金の増額が補正の主なものでございます。なお、社会資本整備総合交付金につきましては、いずれも内示額確定に伴います補正でございます。

目の4教育費国庫補助金、節の3私立幼稚園就園奨励費は、幼児教育無償化に伴う就園奨励補助金の減額に係る補正でございます。

14ページをお願いいたします。款の16、項の2、目の3衛生費県補助金、節の3衛生費補助金は、新規事業でございまして、少子化対策総合交付金事業に係る県の補助金でございます。

次に、目の4農林水産業費県補助金は、款6の農業費でありました、集落営農法人の農業用機械格納庫整備に係る県補助金でございます。

15ページをお願いいたします。款17、項2、目2有価証券売却収入は、阿蘇くまもと空港民営化に伴います、熊本空港ビルディング株式の売却収入になります。

款の19、項の1、目の1介護保険特別会計繰入金は、平成30年度決算に伴い、介護保険特会から繰り入れるものでございます。

16ページをお願いいたします。款の20、項の1、目の1繰越金は、平成30年度決算に伴います繰越金です。

款の21、項の4、目の2雑入の大津保育園副食費は、無償化に伴います園児の副食費実費徴収分でございます。保育料は無償化となりますけれども、保育料に含まれていた副食費分は無償化の対象外となりますので、雑入で受け入れるものでございます。

その下、被災農業者向け経営体育成支援事業補助金返還金は、実績により返還が生じた対象者1件分の返還金でございます。



目の3過年度収入は、児童手当交付金の過年度分の実績額確定に伴う追加交付分です。

款の21町債は、地方債補正で説明したとおりでございます。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長豊住浩行君。

○住民福祉部長（豊住浩行君） まず、議案第58号、令和元年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。補正予算の概要書は9ページになります。

今回の補正につきましては、歳入では、平成30年度の国民健康保険特別会計歳入歳出の額の確定に伴います繰越金の増額補正と、歳出では、国民健康保険基金への積み立てを行うための増額の補正等でございます。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1千50万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億2千336万9千円とするものでございます。

まず、歳出についてご説明いたします。

予算書9ページ、概要書も9ページをお願いいたします。

款7、項1、目1国民健康保険基金積立金の増額補正は、医療給付費の上昇等に伴う国民健康保険事業費納付金の増額や過年度分の精算に備えるため、前年度繰越金のうち、3千万円を基金に積み立てるものでございます。

款10予備費で財政の調整を行っております。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

予算書の8ページをお願いいたします。概要は9ページになります。

款7、項1、目1繰越金は、平成30年度国民健康保険特別会計の歳入歳出の額の確定に伴うもので、前年度繰越金として1億1千50万9千円を増額するものでございます。

以上です。

次に、議案第61号、令和元年度大津町介護保険補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

介護保険特別会計補正予算書の1ページをお願いいたします。概要書は10ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、基金積立金と過年度分の介護保険特別会計歳入歳出の額の確定に伴います過年度返還金の補正が主なものでございます。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8千215万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億3千348万7千円とするものです。

まずは、歳出からご説明いたします。

介護保険特別会計補正予算書は9ページ、概要は10ページをお願いいたします。

款3、項3、目2任意事業費、節1報酬及び、節9旅費の増額補正は、高齢者等見守りネットワークの再構築事業を行っていく上で、技術的経験を有する専門の非常勤職員として、仮称ではござい

すが、地域見守り相談支援員1名を配置するもので、警察OBなどを想定しております。非常勤職員報酬1人104万4千円と、交通費相当分の費用弁償2万4千円、10月から半年の6カ月分の補正になります。

次に、款4、項1、目1介護保険給付費準備金積立金、節25積立金の補正は、平成30年度の決算による余剰金を介護給付費準備基金に4千万円の増額補正を行うものです。本年度、余剰金約5千900万円で、その内4千万円を基金に積むことで、会計内残額の予備費が7千万円台となり、前第6期介護保険計画の中間年度と同水準になります。

続きまして、補正予算書の10ページをお願いいたします。

款5、項1、目1第1号被保険者保険料還付金、節23償還金、利子及び割引料の増額補正36万3千円は、修正申告により過年度分の保険料還付金でございます。

款5、項1、目2償還金、節23償還金、利子及び割引料の増額補正6千476万9千円は、平成30年度介護給付費等の精算により国県への返還金でございます。

款5、項2、目1一般会計繰出金、節28繰出金の増額補正2千50万円は、平成30年度給付費、事務費等の精算により町一般会計へ繰り出すものでございます。

続きまして、補正予算書の11ページをお願いいたします。

款6予備費5千545万6千円は、歳入歳出それぞれ補正の財源調整を行っております。

歳出は、以上でございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

補正予算書の8ページをお願いいたします。概要書は10ページです。

款8、項1、目1繰越金は、前年度繰越金確定によるもので1億8千215万6千円の増額補正を行うものでございます。

介護保険特別会計は以上でございます。

続きまして、議案第63号、令和元年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。補正予算の概要書は11ページになります。

今回の補正につきましては、平成30年度の後期高齢者医療特別会計歳入歳出の額の確定に伴います繰越金の増額補正が主なものでございます。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ221万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2千850万7千円とするものでございます。

まず、歳出についてご説明いたします。

予算書の8ページ、概要は11ページでございます。

款4、項1、目3償還金の2万円の増額補正は、保険料の軽減特例の見直しに対応するためにシステム改修に係る国庫補助金について、額の確定に伴い国へ返還するものでございます。

款5予備費で財源の調整を行っております。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

予算書の7ページをお願いいたします。

款5、項1、目1繰越金は、平成30年度後期高齢者医療特別会計の歳入歳出の額の確定に伴うものでございます。前年度繰越金として221万3千円の増額をするものでございます。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 経済部長田上克也君。

○経済部長（田上克也君） こんにちは。議案第59号、令和元年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

議案集は40ページ、補正予算書の概要は9ページをお願いいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5千388万1千円とします。

歳入からご説明申し上げます。

補正予算書の7ページをお願いいたします。款の4、項の1、目の1、節の1前年度繰越金でございます。前年度繰越金の確定に伴い12万8千円を増額するものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

補正予算書の8ページをお願いいたします。款の2、項の1、目の1予備費でございます。歳入でご説明いたしました前年度繰越金の補正分を予備費で財源調整しております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長村山龍一君。

○土木部長併任工業用水道課長（村山龍一君） 議案第60号、令和元年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明いたします。

別冊の補正予算書2ページをお願いいたします。補正予算の概要については9ページになります。

今回の補正の主なものは、決算の確定によるものでございます。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ同額とし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8千157万4千円とするものです。

最初に、7ページの歳入からご説明いたします。款4、項1、目1一般会計繰入金、節1一般会計繰入金を前年度繰越金の確定に伴い減額し、款5、項1、目1繰越金、節1前年度繰越金2千5万2千円を増額補正するものでございます。

次に、歳出につきましてご説明いたします。

8ページをお願いいたします。款2、項1、目2利子につきましては、財源を組み替えたものでございます。

続きまして、議案第62号、令和元年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをお開きください。補正予算の概要につきましては11ページになります。

今回の主なものは、決算の確定によるものでございます。

予算書の1ページをお開きください。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ同額とし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4千591万1千円とするものです。

7ページの歳入からご説明いたします。款3、項1、目1一般会計繰入金、節1一般会計繰入金を前年度繰越金の確定に伴い減額し、款4、項1、目1繰越金、節1前年度繰越金517万円を増額補正するものでございます。

次に、歳出につきましてご説明いたします。

8ページをお願いいたします。款2、項1、目2利子につきましては、財源を組み替えたものでございます。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 次に、決算認定について、監査委員から審査意見書が町長に提出されていますので、その説明を求めます。

代表監査委員松永高春君。

○代表監査委員（松永高春君） こんにちは。それでは、平成30年度大津町一般会計、特別会計決算及び各基金の運用状況、審査意見書に基づき、報告いたします。

1ページをお願いします。

第1章、審査の概要の1、審査を執行した監査委員から4、審査の場所については、記載のとおりです。

5、審査の方法については、町長から提出された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について審査を行った。また、審査にあたっては、例年のとおり、①から⑧までの各項目に主眼を置き、慎重に審査を実施した。

2ページをお願いします。

平成30年度の国の経済見通しによると、緩やかな回復が続いており、企業収益が過去最高を記録する中で、設備投資が増加するとともに、雇用所得環境の改善によって個人消費の持ち直しが続くなど、経済の好循環が着実に生まれつつあると分析されている。こうした経済状況を背景に、町では、今後8年間のまちづくりの目標を定めた第6次大津町振興総合計画が平成30年度からスタートし、新庁舎建設や防災拠点機能の整備をはじめ、地域間の人口格差への対策など、持続可能なまちづくりの実現に向けて取り組みを進めている。あわせて、熊本地震からの復旧・復興についても引き続き継続した事業展開が求められており、今後もより一層限られた財源の有効かつ効率的な活用を図る必要がある。そのような中、我が町の平成30年度の決算は、一般会計の歳入総額177億8千434万5千円、歳出総額166億953万3千円で、対前年度比、歳入でマイナス21.3%、歳出でマイナス20.5%となっている。歳入歳出の状況については、先ほど町長から説明がありましたので省略いたします。

下から5行目、国の財政支援等で熊本地震による財政状況の悪化は避けられた部分はあるが、人口増に伴う扶助費等の経常経費の伸びは年々大きくなっており、将来の財政状況はさらに厳しくなるこ

とが予測される。限られた財源の中で、地域の実情や町民ニーズを反映した施策を展開するため、行政の役割を見極め、事業の選択を行うとともに、町民や関係機関などとの連携推進に力を注ぐ必要がある。

3ページをお願いします。

こうした状況の中で、実施した今回の決算審査においては、平成30年度の一般会計並びに各特別会計について、関係する帳簿及び伝票、台帳等の証拠書類と照合した結果、証憑書類の処理や整理保存に若干の不備はみられたものの、審査した範囲内においては、係数及び金額について謝りは認められなかった。

基金の運用管理については、毎月行っている例月出納検査でも確認しているが、基金台帳、預金通帳、証書を1件ごとに審査した結果、適切に管理されていることが確認された。有価証券及び出資による権利の各項目については、会計課保管の証書の確認及び担当課から内容の確認を行った結果、適切に管理されていることが確認された。

4ページから25ページまでは一般会計の歳入歳出の状況、財政全般及び主な財政指標について記載をしておりますが、状況の変化や重要と思われる点に関してページごとに説明いたします。

第3章の1、歳入状況についてですが、町税全体の歳入総額は50億9千743万7千円で、前年度と比較して6.3%、3億79万9千円の増額となっている。これは4から5ページに内容を記載しておりますが、個人町民税や法人町民税の増額、固定資産税は熊本地震による建て替え等による個々の税額が上がったことが要因と考えられる。そのような中、徴収率は平成30年度で96.46%、前年度比で0.36ポイント増加となり、平成20年度のリーマンショック以降で最高を更新したことについては、職員の徴収努力を大いに評価したい。今後も広域的な取り組みや効果的な財産調査を行い、個々に対応した納税交渉、滞納整理を実施するなど、公平、公正な税制維持のためにも引き続き徴収強化に期待する。

6、7ページをお願いします。

分担金及び負担金の中で85.0%を占める児童福祉費負担金については、現年度分の徴収率が99.39%と前年度に比べ0.04ポイント下がっている。収入未済額を減少させるためには、滞納の初期段階での対応が重要と思われるので、引き続き、保育園と連携しながら一層の徴収率向上に努めてもらいたい。

8、9ページをお願いします。

使用料及び手数料については、第3表のとおり、全体の徴収率が95.87%で、前年度と比較して0.21ポイント増加している。町営住宅については、平成30年度末時点で入居戸数702戸あり、入居者の固定化や高齢化などの課題を抱えている。また、建物の老朽化が進んでいる団地の中には、入居希望が少ない点や修繕に時間を要する点など、苦慮する点も多く、大規模改修や廃止も含めた計画的な整備改修が急がれる。加えて、今後は災害公営住宅建設に伴い、さらに戸数が増えるため、維持管理及び徴収事務について、法令等も含めた業務マニュアルなどにより、事務事業の流れを可視化し、職員の異動があっても適切かつ継続的に対応できるよう努めてもらいたい。

10ページをお願いします。

諸収入については、平成30年度の収入済額は1億4千321万3千円で、前年度から5千954万3千円減少している。雑入で受け入れた建物災害共済金の増額要因はあるものの、熊本市町村振興協会交付金の減額が大きく影響している。諸収入の徴収率は85.16%で、徴収率を下げている主な要因は住宅新築資金貸付収入の未納分である。貸付金の性格上、返済期間が長期化にわたるため、面談記録の保存、返済計画の書面化により、事務執務を徹底するとともに、繰越調定処理など適切な徴収事務の執行及び個別の状況に応じた納付相談に努め、着実な収納を目指してもらいたい。

11ページをお願いします。

不納欠損額及び収入未済額ですが、町税の不納欠損額は2千464万6千円で、前年度より650万9千円増加している。前年度と比較すると不納欠損全体の件数は減少しているが、固定資産税は不納欠損の額が766万円増加している。

一方、12ページの第6表に示す収入未済額18億7千647万4千円は、主に熊本地震関連事業で、翌年度へ繰り越したものの影響によるものである。

13ページ、2、歳出の状況についてですが、平成30年度の普通会計の歳出総額は166億1千105万8千円で、前年度と比べると42億9千441万8千円、20.5%の減額となっている。人件費については、第1表のとおり、前年度より2千147万4千円減額の18億1千61万1千円となっている。これは7級制導入などに伴う職員給の増額があったものの、地震対応による時間外勤務手当や退職金の減額が影響していると思われる。

14ページをお願いします。

物件費の平成30年度末の決算額は17億7千276万7千円で、前年度に比べ30億3千838万8千円の大幅減額となっている。主な要因は、災害廃棄物処理業務や被災家屋解体業務などの熊本地震に伴う業務委託が完了したことによるものである。

15ページをお願いします。

扶助費は年々増加傾向にあり、平成30年度の決算で34億8千406万7千円、前年度より4.7%の伸びを示し、以前として義務的経費増加の主因となっている。高齢社会から超高齢社会へ突入している現在において、今後さらに深刻化することが予測され、財政硬直化の要因となることが大いに懸念される。

16ページをお願いします。

扶助費等は平成30年度の決算額27億1千851万円で、前年度より9億5千108万2千円の減額となっている。これは熊本地震に伴う補助事業の完了によるものが主な要因である。菊池環境保全組合と菊池広域連合消防本部の近年の負担金の推移は、17ページ、第4の2表のとおりである。菊池環境保全組合負担金は、令和3年の供用開始を目指す新環境工場の建設工事も開始され、今後は大きな投資が見込まれている。町の負担を少しでも減らすためにさらなるごみの減量化などに向けた継続的な取り組みが求められる。

繰出金は、平成30年度の決算額13億5千386万3千円で、前年度より1千229万7千円の

減額となっている。

18ページ、第5、2表に示すとおり、介護保険特別会計と後期高齢者医療特別会計については、少子高齢化の進行とほぼ連動する形で介護保険認定者数や被保険者数、並びに保険給付費や保険料も増加しているため、繰入金も増加傾向にある。

19ページ、3、財政全般についてですが、税収の状況について、第1表税収の推移で示していますが、状況説明は4ページでも述べましたので省略いたします。

21ページをお願いします。

財政調整基金や減災基金などの各種の基金の積み立ては、第2表各基金の推移のとおりです。平成30年度末の基金の総額は54億363万円で、財政調整基金は最終的に2億円を取り崩しているが、繰越分として6億1千941万6千円の積み立てを行ったため、4億1千941万6千円の増額となった。公共施設整備基金等を取り崩しているが、減災基金は熊本地震災害廃棄物処理基金補助金1億710万3千円等を積み立て、また、その他庁舎建設基金等を積み立てていることから、基金総額は前年度より5億3千133万1千円の増額となっている。

22、23ページをお願いします。

公債費は、14億5千282万4千円で、平成24年度から増加傾向にあり、熊本地震の影響による今後も増加する見込みである。第3、2表に示す平成30年度末の普通会計の地方債残高は、163億3千376万1千円、前年度に比べ3億4千831万7千円の増額となっている。これは熊本地震に係る大規模盛土造成地滑動崩落防止工事や災害公営住宅建設事業などに伴う起債が主な要因である。

24、25ページ、4主な財政指標についてですが、平成30年度は実質収支比率は12.9%で、前年度比2.8%下がっている。主な要因は税収増加等に伴い、標準財政規模が増加したためである。

次に、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は平成30年度は86.8%と前年度より0.2%減少している。この要因については、24ページで述べていますが、平成30年度は景気の緩やかな回復傾向により、法人町民税が増収となったが、今後の推移には注視が必要であり、引き続き、経常経費の抑制に努める必要がある。また、平成30年度の財政力指数は単年度で0.763となり、3年間の平均値は0.744となった。税収増により基準財政収入額は増加しているが、基準財政需要額の公債費も増加していく見込みであるため、今後も十分な注意が必要である。

ここで、別に配付しています、平成30年度財政健全化審査意見書と公営企業会計経営健全化審査意見書をお願いします。

1、審査の概要、2、審査の結果の総合意見については、いずれも適正に作成されているものと認められる。また、個別意見の実質赤字比率と連結実質赤字比率についても良好な状態を示している。ただ、実質公債費比率については、10.6%となっている。早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っており、良好な状態を示しているものの、平成29年度の熊本県内市町村平均値7.7%と比べると決して低い数値とは言えない。なお、公営企業会計、経営健全化審査意見書については記載のとおりです。

次に、元の意見書に戻りまして、28ページをお願いします。

第5章、特別会計に関する審査意見ですが、最初に国民健康保険特別会計を支える国民健康保険税の収納状況は第1表のとおりである。平成30年度の収入済額は5億8千782万9千円で、前年度より1千967万3千円の増額となっている。徴収率は、前年度より1千967万3千円の増額となっている。徴収率は、前年度から0.13ポイント減の93.78%となった。また、平成30年度の収入未済額が1億5千450万1千円で、前年度より163万1千円の増加、不納欠損額は1千512万8千円となっている。徴収率は83.78%と決して十分な率とは言えない状況である。今後も不納欠損額及び収入未済額の減少により一層努力願いたい。

29ページをお願いします。

国民健康保険制度改革により、平成30年度から町単独運営から県と町共同運営となる都道府県単位化がスタートした。県は、財政責任の主体、町は資格管理や保険給付等の事務を行い、保険税については、県が算定した標準保険税率を参考に町が保険税率を決定することになる。第2、1表に示す保険給付額と加入者数の状況によれば、平成30年度の保険給付費は18億4千217万4千円で、1億9千531万5千円の減額となった。前年度よりも被保険者数が減少したこと、高額な医療費の件数が少なかったこと等が要因とみられる。また、平成20年度から後期高齢者医療制度導入により、加入世帯数、被保険者数は減少傾向にあるが、全国的にも医療費は増加傾向にあり、生活習慣病の増加や医療の高度化による医療費の増加が懸念されている。増加する医療費の伸びを抑制するとともに、被保険者の生活の質を維持向上させる取り組みが必要である。

次に、31ページ、2、大津町外四ケ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計決算については記載のとおりです。

32ページ、3、大津町公共下水道特別会計決算についてですが、公共下水道事業を運営していく上で自主財源である下水道使用料の収納状況は第1表のとおりである。下水道使用料の平成30年度の徴収率は、前年度より0.15ポイント増加し、98.09%となっている。下水道使用料は、大津菊陽水道企業団によって上水道料金と一緒に収納が行われているため、連携して徴収率向上に努めてほしい。下水道施設は、本格的な更新の時期が近づきつつある。ストックマネジメント計画等の作成により、将来を見据えた維持管理運営を行っていただきたい。

33ページ、第2表公債費の推移、第3表下水道普及率と水洗化率の推移、34ページ、第4表実質収支に関する調書及び第5表財産の状況については記載のとおりです。

35ページ、4、大津町介護保険特別会計決算についてですが、介護保険制度の要介護認定者数は、第1表のとおり、介護保険事業がスタートして以降、毎年増加傾向にあり、平成30年度は前年度より30人増加の1千404人となっている。前年度より施設受給者が減少し、居宅受給者数が増加している要因としては、要支援1から2の認定者数が増加傾向にあること等から施設サービスより居宅サービスの需要が高まっていることが考えられる。保険給付費については、36ページ、第2表のとおり、前年度より増加しているものの、増加率は例年に比べ減少している。

次に、介護保険料収入ですが、こちらも年々増加傾向にあり、平成30年度には基準額で1千15



0円の改定を行っていることから、前年度に比べ1億4千517万円増額の5億9千408万7千円となっている。

なお、37ページの第3表実質収支の状況、第4表財産の状況については、記載のとおりです。

38ページ、5、大津町農業集落排水特別会計決算についてですが、最初に、農業集落排水事業のこれまでの経緯について記載しています。事業の推進及び運営の自主財源となる分担金と使用料の収納については、第1表と39ページ、第2表のとおりである。平成30年度の分担金については、熊本地震後の住宅再建等の影響により増額しているが、一時的なものとみられる。引き続き、収入未済額の減少に努めていただきたい。使用料については、平成21年度までは徴収率100%であったが、平成22年度以降、収入未済額は増加傾向にあった。平成30年度は収入済額及び徴収率が前年度より増加し、収入未済額は前年度より34万860円減少しており、徴収努力を評価する。引き続き、収入未済額の解消と新たな発生防止についての取り組みを強化されたい。なお、第3表公債費と起債残高の推移、40ページ、第4表実質収支の状況、第5表財産の状況については記載のとおりです。

41ページ、6、大津町後期高齢者医療特別会計決算についてですが、被保険者数については、平成30年度では、前年度より59人増加の3千850人となっており、今後も増加傾向が見込まれる。また、保険料の収納状況については、第1表のとおりである。

続きまして、別冊となっています大津町工業用水道事業会計決算審査意見書の報告をいたします。

1ページをお願いします。

第1、審査の概要、第2、審査の方向については、記載のとおりです。

第3、審査の結果ですが、決算報告書、財務諸表及びその他の書類は、地方公営企業の関係法令に準拠して作成されており、各係数とも審査を実施した範囲内においては正確と判断した。また、予算の執行に関しては。おおむね良好であったと認めた。

第4、工業用水道の概要及び実績についてですが、1、事業の概要、2、給水の実績、また、近年の業務実績については、2ページの第1表及び第2表のとおりです。

平成30年度に第4水源地さく井工事を行ったところ、1日1千トンの揚水が可能と判明したため、令和元年度に施設整備工事に着手予定である。平成30年度は地震の影響で事業所数が2カ所減となっていることから、年間給水量は前年度比2.6%減の112万5千179立米、営業収益は2.9%減額の6千695万3千786円、前年度比196万7千843円の減額となっている。

3ページをお願いします。

収益的収入及び支出については、収入は予算額6千702万4千円に対し、決算額7千21万1千円で、支出は予算額5千881万7千円に対し、決算額4千564万3千円で、執行率77.6%となっている。

4ページをお願いします。

財政状況ですが、貸借対照表から財政状況を分析すると、まず、資産の部では、固定資産総額が4千820万4千442円増加している。これは本年度の第4水源地さく井工事及び第3水源地予備ポンプの購入等によるものである。また、流動資産は現金のみであるが、3千107万1千435万円

の減額であるため、このため資産合計は前年度から1千713万3千7円増額の4億6千261万2千270円となっている。

負債の部では、前年度比287万6千13円減額の4千930万8千348円、資本の部では、前年度比2千万9千20円増額の4億1千330万3千922円となっている。

5ページをお願いします。

企業債の償還は順調に進んでおり、平成30年度末の未償還残高は311万4千854円となっている。

第7、審査意見として、平成30年度の年間給水量は事業所数の減少に伴い、前年度比2.6%減少し、年度末契約水量3千870立米となっている。企業からの給水量増加の要望を受け、平成30年度第4水源さく井工事を実施し、令和元年度に施設整備工事に着手予定である。施設の現状調査、把握をし、早め早めに対処することで緊急事態を防ぐとともに、それが費用の削減につながることに留意いただきたい。地方公営企業会計は複雑であり、習熟にはある程度の時間を要するため、安定的な業務の継続のためにも人材育成が急務と思われる。

それでは、最後になりますが、元の意見書に戻って26ページをお願いします。

第4章、審査意見ですが、決算審査は月ごとの出納検査する例月出納検査の延長線上に位置するものであり、その意味では、例月出納検査で指摘している事項の再点検という性格を持つものである。一方、例月出納検査では確認していない複数月にまたがる歳入歳出状況の実態把握や決算書の記載数値との整合性の確認も行うことから、その観点での意見も加えて記載する。

1、財政状況について。国の財政支援等に助けられ、熊本地震による財政状況の悪化は避けられた部分はあるが、以前として人口増に伴う扶助費と経常経費は毎年増加し、財政の硬直化が進んでいる状況である。熊本地震から3年目となった平成30年度においては、復旧事業が落ち着きを取り戻しつつあったこと。さらには、町税の収入増等により、自主財源と依存財源の割合は地震前の状況に近づいているが、今後も新庁舎建設事業や学校教育施設をはじめとする公共施設の老朽化に伴う更新費用、熊本地震関係の起債発行に伴う公債費の増加など、負担の増大が見込まれている。引き続き優先順位を付けた事業展開と事業の見直し等、行政改革を進め、より一層財源の健全化に努めていただきたい。

2、滞納への取り組みについて。近年、町税等を中心に滞納解消に向けた取り組みがなされている。税務課の納税フロー図等を参考に関係各課で収納処理、不納欠損処理を整理して可視化するなど、一定の改善が見られており、効率的な事務引き継ぎにつながることを期待している。今後も早期の滞納整理への着手と進行管理により、滞納への取り組み強化に努めていただきたい。

3、チェック体制の強化について。チェック体制の強化については、これまでも監査のたびに再三にわたり要望してきたところだが、平成30年度においては、介護保険料の特別徴収に係る事務処理の誤り、さらに、大津町人権同和教育推進協議会事業に係る補助金交付申請の事務処理を怠り、経費を自己資金から支払うという不適切事務の事案が発覚し、町民の信頼を損ねたことは大変遺憾である。定期的な職員研修はもとより、チェックシートの作成、業務マニュアルの整備等業務内容の再点検に

については、全庁的な取り組みを進めてきたところだが、今一度各部署においてリスク管理の観点から基本に立ち返り、法令の遵守をもちろん、業務において予測されるリスクやリスク回避のための方策について確認を徹底していただきたい。このことについては、職員一人一人が当事者意識を持たなければ改善に向かうことはないものとする。

4、その他。入るを量りて出ざるを為すと言われるように、健全な財政運営のためには確保できる収入を正確に計算し、それに見合った支出を心掛けることが最も重要である。熊本地震以前は定期的な遊休財産等の売払いが行われていたが、地震後は実施できていない。今後は、将来を見据えた財産管理を行いながら、計画的な遊休財産の売払い等による収入の確保にも努められたい。

以上、審査意見書の報告とさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） これで提案理由の説明は終わりました。

しばらく休憩をします。午後1時より再開します。

午後0時03分 休憩

△

午後1時00分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

## 日程第28 議案質疑

○議長（桐原則雄君） 日程第28 議案質疑を行います。

まず、議案第48号及び議案第49号までの2件を一括して議題とします。質疑ありませんか。  
永田和彦議員。

○13番（永田和彦君） 議案第48号について質疑いたします。

先日、内容のほうのいろんな説明もありましたが、やはり気になるところは、1億5千万円という財源の根拠であります。1億5千万円、到底町独自の財源で出すのは非常に難しいので、きちんとした財政措置として国及び県とかでいろんな形のその施しが必要になるかと考えますので、この点について質疑いたします。

そしてまた、人件費、今までは物件費で処理していたものが人件費になりやしないかなど。人件費というものは、私の記憶するところによると、町税で賄わなければならないんじゃないかなと思うんですよ。だから、職員の給与はすべて町税だったと思います。国からの国庫支出金とか、交付税の措置にはなかったと思いますが、ということは、町民が負担になる可能性さえ出てきていると考えられますので、この点について質疑いたします。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 2点ご質問があったかと思います。

まず、1点目がですね、今回の1億5千万円という財源に対して国あるいは県からの支援がないのかということと。もう1点は、物件費から人件費に変わった場合について、これは町民の負担がどう

なるのかということのお尋ねだと。

まず1点目ですけれども、これについては全国的な国の全体の制度改正なものですから、全国的には各自治体から国のほうにもその財源についてを何とかしてほしいという要望はすでに上がっています。国のほうも総務省のほうですけれども、これについてもいろんな今実際の実態調査を各自治体してて、総務省の見解では、何らかのこの負担については国としては支援をしていきたいということで、今回答はいただいております。ただ、その財政支援とあわせて、やはり我々の業務についてもですね、職員も含めてしっかりと業務の洗い出し、業務の効率化、あるいはそういったものをしっかりとやっていかに効率的にやって行政サービスをあげて住民満足度を上げていくかということについては、しっかりと必要があるのかなというふうには思っております。

それともう1点の人件費の割り振りについては、おっしゃいますように、もちろん物件費が人件費に変わるわけですので、全体的な財政シミュレーションというのは中長期的、あるいは短期的にもシミュレーションつくっておりますので、再度全体的なシミュレーションの中でですね、その辺の見極めをしていきたいというふうには思っております。

○議 長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

今回提出のこの条例案件は、令和2年4月1日から施行するという形で明記されておりますので、その間に、そういった国からの支援なり、何なりが見込めない場合は、それでもこれを発行した場合、負担はどうするのかという疑義が出てきます。ですから、もしもそういった財政的な措置ができない場合において、どういうふうな判断をするかということも、ここではきちんと我々も知る必要があると思っておりますので、この点について質疑いたします。

○議 長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 先ほどの財政支援についてはですね、国あるいは県のほうで支援を考えていらっしゃるということで申し上げましたけれども、これについては、当然、我々も業務の効率化ということを考えなくてはならないと思っておりますし、今後、定員の管理計画もですね、見直すようにしておりますので、その中でいろんなそのICT化を含めた業務効率の中で、当然職員がやるべきもの、あるいは、今の会計年度任用職員がやるべきものということで、国のほうもですね、単純に、今の臨時あるいは嘱託がしている仕事をそのままそっくり会計年度職員にはすり替えるなどというような意向もあっておりますので、その辺でしっかり対応していきたいと思っております。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第50号を議題とします。質疑ありませんか。

佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 議案50号について質疑をいたします。

今回のその対象になるその欠格事項についての一括の見直しということで、12ページですね、

下のほうには、下から2行目に個別の実質的な審査を行う仕組みによる見直しで実現していくというように書いてあるわけですね。すみません、こっちの説明資料集のほうですね、すみません。そうした場合ですね、この大きな4番、13ページの大きな4番の中には、5つ、①から⑤までですね、見直しの対象が書いてあるわけなんですけど、①から④に関しては、これは公務員等ということですね、現行の制度によって適格性が判断できるとなっているわけですね。⑤番も公務員の区分としてどうなるのかちょっとわかりませんが、この消防団員というのは、町長が審査して、団長が任命するだったですかね。そうした場合に、この⑤番に対応する、あたる方についてはどのようなその個別の、実質的な審査というものができるのかという、そこですね。ちょっと気になるものですから教えていただければと思います。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 議案第50号の中で、成年被後見人の中で消防団の取り扱いということになろうかと思えます。この制度自体は、ここに説明を申し上げましたとおり、今までできなかったことを一括で削除して、きちんとそれぞれ個別に審査するということですので、ちょっと今具体的なところはですね、まだつくり上げておりませんが、当然、消防団については、町の消防団あたり、幹部については町のほうで委嘱しますし、消防団長がそれぞれの消防団についてですね、またやっていきますので、単純に一律にその成年被後見人になったことということで消防団になれないということではなくて、個別にその人が具体的な活動、消防団活動もいろんな見守り活動であったりとか、あるいは1人でなくてほかの団員と一緒にですね、こう寄り添っていくとか、いろんな方法もありますので、そういった実態を踏まえる中で、それが適正かどうかというのは、また町の方で判断をしていくというふうになると思えます。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） はい。この現在の一律に廃除する仕組みを見直すということについては、私も大変いいことだと思っているんですけども、ただその反面、出てくる課題についてもきちんと対応してですね、考えておかなきゃいけないと思うんですよ。そうしたときに、それを具体的に、現実化できるかどうかの方策というのは、きちんと練っておく必要があるなと思うところですので、これがまあ12月からですか、見直すということですので、それまでの間にですね、そういった仕組みがきちんと整うことを期待しております。

以上です。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第51号及び議案第52号までの2件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 議案第52号について質疑いたします。

こちら時間外勤務の上限等に関する措置についてということで、23ページですね、この説明資料

集のほうで23ページです。こちらポイントが一番時間外勤務の上限の設定というところ、2つ目が健康確保措置の強化、3つ目が職員の時間外勤務時間の適切な把握というところで、主たる目的は上記にあるように、職員の健康管理に努める必要があるからこそこれやらなければならないというお話でございます。そうした中で、現在も役場夜通ると、夜電気がついてた、遅くまでついてたりだとか、あるいは土日も出てきているような雰囲気もある中で、この実態のそもそもですね、勤務時間と申告されている勤務時間で、必ずしも一致していないのではないかと考えております。そうした中で、本当にこの職員さんの健康管理に努めるのであれば、実態をこの四角3番、一番下ですね、適切に把握する必要があると考えております。かつ、そうはいつでも、やっぱ仕事が終わらないことには帰れないですし、場合によっては、持ち帰ってやって何も変わらないという話にもなります。ですので、結局は、これ業務マネジメントとかの話にもなってくると思うんですけども、こちらの条例改正をするにあたって、中身を変えるにあたって、この全体感として、どのように業務マネジメントを考えているのか、この勤務管理をしっかりと取っていくのか等、考えというか、方針を聞きたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 議案52号についてのご質問で、時間外の対応について、実際にその時間外でしているものと、あるいは、土日に出てきている部分があるんじゃないかと、そういったことでどういうふうに今後マネジメントをしていくのかというご質問だと思います。

時間外手当につきましては、それぞれ職員が本来今日の業務が時間中にできないということで、時間外の伺いをあげて、それを所属長が見て、何時から何時までと、今こういった業務をやりますということで、それで課長、所属長の判断で時間外勤務命令を出すわけですけども、実態として、どうなっているかということにつきましては、当然、時間外命令につきましては、例えば、今日の予定が5時から7時までだったと。ところが、実際は10時に帰ったという場合も多々あると思います。その辺については、しっかりその辺の帰庁時間も書きますし、あるいは、タイムカード等あたりでも管理して、時間が結構長時間であったりとか、あるいは、頻繁に時間外が続くようなパターンについてはですね、所属長あたりにちょっと話をしながらですね、業務の見直しとか、効率化については図っているところであります。ただ、おっしゃいますように、それ以外に見えない部分のですね、時間外で職員がですね、いろんな仕事をしているというところがあると思いますので、その辺については、これから、それぞれ今各課のヒアリングも聞いております。ヒアリングもですね、人事ヒアリングの中で今の現状等も聞いておりますので、その中で今どういった業務があっているのかということもあって、非常にその時期的にですね、時間外勤務が多くなる時期も、例えば、税務課であったり、あるいは事業課であったりということで、年度末だったり、年度初めもありますので、そういったところも状況も踏まえる中で管理職のヒアリングをしながらですね、それぞれの所管課の全体的な職員の方ですね、人事管理には努めているところです。

○議長（桐原則雄君） 金田英樹君。

○4番（金田英樹君） はい。勤務管理はしっかりやっていくという話なんですけども、これもやはり結局職員さんが残っているというのは、業務があるから残っているという話だと思います。そうした

中、打ち手としては、業務量を減らすのか、あるいは人を増やすのかという話になってくると思います。地震前まではまた行革とかも進めておりましたが、一旦、今停滞という言い方がいいかわからないですけども、震災復興もあって、止まってしまっているところもあると思うんですけども、結局は、一時的には大変になりますけども、そこでしっかりとパワーを使って業務を効率化することによって、中長期的に楽にしていくようなこともしていけないと思っておりますので、そこもあわせてここを考えていただければと思います。

以上です。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第53号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第54号及び議案第55号までの2件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第56号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第57号を議題とします。質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 元年度の一般会計補正予算について質疑を行います。

今回、10月から幼児保育無償化制度が始まるわけですが、無償化になること自体は大変歓迎されることと思いますが、この中で副食費ですね、いわゆる給食費とも取れますが、せっかく無償化と言いますが、特に0歳から2歳までは大半の方は無償にならないのではないかと思うわけですが、そういう中で、3歳以上は無償化ということですが、副食費は今まで含まれていたものが副食費だけは負担になるということです。全国的にもこの副食費をもあわせて無償にするという自治体も出てきているようでありますので、我が大津町でもそうした本来の無償化を少しでも前進させるために副食費も無償化にしたかどうかという検討がなされたのかどうかですね。それから、もし副食費を無償にしたら、まあ財源としてどのくらい必要になってくるか検討がなされたかということです。

それから、ほかの自治体ですね、の事例ですね、県内だけでもわかる範囲で無償化を実施する予定の自治体があるかどうかお尋ねをしたいと思います。

それから、0歳から入学就学前まで保育、幼稚園等の対象になるわけですが、全体の人数に対して、じゃあ一体何人のお子さんが無償化に該当するのか。これは概算でしかでないとは思いますが、どのくらいの方々が対象になるのか、お尋ねをしたいと思います。

それから、無償化にならない人ですね、無償化対象外の方の保育料に変化があるかどうかお尋ねをしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） ただいまの無償化の関係での質疑にお答えしたいと思います。

まず、副食費の無償化について、1点ご質問があったかと思います。実施の検討はしたのかというところではございますけども、実は、副食費を無償した場合に、どのくらいですね、費用がかかるのかという部分については、試算した上で検討を行ったところでございます。3歳から5歳までのすべてを無償した場合、これは免除対象者を除きますけども、大体、今の段階の試算で4千700万円程度が必要というところではございました。いろいろ検討する中で、年々継続する、支出でもありますし、周辺自治体ですね、状況もお聞きしたところですけども、周辺自治体では、まだこちらについて無償化の話はなかったもので、現段階ではちょっと見送ったというところではございます。

それから、ほかの自治体の状況でございますけども、現段階では、菊池管内では聞いておりませんが、県内で副食費を無償化するというところの自治体が2つの自治体が現段階でですね、実施するというところで聞いております。後、そのほかに県の多子世帯まで拡大する自治体についてはですね、まあいくつか今あるということで聞いておりますけども、これについては、今後また出てくる可能性はあるかなというところで考えています。

それから、全体的な無償化になる方の割合等のご質問だったかと思います。まず、3歳から5歳の方に対してはですね、無償化になりますけど、現段階で、1千200超ぐらいの方は無償化になりません。後は0歳から2歳、認可保育園、認定子ども園等に通われているところですね、現在の入園実数が600人をちょっと超えている状況です。この中で、現在の無償化前の段階で保育料が無償化の方が200人弱ぐらいが現在無償化となっております。10月からの無償化に伴いですね、どのくらいの方が新たに無償化になるかということになりますけど、こちらについては1桁台の人数かなというところで考えています。10月以降必要な園児数については400人をちょっと超えるぐらいの世帯の方が無償化、保育料が必要に、今の現在と同じというところではございます。保育料のほうはどういった形になるのかということではございますけども、無償化にならない世帯についてはですね、現在の方法と選定の方法あたりも含めて同様の方法というところではございます。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 以前も言いましたが、三つ子の魂百までということで、幼児時代が子どもがいかにか大切にされるかということは、将来の社会の安定や、また社会の発展にも非常に有意義であると聞いております。そういう意味で、本来無償化をもっと拡大をしてもらいたいということですが、気になるのはですね、現在の保育料に変わらないということでもありますならば、例えば、兄弟2人おられる場合、現在は2人目は半額、2人目が多分半額になると思うんですね。要するに、例えば、3歳の兄か姉がいらっしゃって、弟か妹が例えば1歳か2歳と、要するに、0歳、1歳のほうが保育料は基本的には高いと。それが現在はその2人目として多分半額になっていると思うんですが、上が、



3歳のほうは無償になったと。3歳以上は無償になるわけですからね。じゃあ2番目の子は、今は半額だけどその半額がなくなるんじゃないかという心配もございますけど、そういう変化は、要するに、現在の保育料が上がるということは考えられないということによろしいでしょうか。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 再度の質疑にお答えいたします。

今度の無償化によってですね、第2子、第3子の算定あたりが変わらないかということでございますけども、第2子については、第1子の方が例えば無償になった場合、第2子の方が例えば第1子としてカウントすると、そういった部分ではないかなと思いますけども、基本的に第1子の方が無償化になった場合でも、第2子は第2子ということでカウントして保育料については2分の1と、第1子、第2子の方が無償になった場合につきましても第3子の方は無償ということで、その後については現在と同じというふうな状況でございます。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 議案第57号について質疑いたします。3点あります。

1点目が先ほどの内容と重なる部分もあるんですけども、全協で伺った内容とも一部重なりますが、今回、無償化に伴って国から助成金が入ると、今回に関しては特別の交付金があって、次年度以降も町の自己負担分が浮くのかという話をしたと思います。改めて、その今年度浮く額が大体おいくらぐらいになるのかという話と、次年度以降どうなるのかというお話、そうした中で、それぞれ子育てに使っていく自治体もありますけども、先ほどの副食費の無償化だとか、あるいは0、2歳児の減免だとか、あるいは公園の遊具とかその辺に使っていくかとか、そうした方針等が現在あれば伺いたいと思います。

2点目が補助資料の2ページ目にあります、住宅維持費のところの町営住宅の修繕に要する費用が計上されておりますけども、ここに関してどういったスケジュール感でやる予定なのかというのが一つ、また、これ特にあげぼの団地のところ、こうもり等の問題が最近かなり聞くことが多いんですけども、そこに対する対応も含まれているのかどうかというところを伺いたいと思います。

3点目が補助資料の3ページ、住民福祉部のところの保健衛生総務費で一般不妊治療費助成事業補助金というのがございますけども、こちら一旦22人分計上しておりますけども、数を超えた分をどうするのかだとか、あるいは1人何回までの制限があるかだとか、そういった要綱等が定まっていれば伺いたいと思います。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 無償化関係の質疑にお答えしたいと思います。

現在、無償化によってですね、町の負担分の軽減分がいくらかぐらいになるのかということであったかと思えます。10月からの無償化に伴ってですね、現段階のこれはあくまでも試算でございますけども、約3千万円程度プラスのですね、次年度以降はなくなりますけども、今年度分のみは臨時交

付金という部分が、現在の段階で3千万円でございますけども、こちらの臨時交付金につきましては、今後の地方当たりの調査があって、国の総額の中です、総額を按分するというところでございますので、こちらについては、現段階では未定でございます。次年度以降でございますけども、こちらも現段階でのあくまでも試算ということで、1年間で町の負担については、約6千万円程度、それから、公立幼稚園、保育園につきましてはですね、こちらに伴う減収等がございますので、差し引きで2千万円ちょっとぐらいが減るのではないかとこのところを考えております。その財源をどうするかということでございますけども、基本的に、具体的にはですね、まだどういったところに使うという部分はまだ決めておりませんが、担当課あたりとすればですね、子育て支援関係に活用できればというところを考えておりますけども、町全体の財政の枠等の検討する部分でございますので、今後どういった形です、活用できるかについては検討のほうをさせていただければと思います。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長豊住浩行君。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 金田議員の質疑にお答えをいたします。

まず1点目が町営住宅の改修スケジュールということでございましたけれども、今回1千200万円補正をお願いしております。特に、今あけぼの団地のことを議員おっしゃいましたけども、あけぼの団地のスケジュールにつきましては、今月補正が通りますと、修繕対象物件の各戸の調査、それと10月上旬から中旬にかけては設計業務をですね、都市計画課と連携しながらやっていきたいと思っております。10月下旬には入札の準備ですね、11月の下旬に入札を行いまして、12月に着工というふうに予定を組んでおります。あけぼの以外の団地につきましては、随時修繕をしていくところでございます。

それとこうもり対策につきましては、あけぼの団地の外に出ている風呂釜部分とかにですね、こうもりが住んでいるということで、金属製の網等をですね、設置しましてこうもりが住めないようにという工事でございます。今年度は当初で200万円ですね、予算を組んでおります。今、区長さんと設置場所につきましてはですね、今協議中でございます。今のところ15棟と4棟、ほかに1棟を予定をしているところでございます。本年度は3棟ですね、予定をしております。スケジュール的にはこちら9月の前半にですね、情報収集等設計を準備いたしまして9月の下旬にはですね、入札の準備を行いたいと思います。10月の下旬に入札と、11月に着工ということで、今スケジュールを組んでいるところでございます。

次、2点目の一般不妊治療についてでございます。これは県ですね、新たな事業でございまして、これに町もこの事業に取り組んでいくということで、目的がですね、不妊治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図るために保険外診療であります配偶者間の人工授精に要する費用の一部を助成するというところでございます。助成額につきましては、人工授精に要する自己負担額を1回の治療につき1万円を限度としまして、年間5回までを助成するというふうになっております。それと今、県の要綱はございますけども、今、町の要綱につきましては、菊池2市2町の担当のほうで要綱の作成につきまして、今協議をしているところでございます。

以上でございます。

○議 長（桐原則雄君） 金田英樹君。

○4番（金田英樹君） まず、保育関係に関して、まあ意見なんですけども、こちら町の独自負担分が軽減されるということで、これもととも成り立ちとしては、おそらく大津町が子育ての町としてそれをやることによってほかの自治体よりも相対的に子育て環境の魅力度を上げて人口増やしていくみたいなどがあるかと個人的には思っております。ですので、こちらはぜひ財政が厳しいので全額かどうかわからないですけども、子育てに関わるようなところにお金を使っていた方がいいのかと、個人的には考えたところなんです。

以上です。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 質疑いたします。

教育費関係におきまして、小学校、中学校、南小学校ですね、屋根の防水改修工事の設計、中学校の防水改修工事の設計業務委託あたりが出てきております。こういった補正予算を願うときに、どうしてもこう1年間の単年度主義を考えてみますればきちんと計画に沿った予想だにできなかったものが急を要するということがあってくるかと思えます。ただ、今回、補正予算でここをあげられた点については、臨時議会について発議が出た案件でもあるかと、そういうふうを考えます。30年度の決算資料のこの予備費充用のプリントが配付されておりますが、これにも教育費におきましてはですね、そういった工事請負費あたりがですね、多大に計上されているということです。ということは、その委員会の所管のところが発議が出るぐらいのもんですから、そもそもデータ収集と申しますか、その管理の状況がきちんとやられてないんじゃないかなと。こういった状況がずっと繰り返されるんじゃないかなというふうな疑義が浮かんできます。例えば、その町営の小学校、中学校、町営ですね。ところが、管理は学校の校長の先生の長、長がですね、管理はすべきです。ですから、長における報告がなされてきちんとした対処をしたということを流れるにはそういうふうに思いますけれども、それができあがってないんじゃないかなと思います。そういったことがきちんとなされていれば、早期の対応ができたのかもしれないというふうな憶測さえできると思います。ですから、この補正予算について、これやらなければならないという判断で出してこられたんでしょうが、これってもう何度も何度も言われてきたことが、今になって出てきたということは、発議の影響かなと思いますし、きちんとした情報収集のそういった手法の欠点があるんじゃないかなというふうに思います。これ堂々巡りのですね、毎年毎年同じような形で予備費を使えばいいというような形というのはですね、実際はよくないと思います。そういったところをですね、会計原則というものをきちんと町の執行の業務ときちんと当てはめて流れていくのがよろしいかと考えますが、この点について、きちんとしたそういった情報収集システムが機能して、それでもなお緊急だから補正をお願いするという形になっているのかどうか、質疑いたします。

○議 長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） ただいまのご質疑にお答えしたいと思います。

確かに、今回補正という形ですね、設計のほうを計上させていただいています。当然、当初でなくて補正ということで、今回、雨漏りのほうがですね、予想以上というか、あれなんですけども、ちょっとひどかったのも、もう全体的に早めにすべきではないか、当初ではなくてですね、補正でやりたいというところで、今回は計上したところでございます。ご指摘のように、例えば、学校からの報告ですとか、そういったその報告に基づく改修あたりがちゃんとでているのかというところでございますけども、現実的にはですね、あがってきた部分の対処的な対応ということで、予防保全的な部分ですね、今までは欠けてたというところで理解しています。当然、今回、決議という部分でありましたけども、当然早い段階ですね、申しましたところについては、計画的にやるべきだったというところで、そこについては反省しているところです。今後、長期的なですね、学校の維持管理という部分で、ちょっと今までちょっと非常にまずかった部分を反省しながらちょっと計画的にできるだけ環境整備のほうにですね、努めていきたいというところで考えています。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

町が経営をしている。そして、管理は県の職員が来て、校長先生からずらっとう県職の人たちがおられるわけですね。ですから、そういった方々がきちんとそういった管理というものを行ってれば、それをきちんと経営側に伝えて、こういった工事をやってほしいと、修繕をやってほしいという流れというものがきちんと機能してないというふうに理解してよろしいのでしょうか。これ非常に重要なところですよ。そのところを町が報告を受けてもやらなかったということと、逆に、学校側からは要望はしたけれども却下されて続けてきたというのはですね、ものすごく違うんですね。ですから、そういったところをきちんとはつきりしないと、ああいった発言につながるでしょう。ですから、そういった流れ的なものですね、本当にいいサイクルができて、そういった教育環境をきちんと守っていく、整えるという形になっているのかなということですよ。そういったことをですね、きちんとこうシステム化して、それこそPDCAサイクルではありませんけれども、そういったものをよりよきものにしていかないと、もう事後対応事後対応でいつも悪くなってどうしようもない状況を修繕するという形というのは最悪だと思います。ですから、できるだけ早く修繕もしたほうが安くすむのではないかなと、町の持ち出しが少なくなるわけですから、予算の余裕が生まれるわけです。ということは、次がまたやれるということが考えられますが、そのきちんとしたシステムということが不備があったのではないかとこの質疑なんです。ですから、その点について、またそのシステム自体を見直すとか、もう来年度の計画に入れ込むからいいという問題ではないと思うんですよ。まず情報収集のそういった管理側と経営側がきちんと密に関係が取れているかということが原因ではないかなと感じたりしますが、この点についてはいかがでしょうか。質疑いたします。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） お答えいたします。

通常の修理関係についての学校と町とのそういったシステムがどうなっているかということだったかと思います。当初予算、それから補正予算、それから緊急的な部分ということで、いろんな学校からの不具合についてはですね、その都度連絡をいただいている部分と、あと年度当初、補正の予算前にもですね、聞き取りあたりはやっています。それと年度当初については、学校の事務の先生、校長先生あたりも含めてヒアリングはやっているところですけども、現在の状況を見ますとですね、そういったところの見直しあたりは必要ではないかなと思っていますので、そういった学校とのやりとりあたりをもう少し詳細にできるような感じではですね、また検討したいと思います。

それと当然学校からあがってくる要望に対して、それが予算化できない部分等もありますので、そういった部分についてもですね、担当課としてはしっかり予算取りできるようなどころでは今後進めていきたいというふうに思います。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

まわりくどい答弁はよろしいですので、報告を受けたけれども翌年度に回すとか、そういった判断というのはその時点でできると思うんですよ。まだこれは重大なる故障箇所とはまだ言えないと、来年度きちんと予算を取って対処しますというやり方と、もう早急にしなければならないと、緊急を要するというやり方というのはあるんです。ですから、報告を受けたけれどもやらなかった点ですか、これは。それとも、報告を受けてきちんと計画して、やはりこれは緊急性があるからやるということですか。その2つ聞きます。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 学校からいろんな状況の中であがってきます。その中で、当然、緊急的な部分についてはですね、予算あるいは予備的な部分を活用しながらやっているところではございます。ただ、その内容がどうしても大規模なものになりますとか、そういったところになると、当然新年度のほうにいくとかですね、新年度についても額によってはまた翌年度というところがございます。そういった状況、緊急度を見た中で、補正予算、あるいは当初予算というところで現段階ではですね、対応させていただいております。

○13番（永田和彦君） いやいや、これは報告を受けてやらなかった件が今きたのって。それとも、前から報告はあったのに今になったのって言うてるでしょう。

○教育部長（市原紀幸君） 雨漏りに関してはですね、報告があった分については、全体的な部分じゃなくてですね、やはりその予算的な部分もあって、そこの部分というか、そういったところでやってきたところが積み重なって全体的な改修がちよっと遅れたという部分はございます。

○13番（永田和彦君） 去年、一昨年からずっと報告を受けてたんですかって。それとも緊急の報告だったんですかって言うてるんですよ。どちらかだけん。

○教育部長（市原紀幸君） その都度その都度の雨漏りについては、緊急、やり方がですね、全体的な部分じゃなくて、応急的な部分でやってきたということです。

○13番（永田和彦君） 議長、教育長かなんかこう出してもらえんでしょうか。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。

午後1時44分 休憩

△

午後1時46分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

町長のほうが言うそうですので、町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 今回の補正につきましては、それまで議員おっしゃるように、応急的な雨漏りやっておりましたけども、地震関連等に伴うところもありはしないかなということで新たな雨漏りが出てきたというような状況でございますので、その辺の雨漏りをすぐ、即やらなくちゃいけないということで今回補正を委託、調査、補正をしながら来年度の予算に、雨漏りだけのほうの修理をやりたいと。そしてまた、大規模関連関係と校舎内の全体の老朽化等がしておりますので、その辺については、大規模の改修の申請をすぐやってくれというようなことを支持しておりますので、今回については、その調査に基づいて雨漏り関連等についてしっかりと改修していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第58号から議案第60号までの3件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第61号から議案第63号までの3件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 議案第61号について質疑いたします。1点でございます。

こちら補助資料のほうがいいと思うんですけども、10ページの任意事業費のところには非常勤職員報酬として地域見守り相談支援員というところで、高齢者の安否確認のための通報や警察介入段階までの緊急時、虐待困難ケース等に対応するため技術的経験を有する専門の相談支援員を配置するとありますが、こちらはおそらく今高齢者への虐待等も町内で増えてきていると聞いておりますので、その対策が大きいと思っておりますけども、実際にどういった働き方、どういった動き方をしてもらおうのかというのが一つ。

もう1点がこちら介護というよりも一般会計でもいいような内容だと思うのですが、なぜこちらの特別会計のほうでやるのかということの考え方のところとあわせて2点伺いたいと思ひます。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長豊住浩行君。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 金田議員の質疑にお答えをいたします。

（仮称）地域見守り相談支援員の業務といいますか、位置づけということでございますけれども、現在、高齢者見守りネットワークの再構築を行うために事業を進めております。各企業などからです

ね、緊急の通報があった場合、警察へ通報する前段での緊急対応、また、高齢者虐待や免許返納等の相談など、警察と連携をとる必要があるような案件等がございます。現在ですね、包括支援センター内で対応する緊急業務の中で、安否確認のための緊急な出動、孤独死の発見等による対応、精神疾患やアルコール依存、その他虐待やハードクレーム等ですね、ございますので、世帯の課題が複雑化しております。そのためですけれども、非常に職員がですね、ハードクレーム等について非常に苦慮しているところでございます。そういった業務をですね、適切に対応していただくために、技術的な経験を有する専門的な相談支援員をですね、配置したいというふうに考えているところでございます。

2点目でございますが、高齢者部門に限らずですね、全庁的に取り組むべきではないかというような質疑だったかと思えますけれども、確かに、今現在ですけれども、複雑化した世帯とですね、課題がいろいろございまして、非常に職員が苦勞しているケースもございます。高齢者に限らずですね、子育て部門や福祉部門、全庁的にですね、危機管理面からも検討しなければならないというふうに思っております。現在、地域包括支援センターですね、抱える問題が高齢者に関するケースが続いております。緊急的に対応しなければならない事案がですね、非常に多くなっておりますので、まずはですね、地域包括支援センターで予算、半年ですね、一応予算をお願いしているところでございます。今後はですね、全庁的に取り組むべき課題でもございますので、現在ですね、総務課の危機管理のほうと相談をいたしまして、来年度以降につきましてはどのように対応するかというのをですね、今検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 再度質疑いたします。

まず、1点目に関してなんですけども、こちらどういった働き方、もうちょっと具体的に週何回ぐらい出てきてだとか、どういった方の採用を考えているのかというところを伺いたいと思うのが一つと。

もう一つのその予算の出どころのところなんですけども、全庁的どうこうではなくてですね、こちらその虐待とか、免許返納とか、そういったことに関する事で、必ずしもこの介護保険特別会計ではなくて、一般会計のほうで予算立てしてやるような内容のほうにも感じられるんですね。そうした中で、あえてこの特別会計でやるというところの理由というのはどのようなのかというのを伺いたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長豊住浩行君。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 金田議員の再質疑にお答えをいたします。

今現在、考えておりますのは、月15日以内ですね。週の3日から4日を考えております。時間帯が9時から午後3時半までの5時間半ですね、の勤務を考えているところでございます。

それと何で特別会計で計上しているかということでございますけれども、こちらにつきましては、補助事業がございまして、地域支援事業交付金の包括的支援事業というのがございまして、補助金が国から交付されるということで、今回はですね、特別会計のほうで組ませていただいているところで

ございます。

○議 長（桐原則雄君） 金田英樹君。

○4 番（金田英樹君） すみません、確認になりますけども、介護保険特別会計ではないとその補助金は使えないということですのでよろしいんですよねということです。

○議 長（桐原則雄君） 住民福祉部長豊住浩行君。

○住民福祉部長（豊住浩行君） はい、そのとおりでございます。

○議 長（桐原則雄君） 金田英樹君。

○4 番（金田英樹君） こちらの、例えば、先ほどの孤独死だとか、虐待だとか、困難ケースというの、これはあくまでも顕在化したものに対応するための支援だと思っております。それとは別に、そもそも地域で発見するとか、そこを生まないだとか、そういった取り組みも必要だと思いますので、全体的に、もちろんやっていращゃると思うんですけども、考えて、連動性を持たせてやっていただければと思います。

以上です。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。

しばらく休憩します。2時5分より再開します。

午後1時54分 休憩

△

午後2時05分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、認定第1号を議題とします。質疑ありませんか。

豊瀬和久君。

○5 番（豊瀬和久君） 4点質問させていただきます。

まずはじめに、主要な施策の成果17ページ、交通安全施設整備事業についてお伺いをいたします。地域からの要望状況と、それに対する対応状況はどのようになっているのでしょうか。要望に答えているのかどうかお伺いをいたしたいと思います。

それと課題のところ施設の老朽化ということが書いてありますけれども、その老朽化と修繕の状況はどのようになっているのかをお伺いいたします。

それと2点目が決算書の96ページ、委託料ですね。防犯灯と街灯の管理委託についてお伺いいたします。電球が切れたまま点灯していないというところが多く見受けられますけれども、ここでいう防犯灯、街灯管理委託については、どのような管理業務を委託しているのかお伺いをいたします。

3点目は、主要な施策の成果の20ページ、元気大津づくり活動事業、水水ポイントについてお伺いをいたします。参加登録者数に対して、実際に1年間の活動成果を報告している方の人数とその報告をしている内容の活動ですね、の内容の内訳。環境美化とか、パトロールとか、健康増進とかいろ



いろいろあると思うんですけども、その内訳と、それとポイントがつかますけれども、そのポイントが  
ついた後のそのポイントをどのような形で利用をされているのか内訳をお伺いいたします。

4点目、最後です。主要な施策の成果38ページ、公共交通事業についてお伺いをいたします。高  
齢者が日々の買い物とか、通院などで困らないような体制を取るとか、免許を自主返納した高齢者へ  
の対応は待たなしの状況だと思っています。公共交通の見直しを検討しているとのことですがけれど  
も、対応が遅すぎるのではないかと思います。結果が求められています。どのような結果が出ない、  
結果というか、結論が出ないことに関してどのような課題があるのかお伺いをしたいと思います。

以上、4点お伺いします。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 今、豊瀬議員のほから質問4点あったかと思えます。

まず1点目のですね、交通安全施設の整備についてですけども、地域の要望と対応状況はどうな  
っているかということですけども、これにつきましては、カーブミラー関係の設置については、例  
年大体10件程度要望があがってきております。区長さんからですね、要望があがってまいりまして、  
それを交通安全協会のもので、大津支部の役員さんたちが実際に現地見回られてですね、それぞれ優  
先順位をつけてですね、整備をされているような現状でございます。それから、ちなみに平成30年  
度につきましては、7カ所の要望中3カ所が実施ということで、今年度については、今10カ所の要  
望があっておりまして、それを踏まえて現地調査を行ったというような現状になっております。

それと老朽化関係の件につきましては、それぞれ区長さん、あるいは地域住民の方、そして道路管  
理者あたりからですね、横断歩道あたりもありますけども、そういったところについて状況提供して  
いただいて、カーブミラーも含めてですね、早急に改善が必要なところについてはですね、予算化を  
して早急に対応をしているところでございます。

それから、2点目の防犯灯と街路灯の業務委託で、おそらくこちらに、役場に連絡はしたんだけど  
なかなかその修理が進んでいないということの関係だと思えますけども。

○5番（豊瀬和久君） いや、管理委託しているかですね。

○総務部長（藤本聖二君） 管理委託ですね。

○5番（豊瀬和久君） その管理委託はどの業務が管理になっているのかということですか。

○総務部長（藤本聖二君） 今、管理についてはですね、町のほうから請負業者のほうに管理をしてお  
りまして、まず、町のほうにどこの場所で切れててという情報をもらいまして、それをファックスで  
請負業者のほうにお伝えをしております。そして、それが終了しましたらですね、請負業者のほうか  
らいつ修理が終わりましたということで、それぞれ町のほうにですね、報告をしていただいているよ  
うな現状になっております。これについてもなかには場合によってはですね、日数を、電球のですね、  
交換であればこれLED化ができるものについてはLED化してはありますが、時間がかかるものにつ  
いてもありますので、それについては早急に対応するように業者との連携をですね、しっかりやって  
いきたいというふうには思っております。

それから、3点目の元気大津づくり事業水関係の現在の状況ですね、関係だと思えますが、現在、

元気大津づくり活動事業に登録されている方は約1千600名登録されておりまして、実際に町のほうに活動報告としてあがってきた人数が大体約600名の方が活動報告としてあがってきてます。その中で、ご案内のとおり、5つの事業に分けていろいろ取り組んでいただいておりますけれども、その割合はということですが、まず最初の町の美化を保つ活動が11%、そして、健康づくりですね、健康づくりの活動が66%、それから、近所の高齢者を見守る活動が8%ですね。それから、資源物回収などを行う地域環境活動が同じく8%、子どもたちの登下校を見守る地域安全が7%ということで、ほとんど6割、66%がですね、健康推進活動ということで取り組みをされているところがございます。

その後にポイントをどうしているかというご質問ですが、個人としての活動については全体の5%になりますけど、その方たちがすべてがごみ袋に交換をされております。残りの95%につきましては、団体寄附という制度がありますので、団体のほうにですね、寄附をされているような現状でございます。

それから、最後は、公共交通関係ですけれども、公共交通の見直しについてもなかなかその進んでいないということのご質疑だと思います。公共交通については、今年度すでに町の公共交通会議の中でも会議をさせていただいて、大体の方向性はですね、お示しをしておるところです。乗合タクシーを今随時導入してまして、全体的には町内全域をですね、カバーするような形の乗合タクシーにして、中心部については、病院、買い物を中心とした巡回できるようなバスあるいはタクシー、そして東西の市町村を越えるものについてはJR、南北をつなぐものについては菊池あるいは西原、益城等についてはですね、現在の路線バスを維持しながらやっていきたいところで、今年度中にですね、公共交通会議の中で、町の方針を示して、ご議決いただいたならば来年以降ですね、次年度以降で実証実験という形でですね、進めていければなというふうに思っているところです。

○議長（桐原則雄君） 豊瀬和久君。

○5番（豊瀬和久君） 何点か確認をさせていただきます。

一つはですね、防犯灯、街灯の管理業務ですね、管理というのは、大体その防犯灯とか街灯がいい状態に保つというのが管理なんです。今さっき言われたのは、その切れて連絡してその替えに行くとかというのを管理ということと言われたの、その辺がぼくちょっとわからないんですけど、管理というのは、いい状態に保つってもらわんといかんとですね、これが管理なんです。110万円ぐらいかけて管理業務を委託してますけれども、そこが何かちょっとわかりません。管理業務がどういう管理なのかというのがですね。交換をするだけなのかどうか。それをまずお伺いしたい。で、管理がきちっとそのいい状態に保つというのであれば、切れたままのところがいっぱいあるというのはおかしい話であってですね、こちらのほうからその管理がうまくなされてませんよということで注意しないといけないんじゃないかと思うんですけども、それと元気大津づくりのポイントですね、健康づくりを活動されているのが66%ですかね。だけれども個人で、ポイントは個人で使わずに団体に寄附しているというのが、何かぼくはちょっとこれどういうことなのかなと思うんですけども、普通個人で健康活動すれば個人のポイントで個人で何かに使うというのが普通だと思うんですけども、そ

こが、これどういうことで団体の寄附になっているのかというのが一つとですね。

それと最後、公共交通事業、乗合タクシーを全町に拡大をすることで、来年度から全町に拡大をすることで認識しとっていいわけですね。この施策に書いとってほしかったんですけど、来年度から乗合タクシーは全町に拡大して、そして、実証実験で町内の巡回するような交通網をつくっていくという形で認識していいわけですか。その3点をお伺いします。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） まず、3点ある中でですね、防犯灯、街灯関係の管理ということですが、あくまでもその管理ということで、当然全体的な防犯灯、街灯については、町が管理をしていくわけですが、例えば、電気が消えたりとか、交換しなければならぬとか、支柱が倒れて壊れているとか、そういったものについての修理ですね、修理関係をお願いしているところで、早急に替えないといけないということで、まずいろんな情報が区長さんたちあたりから情報がきますので、そういった交換、あるいは改修ですね、そういったところを請け負うということで委託をしておるところですので、確かに消えてなかなかならないというところについては、私たちもですね、情報収集をしっかり努めて、その辺がですね、しっかり連携をしていきたいと思っておるところです。請負業務としてはそういった形ですね、交換あたりをお願いしているというような業務になります。

それから、2点目の健康ポイントですが、66%の方が健康づくりをされているところで、その中で5%の方はごみ袋ということで換えていただいて、その方たちは地域のごみ拾いとかですね、そういったことで環境にまた取り組んでいただいているところで、あと95%の方は団体への活動していただいて、その団体の中でですね、またいろんな地域活動だったり、コミュニティの活動だったりできますので、その団体の活動資金として貢献をされているというような取り扱いになっているかと思えます。

それから、最後の4点目の地域公共交通についてですが、いろんなその事業者との調整が必要になってまいります。町の考え方としてはですね、今年度である程度町の考えている方向性は公共交通会議の中で示させていただきたいと思っておりますし、その中で、まずもってその事業者間であるタクシー事業者、それからバス事業者、そして利用者の方、いろんな方たちが関係者の方がいらっしゃいますので、その方たちの意見を踏まえて同意が取られた中で、公共交通会議の中で議決をいただいて、実証運行をしていく。そして、実証運行についても、国のいろんな補助事業制度もありますので、そういったものがですね、取り組めるような段階になればですね、次年度以降でしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○5番（豊瀬和久君） いや、乗合タクシーを全域でするって、さっき言いなはったですよ。

○総務部長（藤本聖二君） 乗合タクシーについては、今年度も6集落で4月以降ですね、バスを廃止した内牧環状線を含めて導入をしております。引き続き、バス路線の廃止のところについてはですね、将来的にはですね、全体的に当然乗合タクシーを入れていくということで、ただ一部路線バスについては北部南郷ルートですね、路線は残っていくという形で今考えているところです。

○議長（桐原則雄君） はい、豊瀬和久君。

○5番（豊瀬和久君）　じゃあそのさっきの防犯灯と街灯の管理委託というのは、その切れたのを管理してもらい、切れる前に管理とかじゃなくて、切れたやつが、住民の方から連絡があって、こっちから業者さんに連絡したらそこで動いてもらうということが管理ということではあるわけですね。その110万円かかっているやつは、その部品代とか、それも全部含めて、全部含めて110万円でそれ以外のお金はいただかないという話で管理ということではしているわけですね。わかりました。

それと、公共交通事業でさっき乗合タクシーを、今そのバスが廃止されたところはやっていますよ、それはわかっています。で、そうじゃない、バスが走っているけれども、500メートルのところは乗合タクシーの対象になってないですよ、今。だけれども、高齢者の方なんかはバスの500メートルとか300メートルとかでもやっぱり歩いていけないからバスではなかなか使っていない人が多いわけですね。だからそういう人たちだけでも公共交通、乗合タクシーを全町に広げてほしいということで、これも一般質問させていただきましたけども、さっき、全町に広げていくような言い方されたですよ。

○議長（桐原則雄君）　総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君）　今の路線バスと乗合タクシーの関係です。乗合タクシーについては500メートルの範囲にバス停がないところについて導入という形で、一つの基準としてやってきたところで、先ほど申し上げたのは、北部と南部をですね、市町村を越える路線バスについては、当然引き続き必要ですけれども、町全体としては、今乗合タクシーを拡大しておりますので、全町的に乗合タクシーをするということによって、じゃあそれをするためには、今申し上げた500メートルというその基準がいいのかという、その辺の見直しもですね、公共交通会議の中で今検討を進めているところです。

○5番（豊瀬和久君）　じゃあ乗合タクシー、よろしく願いいたします。

○議長（桐原則雄君）　ほかに質疑ありませんか。

山部良二君。

○2番（山部良二君）　主要な政策の成果の170ページと171ページ、2点質問させていただきます。質疑します。

えっとですね、教育相談事業、教育支援センターのほうですけれども、不登校の人数が今30年度で45名ということですが、登校できるようになった子どもたちの、全国平均で大体3割から4割が登校できるようになってきているという話を聞いておりますが、本町の現状をお聞かせください。

と、2点目は、学校保健衛生関係事業ですね。ストレスチェックの受診者が249名に対して、医師による面接指導が1名しかいないということは、普通に考えて大体10人に1人ぐらいはストレス方になると思いますが、ちょっと1名は少ないと思います。その点をお聞かせください。

○議長（桐原則雄君）　教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君）　山部議員の質疑にお答えいたします。

まず、不登校児童が学校に復帰された割合ということであったかと思えます。すみません、現在、その資料をちょっと持っておりませんので、また委員会の中でですね、その辺の状況については報告

させていただきたいと思います。

それと学校保健衛生事業でストレスチェックの受診者、これ先生方が受けられます。そういった中でストレスがある先生の中で、医師による面接指導を希望された方が1名ということでございます。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。

午後2時21分 休憩

△

午後2時31分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 先ほどのこの45名の中の学校に復帰された人数ということですが、こちらについてはですね、実際の詳細な数字というのは積み上げておりませんが、この中で現状としてはですね、数名その復帰している児童生徒はいるというふうな状況でございます。

○議長（桐原則雄君） 山部良二君。

○2番（山部良二君） すみません、事前にお伝えしていなかったものでちょっと手間を取らせてしまいました。えっとですね、それで件数的にはわからないということですが、えっとですね、今回、公用車を配置して家庭訪問による相談活動と入っておりますが、これは課題対応型のアウトリーチ支援だと私理解しておりますが、それでよろしいでしょうか、それとも今後そういう形にしていきたいと思っておりますのかをお聞きいたします。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 教育支援センターの支援の方法のアウトリーチ型ということでのご質疑でございます。

現在の状況でございますが、入所されている方8名、適用指導教室ということで午前中に不登校児童生徒の学習支援を行っているところでございます。その中で、公用車の使用ということで、公用車につきましては、平成29年度に導入をしたところでございます。導入の経緯につきましては、どうしても通いたいけども通えない子どもさんたちがおられたという中で、どうしても保護者の方々が送迎できないという方の送迎あたりについてですね、行うということで導入したところでございます。そういった中で送迎、あるいは実際家から出てこれない子どもたちも中にはいますので、そういったところの訪問して面会するとかですね、そういったところも現在やっているところでございます。ただ、その人数的にはですね、限られている部分の中でございますので、その中でできる分はですね、対応していければというところで考えています。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 教育長吉良智恵美さん。

○教育長（吉良智恵美さん） 補足させていただきます。アウトリーチ型をですね、積極的に対象のいる場所に出かけていって働きかけをするというふうに考えておりますので、そういう意味では、公用車を配置しまして、そういう不登校の児童生徒さん、あるいは不登校気味の生徒さんの家に行つてで

すね、直接話をしながら支援センターへの登校を促したりというようなこと。それから、様々な悩みの相談あたりもですね、その場所でご家族と話すことができるといった形でできておりますので、アウトリーチ型だと考えております。

しかしながら、さらにですね、今教育支援センターの機能の充実ということを考えておりますので、公用車を含めてですね、様々な形でのアウトリーチというのを考えていきたいなと思っております。

○議長（桐原則雄君） 山部良二君。

○2番（山部良二君） 私は、アウトリーチ型の支援はこれからの本流になるのではないかと考えております。これから拡充されるということですので、今後の取り組みを期待しながら見守りたいと思います。

以上です。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 2点お尋ねをしたいと思います。

第1点目は、主要な施策の成果の介護保険の87ページですかね、ここに30年度の結果について表がいくつかございますが、この中の一番下の施設介護サービスの表がありますが、28、29、30年度と3年間出されております。ここで老人福祉、老人保健、医療型3つに仕分けられておりますが、30年度が特に大幅に人数が減っております。施設を希望される方がおられないのか。何か、何らかの理由が、大きな理由があるかと思っておりますので、これについてお尋ねをしたいと思います。

それから、もう1点は、これは通告は出しておりませんが、今日、監査委員さんのほうから報告の中で、監査委員報告書の9ページですかね、報告を聞く中でちょっと気になったものですから、町営住宅の件です。町営住宅の上から7行目ぐらいですかね、また、建物の老朽化が進んでいる団地の中には、入居希望者が少ない点や修繕時間を要するなど苦慮する点も多く、大規模改修はいいんですが、廃止も含めた計画が急がれると書いてあります。危惧するのはですね、かつて大津町の町営住宅は900戸ぐらいはあったと思うんですけど、30年度の時点で入居戸数は702戸になっているということですね。この中でも町営住宅の希望者はなくなることは絶対ないと思う、希望しても入れない人がいるのではと私は思ってたんですけど、どこが希望者が少ないのか。なぜそうなのかという点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長豊住浩行君。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 荒木議員の質疑にお答えをいたします。

施設サービスの利用はなぜ減少しているのかというのが1点だったと思います。こちらにつきましては、いろいろ考察をしてみましたけども、1点目が介護度、介護認定度ですね、の軽度化といいましか、実際、計画をしていたときよりもですね、計画をした数値よりも軽度者、要支援1、2と要介護1の認定者がですね、増えておりまして、要介護の2から4までの認定者数は減っております。

それと、施設サービス利用者が増加した平成28年、29年の熊本地震ですね、と比較いたしましても、平成30年度は軽度の方が増加しておりまして、要介護の3、4の方が認定が減っているとい

うことでございますので、全体的に改善傾向が見られまして、施設サービスよりも在宅サービスを選択されているのではないかなというふうに思います。

それと、もう1点目が特別養護老人ホームの待機者がですね、増えているということでございます。現在の待機者の状況ですけれども、今年の4月時点ではですね、47名ほどおられまして、前回調査したときにはですね、前回は28年度でしたけれども、17名ということで、約3倍近く増加したと。その中で47人の待機されている約半数の方がですね、地域密着型サービスの特別老人ホームを希望されているというような状況でございます、非常に従来型の大人数の部屋からですね、個室、個室の入所を希望されているのではないかなというふうに考えているところでございます。それで希望施設に入るまでにですね、在宅の有料老人ホームに在宅サービスを利用して待機されているのではないかなということを推測したところでございます。

それと町営住宅の件でございますけれども、すみません、申し訳ございませんが、再度ちょっと何か、質問の中身をちょっともう一度、すみません、よろしくお願いします。

○15番（荒木俊彦君） 入居希望者が少ないと。監査意見書の。

○住民福祉部長（豊住浩行君） わかりました。こちらに入居希望者が少ない点や修繕に時間を要するって書いております。入居希望者の方ですね、例えば、あけぼの団地ですね、の高層階でまだ未改修のところは、やはり募集してもなかなか応募者がおれないというような現状がございます。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 先にその住宅の問題ですけど、あけぼの団地の高層階、私でもとても毎日5階までは上がるのは、とてもじゃないですけどね。希望者が少ないのは当然ですが、これは老朽化、ほかのもっと古い住宅がいっぱいありますよね、あの長屋型とかですね、それで古いというからそういうところが希望者が少ないのかな、そんなはずはないなということでお尋ねしたわけですよ。あけぼの団地の高層階が希望者が少ないというのであれば、これは壊すわけにはいきませんから、早急に改善しないとまったくいいということにつながるかと思っておりますので、一言述べておきたいと思えます。

それで、この介護保険のほうですが、私、これ一般質問も用意してたんですけど、主要な施策の成果をずっとここ7、8年ずっと引っ張り出して調べてこの表にあるような数字をずっと入れてきたんですけど、何て言うかな、地域密着型というのは、多分喜寿園ですかね、特別養護老人ホームの地域密着型、ぼくはこの平成28年度に確かこの喜寿園が募集を始めたと思うんです。29人ですかね。だから28年度から施設の入所者が増えるんだと思ってたら、かえって減ってると。ということは、この表の中には地域密着は、喜寿園の数はここに入っていないということですかね。でもそれにしてもちょっと私は7年間の表をつくってみたけど、どうもつじつまが合わないということです。平成28年度が地震の年です。ところが、一番上の老人福祉施設が多分特老に該当すると思うんですけど、28年度131人ですかね、ところが3年間調べましたが、123人、126人、129人ということでほぼ変わらない数字でこの老人福祉施設は29年度までは続いているんです。ところが30年度が

107人になって、こう半分に半分に減っちゃってる、こんなことはちょっとあり得ないと思うんですよね。それでなくても特老に何とかして入りたいと願っている人、私も20年ばかり介護自分でやっていますから身につまされているわけですよね、特老に入りたい、入りたいという人がいっぱいいるわけです。47名も待機者がおって、その半分がその喜寿園ですかね、個室型の29人定員のところに希望されているのはわかったんですが、この数字がおかしいんじゃないかということです。これはこれから委員会があると思いますので、再度ちょっと検証なさせて、なぜこういう数字になっているのか、ちょっともうちょっと我々にわかりやすいように検証していただきたい。これから超高齢化社会に入るわけですね。笑い話じゃないですが、私の母がもう101歳になっちゃった、本当大変ですよ。20年ぐらい介護で苦勞しているわけですから、団塊の世代がこれからどっと増えてまいりますので、75歳以上の方もどっと増えてまいりますから、ここは非常に切実な問題だということをちょっと認識していただいて、本当に正確な数字をですね、きちんと精査していただきたい。

それともう1点ですね、7年間ずっと遡ってこの主要な施策の成果を見てみましたが、最近はこの詳しい内容報告が載ってないんですよ。例えば、要介護者の人数、あるいは要支援者の人数は書いてありますが、介護度が1から5までの詳しい段階別の認定者が何人とか、段階別に何人の方が利用なさっているかというのはここは私ずっとこれ見てみましたが、一つもない。本当にそれでいいのかということの認識がですね、ちょっと介護保険がいかにか切実であるかということの認識が甘いのではないかな。もっと切羽詰まった問題であるということでない、新年度の施策にも活かされないと思いますので、この数字の正確性も含めてちょっとお答え願いたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長豊住浩行君。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 荒木議員の再質疑にお答えをいたします。

今御指摘をいただきました数値は昨日もですね、実はいろいろ調べていまして、それを報告させていただきました。ただ、そこら辺をですね、さらにまた詳細に検討いたしまして、委員会のほうに報告したいと思えます。

○15番（荒木俊彦君） 終わります。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） すみません、私のほうから1点だけお願いします。

お尋ねしたい内容は、基金に関することになります。決算書で言いますと、267ページと58ページの2つのページをご参考にいただければと思います。

まず58ページのほうなんですけれども、今回、その基金の利子というのが数字が出てきているわけなんです、これが昨年に比べるとだいぶ金額的に下がっていると、確かに何万円の話ではあるんですけども、下がってきていると、事情を聞きますと、このマイナス金利の時代ですから利率が下がってますと、0.01から0.025とかですね、何か昔だったら信じられないような数字なんですけれども、そういった事情もあって大きく下がってますということなんです。基金ですから当然安全に運営するということが求められることではあるんですが、その一方で、6月の報道でですね、宇城市に



おいては、12億円の国債を持っていると。その内6億円ぐらいの売却をしたところ、2億円ぐらいの利益が出たというようなですね、報道がなされておりました。大体の話ですけどですね。基金というのは、当然ある程度運用というものがされるものでありまして、より有利な方法があるのであれば、もうこのマイナス金利がずっと続いている状態の中で、何らかの運用というものを考えていく時期にあるのではないかなというところで、そういったこの結果を見たところで今後についてどのような考えをお持ちかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 会計管理者兼会計課長坂本一正君。

○会計管理者兼会計課長（坂本一正君） 失礼します。佐藤議員のご質問にお答えします。

まず、金利の件ですけども、昨日もお調べして少しご説明しましたが、0.025、0.01というですね、それだけでも2.5倍ということで、明らかに数字として差が見えてまいります。近年、リーマンショック以降、徐々に金利が下がってまいりましたが、一昨年来さらに下がったということでこのような結果になっております。

今後の見通しでございますが、昨年来、私も会計管理者になりましてから資金の運用、自治体における資金の運用を学ばせていただいております。安全確実な方法ということで、従来どおりの管理の仕方、会計のほうで細かな運用、定期預金への預け入れ等をやっておりますが、実際、県内におきましても宇土市をはじめ、宇城、それから熊本県、様々な自治体が既に国債等長期の債権を運用するという形を実施をしております。昨年来研修を受けまして、今年も来月には公金管理検討委員会を開催いたしまして専門家による指導も受けながら、次年度以降の体制を決めていきたいと考えているところです。実際、リーマンショック以降の動きはマイナス金利もございますけども、大変厳しいものがありまして、全国的にそういった運用に対しての積極的な取り組みが進んでおります。県内でもまだほとんどとは申しませんが、研修会ではかなりの積極的な学習を進めながら多くの自治体が手を挙げております。大津町も遅れませぬようにしっかりと運用をしてきながら、以前数百万円の単位での利潤利益を運用してございました時期を回復しますように進めてまいりたいと考えています。

以上でございます。

○6番（佐藤真二君） はい、終わります。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 認定第1号について、主要な施策の成果をもとに2点質疑をさせていただきます。

まず1点目が15ページ目の下のほう、職員の研修事業のところなんですけども、今回の主要な施策の成果の全体をみると、この項目が対象手段、意図、目的、解決した課題、残された課題、今後の施策の展開の方向性、指標に関しても活動と成果分けられて、非常にものはよくなったと個人的には思っております。あとはもう本当にこの運用をどうしていくかというのをしっかりやっていくとまだまだよくなるんじゃないかと感じたところです。それを踏まえたところなんですけども、この研修に関して13ページのほうを見ますと、ロジカルプレゼンテーション研修、ロジカルコミュニケーション

ン研修、論理的問題に対し能力向上研修だとか、新しい研修もいろいろやってきておりますが、この研修の効果測定ですね、そこをどう見ているかというところを伺いたいと思います。こちらの実際の成果指標をみると研修の参加人数が1千322名となっていて、こちらどちらかというと活動指標だと思うんですよ。この研修を受けた結果、職員さんたちがどのような学びがあって、それをどのように業務に反映させてきたかというところをしっかりと検証、測定、見える化していかないといけないと思っています。こちらもちろん非常に研修の測定難しいんですけども、やはりそもそもその研修が有効かどうかということもありますし、目的にあっているかというのを測定、判定も必要でしょうし、あるいは、その研修自体を改善できる可能性を探ることにもつながるでしょうし、このプログラム予算かかっておりますので、その正当化をするためには必要だと思っています。でもやり方としては、例えば、負担アンケートだとか、事前事後の理解度チェックだとか、ヒアリングだとか、冗長によるフォローだとか、そういったものが必要だと思っておりますけども、現状、その効果のほどをどう考えられて、どう測定されて、不十分なところがあるのであれば、今後どのように考えているのかというところを伺いたいと思います。

2点目がこちら同じく施策の成果の35ページの下部の空き家対策事業になります。こちら成果指標を見ますと、目標値5件で実績がゼロとなっていて、特にこちら震災以前から取り組んで、もちろん震災で立ち消えてしまったものだとかもあるんですけども、再度建て直してやっているところですけども、なかなか成果というか、形になってきていないように感じております。例えば、山鹿市等見ればホームページ検索しますと空き家十何件登録されてまして、合志市に関してもとても立派なホームページみたいなのができてまして、登録は1件しかないんですけども、各自治体どんどん進めているところがございます。今回も予算が使われててなかなか進んでいない状況で、今現状どのようなふうになっているのかということと、今後どのような計画で進めていくのかということ伺いたいと思います。

○議 長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 2点ご質問ある中で、まず1点目ですけれども、職員研修の効果測定をいかにやっていくかというようなご質問だと思います。今、職員研修についてはですね、自ら手を挙げて自己研修という形の制度も取っております、自分でテーマを見つけてやっていくということで人材育成につなげているわけですけども、やはり職員はその研修に行っただけが学ぶものではなくて、それをいかにまわりの人につないでいって、あるいは、それを自ら改善、改革につなげていって業務の効率化を図ると、そういったことが大事じゃないかなと思いますので、その辺の取り組みについてはですね、しっかりと推進していきたいというふうには思っております。

じゃあその研修に行った成果をですね、いかに効果測定するかというところは、本当に非常に難しいところはありますけども、ただ当然、それはやるべきことですから、研修して業務に対してどう改善改革をしていったのかとか、あるいは、今、人事評価制度を取り入れておりますので、そういった中で見れるものについては見ていきたいと思っておりますし、ただ全体的な、その研修全体のあり方、効果についてはですね、いろんな自治体で取り組んでる事例もあると思っておりますが、その辺も踏まえて

マニュアル化あたりにもできればなというふうに思っているところです。

それともう1点目の空き家対策の現状のご質問ですけれども、空き家対策についてのアンケートあたりをですね、実施をしております。実施をしました。今、関係課でですね、空き家対策計画をつくるということで、関係課あたりとの協議をしております。現状といたしましてはですね、それぞれ空き家がどれくらいあるかというのを把握して、今大体30件ぐらいですね、空き家を使ってもいいよというご意向のところがあるみたいです。で、それをどう使う、要は、マッチングですね、借りる人と貸す人のマッチングをどうするかということが一番の課題だと思いますので、その辺あたりについても、今、関係課の中で協議をしていますので、その辺をしっかり進めていきたいと思います。

それと、あとは、例えば斡旋についてもですね、なかなか行政だけじゃなくて、民間あたりを入れてやっていくことによってより貸し借りがスムーズにいくような場合もありますので、よその事例も含めてその辺はちょっと検証していきたいといふふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） 金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 再度質疑いたします。

それぞれになりますが、まず研修に関して、J I AMだとか、NOMAだとか、それ以前からもやっていると思うんですけど、人数増えてますかね。あと、ロジカルとか論理心理的思考関係、新しく始めたようなものだとか、そういったものに関して特になんですけども、研修の効果とか、その図ってなくても部長としてというか、どのように感じてられるかというところを伺いたいと思います。

空き家に関してましては、おっしゃるとおり、例えば、行政だけで空き家を管理して貸し借りなんてすると、もうどんだけ労力あっても足りないので、事務等は不動産会社等に委託する考えがあると思います。事例等を見ると、ただやはり物件の紹介だとか、つなぎのところは行政の信頼感だとか、あるいは広報面だとか、そういったものをうまく連携しながらやっているの、そのようにしていただきたいとは思っているんですけども、具体的にどういったスケジュール感でそういったところを進めていくのか。今年度中にどこまでやって、次年度をどのくらいやるのか。まあ決まっているところだけ、あるいは構想段階でも構わないので、その目途感というか、そういったものを示していただければと思います。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 1点目の人材育成について、人材担当としてどういうふうに考えているかというようなご質問だと思います。いろんな研修ございまして、短期的な1泊2日の研修であったり、あるいは1週間の、今おっしゃいましたJ I AM研修、あるいはNOMAということでですね、それぞれ専門研修あたりをやってきております。ただなかなかその辺がですね、熊本地震以降、業務あたりでもですね、非常に厳しくなって取り組めてないところも若干あるようです。ただ、先般ですね、人材マネジメントということで、北川正恭先生をお呼びしまして、今後の人材育成をどうするかということで幹部研修をやったところです。その中でもやはり人材育成については、その今やったことがすぐ出るということではありませぬので、今後継続的にやっていくことが必要じゃないかなと思います。その中の一つとして、人材マネジメントあたりの取り組みもありますので、その辺あたりについても

検討をしっかりとしていければなというふうに思っているところです。

それともう1点の空き家のスケジュールがどうなっているかということですが、空き家対策についての意向調査当たりをして、30件程度があるということで、今、いろんなどういった場合に貸していただけるかの調査をしておりますので、そういった調査ができた時点である程度どういった方たちとマッチングできるのかということを含めて、今年度です、今、先ほど申し上げましたように関係課で、いろんなその関係課で集まって協議してますので、まずはその貸していただくにはどういった場合に貸していただけるのかと、そういうあたりをしっかりと分析して、人材バンク制度もつくっておりますけども、なかなかこれが周知までできてないということで、この辺りについてもそういう町がそういった人材バンク制度に、空き家ですね、空き家のバンク制度に取り組んでいるということをしつかり周知を、外部に対してもですね、しながら民間あたりとも連携しながらですね、やっていければなと思っているところです。

○議長（桐原則雄君） 金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 空き家に関しては、その行程だとか、いつまでに何やるかと、もう少し具体的に示していただければと思ったんですけど、まあ委員会もありますので、これで質疑を終わります。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 質疑いたします。1点だけ質疑です。

主要な施策の成果の15ページの上段の部分ですけれども、非常勤職員及び臨時職員が対象であって、残された課題ということで会計年度任用職員制度への移行、ほぼ一般財源で行われておりますが、例えば、この30年度の決算をみた限りで4千148万2千円という多大な額が決算に上がってきたわけでありまして、今度、令和2年からですね、そういった任用職員制度への移行ということで、こういった取り組みというものがそちらのほうの任用制度のほうに予算の配分というのは移っていくものなのか。それとも別個として、別の事業としてこういった支出はそのまま残っていくものなのか、質疑いたします。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 非常勤臨時職員の事業関係のお尋ねだと思います。会計年度任用職員に移行しますが、今の業務についてはですね、当然どんな業務ができるのか見直しますが、会計年度職員に移行する場合には、今の臨時非常勤職員の業務をされている方については、基本的には原則ほとんど会計年度職員のほうに移行するということですので、予算については、そちらのほうに移行するということになります。ですので、この非常勤ということについての予算は別途出てこないということにはなります。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

この施策の成果あたりを見てもみれば、優秀な人材を確保するということが明記されておりますが、要はですね、前段の質疑で言いました予算の確保というものを考えれば、優秀な人材を確保する

ため、また、任用職員制度へ移行したとしても、こういった取り組みが必要になるのかなということですね。ですから、予算の確保というのが非常に一番私心配しているところではありますが、じゃあ何をやるかというならば、それこそ辞めても屋根が落ちないというような柱は外していくべきなんです。実は、そういったものやっつけていかないと、民間企業というのはそういうものです。昔からあるものだからそのまま構図的に惰力と申しますか、そのまま行っていくというような予算立てはしません。あくまでもですね、これでいいのかというのを繰り返し繰り返しやって、その柱は本当になければ屋根が落ちてしまうのかという考え方をするんです。ですから、新しい制度に移行するって言った時に、果たして見直しがきく、そういった一般財源で行われているものというのは特にですね、見直しが必要となると思いますが、任用職員制度の移行というのが、前段の質疑の時に厳しい、今までとは違うんだよということを言われましたが、ということは、こういった取り組みというものの内容は大きく変わってくると思うんですよ。ですから、この30年度の決算においては有効に機能したが、今後はこういった別の方向に流れていきますというような答弁はできますでしょうか。質疑いたします。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） すみません、ちょっと私のほうの説明が不十分で申し訳なかったんですが、今まで臨時非常勤職員ということですね、対応していただいて、これから会計年度職員ということで新たな制度が始まります。やはり仕事をする上では、職員、それからこれから会計年度職員という形に切り替わりますので、職員ができることがどれなのかと、そして、会計年度職員ができるのがどうなのかと、そういったことも含めてですね、考えていかなければならないというふうに思っています。

あとは、その人件費あたりも基本的にはここに上がっている部分については、臨時非常勤に係る分のいろんな人件費関係ですけれども、当然、今までも臨時非常勤で頑張っていた部分にも増して、なおかつ議案でも提案しましたように、会計年度職員という形にリニューアルしますので、そういった形でしっかり全体的にですね、そういう業務の見直し、洗い出しをしながらその会計年度職員に見合うような仕事、あるいは募集をですね、していければなというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第2号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第3号から認定第5号までの3件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第6号から認定第8号までの3件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

## 日程第 29 委員会付託

○議長（桐原則雄君） 日程第 29 委員会付託を行います。

会議規則第 39 条第 1 項の規定により、議案第 48 号から議案第 63 号まで、認定第 1 号から認定第 8 号までを、お手元に配付しました議案委員会付託表（案）のとおり、それぞれの所管の委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

午後 3 時 10 分 散会

本 会 議

一 般 質 問

# 令和元年第7回大津町議会定例会会議録

令和元年第7回大津町議会定例会は町民交流施設ふれあいホールに招集された。(第2日)

令和元年9月17日(火曜日)

出席議員	1番 三宮美香      2番 山部良二      3番 山本富二夫 4番 金田英樹      5番 豊瀬和久      6番 佐藤真二 7番 本田省生      8番 府内隆博      9番 源川貞夫 10番 大塚龍一郎      11番 坂本典光      12番 手嶋靖隆 13番 永田和彦      14番 津田桂伸      15番 荒木俊彦 16番 桐原則雄																																								
欠席議員																																									
職務のため出席した事務局職員	局長 矢野好一 書記 府内淳貴																																								
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	<table border="0"> <tr> <td>町</td> <td>長 家入勲</td> <td>兼 会計管理課長</td> <td>坂本一正</td> </tr> <tr> <td>副町</td> <td>長 田中令児</td> <td>兼 総務部総務課主幹</td> <td>伊東正道</td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td>長 藤本聖二</td> <td>兼 行政係長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住民福祉部</td> <td>長 豊住浩行</td> <td>兼 総務部財政課</td> <td>本司貴大</td> </tr> <tr> <td>経済部</td> <td>長 田上克也</td> <td>兼 財政係長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土木部</td> <td>長 村山龍一</td> <td>兼 教育課</td> <td>吉良智恵美</td> </tr> <tr> <td>併任工業用水道課</td> <td>長</td> <td>兼 教育係長</td> <td>市原紀幸</td> </tr> <tr> <td>総務部総務課</td> <td>長 坂本光成</td> <td>兼 選挙管理委員会書記長</td> <td>野村宗生</td> </tr> <tr> <td>兼 選挙管理委員会書記長</td> <td></td> <td>兼 農業委員会事務局</td> <td>荒牧修二</td> </tr> <tr> <td>総務部財政課</td> <td>長 白石浩範</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	町	長 家入勲	兼 会計管理課長	坂本一正	副町	長 田中令児	兼 総務部総務課主幹	伊東正道	総務部	長 藤本聖二	兼 行政係長		住民福祉部	長 豊住浩行	兼 総務部財政課	本司貴大	経済部	長 田上克也	兼 財政係長		土木部	長 村山龍一	兼 教育課	吉良智恵美	併任工業用水道課	長	兼 教育係長	市原紀幸	総務部総務課	長 坂本光成	兼 選挙管理委員会書記長	野村宗生	兼 選挙管理委員会書記長		兼 農業委員会事務局	荒牧修二	総務部財政課	長 白石浩範		
町	長 家入勲	兼 会計管理課長	坂本一正																																						
副町	長 田中令児	兼 総務部総務課主幹	伊東正道																																						
総務部	長 藤本聖二	兼 行政係長																																							
住民福祉部	長 豊住浩行	兼 総務部財政課	本司貴大																																						
経済部	長 田上克也	兼 財政係長																																							
土木部	長 村山龍一	兼 教育課	吉良智恵美																																						
併任工業用水道課	長	兼 教育係長	市原紀幸																																						
総務部総務課	長 坂本光成	兼 選挙管理委員会書記長	野村宗生																																						
兼 選挙管理委員会書記長		兼 農業委員会事務局	荒牧修二																																						
総務部財政課	長 白石浩範																																								



## 一 般 質 問

5 番 豊 瀬 和 久 君 p 79～p 92

### 1. 新生児聴覚検査費用への助成について

- (1) 新生児聴覚検査は、先天性難聴の早期発見に有効として国が推奨しているが、検査を受けるかどうかは任意となっている。平均5千円ほどの検査費負担もあり、新生児の約2割が検査を受けていない状況である。国はすべての新生児の聴覚検査の実施に向けて、全国の自治体に積極的な公費助成を求めているが、本町にはこの助成制度がない。早期に発見して適切な療育を受ければ、言葉の発達への影響を最小限に抑えることができる。新生児の先天性聴覚障がいも早期に発見し、療育を推進するため、新生児聴覚検査の重要性を周知するとともに、検査に対する費用の助成を行うべきではないか。
- (2) 子どもが難聴と診断された場合、難聴児の保護者が早期に総合的な支援を受けられる体制をつくるべきではないか。

### 2. 高齢者のごみ出し支援について

- (1) 大きなごみ袋や新聞の束を集積所まで運ぶのは、足腰が弱い高齢者にとってはひと苦勞である。環境省は、自治体などが高齢者宅まで出向いてごみの収集を行う「ごみ出し支援」制度の拡充をめざし、今年度からモデル事業を実施する。先行する自治体の取り組みや、国の動き等を参考にして、本町もごみ出し支援を制度化すべきではないか。

### 3. 公共トイレの整備に取り組むための基本方針の策定及び、公園や公共施設のバリアフリーマップについて

- (1) 共生社会の実現をめざし、誰もが利用しやすい公共トイレの整備に取り組むとともに、老朽化が進んだ公共トイレは、今後、維持管理のためのコストが増えることが予想されるが、予防保全を実施するとともに、清掃等については業務委託の包括化など管理体制を見直しコストの縮減を図るなど公共トイレの整備に取り組むための基本方針を策定すべきではないか。
- (2) 公園や公共施設には子育て世代、高齢者、障がい者などあらゆる人が訪れます。どこの公園に、どのようなトイレがあるかを知らせることは重要であり、観光客にとっても役立つ情報です。すべての人が性差や障がいにかかわらず快適に使えるように、車いすやオストメイト（人工肛門などの装着者）対応、おむつ替えシート付きなど、各施設のトイレがどんな利用者に対応しているか等の情報を掲載した公園や公共施設のバリアフリーマップを作成して町のホーム

ページに掲載するべきではないか。

3 番 山 本 富二夫 君 p 92～p 102

1. 大津町総合体育館について

- (1) 先月8月9日のテレビ番組の企画で、大津町も後援して頂いた大津町総合体育館でのイベントが全国に放映されて、素晴らしい宣伝となった。そこで今後の総合体育館の方向性を聞きたい。
  - ① 防災・災害避難所としてを優先か、イベント等を優先するのか。
  - ② 避難所使用時には冷暖房設備の必要性を感じるが、現状で良いか。
  - ③ 益城町と菊陽町に新しく総合体育館が建設及び計画予定である。両体育館と大会誘致でバッティングすると思うが、それに向けての対策は講じているのか。
  - ④ 観客席とそれに伴う椅子など設備の対策は万全か。
  - ⑤ 各種団体の誘致とスポーツコミッションとの連携はどう考えているのか。

2. 大津町特産品のからいも等について

- (1) 今の大津町からいも生産農家の所得は平川の農家のからいもに対する思いからだ。このからいもで、農家はからいも専業だけでも生活の向上が図れるのかという思いの中から、どういう品種・設備が必要かを研究して、今のからいもの品種と貯蔵庫が完成した。また、貯蔵庫を利用することで一年を通した安定的な出荷体制ができ、生産農家の所得向上を今にもたらしした。
  - ① からいもが大津町の特産品になったのかを、歴史を踏まえて町民の皆様に変更にアピールしていくべきではないか。
  - ② 町北部にはからいもの安定的な出荷の為の、大規模なからいも貯蔵庫があるが、その他の地区に建設計画は考えていないか。
  - ③ 後継者育成のための町の取り組み方は、図られているのか。
  - ④ からいもの6次産業化への取り組みはどうなっているのか。
  - ⑤ 大津町と同様のからいも生産地の西原村と協力して、からいもの新品種開発および販売促進に取り組んではどうか。

15 番 荒 木 俊 彦 君 p 102～p 113

1. 熊本地震被災者の安心支援

- (1) 熊本地震から3年4カ月経過、被災者の苦勞、不安への対応は万全であるか。次の災害に備える検証を。
  - ① 仮設避難者の住まいの安心の状況。
  - ② 住宅被災者への被害認定の検証はなされているのか。熊本市の認定基準と他

自治体の基準が不公平であったと聞いている。何がどう違うのか。

- ③ 2次調査希望とその後の判定の引き上げについて（特に一部損壊から半壊以上）、被災自治体別の実態は検証されたか。
- ④ 一部損壊住宅の経済的負担などへの支援が必要ではないか。復興基金他の財源で被災者への支援を。

## 2. 介護保険と高齢者の予防

- (1) 介護保険の制度は国家による、詐欺だとも言われている。社会保障なのに保険料は上がり続け、自己負担も増え続け、サービスは後退している。保障導入時、月3千円負担すれば介護、老後の安心と言われてきた。制度をつくる国に対して、きつく意見を述べるべきではないか。
- (2) 制度自体は必要だと思うが、高齢者の立場にたった運営を求めたい。
  - ① 介護認定率の推移はどうか。認定に対して、利用率の推移はどうか。
  - ② 介護住宅改修、用品補助は重度化予防と利用者の安心につながると考えるが、利用率の推移はどうか。

2 番 山 部 良 二 君                      p 113～p 126

### 1. 大津町地域防災について

- (1) 地域性を考慮した総合的な（流域治水）治水対策の取り組み等について6点伺う。
  - ① 大津北小学校近くの平川に堆積土砂がある。流下能力が低下しているのではないか。撤去を検討するべきでは。
  - ② 仮宿地区ため池ハザードマップにおいて、大津北小学校や住居が浸水想定されている。ため池の耐震性確認、対策等は。
  - ③ 大津東小学校が、洪水浸水想定区域内にあるとともに、土砂災害特別警戒区域に隣接している。対策や避難経路の住民への周知徹底や確認は。
  - ④ 肥後大津駅や役場の背面の住宅地が土砂災害特別警戒区域に指定されている。対策や住民への周知等は。
  - ⑤ 「地先の安全度」と「地域の知恵」を結集して、何があっても子どもたちも含めた命を守る仕組み「まちづくり治水」が必要ではないか。
  - ⑥ 地域防災力活動支援事業補助金は今年度までと思うが、継続が必要ではないか。

### 2. ひきこもり支援対策（生活困窮者自立支援制度に基づいた就労準備支援事業）について問う

(1) 現在、ひきこもりの長期、高齢化による「8050問題」が社会問題になっているが、本町の対策や取り組みを伺う。

- ① ひきこもり状態にありそうな世帯数は。相談件数は。
- ② 脱ひきこもり対策はあるか。

3. 主要農作物種子条例について伺う

- (1) 現在、種子法廃止後に種子の開発、生産等を奨励する条例を独自に制定したのは11都道府県であるが、熊本県でも条例が必要ではないか。町長の見解を伺う。
- (2) 大津町の食と農の安全性について町長の見解を伺う。

4 番 金 田 英 樹 君

p 126～ p 138

1. 企業立地促進助成制度を活用した温泉施設誘致

(1) 工場等に限定されている「大津町工場等振興奨励補助金」の対象へ温泉施設を加える、あるいは新規の立地促進助成制度を設けることで、民間の温泉施設誘致を推進する考えはないか。

背景として、①熊本地震によって町唯一の一般温泉施設が閉館したこと、②全体人口および高齢者の増加によって福祉面からも住民ニーズが増加していること、③町のスポーツ文化コミッションの立ち上げなど観光の取り組みが加速していることが挙げられる。

町の後押しによって民間開発を刺激することで、入湯税をはじめとした税収や雇用の増加、さらに町民の生活環境向上や健康増進、観光・宿泊等における地域資源との相乗効果を共創・共栄で創出することを狙う。

以上を踏まえ、次の項目について町長の考えを伺う。

- ① 温泉誘致による本町の生活環境向上や健康増進、および観光・宿泊環境向上の可能性
- ② 事業者からみた本町の経営環境と魅力
- ③ 助成の合理性・妥当性、および助成額回収・税収増の公算

2. 軽度認知障害（MC I）を中核とした認知症対策

(1) 日本の認知症患者数は約462万人で、認知症の前段階とされる軽度認知障害（MC I）を加えると862万人、さらに、2025年には認知症患者数だけでも700万人前後に達し、65歳以上の約5人に1人を占める見込みである。したがって、認知症患者にとってもより豊かで持続可能な社会に向けて、共生と予防の基盤づくりを今から強力に進める必要がある。

認知症予防・治療は発見・対応が早いほど有効性が高まるが、広義の「理解不足」が早期対応の大きな阻害要因の一つである。また、依然として超早期とも言えるMC Iは名称の認知度すら低い。

共生の環境を整えることは前提として、軽度認知障害（MC I）への「選択と集中」による啓発を徹底し、さらに診断・治療に至る実効策として検査・受診へのインセンティブ（チェックシート返送者への地域振興券発行等）の付与をすることで早期発見から治療へ確実に繋げる考えはないか。

以上を踏まえ、次の項目について町長の考えを問う。

- ① 本町における認知症認定者数、および医療・介護費用の現在・将来推計
- ② 本町における認知症関連取り組み、および計画
- ③ 認知症ケアパス（冊子版）改善の必要性
- ④ MC Iへの「選択と集中」を起点とした取り組みの推進
- ⑤ インセンティブ設定による検査・受診の推進

1 番 三 宮 美 香 さん p 143～p 155

1. 町内の県道の整備・管理の状況は

(1) 町内の県道の整備・管理について

- ① 地域から要望を出しているのに対応が進まず困っていると聞く。県道の中には児童生徒の通学路もあり、保護者も心配されている。

町から県への申請はされていても県の対応がいつまでもされない場合、困った状態、危険な状態が解消されず延々と続くことになるが、町としてはどう考えているのか。

- ② また逆に、地震の後から車の通行量が増えた町道は、町として対応するよりも県道に格上げし、県の予算で対応してもらいたいと思うがどう考えるか。

2. 町内の小中学校のスクールバス運用について

- (1) 町内の小中学校のスクールバスを利用できる基準、路線バスの補助などにバラつきがある。学校の統廃合により条件付きで基準が変えられている。そうすると、〇〇学校ではバス利用ができ、△△学校では利用できないということが出てくる。

利用基準の見直しと定期的な確認が必要ではないか。

3. こども食堂に対する考え方と支援について

- (1) 地域の住民が子どもたちに食事を提供する「こども食堂」が急速に増えている。大津町にもこども食堂という名前ではないが、同じ趣旨の活動をされている団体や個人がある。全国的に見てこども食堂は、子どもの貧困対策だけでな

く、地域住民が集まる拠点づくりという二本柱で運営されているケースが多い。地域で住民交流が活発に行われているところでは、医療や介護などの社会コストが下がるというデータが出始めているようだ。

北九州市では行政に子ども食堂担当課があり連携している。

熊本でも子ども食堂シンポジウムやサミットなどが開催されており、子ども食堂を各小学校区に1つ作ろうという方向で進んでいる。

今後、大津町でも子ども食堂に対する支援をする考えはないか。

11 番 坂 本 典 光 君 p 155～p 163

1. 共助と社協の重要さ

(1) 国レベルで見れば国民一人ひとりが目標を持ち、お互いに競い合いながら必死に仕事をするべきである。しかし地方自治体はできうる限り弱者救済に力を注ぐべきである。

① 70歳以上、75歳以下の高齢者の生活について生活していけるだけの収入があるか調査しているか。その中で一人暮らしの方の収入、身体の具合、生活の様子などを調べているか。

② 地域福祉を推進するために社会福祉協議会がある。本来共助は協議会が中心になって行うべきではないだろうか。社協は地域の世帯から年間500円寄付をもらっている。町民主体の協議会である。町は協議会に事務費等の金銭支援をしているが自立して運営できるように力を貸すべきではないか。

例えば寄付金の値上げ、学童保育の指定管理に参加させるなど。

2. 現在の日韓関係と日台関係が今後どうなるのか見通しと大津町に与える影響

(1) 「冬のソナタ」「チャングムの誓い」のころ日韓は割と親密であった。大津町でも適当な都市と友好都市宣言をしようかという雰囲気であった。

今は真逆である。台湾とは元々友好である。

先を予測し大津町の農、工、商に与える影響を考察するものである。

3. 暮らし相談について

(1) 今年度から町で「暮らし相談」がはじまった。

① いままで何件の相談があったか。どのような内容か。

② 話を聞いてもらってスッキリしただけでは相談にならない。解決に繋がらないと人件費が無駄になる。

4. 高齢者スポーツアンドレクレーションクラブの設立について

- (1) 高齢者が同年代の人たちと一緒にスポーツを楽しむクラブのことである。卓球、テニス、ボーリング、ゴルフ、グランドゴルフ、山登りなど、クラブおおづのように、会員ならばどこに参加してもよいとすれば、楽しさが倍増する。囲碁、将棋、マージャンなどがあってもよい。「健康づくり」に良く、健康保険の低減にもつながる。

6 番 佐藤真二君 p 163～p 171

1. RPA（業務手順の自動化）の導入・検討の進捗状況について

- (1) スマート自治体の実現に向けた動きが始まっている。

その中核的な役割を果たすRPAはすでに近隣の自治体でも事例が報告されている。町でも、必要な業務について出来ることから始めていくことが求められるのではないか。

- ① RPAの必要性和効果についてどう評価しているか。
- ② 導入の前提としての、業務の棚卸しや標準化・適法化はできているか。
- ③ 現在の導入事例および検討状況はどうか。
- ④ 今後の具体的にどう取り組む予定か。

13 番 永田和彦君 p 172～p 182

1. 消費増税と社会保障制度について

- (1) 「消費税法」は地方交付税法に定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものであり、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改善を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」にて世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築することが我が国の直面する重要な課題であることが明記されている。参院選後に先送りしていた社会保障制度改革をめぐる、政府は集中的に議論するための新たな会議を設ける方向で検討していて、厚生労働省は年金の給付見通しを示す3年に1度の財政検証を公表する方針で、来年の通常国会に年金制度改革関連法案を提出する予定である。国は医療や介護分野についても議論を加速させ、超高齢社会を背景に、消費増税による負担増という痛みを伴う改革にでたのである。町として今回の消費税10%に対する説明責任は重要で、町民の理解を得る為、今後の方針や計画を丁寧に解りやすく公表しなければならない。

2. 町政運営と議員発議について

- (1) 文教厚生常任委員会から委員会発議として、「教育、保育施設の改修等による

環境整備及び維持管理に関する決議」が提出された。この委員会決議案の問題点は地方自治法第112条第1項、普通地方公共団体の議会の議員は議会の議決すべき事件につき議会に議案を提出することができる。ただし、予算についてはこの限りでない。この法令の解釈は重要で、要望の1、すでに再生整備計画が策定されている大津中学校大津南小学校については直ちに抜本的な改修等整備に着手すること。とあり「直ちに抜本的な改修等整備に着手」とは拡大解釈の余地が大きく年度計画及び予算に大きく関係するものである。

また討論においては、委員長報告にて議員各位の理解を得る為の情報を公表せず、この時点で教育委員会さえ認知しないケガの事例をパフォーマンス交じりで発言し、発議は権利だから正当性があり議員必携に書いてある。などと説明不足を権利で覆うこと自体、情報操作による悪意とも取られ議会運営及び議決権の乱用に該当すると考えるが賛成多数で議決に及んだ。町長はこの発議に対し反論や弁明発言できず事実確認に至らないまま議決に至る危険性に対し、明確なる対処姿勢を示さなければならない。



議 事 日 程 (第 2 号) 令和元年 9 月 1 7 日 (火) 午前 1 0 時 開議

日程第 1 一般質問

午前 1 0 時 0 0 分 開議

○議 長 (桐原則雄君) これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

今回の一般質問者は 9 名ですので、本日が 1 番から 5 番まで、1 8 日が 6 番から 9 番までの順で行います。

日程第 1 一般質問

○議 長 (桐原則雄君) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

豊瀬和久君。

○5 番 (豊瀬和久君) 皆様、おはようございます。傍聴席の皆様もお忙しい中、朝早くからお越しいただき大変にありがとうございます。5 番議員、公明党の豊瀬和久です。本日は通告にしたがひまして 3 点質問をさせていただきます。

1 点目は、新生児聴覚検査費用への助成について、2 点目は、高齢者のごみ出し支援について、3 点目は、公共トイレの整備に取り組むための基本方針の策定及び公園や公共施設のバリアフリーマップについての 3 点です。よろしくお願いいたします。

最近、熊日新聞に熊本発 SDG s 持続可能な未来へという記事が連載をされています。今、地球規模で環境の異変が起きており、台風や大雨の影響などで各地で被害が起り続けています。その解決策を見出すために、誰一人取り残さないという理念のもと、世界共通の目標を人類が掲げたのは史上初めてのことで、SDG s は画期的な取り組みです。2 0 5 0 年までに世界人口が 9 6 億人に達した場合、現在の生活様式を持続させるためには地球が 3 つ必要になりかねない。これは国連のホームページに掲載されている SDG s の目標中に持続可能な消費と生産に書いてある開設です。この SDG s の取り組みである 1 7 項目の目標は、一つ一つがバラバラなものではなくて、統合され、密接に結びついたものであり、環境、社会、経済の 3 つの側面も不可分なものです。今、我々の世界を変革するという自覚に立ち、すべての人に健康と福祉を、住み続けられるまちづくりをなどの 1 7 項目の目標達成に向けて取り組みを進めていかなければいけません。企業も現在では企業の社会貢献というだけではなくて、社会課題の可決がなければ事業の拡大もなく、両立していくことが重要で、より少ないものでより大きな、よりよい成果をあげることを目指すために生活の質を改善する一方、資源利用を減らし、地球の劣化を緩和することで経済活動から得られる利益を増やすという考え方が主流になっています。その意味では、企業も自治体も同じで、未来のあるべき姿から今やるべきことを考え

ていかなければいけないのではないのでしょうか。行政は、現在の人的、物的資源から適度な目標を設定し、実施しようとするのですが、これからはそうではなくて、未来のあるべき姿に必要な目標を設定し、何とでもその目標を実現しようと取り組む姿勢が重要で、そのための意識変革が必要です。今後、私たちの大津町においても、ぜひ地球、世界全体の未来のあるべき姿を形にして、より価値を創造する施策を展開していくことで持続可能な明るい未来を築いていくことができるのではないかと強く感じています。

今回はそのような観点から質問をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

まずはじめに、新生児聴覚検査への体制整備と検査費用への助成についてお伺いいたします。

先日、聴覚障がいのあるお子さんを持つ方から、大津町には新生児聴覚検査に対する支援制度がないのはなぜでしょうかとお話をお伺いしました。聴覚障がいは、早期に発見され、適切な支援が行われた場合には、聴覚障がいによる音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、その早期発見、早期療育を図るためにすべての新生児を対象として新生児聴覚検査を実施することが重要な取り組みとされています。新生児聴覚検査の原点は、今から約200年前、フランスのアヴェロン県の森の中で7歳ぐらいと思われる裸で暮らす野生児が見つかり、パリに連れてこられ、野生児を精神科医とパリ聾学校の医師が診察しました。精神科医の診断は、精神発達遅延とのことでした。聾学校の医師はひきとって教育をしました。教育の結果、日常のマナーは身に付きましたが、フランス語は話せるようにならなかったそうです。この野生児は難聴ではないと診断されました。では、なぜ話せるようにならなかったのか。現代に至るまで大きな疑問を投げかけてきました。最も疑われるのは、母語と言われる第一言語を学ぶ年齢が遅すぎたのではないかということです。では、何歳までに第一言語を教えると話すことができるようになるのか。その答えは、先天性の難聴児の教育を補聴器をつけたり、あるいは人工内耳手術を何歳までに行うと話すことができるようになるかという命題に置き換えることができます。そして、現在は、その命題に応えられる時代です。アメリカでは、2000年に生後1カ月以内に初期検査、3カ月までに精密検査をして、難聴がわかれば6カ月までに早期支援を開始というルールができています。オーストラリアの研究では、音を電気信号に換えて脳に伝える人工内耳音を埋め込む手術を生後6カ月の時にした場合は、5歳になった時の言語発達が聞こえる子と同じレベルだったそうです。国内でも0歳児から適切な対応で小学校の通常学級に通えるという報告があります。昭和大学の赤沢昭彦教授は、生まれつきの難聴は少なくはないが、早く介入すれば克服できる可能性が高いこともわかっている。すべての赤ちゃんが検査を受けられ、早期にケアする環境を国でも整えなければならないと言われていています。生まれつき聞こえに問題がある赤ちゃんは1千人に1人から2人とされています。新生児聴覚検査は、大勢の赤ちゃんの中から難聴の疑いのある赤ちゃんを1日も早く見つけ出してあげて、早期の適切な治療につなげるための検査です。早期の検査や治療が必要なのは、赤ちゃんの脳が生後数カ月で急速に発達するからで、耳からの情報がなかったり、極端に少なかったりすることは言葉の発達の遅れにつながります。新生児聴覚検査への自治体の取組状況を調べてみると、全国的に多くの自治体で検査費用への助成制度があり、東京では、全市区町村で助成をしています。また、山梨県、静岡県、岡山県、四国では全県、九州では長崎県で全

市町村に助成制度があります。熊本県でも助成への取り組みは広がってきており、45市町村のうち、6自治体で公費負担を実施、25の自治体が検討中です。国も市町村に対して、次のような協力要請を行っています。お手元に国が行っている新生児聴覚検査体制整備事業についてという資料が配付してありますので、参考にされてください。聴覚検査方法の開発の進展や新生児期に聴覚能力を測定できる検査機器の普及等により、大半の医療機器において聴覚能力をスクリーニング検査できる体制が整備されている状況を踏まえ、管内のすべての新生児に対し、新生児聴覚検査が実施されるように次の取り組みを行うよう努めることとして、1点目は、新生児の訪問時等の際に、母子手帳を活用し、新生児聴覚検査の受診状況を確認し、保護者に対し、検査の受診勧奨を行うこと。そして、新生児聴覚検査の受診結果を確認し、要支援児とその保護者に対する適切な指導援助を行うこと。なお、検査の結果、支援が必要と判断された乳児に対する療育は、遅くとも生後6カ月頃までに開始されることが望ましいこととされていることから、その時期までに管内の新生児を含むすべての赤ちゃんに対し、受診状況の確認を行うよう努めること。なお、確認した受診状況等については、市町村において取りまとめ、継続的な検査実施状況など、受診者数、未受診者数、受診率、検査結果、要支援児数等の把握に活用すること。2点目は、新生児聴覚検査に係る費用について、公費負担を行い、受診者の経済的負担の軽減を積極的に図ること、との協力要請がされています。なお、新生児聴覚検査への公費負担の財源については、国からの少子化対策に関する地方単独措置として地方交付税措置がなされています。

次に、周知啓発についても市町村は、新生児聴覚検査の目的や検査方法などについて保護者または関係者などに対してあらゆる機会を通じて周知・徹底を図ること。そして、母子手帳の交付、妊産婦検診、出産前の両親学級等の機会を活用し、住民に対し、新生児聴覚検査についての普及啓発を行うこと、との要請がなされています。聴覚検査には2種類の方法があり、一つは、脳波で聴力を見るADR、聴性脳幹反応という方法で、音に対する反応を脳波で検出する方法で、ささやき声ぐらいの大きさの音に対する反応を見ており、軽度の難聴から発見することが可能です。もう一つは、音への反応を調べるOAE、耳音響放射というもので、刺激音を聞かせることにより起こる内耳が発生する微弱な反応を測定するそうです。しかし、この検査は、雑音に影響を受けるため再検査率が高いそうです。分娩施設ではいずれかの方法を採用していますが、発育・発達過程において何らかの問題が生じる可能性があり、経過観察や必要に応じた発達支援が必要なハイリスク児に対してはADRで検査することが勧められています。その理由は、音は聞こえるけれども、言葉が聞き取れないという後迷路性難聴は、OAEでは性状な反応を示すため、検出できないからです。ただどちらの検査でも精密検査を行う赤ちゃんを選ぶためのスクリーニング検査であり、聴覚障がいがあることを診断する検査ではありません。パスの場合は、検査による反応が得られたということであり、検査時点では正常の登録があると考えられます。しかし、要再検の場合は、検査による反応が得られなかったので再検査が必要です。複数回のスクリーニング検査で要再検の場合は、反応が得られない原因を調べるため、精密な検査が必要になります。要再検は、直ちに聴覚障がいがあることを意味するものではなく、聴覚障がいの診断は精密検査によって行われます。国内では、難聴が疑われ、精密検査を受診する赤ちゃん

んは出生数の約0.4%いるそうです。この内、約0.1%に両耳難聴が発見され、ほぼ同じ人数の赤ちゃんが片耳難聴と診断されるそうです。スクリーニング検査は、赤ちゃんが眠っていれば数分から10分以内で終わります。成長するにつれて目を覚ましやすくなり、検査が難しくなるので出生後入院中に検査を受けるのがよいようです。検査費用には保険が適用されず、全額自己負担で、料金はADRが約6千円、OAEが約3千円ほどです。また、難聴がわかった後の支援にも課題があります。精密検査で難聴と診断された場合、軽度なら補聴器を付けます。重度なら人工内耳の手術を受けるなどの方法があります。早い段階で補聴器を付けたら、人工内耳の手術を受けるといった支援をすることで言葉の習得やコミュニケーションの遅れを最小限に抑えることができます。しかし、2017年度の厚労省の調査では、乳児健診などで聴覚検査の結果を確かめ、支援が必要な子どもの状況を継続的に把握したり、保護者への負担軽減や情報提供をしている自治体は半数にとどまっています。国はすべての新生児の聴覚検査の実施に向けて、全国の自治体に積極的な公費助成を求めています。本町にはこの助成制度がありません。

そこで1点目の質問ですが、新生児の先天性聴覚障がい早期に見つけ出して一日も早く適切な治療を受けさせてあげるために、新生児聴覚検査の重要性を周知するとともに、子育て世代の負担軽減のため、検査に対する費用の助成を行うべきではないでしょうか。

また、2点目の質問は、赤ちゃんが難聴と診断された場合についても、保護者への負担軽減や情報提供など早期に総合的な支援が受けられる体制をつくるなど、支援内容を充実させることが重要ではないでしょうか。

以上の2点につきまして、町長のご見解をお伺いいたします。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 皆さん、おはようございます。早速、豊瀬議員の新生児の聴覚検査費用の助成についてのご質問でございますけども、聴覚障がいは、早期に発見され、適切な支援が行われる場合には、より有効に音声言語の発達を促すことが可能となっていることから、新生児への聴覚検査や難聴児に対する早期支援の取り組みの促進についての重要性は認識しているところでございます。

市町村の検査助成について、県では、本年度、県下全域での新生児聴覚検査費用の公費助成の実施に向け検討を行うための推進協議会を設置する予定となっております。

経済的な理由で検査が受けられない方への助成は重要だと考えています。ただし、大津町近郊の産科医療機関における聴覚検査費用が比較的安価であり、検査の受診率も非常に高い状況でございますので、町の公費助成の実施については、助成額や対象者の範囲について慎重に研究しながら、障がい者をつくらない早期発見のために補助事業、助成事業の実施に向けた検討を行ってまいります。

次に、難聴と診断された場合などにおける町の支援についてお答えします。

聴覚に不安がある子どもを持つ保護者に対しては、相談にのったり、必要に応じて専門機関を案内するなどの支援を町の保健師が行っております。

また、難聴と判断され、補聴器が必要になった場合においては、難聴の程度に応じた補聴器の購入費助成事業を行っております。

詳細については、担当部長のほうからご説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長豊住浩行君。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 皆さん、おはようございます。それでは、説明させていただきます。

まず、新生児聴覚検査の受診状況や難聴のハイリスクの要因などについて説明をいたします。聴覚検査の平成30年度の受診状況については、乳児健診を受診した374人のうち1人だけが検査を受けてない状況であり、未受診の理由につきましては、保護者が必要性を感じていないという理由となっております。参考までに全国の平均受診率は、平成29年度実績で81.8%でございます。聴覚検査の受診者のうち、3人が精密検査を受けましたが、3人とも問題なしという結果でございました。

また、難聴のハイリスクの要因についてですが、遺伝的な要因のほか、遺伝以外の要因によっても起こりますが、難聴の原因がわからないケースも3分の1から半数近くございます。遺伝以外の要因については、妊娠中の女性が風しんなどの感染症にかかった場合や、早産や喫煙なども難聴のリスクになると言われております。あくまで町が把握している範囲ではございますが、平成30年度に判明したハイリスクの子どもの人数は31人となっております。内訳としまして、早産が20人、母親の喫煙が8人、母親の感染症への罹患によるものが2人、その他1人となっております。

リスクへの対応としましては、妊娠中の女性に対し、喫煙の有無を確認し、子どもへの影響を説明をいたしております。また、感染症への罹患の状況や、治療の有無について確認を行いながら、必要な情報提供を行っているところでございます。

次に、聴覚検査の検査方法についてご説明いたします。

新生児の聴覚検査は、コンピュータに出る反応によって調べられ、現在は脳波をみる検査と内耳からの反射をみる検査の2つの検査方法で行われております。

町では、全体の約7割が脳波をみる検査を受けており、残り3割が内耳からの反射をみる検査を受けている状況でございます。内耳からの反射をみる検査の場合、ごくまれに聴神経の異常により難聴が見逃されてしまうというリスクがあり、国は脳波をみる検査を推奨しているところでございます。脳波をみる検査は、コストが高くなるため、近隣の産科医療機関の一部で内耳からの反射をみる検査を採用されておりますが、今後、脳波をみる検査への変更について検討をしているとのことでございます。

次に、聴覚検査の費用について説明いたします。

聴覚検査の費用については、医療機関や検査方法により異なりますが、県内では、2千円から6千円程度となっております。一般的には、脳波をみる方法による検査のほうが内耳からの反射をみる方法より検査費用が高く設定されているようですが、大津町の大半の方が利用される近隣の産科医療機関では、どちらの検査も2千円と比較的安価となっております。

次に、産科医療機関での聴覚検査のフォローとして行っている町の取り組みなどについてご説明いたします。

先ほど説明いたしました、脳波をみる検査と内耳からの反射をみる検査の2つのどちらの検査でも非常にまれではありますが、聴覚障がいがあるにも関わらず、問題なしと判断されてしまうケースも

あるようです。

そこで、聴覚検査で問題なしと判定された場合でも、その後、異常があれば精密検査などを受けることができるように、家庭でできる聴覚テストを行っていただいております。これは、乳幼児健診の前に、ご家庭で簡単な聴覚テストを行っていただき、検診の当日にその結果や聴覚の発達を心配する保護者に対し、精密検査が必要な聴覚訓練などを受けることができる専門機関（熊本県総合相談所）を紹介するなどの支援を行っているものです。

次に、全国及び県内で検査費用の助成を行っている自治体の状況等についてご説明いたします。

全国の市町村では、平成29年度の調査時点で22.6%の自治体が助成を行っております。県内では、上天草市、天草市、長洲町、玉東町、苓北町、山江村の6市町村が3千円から7千円を上限に助成を行っております。

町の新生児聴覚検査費用の助成につきましては、町長も申しましたけれども、町の受診率が非常に高く、近隣の産科医療機関での検査費用も比較的安価であり、今後の県の推進協議会で議論される見込みではありますが、町としましては、経済的理由で聴覚検査が受けられないという事態を避けるために、世帯の所得状況に応じた検査費用の助成や、検査費用に上限額を設定し、一定額以上について補助する方法など、公費助成の内容について研究しながら助成事業の実施に向けて検討してまいりたいと考えております。

次に、難聴児の保護者に対する総合的な支援についてご説明をいたします。

大津町の平成30年度の新生児は375件で、新生児訪問や乳幼児健診の中で、聞こえに関する問診や相談をはじめ、必要に応じて専門機関を紹介するなどのフォローを行っております。

また、国は、新生児聴覚検査で再検査が必要となった乳幼児や外出が困難な状態の児童を居宅訪問型児童発達支援の対象にすることを検討していることから、今後は、障がい福祉サービスも取り入れながら支援を行うことが可能になると考えております。

また、平成30年度の難聴児の補聴器購入費助成の実績は3件でございます。補助要件としては、両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、身体障がい者手帳（軽度・中度）の交付対象とならない者で、補聴器の装用により、言語の習得など、一定の効果が期待できると医師が判断するもので、18歳未満の難聴児が対象となります。

また、身体障がい者の手帳保持者の方に対し、人工内耳体外装置の助成を大津町日常生活用具給付事業として実施しておりますが、昨年の実績はございませんでした。

補助や給付以外の取り組みとしましては、発達セミナーを毎月開催しております。難聴に特化したセミナーではございませんが、本年度は、「ことばの発達について」をテーマに、言語聴覚士によるセミナーを開催いたします。

今後は、難聴についてのテーマを取り入れながら、難聴に対する知識の啓発や、不安や悩みの解消につながるようなセミナーを開催したいと考えております。

今後も、聴覚に不安を抱えたり、難聴の子どもを持つ保護者に対し、必要な支援を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 豊瀬和久君。

○5番（豊瀬和久君） 1点だけ確認の意味も込めて町長にお伺いをいたします。

今、答弁をいただいた支援の体制の内容で1千人に1人と言われる難聴児を1日も早く見つけ出してあげて、早期の治療を受けさせてあげることができると思われるのかどうかお伺いをいたします。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 今、担当部長のほうから説明しましたように、大津町独自で実施できるようにやっていきたいというふうに考えております。

○議長（桐原則雄君） 豊瀬和久君。

○5番（豊瀬和久君） これ赤ちゃんに対する思いが強いか弱いかで変わってくると思いますので、1千人に1人、もうほとんどいない中で、0.1%という人を見つけ出してあげて、早期に治療をさせてあげられるように、本当に日ごろからそういう感覚でいていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

次に、2点目の高齢者のごみ出し支援につきましてお伺いをいたします。

大きなごみ袋や新聞の束を収集場所まで運ぶのは、足腰が弱い高齢者や障がいのある方にとって一苦労です。少子高齢化に対応した廃棄物処理の問題は、ソフト面、ハード面的ともに待ったなしの課題になっています。また、在宅医療廃棄物や使用済みの介護用おむつの処理、増加する遺品整理やごみ屋敷への対応など、課題は多岐にわたります。自治体においても、適正処理やリサイクルだけではなく、高齢者福祉に配慮した対応が求められるようになってきており、将来を見据えた計画を立てなければいけない時期にきています。このような時代の変化の中で、環境省は自治体などが高齢者宅まで出向いてごみの収集を行うごみ出し支援制度の拡充を目指し、今年度からモデル事業を実施します。高齢者のごみ出しをめぐるのは、高齢化や核家族化を背景としてごみ出しが困難でありながら十分な支援を得られない高齢者が増えていることが問題となっています。高齢者のごみ出し支援は、ごみ収集を確実にするだけでなく、高齢者の生活の質の向上や見守り、孤独死の防止にもつながる取り組みです。また、多くの自治体や事業者で収集する人の誇りややりがいにつながっているという声が聞かれています。福祉に配慮した社会貢献として廃棄物処理事業全体への信頼感が大きくなることも期待できます。

それでは、まず、先行する自治体の取り組みをご紹介します。

お手元に高齢者のごみ出しの実態や支援の状況についての資料が配付されていますので参考にさせていただきます。

横浜市は、2004年度から市の収集員が玄関先に出向いてごみを直接取りに行く「ふれあい収集」事業を実施しています。対象となる人は、自分でごみを収集場所まで持っていけない一人暮らしの65歳以上の高齢者や障がい者、要介護者です。利用者は年々増加しており、2011年度末の約3千300人から昨年度末には約7千300人へと倍増しています。収集事務所には、「足が悪いので困っていた。本当にありがたい」といった感謝の声が多数寄せられているそうです。この事業を始

めたきっかけは、2001年度からスタートした粗大ごみの収集で、高齢者から家庭で出る一般ごみもやってほしいとの声があがったことで、高齢化で支援のニーズは非常に高くなっているとのことです。現在は、市の収集員が週1回、対象者の軒先や門扉先に置かれたごみを収集しています。ごみが置かれていない場合も、希望者には声掛けなどによる安否確認も行っているそうです。そして、実際に人命救助につながった事例もあるそうです。2017年横浜市旭区に住む女性宅の玄関先にごみが出ておらず、インターホンを鳴らしても応答がなかったため、収集員が中を窺うとうずくまっている女性を発見、すぐさま救急車を手配し、事なきを得たそうです。こうした事例が年に数件はあることから、地域の見守り役も果たしているとのことです。熊本市でもごみを収集場所まで出すことが困難な世帯に対する支援として、ごみを玄関前まで収集に何うふれあい収集を実施しています。対象となる人は、年齢の制限はなく、要介護1から5の方、身体障がい者手帳1級または2級の交付を受けている方、精神障がい者保健手帳1級の交付を受けている方、療育手帳Aの交付を受けている方、また、その他何らかの事情でごみ収集場所まで出すことが困難な場合は、個別に相談にのってもらえるそうです。その他にも高齢者へのごみ出し支援に乗り出している自治体があります。福岡県大木町は、2012年8月からシルバー人材センターに業務委託し、高齢者や障がい者を対象にごみ出し支援を行っています。訪問時には声掛けとともに困りごと相談も受けて、簡単な作業にも応じているそうです。また、新潟市亀田西地区では、学校と連携し、路面が凍結しやすい冬場に限り、中学生が登校時にボランティアで高齢者宅のごみ袋を収集場所まで運んでいるそうです。

このように、モデル事業は横浜市や熊本市のような自治体直営型やシルバー人材センターなどの委託業者との連携型、自治会や町内会といった地域のコミュニティを活かした取り組みなど、様々な方式で高齢者世帯のごみを個別に収集することを想定して、可燃ごみや資源ごみ、粗大ごみなど、種類ごとに適切な収集の感覚や方法、必要な人員も調べ、その結果を基にした先進事例などを集めます。そして、2020年度までに自治体向けのガイドラインを策定して、限られた予算や人員でも高齢者へのごみ出し支援ができるノウハウを全国で共有していくとのことです。本町でも先行する自治体の取り組みや国の動きなどを参考にしながら、職員の皆さんの英知と創意工夫を凝らした高齢者へのごみ出し支援策を制度化すべきではないかと思いますが、町長のご見解をお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 豊瀬議員の高齢者のごみ出しについてのご質問でございますけれども、大津町におきましては、2市2町関係でごみの減量化あるいは処分について一体となって行っておるところでございます。もちろん、リサイクルとかそういうものでなく、やっぱり100年の人生の中で今後の高齢者の皆さんのごみ出しちゅうのは、毎日出るごみをいかに処分するかと、そういう課題はもう心配ごとの一つであるというふうに思っておりますし、これはもう地域あげてのやらずにちゃんらない課題でもあるかと思っておりますけれども、その責任は町が廃棄物の処理及び清掃に関する法律によって、町の責任で行うことというふうにごうたわっておりますので、今後について、今、社会福祉協議会の介護保険事業、あるいはシルバー人材センターにおけるまごころ生活支援、あるいは公的なサービスなどを利用してございますけれども、現在、町で出しておるある企業による収集、運搬関係を行わせていた



だいておりますけども、そういう一般ごみについての問題についても議員の言われておるようなことを十分検討しながら、町でもしっかり取り組まなくちゃならない。しかし、委託関係をやるというような形になりますと、やっぱり、今それぞれでシルバーとかいろいろやっておりますけども、一つ一つのごみ支援事業の中で、なかなかその運営も厳しいような状況でございますので、やっぱり一体となった支援事業をやりながら、NPO法人関連等にもやっていかななくちゃ、で、取り組んでいただくような形も検討していかななくちゃならないんじゃないかなというふうに思っております。そういう意味におきまして、社協関係でやっております、今、給食サービスとか、相談支援関係等の事業関係についても、今後については、医療関連のものを専門的にやっていくような方向になってまいりますので、ごみ出し関連等についても、今後、別な方法で検討をしていかななくちゃならないというふうに考えておりますので、今後については、現在の町の委託業者あるいは社協関連、あるいはその他関係機関でお願いしておる福祉サービス関連と一体としてごみ出しの支援関連も取り入れていかななくちゃならないんじゃないかなというふうに思っておりますので、そういうのも今後の検討の中で取り入れてやっていければなというふうに思っております。

現状については、担当のほうからまたご説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長豊住浩行君。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 豊瀬議員の高齢者のごみ出し支援についてご説明をいたします。

まず、町の現状についてですが、平成30年度末時点での町全体の高齢化率は21.9%となっております。これは熊本県全体の高齢化率30.6%を下回っておりますが、今後、高齢化は確実に進んでいくものと予想されます。また、行政区ごとの年齢構成をみますと北部と南部の行政区の中には、一部で高齢化の割合が50%を超えている行政区もございます。

次に、高齢者の方のごみ出しについてですが、多くの場合、家族の方で分別及びごみ出しをされているものと考えられます。

また、介護の認定を受けられている方の場合、ヘルパーさんが分別やごみ出しをされております。

その他では、シルバー人材センターのまごころ生活支援事業、いわゆるワンコインサービスを利用されている方もいらっしゃいます。このサービスは、シルバー人材センターの会員がごみ出しの支援を行うもので、1回当たり30分程度の作業、例えば、朝のごみ出しなどを行っているものです、1回につき100円でございます。

その他、老人クラブ連合会の友愛訪問でシルバーヘルパーの方がごみ出しの協力をされているケースもございます。友愛訪問につきましては、シルバーヘルパーの研修を受け、県老連の認定を受けた方が、独居の方や高齢者のみの世帯などを対象にごみ出しや話し相手になったり、買い物の手伝いをするなどの活動をされているものでございます。

こうした状況の中で、議員ご指摘のとおり、環境省のほうで高齢化社会に対応した廃棄物処理体制構築検討業務を今年度から行っているところでございます。この事業は、高齢化社会に対応したごみの収集、運搬の負担軽減や効率改善のためにモデル自治体を募集し、実際にごみ出し支援策を実施して、その結果をモデルケースとして市町村に提示していく事業となっております。

また、先進事例の一つとして、自治会、老人会、PTAなどの団体がごみ出しや分別の手伝いを安否確認とセットで行っている取り組みの事例や介護認定を受けた方を対象として玄関先までごみを取りに行くサービスを行っている事例もございます。町としまして、今後、環境省から示されるモデル事業をはじめ、様々な事例を参考にして、関係する部署とも連携し、さらに費用対効果も踏まえまして、大津町に適した方法を研究してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（桐原則雄君） 豊瀬和久君。

○5番（豊瀬和久君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、今、様々な形でいろんなごみ出しの支援を、町は仕組みをつくってませんから、いろんな地域だとか、いろんなところで皆さんが協力をされてごみ出しをされているというような、今話がありました。NPOだったりとかですね、だからそういうところで、今、何とかそういうことで大変な状況の中でされている部分もあると思います。それで、町に対しましてですね、そういう相談があっている件数とか、何かそういう問い合わせがあったりとか、そういう仕組みがないのかというような、町でこういう支援が必要な人、把握している人数とか、そういうのがわかれば教えていただきたいと思えます。

横浜市はですね、7千300人ですけど、あそこ370万都市ですよ。370万都市で7千300人だから、そんなに数が多いわけじゃないんですよ。もうみんながみんなじゃないんです。対象者は限られてくるんですよ。本当に大変な人は、この仕組みをつくってあげてという話なんですよ。だから、基本的にはやっぱり自分で出されるし、家族が出されるというのが基本だけれども、本当に大変な人はその中に何人かいらっちゃって、その人たちの話をしているわけですから、そういう介護が必要な方とか、いろんな、お一人暮らしだったりとか、足腰が悪くてとっかっていう人の人数が把握されてればちょっと教えていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長豊住浩行君。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 豊瀬議員の再質問にお答えをいたします。

人数の把握はされているかというようなご質問でございますけども、環境保全課のほうで、窓口で対応しております。確かに、そういった声をですね、聞くことはございます。それで、現在ですね、環境保全課で検討しているのがですね、道路幅員が狭隘な地区、また、集合住宅でですね、収集が困難な場所につきまして、いろいろと住民の声が聞こえてきますので、収集方法を研究を始めたところでございます。今回、議員がご指摘いただきました、高齢者のごみ出しにつきましてではですね、これらの研究とあわせて、今後ですね、費用対効果等も検証しながらですね、予算化に向けて考えていきたいなというふうに思っているところでございます。

高齢者全体に亘るごみ出しの支援につきましては、こうした研究を踏まえてですね、全町的なサービス提供が可能かどうかですね、具体的に研究を行いながらやっていきたいというふうに考えているところでございます。

すみません、人数の把握については、ちょっとうちのほうではですね、何人というまでは把握できておりません。失礼いたします。

○議 長（桐原則雄君） 豊瀬和久君。

○5番（豊瀬和久君） いろんな人がいらっしゃって、ただ、やっぱり人選はしていく必要がありますし、だれもかれもになるともう收拾が、それこそつかなくなりますので、基本的にそのサービスが必要な人というのをきちっと把握して取り組んでいければと思いますので、よろしくお願いいたします。

横浜は15年前からやっていますからですね。今、研究するのは本当遅いぐらいですよ、将来見越してですね。ただ、まだ大津町は高齢化率がほかと比べても少ないということなんで、早めにやっておくべきだと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、3点目の質問に移らせていただきます。

次に、3点目の公共トイレの整備に取り組むための基本方針の策定及び公園や公共施設のバリアフリーマップについてお伺いをいたします。

薄暗い和式便器のままといった公共トイレが多い中、安心して快適なトイレ整備をまちづくりの柱の一つに捉え、観光振興につなげる試みが注目をされています。

まずはじめに、岡山県高梁市の事例を紹介させていただきます。お手元に城見橋公園公共トイレの概況という資料が配付してありますので参考にしてください。

高梁市は、2013年度に市内の公共トイレ164カ所を調査し、改修などの優先順位を付けた、公共トイレからのまちづくり計画を作成し、整備を進めています。優先度が高いと判断されたのは、天守が残る山城として有名な備中松山城の麓に位置する城見橋公園トイレでした。調査当時、和式便器で老朽化していたため、市は2014年度に整備し直し、洋式化をはじめ、車椅子やオストメイト装着者に対応した多機能トイレなどを導入されました。この結果、公園を利用する観光客も増加したと言います。

また、新潟県見附市の道の駅パティオにいがたは、トイレを建物の中心に配置し、魅力的な空間づくりにこだわっているのが特徴です。トイレスペースは、建物総床面積の約13%を占めており、子どもや女性が使いやすいよう、子ども用便器のほか、おむつ替えベッド、おしゃれな化粧コーナーなどの設備も充実させているそうです。自然光を取り入れた明るい室内としたほか、壁材には県産材の越後杉を使用し、坪庭が見える景観づくりにも工夫を凝らしています。多くの来場者がトイレがきれいだったと口にするパティオにいがたは、2013年8月に開設され、来場者は2014年度、105万人から2018年度は116万人と増加傾向にあり、地域の交流人口の拡大に貢献しているとのこと。駅長は、トイレは建物で最も使われる施設であり、その印象は施設のイメージを左右する。一般的に建物の片隅においやれがちなトイレをむしろ中心に据え、魅力的な設計にしたことが誘客や再訪問にもつながっているのではないかと話をされています。快適なトイレのあるところには人は集まります。近年、そこに着目した民間の商業施設や鉄道事業者などが快適性を追求した整備改修に力を入れると同時に、質の高い維持管理を目指しています。

一方で、自治体が所有管理するトイレには、その状況に大きな格差があり、後手に回っている自治体も少なくありません。清掃が行き届いてるトイレは、利用者にもきれいに使用する意識が生まれや

すく、よりきれいに保つことができます。その逆に、既に汚れているトイレでは、きれいに使おうとする心理が働きにくいのでますます汚れ、荒れ果ててしまいます。このようになる背景には、公共施設や公園のトイレには関心が薄く、限られた予算の中で整備や維持管理も行わなければならないので費用も最低限に抑えられがちです。しかし、高齢者や女性、障がい者の社会参加が進み、安心して使いやすいトイレへの需要は高まっており、かつ多様化しています。また、災害時に備えたトイレの対策も急務です。本町でもトイレをまちづくりの重要な柱と位置づけ、将来への投資としてもっと関心を向けていくべきではないでしょうか。話題の主役にはならないトイレですが、トイレを大事にしないとその自治体の評価が下がる時代がきています。共生社会の実現を目指し、人種、性別、年齢、障がいなどを超え、様々な利用者の視点を踏まえて、誰もが利用しやすい公共トイレの整備に取り組むとともに、老朽化が進んで公共トイレは、今後、維持管理のための経費が増えることが予想されます。

そこで、1点目の質問は、計画的に予防保全を実施するとともに、清掃等については、意識を高めて業務委託の一本化など管理体制を見直す。経費の削減を図るなど、本町でも公共トイレの整備に取り組むための基本方針を策定すべきではないでしょうか。

次に、2点目の質問ですが、公園や公共施設には、子ども、高齢者、障がい者、インバウンド観光客など、あらゆる人が訪れます。どこの公園にどのようなトイレがあるのかを知らせることは重要であり、観光客にとっても役立つ情報です。すべての人が性差や障がいに関わらず快適に使えるように、子どもや車いす、オストメイト対応、おむつ替えシート付きなど、各施設のトイレがどんな利用者に対応しているのか等の情報を掲載した公園や公共施設のバリアフリーマップを作成して、ホームページに掲載すべきではないでしょうか。

トイレなどのバリアフリー整備がなされたとしても、それが情報として発信されていないと、外出機会の少ない障がい者の方々には利用できることが伝わりません。町が積極的に情報を発信することにより、新たな利用者を増やすことが可能となり、町のイメージアップにもつながります。また、わかりやすくするためには、トイレの状況を写真などの画像で見せたり、具体的な出入り口の幅などを数値で示すことが重要です。利用者が多様であるため、すべての利用者に対応した情報の提供は難しいとは思いますが、写真を含むわかりやすい判断材料を提供することが求められています。

町のホームページは、毎日多くの人が見られていますので、お金をかけなで大きな効果を発揮することができるのではないかと思います。いかがでしょうか。町長のご見解をお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 豊瀬議員の公共施設のトイレ等についてのご質問でございますけども、もう以前からトイレ関連等については、大変ご指摘を受けておるところでもあります。特に公園関係のトイレについても全体的に老朽化している状況でございますので、議員からのご指摘のように、もてなしの心というものを大事にするためには、やっぱり公園の整備化を図っていかなくちゃならないということで、平成28年度に公園の長寿命化計画をやらさせていただいておまして、それに基づいて国の補助事業を活用して整備を進めておるところであります。今回につきましても昭和園関連等についてしっかりと活用できるもてなしの思いが伝わるような公園整備を今担当のほうでしっかり計画をさ

せて、本年度の授業に取り入れていきたいというふうに思っております。また、管理関連等についてもそれぞれの公園管理たくさんありますけども、大変状況の中について厳しい状況もございまして、これにつきましても管理の委託関連等についてもしっかりとまた見直しをしていかなくちゃならないというふうに思っております。そして、無駄である、無駄ではないんですけども、あまり活用でないもののトイレ関連等については、もう取り壊しをやっていきたいというようなことも考えております。

また、トイレのホームページ関連等につきましても素晴らしいトイレ、道の駅に10月に完成する予定でございまして、きっと素晴らしいトイレができますので、その辺のトイレ、そしてまた、駅南口のトイレ関連等についてもしっかりとそれぞれの役割のあるトイレ、子ども健康センター関連等についてもその見えてきてない部分もあるようでございまして、しっかりとホームページでPRをして利活用ができるように推進を図っていければなというふうに思っております。

詳細については、また担当のほうからご説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長村山龍一君。

○土木部長併任工業用水道課長（村山龍一君） おはようございます。豊瀬議員の公共トイレ関連の質問についてご説明いたします。

公衆トイレと言われる不特定多数の方が利用できる町管理の屋外トイレは、公園などの公共施設20カ所にのびます。とりわけ町立公園内のトイレについては、町内のビルメンテナンス会社に委託しております。公園によって違いますが、昭和園はつつじ祭り期間中は毎日、他は利用頻度に応じ、週3回から1回の清掃をお願いしているところでございます。しかし、建築から20年を越すトイレが約70%を超えている状態にあり、老朽化は否めない状況と言えます。

また、10年前の住宅・土地統計調査における一般家庭の洋式トイレ普及率が90%となっていることや、インバウンド対応などを考えた場合に、従来の和式便器中心のトイレは時代にマッチングしているとは言えず、災害時においても活用しにくい状況となっております。

そのようなことから、今回、補正予算をお願いした昭和園のトイレ2カ所の改修を皮切りに、近接したトイレや利用頻度の低いトイレの統廃合や包括的な管理業務委託導入の調査・研究なども行いながら、公衆トイレを含めた公園の長寿命化計画を図っていきたくと考えております。

次に、議員提案のバリアフリーマップの作成についてであります。現在、熊本県健康福祉部がおでかけ安心トイレマップをホームページに公開されております。これは、公共施設と民間の協力施設における車椅子対応トイレ、オストメイト対応トイレ、おむつ交換台付トイレの設置場所、連絡先などが表示されております。大津町においては、公共施設11カ所と民間事業所10カ所が紹介されております。オストメイトの設置箇所数を見ると、町内では5カ所が紹介してあり、町管理の施設では3カ所あります。地域包括支援センター、子育て検診センター、ビジターセンターが紹介されております。

また、病気などによって人工肛門や人工膀胱を装着されている方は、全国で約20万人とも言われ、大津町内においても約40名の方がオストメイトを必要とされております。議員がおっしゃるように、トイレのバリアフリーマップを作成し、住民の方にPRすることによって、このような障がいのある

方の外出の契機にもつながるものと思います。

町長が先ほど申し上げましたとおり、今年10月に道の駅大津に新しいトイレが完成いたしますが、このトイレは授乳室、パウダールーム、子ども用トイレを備え、オストメイト対応に関しては、多目的トイレ及び男女それぞれに整備し、トイレニーズの多様性に対応した整備がなされると聞いております。このような民間整備型のバリアフリートイレを含め、トイレ情報の提供に鋭意努めてまいりたいと考えております。

○議 長（桐原則雄君） 豊瀬和久君。

○5番（豊瀬和久君） 個別のトイレが良いとか悪いとか言ってるわけではなくてですね、全体感に立った将来を見据えたトイレの管理、情報発信に努めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議 長（桐原則雄君） しばらく休憩します。

11時05分より再開します。

午前10時55分 休憩

△

午前11時05分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

山本富二夫君。

○3番（山本富二夫君） 皆さん、おはようございます。本日は大変お忙しい中、傍聴に来ていただきありがとうございます。通告書に基づき、今回は2問、第1、大津町総合体育館について、2、大津町特産品のからいもについて質問をいたします。

1の大津町総合体育館についての質問の前に、先月の長崎、佐賀県での甚大な豪雨被害及び先月の台風15号での甚大な被害を受けた住民の皆様にご心よりお見舞い申し上げます。

では、大津町総合体育館について。先月、8月9日のテレビ番組の企画で、大津町も後援していただいた大津町総合体育館でのイベントが全国に放映され、素晴らしい宣伝になったと思います。この大津町総合体育館の防災対策、方向性について聞きます。

まず、第1、防災・災害避難を優先か、イベントを優先かと、2の避難所には冷暖房設備の必要性を感じるが、とを一緒に質問、聞きます。

8月末の長崎、佐賀による豪雨による中小河川の氾濫による甚大な被害がありました。9月8日、9日、関東地方を襲った台風15号による甚大な被害は今も停電、断水が続いている状態です。特に昨年10月、私たち経済建設委員会で訪問した南房総市は、まだ停電、断水、停電による携帯がつかない状態が一部で続いています。クーラーも使えない蒸し風呂状態、市中心部は11日の夜につながったということですが、山間部はあと10日間、今のままで住民の皆様の健康状態を心配しております。一部非常電源あり、空調設備の体育館に避難できる住民の皆様は避難されているということですが、道路が寸断され、車も使えず、そういう地区に住む住民の皆様は暑い冷房の効かない自宅

や場所で過ごされて、熱中症で亡くなられる方もおられると聞きます。市中心部から離れた地区ほど後回しの状態です。我が大津町にも南房総市と似た北部地区と南部地区があることを認識しておいていただきたいと思います。

我が内牧地区も熊本地震で水道が1カ月間断水し、電柱が倒れて停電が15日間続きました。住民全員が総合体育館に30日間の避難生活を余儀なくした思い出があります。しかし、総合体育館があったお蔭で住民全員が避難でき、避難所のありがたさを感じました。3月で夜は寒いと感じましたが、今のような蒸し暑さではありません。今回のような甚大な災害は、町長、毎年起きると想定し、町は備えていく必要があると思われるので対策を先延ばしにしないで、すぐに体育館空調設備の設置に取り組んでもらいたいと思います。各市町村の体育館を調べていく中で、防災倉庫併設か併設の検討をしている市町村のあることが気づきました。資料1を見ていただきたいと思います。近隣市町村の内容ですけれども、メインアリーナ的にはあまり変わりませんが、空調設備の中で、大津町は地下熱暖房、益城町は全館冷暖房、山鹿市もそういうことです。合志市も、菊陽町は2年後の計画でやっぱり冷暖房完備ということです。それと客席数が極端に大津町の場合は152席しかありません。で、益城は1千950席というのは、プロのバスケットの練習の部分であります。山鹿市も1千660、ハンドボールのための客席数と考えられます。菊陽町も1千席を、私が担当者に聞いたところ、準備しているということでありました。菊陽町は、先月の議員への説明で2年後を目指して総合体育館の建設を進める。総合体育館と菊陽中の体育館には空調設備を完備する計画がある。その後、随時、各体育館に防災避難のための空調設備を考えているとのことでした。菊陽町に限らず、防災対策の空調設備は全国的な方向性ではないでしょうか。大宰府総合体育館は、大津町と同規模の体育館ですが、避難所として考え、収容人員500名、1週間の備蓄をし、防災倉庫を併設と担当者は申されておりました。菊陽町も大宰府をモデルに建設を考えておられます。大津町も総合体育館に大宰府並みの防災倉庫と備蓄を検討してもらいたいと思います。また、緊急避難指示が発令された場合には、いかなるイベントがあっても中止をし、避難所の受け入れを優先してもらいたいと思います。なぜかという、我が阿蘇山は活火山で、今も活発な活動中であります。あつてはならないことですが、阿蘇山の大量の火山灰、電磁波による広範囲な停電被害も想定していただきたいと思います。想定外はないのです。そのときは、電源設備の整った体育館の重要性が増します。西日本豪雨で広島県真備町の避難所へ避難したが、避難所内があまりにも暑く、避難できる状態ではなく、冷暖房設置するために4日間ぐらいの避難所開設が遅れたと聞いております。

大津町総合体育館も空調設備は地下熱暖房はありますが、私が昨年と今年、2回体育館を使用し、感じたことは、地下熱利用設備では、朝の9時までで、その後は地下熱の空調は効かないと感じたので、避難所としてはぜひ空調設備を備えていただきたい。体育館は日中は40度ぐらい今現在であります。資料1の設備の欄を見ていただくとわかるように、他市町村の体育館は空調設備が整っている。何を意味するかというと、夏、冬の利用者の増加ですね。今の大津町の体育館は、夏場はもうとっても利用できるような環境ではありません。それと災害時の避難所を想定した設備を整えておられるかです。

第2回まちづくり懇談会の中で、ある区長が避難所に一番困ったのは、身体が不自由な高齢者の対応が困ったと言われました。避難所開設時は、身体の不自由な高齢者の受け入れ場所の確保を一番先に町と現場担当者をお願いしたいと思います。

次に、3、益城町と菊陽町に新しく総合体育館が建設中及び計画であります。両体育館とバッテリーングすると思います。それに向けての対策は、昨年と今年、スポーツダンス全国大会で全国から利用された方は、空港から近い、近くにビジネスホテルが多いという意見をいただきました。大会終了後、参加された方は、世界の阿蘇の観光をして帰られる人が多いです。このことはいかに大津町総合体育館が優位な場所かということです。全国大会や会議を今後誘致するには、条件として有利な場所であるということと、設備が整っているということです。そのためにも最低でも近隣市町村の体育館並みかそれ以上の設備を導入していただきたいと思います。何も対策を講じなければ両町の体育館にスポーツ大会、イベント、催し物が奪われていく可能性もあります。利用者が少なくなる可能性も考えられます。

4番目、観客席と動員数、それに伴う椅子の改善までいきます。

資料1の椅子の写真を見ていただきたいと思います。左は正常であります。右の椅子は前のめりで、長く座っておれない不良品です。体育館全体で177の椅子が、実際に使用できるのは65しかありません。大津町総合体育館は他の体育館に比べたら極端に固定椅子152で少ないです。パイプ椅子を300席ぐらいは準備するのも考えるべきではないでしょうか。観客は座って競技を見たいと思います。講演会も椅子があれば誘致ができると思います。

私は、熊本地震で総合体育館を30日間、避難場所を利用してたときに感じたことがあります。フローリング床に直に過ごすことがいかに疲れるか。椅子があれば楽であり、特に、お年寄りには椅子が必要だと感じました。

5番目、競技団体の誘致とスポーツ文化コミッションの連携は、益城町総合体育館バスケットボールのヴォルターズが主練習場として利用、山鹿市総合体育館はハンドボールのオムロン女子が使用している。

町にもスポーツ文化コミッションがあり、連携を図り、年間使用団体の誘致と体育館使用料が多く見込める団体の獲得を進めていく努力が求められております。現状とこれからの取り組みについて聞きたいと思います。

菊陽町は、競技のために無風の空調設備も選択内に考えておるということです。別の視点から、展示場の考えも以前は興南会館とグランメッセがありましたが、今はグランメッセだけであり、体育館の利用回転を考えた場合、それと他の体育館との差別化も考えてみてはどうでしょうか。展示会場の場合は、利用収入が多く見込めるので。

以上、5つについて、町長と教育長にお尋ねします。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 山本議員の質問にお答えしたいと思いますけども、その前に、北九州豪雨や、あるいは千葉の台風15号による被害について、二次災害関連等も起きておるようでございますけど



も、被災された方、あるいは亡くなられた方々にご冥福とお見舞いを申し上げたいと思います。

では、早速、災害関連等についての体育館利用についてでございますが、本当にいつ、どこで、どのような災害が発生するかわからない状況でありまして、緊急的に避難所を開設しなければならないことも出てきております。高齢者や身体の不自由な方など、支援が必要な方のためにも早めの情報提供を行い、早めの避難をお願いしているところでもあります。特に町の総合体育館は、指定避難所であると同時に、皆さん方の社会体育をはじめとする活動の場でもあります。各種イベントも多く開催されておりますけれども、議員おっしゃるように、災害時にはイベント開催予定があっても避難所を最優先とし、住民の安心・安全な確保を第一に早期に避難所を開設し、避難される方の受け入れ体制を取っているところであります。また、総合体育館における避難所使用時の冷暖房施設の状況につきましては、平成27年に地中熱を利用した空調換気ができる設備を整備しているところでありますが、特に夏の暑い時期には、室内の気温状況等についてもいろいろ工夫を凝らして使用していただいております。そのような状況の中で、避難される方の心身の負担を考えますと、熊本地震の時のように、避難所生活が長期化した場合など、空調環境は非常に大事であると考えております。今後につきましても、平常時の総合体育館の利用も踏まえ、避難所運営の改善についてもしっかりと検討してまいりたいというふうに思っております。

続きまして、肥後おおづスポーツ文化コミッションでございますが、今年度、スポーツ庁のスポーツによる地域活性化推進事業補助金を活用し、新たな観光資源の調査・研究を行っているところです。総合体育館の空き時間を活用したスポーツ大会や合宿誘致を積極的に行い、交流人口の拡大を図り経済効果につなげていきたいと考えております。

状況等については、担当部長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 教育長吉良智恵美さん。

○教育長（吉良智恵美さん） おはようございます。私のほうからは、山本議員の3点目のご質問であります。益城町と菊陽町に新しく総合体育館が建設及び計画予定でありますけれども、両体育館と大会誘致等でバッティングすると思うが、それに向けての対策は講じているのかというご質問にお答えいたします。

益城町の体育館につきましては、熊本地震で被災し、現在、災害復旧事業で被災前と同じ同規模施設への復旧ということで建設が進められております。また、菊陽町の体育館につきましては、現在のところ、場所はさんさん公園周辺とお聞きしておりますけれども、どのような競技をメインにした体育館をつくれるのかなどについての詳細な情報は入っておりません。今後、菊陽町の体育館がどの程度の設備を整備されるか、したがってわかりませんが、現在の大津町の体育館に、近隣の体育館並みか、それ以上の設備を整備するとなりますと、多額の事業費が必要となります。したがって、大津町としましては、今後も大会等の誘致は継続して推進してまいりますけれども、近隣の体育館と競合するのではなく、連携を図ることで、各町の体育館を活用した全国規模の大会やイベントを誘致することなども有効な方法ではないかと考えているところです。

なお、詳細につきましては、椅子の整備の対策も含めまして、担当部長より説明させていただきます。

す。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 皆さん、おはようございます。私のほうから1番と2番について、現状等踏まえて説明をさせていただきたいと思います。

例年6月から9月にかけて集中豪雨あるいは台風などにより避難所を開設することも多く、本年度につきましても大雨、台風により避難所を4カ所、場合によっては6カ所開設をいたしております。

総合体育館につきましても避難所として開設しておりますけれども、避難者数が10名程度ということもございまして、空調設備の整った会議室にて利用をお願いしているところです。特に高齢者等支援が必要な方については、会議室など空調設備のあるところをお願いしておりますし、また、福祉的な支援が必要な場合については、福祉施設避難所、例えば、老人福祉センターあたりをご案内をですね、しているところでございます。

ただ、大規模災害が発生した場合におきましては、メインアリーナ、あるいはサブアリーナでの避難者の対応となってきます。そのような状況の場合、現在の施設整備としましては、先ほどお話がありましたけれども、地中熱の空調設備、それから、スポットクーラー等で対応を行うこととしております。

今後につきましては、平常時の体育館の利用状況を踏まえまして、メインアリーナ、サブアリーナに対応できるような、例えば、大型スポットクーラーのような形ですね、複合的な対応を進めていければということで考えております。

それから、防災倉庫についてなんですが、これについては、復興まちづくり計画に基づきまして、町運動公園内に南部地区の防災拠点施設として本年度中に設置する予定となっております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 経済部長田上克也君。

○経済部長（田上克也君） おはようございます。私のほうから5番の各種団体の誘致とスポーツコミッションとの連携についてご説明いたします。

肥後おおづスポーツ文化コミッションは、平成31年2月に設立し、令和元年6月に総会を行い、現在、武道ツーリズム、文化ツーリズムのモニター体験や合宿誘致活動を実施し、新たな観光資源の調査・研究を行っております。

生涯学習課との連携につきましては、新規団体との施設利用調整を行い、平日の体育館利用の空き時間を活用し、高齢者を対象とした卓球大会の実施、また、バスケットボールやバドミントンなど実業団や大学などの各種団体への合宿誘致を積極的に行い、新たな交流人口の拡大を図る計画でございます。

さらに、コミッションでは、既存の大会参加者の満足度を上げるために主催者側の要望などの受け皿となり、おもてなしの強化を図っていきたいと考えております。

大会開催時は県外から多くの方々が訪れますが、交通アクセスのよさなどから日帰りの場合も多い

ため、大会参加者へ宿泊を伴う夕食プランやフットパスの紹介など、構成団体と協議しながら大会参加への付加価値を付け、経済効果につなげてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） おはようございます。私から3、4についてご説明させていただきます。

まず、益城町の体育館でございますけども、熊本未来国体開催時にバスケットボールを採用された経緯があり、大きなイベントを企画することによりたくさんの集客を目的とした体育館でございます。一方、大津町の体育館は、町民の運動能力向上を大きな目的とした体育館でございます。益城町の体育館が被災する前の状況から考えますと、多くの大会等がバッティングすることは考えにくいのではないかと考えております。ちなみに、大津町総合体育館では、昨年度、約60の大会が開催されております。その内、全国規模はございませんけども、九州大会規模のものがバスケットボール競技、それからミニバレー競技であわせて4つの大会が開催されているところでございます。

次に、菊陽町の体育館につきましては、教育長からもありましたように、現在のところ正式には建設予定場所がわかっておりますけれども、今後、体育館の施設整備計画についての情報収集を進めたいというふうに考えております。

また、菊陽町とは町のスポーツ推進委員会の協議会がございます。年に数回の交流を行っておりますので、この組織を活用しながら、体育館建設後の大きな大会の共同誘致などについて協議をしたいと考えております。また、これに益城町とも連携できれば、複数会場で協議を分担することにより、全国規模の大会を誘致することも可能ではないかと考えております。その際、決勝戦などは新しい体育館で開催されることが予想され、アピールの点については少し劣りますが、参加者が飛行機やJRを利用し来場されることを考えれば、利便性のよさや宿泊施設の絶対数の多さで大津町に多大な経済効果が図れるものと考えております。

次に、4、観客席と動員数、それに伴う椅子などの設備の対策は万全かということにつきましては、議員ご指摘のとおり、体育館のパイプ椅子につきましては、平成15年度の使用開始以来、16年の年数が経過しており、不具合があるものも多くございますので、今後、椅子の補充、更新等については検討していきたいと考えております。

また、体育館を展示会場として貸し出すことにつきましては、体育館の東側に搬入口を設けておりますので、益城町のグランメッセクラスのイベントは困難でございますけれども、展示会場としての使用は可能と考えております。今後、どのようなイベント等の誘致が可能かについては、情報収集、調査のほうを進めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 山本富二夫君。

○3番（山本富二夫君） 大津町総合体育館は、避難所としては本当に需要性があると思っております。その中で、やっぱり冷暖房というのはぜひ必要な部分でありますので、町長も答えられたように、前向きに改善のほうをよろしくお願いします。

もう一つ、体育館に併設してほしい、防災倉庫の計画とか、その点について、計画があれば聞きたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 運動公園への防災関係の今後の環境整備ということのお尋ねだと思います。拠点づくりということで、北部、中部、南部ということで、今、南部の拠点として総合運動公園を拠点整備してますので、今その中でまちづくり復興計画をつくっておりますので、それに基づいてですね、順次整備をしてみたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） 山本富二夫君。

○3番（山本富二夫君） ぜひ整備のほうを進めて、早く進めてほしいなと思います。

では、第2問、大津町特産品のからいも等について質問をさせていただきます。

大津町には、からいもという素晴らしい他市町村に誇れる特産品があります。今回は特産品のからいもについて質問します。熊本大百科事典の引用で、大津町平川の古庄近さんと長男真一さんのことが書いてありますので、抜粋して読んでみます。古庄近さんは平川生まれで、合志東部農業補習学校卒、農民指導者松田喜一に継投し、火山灰土の低生産畑地に誠心し、第二次世界大戦前、東肥成果物生産組合を結成して、甘藷を県外に販売した。昭和36年ごろ、長男真一氏の発意で、地形利用の貯蔵庫開発により、4月、5月中心に貯蔵甘藷を大阪方面に有利に販売する体系が確立、大津町特産に拡大、地域農業向上に大いに貢献し、甘藷の神様と呼ばれる。銘柄名は東部甘藷、その功績により、農業技術功労賞を受賞と記載してあります。大津町には百数件のからいもの生産農家が現在あります。十分ではないが若い後継者が真剣にからいもの生産に取り組み、向き合っております。以上の努力があり、また、からいも特産品化は、官民一体の取り組み、生産農家とJA菊池大津支所が努力し、大津町も全面的にバックアップしての成果だと思います。

以上のことを踏まえて、5つについて聞きます。

1、からいもが大津町の特産品になったかを、歴史を踏まえて町、町外の皆様にさらにアピールしていくべきではないでしょうか。今の大津町からいも生産農家の所得は、先ほども述べた古庄様の力によるところも大きい。からいも専業だけでも生活の向上が図れるかという思いの中からどういう品種、設備が必要かを研究し、今のからいもの品種選定と貯蔵庫が完成しました。徳島県産ブランド、鳴門金時を購入した人は、その商品の歴史やおいしさのPRパンフレットがからいもの箱の中にある。大津町も鳴門金時に負けないからいもの歴史やおいしさをPRしていく取り組みをしていくことはできないか。ほりだし君以外はパンフレットの挿入が少ないということで、個人販売の品にもパンフレットの挿入を町として考えてみてはどうか。

2、からいもの安定的な出荷のため、北部に大規模なからいも貯蔵庫がある。他の地区に建設する計画はないか。資料2が北部の矢護川にある貯蔵庫の写真です。生産者は、生産のピーク時には自宅の貯蔵庫には入らない時、一部保管所として便利でこの矢護川の貯蔵庫を利用して助かっておられます。しかし、JA組合員のみ利用しか今はできないので、全部のからいも農家が1年間利用できる貯蔵庫が必要だと感じております。収穫時のピーク時には、自宅の貯蔵庫には足りないので困ってお

られるのが現状です。他の地区にもすべての生産者も利用できる設備の建設を国や県の補助金を活用し、検討できないものかお願いしたいと思います。規模拡大には、菊陽町のにんじん選果場のような大きな選果場と貯蔵庫があれば非常に生産者は助かります。

3番目、後継者育成のための取り組み方は図られているか。からいも生産農家には、他の農業生産者に比べたら後継者がいると思います。それでも後継者が育つ環境整備を町は考えていってほしいと思います。中国や東南アジア諸国の消費者が求める品種の開拓、開発、SNS等による販売促進事業への町の助言、指導、町独自によるアドバイスはできないか。生産者による大阪や名古屋市場への販売促進活動に対しての販売促進のための旅費、交通費の助成を考えてもらいたいと思います。

4番目、からいもの6次産業化への取り組みはどう考えているか。鳴門金時のホームページは、多品種、多様な品ぞろえで選ぶのも楽しいホームページです。大津町のからいもは、昭和30年代はアルコール、でんぷんの原材料で、40年代は食用として今に続いております。令和になり、からいもの付加価値を考える時期にきていると思っております。

また、ふるさと納税の品としての開発も進めてみてはどうでしょうか。からいもの6次産業化に対しての町の取り組み方を聞きます。

5番目、大津町と同様にからいもの主生産地である西原村と共同で新品種の開発及び販売促進を企画してはどうでしょうか。

今に至る鳴門金時は、2市2町での取り組みであります。

大津町だけでは、開発や販促をするよりも条件が似て、地理的にも隣り同士の西原村とのタイアップをする考えはないのでしょうか。阿蘇火山灰土に適した品種の開発をしてはどうでしょうか。鳴門金時は、畑にわざわざ砂を入れて畑地をつくりました。

以上、5つについて、町長の見解をお聞きします。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 山本議員の大津町のからいもの振興についてご質問でございますけれども、先ほど山本議員から亡くなられた古庄近さん、今、3代目が頑張っておりますけれども、その功績については、もう地域の皆さんも何か記念碑でもというような熱い熱意を、声を聞いておるところでもあります。本当にこのからいもによって大津町の農業の経営の継続がなされておりますけれども、これについても行政やJAあるいは道の駅などでこれからしっかり連携を取りながらPRを行っていききたいというふうに思いますし、子どもたちにもやはり大津の夢を与えるためには、やっぱり今回中央公園にゾロの設置が決定いたしておりますので、今後、カライモ君やバイクのモニュメントなどの設置を検討し、郷土を子どもたちが興味や夢を持っていけるようなPR方法も検討していければなというふうに今検討しておるところであります。

また、貯蔵庫の必要性については十分認識しておりまして、大規模共同貯蔵庫の新設については、平川地区に奥のほうでJAさんのほうで建設されまして、JA関連の農家の方が活用されておるといような状況でございますし、からいもの農家でもJAに入っていない方もおられますし、そのようなときにもだいぶ一本化に推進を図ったんですけども、なかなか一本化の推進は厳しいような状況でござ

ございますけれども、それぞれの農家がからいもによって経営の育成をしっかりとやっておられるんだなというふうに思っております。

また、後継者育成や6次産業化の必要性については、十分重要であるというふうに思っておりますので、今、後継者関連等についても対応をはじめとする育成を図っておるところでもあります。

また、西原との連携については、何かと厳しい状況もあるようでございますので、この辺につきましても、今後のJAの今香港への輸出関連等にも伴いますけれども、その他についても何か連携が取れることがあれば寄り添うことができるような政策を考えていかなくちやならないというふうに考えておりますけれども、詳細については、担当部長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 経済部長田上克也君。

○経済部長（田上克也君） 山本議員の天津町特産のからいも振興策についてご説明いたします。

本町のからいも農家は、専業、兼業併せまして約130経営体で約230ヘクタールの作付けがなされており、県の主要野菜生産状況調査では、作付面積・収穫量・出荷量いずれもトップとなっております。

このような状況を踏まえ、1つ目のからいもをもっとPRしてはどうかについてご説明いたします。

PRにつきましては、個人・団体・行政と、それぞれの役割に応じた取り組みを行っております。若手の方はSNS等を活用した独自の販売戦略、農業団体は作付けから出荷までの主要活動を様々な方法で情報発信のほか、女性部による大型商業施設での販売促進会などに取り組みされております。

町は、からいもフェスティバルの開催を通して町内外にPRを続けており、町広報紙やホームページで町民の皆様へのPRにも努めているところです。今後は、新たな手法の検討も必要であると考えております。

パンフレットにつきましては、JAや個人販売農家でそれぞれの特徴を記載したものを封入されている現状がございます。歴史を踏まえた魅力ある共通のパンフレット作成までは至っておりませんが、今後は大規模農家や農業団体と協議を進めたいと考えております。

2つ目の大規模貯蔵庫の新設についてご説明いたします。

現在、町内で大規模貯蔵庫は、JA菊池が矢護川に所有する1棟のみでございます。平成21年度に国の強い農業づくり交付金事業で建設された700平米の施設で、事業費は約1億円、うち国補助金が4千600万円となっております。温度・湿度の管理が可能で、長期の品質保持に優れる施設でございます。JAと甘藷部会の利用料金で運営されており、現在の稼働率は100%ですが、今後、新設の計画は今のところはないという見解でした。

ご指摘のとおり、規模拡大や新規就農時の貯蔵庫等への設備投資は負担が大変重くなります。現時点では、規模拡大や新規就農で貯蔵庫を必要とされる農家へは、次世代人材投資や経営体育成支援などの補助事業の活用や、有利な制度資金の活用を考えているところでございます。

続いて、3つ目の後継者育成の町の取り組みについてご説明いたします。

からいも農家の後継者については、普通作や他の野菜農家の比べ比較的確保されている状況でございますが、今後とも産地として生き残るためには後継者育成は必須であり、支援の必要性を認識して

いるところでございます。後継者は、町内の全農業経営体を対象に育成する必要があるとの判断から、昨年度、町後継者育成協議会を認定農業者協議会と統合し、育成面を強化することになりました。協議会の矢野会長からは、「協議会予算で自主研修費用補助も措置しており、今後は、後継者の育成に力を注ぎたい」との意見をいただいております、町としても支援の拡充を図りたいと思っております。

続いて、4点目の6次産業化への取り組みについてご説明いたします。

からいもの6次産業化につきましては、これまでも様々な組織と連携し、取り組んできたところでございます。からいもフェスティバルでの料理コンテストをはじめ、JAの芋焼酎「人生いもいも」の製造販売、「イモセガレブラザーズ」の商品開発やPR活動など多数でございますが、ヒット商品までは至っておりません。市場ニーズや嗜好の変化で何がヒットするかわからない時代でもございますので、産官学の連携を強化し、今後も継続したいと考えております。

最後に、5つ目の西原村との新品種開発、販売促進についてご説明いたします。

西原村は本町に隣接しており、からいもの作付けも盛んな地域です。経済連による海外への輸出では、すでに両町村のからいもが連携販売されております。新品種開発は、技術面や設備面でのハードルが高く、国・県の試験場や育苗メーカーでなければ取り組みが難しい面がございます。

今後の連携につきましては、JAの部会の成り立ちや品種に対する考え方が異なるため難しい面もございますが、高齢化や重量野菜であることを考慮した労働負担の軽減、植え付けから出荷までの機械化、全国へのPR等、共通する課題の情報交換から取り組みたいと考えております。

今後の振興を図る上では、組織や品種を越えて意見交換を行う必要があると感じておりますので、本町のからいも農家が一堂に会する機会を設け、販売戦略のすり合わせなど、町全体として振興策の検討に取り組みたいと考えているところでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（桐原則雄君） 山本富二夫君。

○3番（山本富二夫君） 1点だけ、後継者育成のための取り組みの件についてですね、からいも部会との懇談会とかというのは考えておられると思いますけども、私も若手の生産者何名かと話した時に、若手だけで町の農政課と話してみたいという意見もありましたので、そういう取り組みができるかどうかをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 経済部長田上克也君。

○経済部長（田上克也君） ご説明いたします。

若手の方は新たな発想を持っておられますので、私達も十分意見交換の場を設けてですね、新たな振興策を互いに検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 山本富二夫君。

○3番（山本富二夫君） からいも倉庫の部分で大型化というのはなかなか難しいとは、私自身もわかります。それで補助事業等のアピールを倉庫が足りない人については今後取り組んでいってほしいなと思っております。

それと、最後になりますが、大津町における平川地区の古庄さんの貢献と大津町のからいもの文化を後世に伝える努力を町としても今後十分に取り組んでいただきたいと思います。

これで質問を終わります。

○議 長（桐原則雄君） しばらく休憩します。

午後 1 時より再開します。

午前 1 1 時 5 1 分 休憩

△

午後 1 時 0 0 分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 私は、大津町民の皆さん、並びに日本共産党を代表しまして一般質問を行います。

本日の質問は、まず、第1点目は、熊本地震からもうやがて3年半になろうかとしております。あの大変な大震災、被災された方々の苦労、不安、まだまだ復興はなっていない状況であります。また、そういう時点の中で、次の災害に備える検証が必要ではないかということで質問をするところであります。

災害はいつ起きるかわからないということで、先ほど来、話が出ております、一番近いところでは千葉県台風被害、関東地方を大変な台風被害が見舞って、現在も被災者の皆さんが本当に気持ちが折れるというような大変な思いをなさっているということで、本当に心からお見舞いを申し上げたいと思います。台風あるいは水害、自然災害の中でもとりわけ地震の被害は想像以上のものであるということが、私たちは、熊本地震で経験をしたところであります。こうした大規模地震はいつ起きるか予想もつかない。そしてまた、いつ地震がまた発生するかもわからない。そういう非常に予測がつかない甚大な被害が大規模地震だと言えると思います。しかしながら、3年半が経とうとして、人間というのはのどもと過ぎれば熱さを忘れると、私自身もそういうところがございますが、未曾有の大災害から復旧・復興が進み、道路や鉄道の復旧も見えてきました。そこで改めて地震被害を検証し、次の災害に備えることが大切だと考えたところであります。

地震被災で最も深刻な問題は、住まい、住宅の被害であります。住宅の再建には多額の費用がかかります。現在の被災者生活再建支援法では、住めなくなった全壊でも最高300万円までしか支援がありません。この被災者生活再建支援法の更なる充実を引き続き求めてまいりたいと思います。

そして、今日の質問で特に解決を求めたいのは、いわゆる一部損壊判定、一部損壊判定とされたお宅で、被害が非常に大きいという世帯への真剣な支援が必要ではないかということです。ご承知のとおり、こうした自然災害の後、大規模災害の時は罹災証明が発行されます。全壊、大規模半壊、そして半壊、半壊以上になりますと、何らかの支援措置がございます。私の家も実家も半壊になりましたが、応急修理として57万6千円の補助があり、また、あわせて義援金の配分、あるいは医療費の一部免除などの援助がございました。ところが、これが一部損壊という判定をされてしまいますと、そ



のお宅にはこうした支援は事実上ゼロになってしまうわけであります。こうした一部損壊の世帯に対して、町と県からのいわゆるお見舞金が支給されておりますが、被害の修理費が100万円を超えますと、最高でも11万円の見舞金、それで打ち切りとなってしまいます。あまりにも多額のこの修理費に対して、いわゆるお見舞いで済ませるといのはあまりむごい、格差がひどいではないかと思うわけであります。そして、罹災証明であります。罹災証明を発行するためには、被害認定を現場でやるわけであります。私は質問の資料、お配りしております熊本地震住家被害支援制度の内容などということで、近隣の益城町、西原村、熊本市の被災状況の数字を用意をしたところでありますが、大津町が全壊世帯が154戸、大規模半壊が222戸、半壊世帯が1千150戸、これ3つ合計しますと半壊以上の被害住宅が1千526戸になります。大津町の全世帯数が1万3千でありますから、全世帯に占める割合は11.7%が半壊以上という判定が出たわけであります。一方、一番被害が多かった益城町であります。全世帯に占める半壊以上が48.1%、約半分の世帯が半壊以上と判定がなされております。また、西原村も合計しますと1千377戸となって、全世帯に占める53%が半壊以上と判定がされているわけです。それだけ大津町が被害が少なかったと言えそれまでであります。あまりにもギャップがあると思うわけです。こうした半壊以上の住まいと、それから一部損壊を合計しますと、いわゆる被害の調査されたお宅ということになります。一部損壊も申請をしないと調査をしてくれません。こうした一部損壊を含めた調査件数をまた合計をしてみました。これが全世帯に占める割合であります。大津町が5千336戸ございまして、全世帯に占めて41%の住まいが調査されたということですが、ところが一番ひどかった益城町では、調査率は81.4%、実に、大津町とほとんど世帯数は同じですので、1万3千世帯の81.4%、1万584戸が調査をなされたわけであります。あと、お隣の西原村に至っては、調査率は95.1%です。100軒あれば95軒がこうした罹災証明の調査対象とされたわけであります。そういう意味で、大津町の被害が益城や西原村に比べて少なかったというだけではどうも済みそうではないと、私は思った次第です。つまり、裏を返せば、大津町の調査基準が非常に厳しくて、調査依頼を諦めた、そういうこともあったのではなかろうかと推察されます。なお、この罹災証明書の発行は地方自治体独自の自治事務であります。災害に対して、その住家の被害を証明する書類であります。発行の基準は、国内閣府が示す運用指針を参考として、地域の実情に応じて、各地方自治体の判断により設定されると、つまり、罹災証明書の調査に関する調査は、各地方自治体の判断でできるように法律ではなっているわけであります。こういう前提条件があつて、次の質問に移りたいと思います。

1点目は、今なお仮設住宅で避難生活を強いられている方々がおられるかと思いますが、大津町において、仮設避難所の住まいの安心の状況をお尋ねをしたい。

2番目に、住家被災者への被害認定の検証はなされているかということであります。熊本市の認定基準とほかの自治体、大津町も含めて、いわゆる罹災証明書を発行するにあつての被害認定の基準が不公平であったと聞いておりますが、何がどう違うのかお尋ねをしたいと思ひます。

これは県の熊本地震に関する検証報告書の中に書いてあるんですが、住家被害認定調査において、異なる調査票を用いる地方公共団体があつたため、被災住民や関係地方公共団体間での不公平感を生

じたと、実際に調査にあたった人の感想が述べられているわけであります。熊本市と大津町のその判定の方法、何が違うのかをお尋ねをします。

3点目に、1回この被害認定を受けたお宅が2次調査、いや、それでは納得できないということで2次調査希望とその後の判定の引き上げ、特に一部損壊と判定されたお宅がそれでは納得できない、もう1回家の中のほうも調査をしてくれということで調査を再依頼するわけですけど、担当課のほうに求めた資料では、大津町では2次調査が1千446件ですね、益城町では4千448ですね。かなり高うございます。一時期ですね、2次調査で判定が軽くなる可能性もあると、そういう話も実際されましたので、もう2次調査を諦めたという人も私は実際に聞いているところであります。

ここで、これもまた熊本地震を振り返っての関西広域連合、関西のほうから応援に来て、この住宅の被害調査をされた方々の記録誌であります、1次調査と2次調査の判定が異なる場合の対応が市町村によって異なっていると、これがよそから来られた方の感想です。また、重いほうを採用することを決めた町では、2次調査の申請が多い傾向にあった。つまり、1回目と2回目で2回目が軽くなる場合は、わざわざ調査して軽くなったらデメリットになってしまうわけですけど、大津町も幸い後で重いほうを採用することに決めた町ではあるかと思えますけど、要するに、自治体によって判定の仕方が違ったということでもあります。果たしてこれで公平な検証がなされたのかなという疑問があるわけです。

4番目に、一部損壊住宅の経済的負担に支援が必要ではありませんかということでもあります。県と町の支給された見舞金では、例えば、200万円修理費がかかっても最高11万円の見舞金しか支給がなされないということで、あまりにも不十分すぎるのではありませんかということ、熊本地震に関する復興基金はものすごい金額が全体的に支給されたわけではありますが、大津町独自のいわゆる自治体の創意工夫分として復興基金が創意工夫分として支給がなされております。町独自で自由に使うてよろしいということではありますが、その復興基金の残高が現在2億1千589万円基金として積まれております。この基金も有効に利用して、こうした一部損壊住宅の被災者の皆さんにも支援の手を差し伸べるべきではないかということをお尋ねをしたいと思えます。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 荒木議員の熊本震災後の状況関連等についてご質問でございますけども、まず、仮設住宅に入居されておられる方々77世帯でございますけども、8月末時点で、大変まだまだご苦労かけておることにつきまして申し訳なく思っておりますけども、一日も早く災害公営住宅完成に向かってということで、本年度中には2カ所の災害公営住宅も完成する運びになるというふうに関り組んでおるところでもあります。

また、住宅の被害認定の検証でございますが、熊本地震で行われました家屋の被害認定調査は熊本県指導のもとで各自治体で行われてきております。しかし、議員のご指摘のとおり、熊本市とその他の自治体とでは判定に違いがあるのではないかというご意見になり、市町村長会議や新聞でも取り上げられまして、最終的には国の判断により、熊本市の方法で問題はないと判断されましたが、当時の業務に混乱が生じた状況でした。その後、国の防災基本計画などで認定については改定が行われてお

ります。

次に、被害認定調査の自治体別の検証でございますが、国や熊本県において1次、2次の調査判定について状況調査が行われましたが、公表はされていない状況となっております。

また、最後に、一部損壊住宅世帯への経済的支援の追加についてでございますが、現在、一部損壊の判定を受け、修理費が100万円以上要した世帯については、義援金として県が10万円と町の1万円をあわせて11万円を、また、修理費が10万円以上100万円未満の世帯については、一部損壊見舞金として修理費の10%を、最低3万円でございますけど、町独自案として支給しております。修理費に費用に応じた見舞金を段階的に支給しており、また、県義援金対象の方との均等もありますので、現行の制度でのご理解をいただきたいと思っております。なお、復興基金の創意工夫の使用につきまして、被災者のニーズに沿って有効に活用するため、他の自治体の事例も参考にしながら、今後も引き続き被災者に寄り添った支援を研究してまいりたいと思っております。

詳細については、担当部長よりご説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長豊住浩行君。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 私のほうから、仮設入居者の住まいの再建状況及び一部損壊世帯への義援金・見舞金の申請状況について説明いたします。

仮設住宅の入居状況につきましては、8月末時点で、建設型が4団地の26世帯、みなし仮設が町内38世帯、町外13世帯の計51世帯、合計の77世帯が仮設住宅に入居されている状況になります。今後の再建先の状況としましては、災害公営住宅入居待ち48世帯、自宅再建26世帯、民間賃貸等が3件となっている状況でございます。災害公営住宅への入居につきましては、できるだけ早く整備を進めていきたいと思っております。自宅再建等につきましては、今年度中にはほとんどの再建が完了するものとなりますけれども、様々な事情によりまして再建が遅れている方につきましては、状況を確認し、県などにも相談をしながら個別に対応を続けているところでございます。

次に、一部損壊世帯への義援金や見舞金の申請受付状況ですが、8月末現在、修理費用100万円以上の県義援金対象の受付が717件で総額7千887万円、修理費用10万円以上100万円未満の見舞金対象の受付が599件で、総額で3千161万1千円となっております。見舞金対象世帯の修理費ベースで見ますと、50万円台の修理費が約19%と一番多く、次いで30万円以下、80万円台が14%となっており、見舞金の平均支給総額は1世帯当たり5万2千772円となっております。

8月末現在、一部損壊の罹災証明書発行件数が3千896件ですので、復旧・復興計画での達成見込みからすると進捗率は約94%となります。

申請における背景としましては、以前は業者さんに頼んでも建設が優先されるため、なかなか修理に来てもらえないという声もありました。また、正確な数字は把握しておりませんが、一部損壊でも被災程度が少なく、10万円以内の修理費もしくは自分で修理をした、あるいは、修理までしなくても問題ないという世帯もあるのではないかと思います。

いずれにしましても、申請期限につきましては、来年3月までと1年延長しているところです。今

後も関係機関と連携しながら、引き続き広報周知を行い、被災者に確実な再建支援が提供できるよう努力していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長村山龍一君。

○土木部長併任工業用水道課長（村山龍一君） 私のほうから、2番の被害認定調査基準についてと、3番の被災自治体別の検証についてをご説明いたします。

大津町の住家被害認定調査の状況につきましては、4千192件の1次調査、1千466件の2次調査が行われております。その2次調査において、熊本市と調査方法が違うのではないかとということが、当時問題になりました。そこで、熊本県が担当者会議や町村長会議、また実態調査を行い、検証が行われました。そこで、2次調査において、熊本市以外の市町村は熊本県の指導を受けた調査票を用い、熊本市はオリジナルの調査票が用いられているということが判明しました。その後、熊本県は国の内閣府にこの状況の判断を仰ぎましたが、その結果、熊本市の調査票でも国の住家被害認定の方針の範疇を逸脱するものではないと判断されました。具体的には、評価している建物の部位が同じであること。また、部位ごとの評価の配点が同じであることにより判断したということでした。しかし、各部位の判定をしている計算式が明確でないなどの改善点を指摘され、その後、調査票を改定されております。

また、このような事態を受け、国の平成29年中央防災会議において、防災基本計画を改定され、その中で都道府県が住家の被害認定にばらつきがないよう調整するという旨の文面が盛り込まれております。また、熊本県でも今後の災害に備え、認定調査の研修を定期的に行っているということでした。

次に、被害認定調査の自治体別の検証につきましては、大津町においては、先に述べました4千192件の1次調査、1千466件の2次調査が行われ、その内356件が2次調査において評価が重く変わっております。これは、2次調査に対する約24.3%となっております。また、一部損壊から半壊に判定が変わったのは296件で、判定が変わったうちの約83.1%となっております。

熊本県でも平成28年に判定結果の調査が行われましたが、実態の把握を調査しているため、市町村別の公表はしないということでしたが、平成28年9月4日の熊本日日新聞によりますと、1次調査から2次調査で判定が変わっている割合は、熊本市で63.5%、益城で47.4%、西原村で33.9%、菊陽町で32%となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 再度質問いたします。

仮設住宅、いわゆる仮設避難の皆さんは、あと77戸ということで、ほぼ見通しが立ったということで安心はしているところであります。一刻も早く、住まいの安心なくして復興なしというのがスローガンでありますので、一刻も早く対処を進めていただきたいと思います。

2番目の住家被災者への被害認定の検証はされているかということで尋ねたわけではありますが、熊

本市と大津町とのその判定の仕方がどうも違うと。私は実際市内の被災されたところ、知り合いのところも見ましたが、ええ、ここ大津町だったらとても半壊には判定されないようなところでも半壊になっていると。明らかに大津町のほうが判定は厳しいと感じたところであります。しかし、あの大地震の混乱の中ですね、職員を先頭に必死で頑張っている中で不公平だとか、まあいろいろ言っても始まらないということで、職員の頑張りに頭の下がる思いではありましたが、今落ち着いた段階です、次の災害がいつ起きるかわからないと。それに向けてですね、落ち着いた段階で冷静に反省をするべきところは反省をしなければならないということで、今日質問をしているところでもあります。

それで、熊本県が本来は各自治体の何ですかね、不公平が生じないようにきちんと調整をしなければいけないわけですけど、今回は、熊本県の失態だと私は思います。熊本市がほかの町村よりも変わった、熊本市にあわせて町や村も、熊本市にあわせればよかったわけです。そうすれば、被災された方からもっと救われる方がいらっしやっただと、私は思うわけですが、そこでですね、最近、内閣府の運用指針、被害認定基準の見直しが必要だという通達が出されております。大規模半壊、半壊、一部損壊の判定基準は各部位に関わる施工価格などを参考にして構成比を算用しているが、住家の部位別構成比はその規模、階数、使用などにより異なり、地域に応じた適切、適当と思われる部位別構成比を作成することも必要と思われるとされております。で、私が一番問題にしたいのは、屋根の損傷判定であります。現在、千葉県で停電で、あるいは停電による断水で大変な思いをされておられます。それと同時にですね、人間が安心して住める住宅というのは、やっぱり雨漏りがしないということです。小中学校の雨漏りが問題になりましたが、建物が雨漏りするなんていうのは言語道断なんですね。これは人間にとって安心できる住まいとは言えないわけでありまして。ところが、瓦屋根ですね、内閣府の判定基準をみますと、住家全体の屋根の損害は15%、最大でも15%しか認めないとなっているわけですね。例えば、1千万円の家だとすると、15%ですから、瓦屋根の部分は150万円しか被害がないと、最大壊れてですよ。1千万円の家に対して屋根は150万円、ところが、棟が壊れたぐらいでは50%ぐらいしか最大でも認めてくれないわけです。ですから、1千万円の家で150万円の屋根の価値があるのに、相当壊れてでも75万円、ですから、15%の半分、7.5%ですね、ぐらいしか被害がないとしてされているわけでありまして。ですから、あっちこっちでブルーシートをかけて、今度は風が吹いてブルーシートが飛ばされて、梅雨の時期に雨が漏って、雨が漏ると天井が壊れて、畳もやられて、布団もだめになって、家具もだめになって、ものすごい被害が拡大するわけですけど、屋根が壊れてもほとんど一部損壊扱いになってしまったわけでありまして。で、屋根を修理するとですね、ものすごい金がかかるんですよ。1回壊れたやつを。新築したほうがずっと安いぐらいです。足場を掛けて、今乗ってるやつを全部剥がして、下地をやり直して、防水をやりなおして、新たな屋根材を拭くとなると、100万円なんてはとても済まない、150万円、200万円、300万円というお金がかかってしまうわけでありまして。しかし、判定は一部損壊です。300万円修理がかかっても、11万円の見舞金しか出ない。これはあまりにも不公平ではありませんかと、私は言いたいわけでありまして。

そこでですね、1つは、2億1千500万円まだ基金に残っているわけでありまして。この復興基金、

使い切ってしまうければ本来の意味はないわけですね。例えば、100万円以上修理された方が717戸となっております。この復興基金を割りますと、1戸当たり30万円ぐらいになるわけです。せめてですね、多額の修理費用をなされたお宅に対して、復興基金を使って町としてのですね、本当に心からのお見舞いをするべきではないかということ、町長に再度お尋ねをしたいと思えます。

それから、今度の熊本地震で職員の皆さんも、まさに突然の地震の中で、庁舎も使えないような中で、本当に大変な中で奮闘されました。で、罹災証明書の発行も多分、まさに生まれて初めての経験だったと思えます。本当に大変だったと思えます。そこでですね、この罹災証明書の発行がきちんとされていかなくちやいかな。国の指針でもですね、この被害認定を調査する職員を育てないさいと。きちんと教育をなささいというふうになっているわけです。ですから、何ですかね、この罹災証明書発行手続きの要綱を本来つくるべきだと思うわけでありませう。

熊本市はもちろんですけど、近隣では菊池市が、これは地震前ですかね、27年ですから、罹災証明書等交付要綱をすでにつくっております。また、全国各地の地方自治体で罹災証明書の交付要綱をつくって、また、担当が変わってもですね、その交付の段どりとか、どういうことをしなければならぬかということが引き継いでいけるように要綱がつくられているわけでありませうが、どうも我が町ではまだそうした要綱がつくられていないようでありませうが、直ちに要綱を定めて、熊本地震のですね、経験を引き継いでいく、そういう事務ができる職員をきちんと育てるといふことが必要ではないかと思えますので、町長に再度お尋ねをしたいと思えます。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 議員おっしゃるように、1次はだいぶ不公平性があるというようなことで、我々も市町村会議、あるいは県知事を交えた県の会議の皆さんといろいろとご相談し、ご意見を申し上げたこととございませう。なかなか熊本市方式についてもある程度済んだ関係で、そちらの検証を県は国のほうにご相談し、その中で差し支えないというような、おとがめなしというような形に現れたような状況の中で、国としてもそういう防災見舞いの関係については、しっかりと見直したというようなこととございませう。議員おっしゃるように、本当に調査関係について家屋のあの倒れ具合に関連で半壊、全壊というような形を今回はとってきたようございませう。もう議員おっしゃるように、瓦のちょっとした葺き替えについても100万円、あるいはすべてを替えるとうような状況になれば、もう300万円近く費用がかかるとうような状況とございませうし、本当にそういう部分的な部分の費用の関係等についても、今後、調査をする段階におきまして、その前にやっぱり職員のほうもそういう勉強をしっかりとしながら、国・県との意見交換の中で、新たな災害の家屋調査の見直し関連等を国のほうにも、県のほうにも要望していきたいとうふうにおもっておりますので、まづもって、家屋調査、あの関係と被害調査関係の関連をしっかりと取り入れていけるよう勉強をさせていきたいとうふうにおもっております。

いろいろと2番目の質問についても初めての問題、いろいろ状況がありますけども、これについてもしっかりと勉強しながら、住民に沿った、あるいは被害者に沿った形でしっかりと取り組んでいけるようにしっかりと勉強をさせていただきたいとうふうにおもっております。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 罹災証明書発行手続き、本当に貴重な経験があったわけですから、それがきちんと活かされて、後世に引き継いでいけるよう、また、公平なですね、判断ができるようしなければならぬと思います。今、答弁で抜けてたのが、復興基金をどうするかということですね。2億円をそのままため込んで、何か別のものに使うわけにはいかないと思いますけど、私はこれは大津町の復興総合計画を引っ張り出しておまして、復旧・復興計画等大津町の復興総合計画は連動しているわけでありますが、熊本県知事も住まいの安心なくして復興なしとよくおっしゃっています。まさにその通りだと思いますが、町のこの計画の中でも、住宅の応急修理、これはほぼ見通しが立っておりますが、一部損壊世帯への支援となっているんですよ。お見舞いじゃないんです。計画でも支援となっているわけです。一部損壊世帯の支援はまだ大津町は事実上1円もやってないんですよ。そういう意味でですね、修理費が150万円、200万円、300万円かかったお宅もあるわけですから、そういうところにも手厚く、少しでもですね、支援、具体的な支援をするべきだと思います。そのために復興基金を活用するべきではありませんかということ、再度お尋ねをしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 今回の熊本地震を受けての災害罹災証明とあわせてですね、復興基金についてのお尋ねだと思います。

もちろん復興基金についてはですね、被災者の支援ということで、被災者のニーズを伺いながら、そして地域の再生を立て直していくという大きな目標の中で復興基金あたりを活用してまいっております。今後につきましては、全体的な復興基金の中の支援の全体的な事業ベースの中でどこまでできるかということについてですね、他の自治体も参考にしながら事業の推進をしていきたいと思っております。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） とりわけ住まいの屋根が雨漏りをしない、また、今度の千葉県じゃありませんけど、台風被害、地震で弱った屋根をそのまましておきますと、今度は台風でまた飛ばされてしまいます。もうそれこそ大変な、町民の皆さんが大変な思いをする可能性がありますので、せめてもの支援、心からの支援を求めておきたいと思っております。

ちなみに、山都町では独自で数十万円の、創意工夫分を使って支援金を支給しているそうであります。

次の質問に移りたいと思っております。

介護保険と高齢者の予防についてお尋ねをしたいと思います。

質問通告でですね、介護保険制度は国家による詐欺だと私も思っておりますし、これは介護保険は詐欺であると本が数冊出ております。社会保障なのに保険料は上がり続けるということです。介護保険が2000年に導入をされましたが、当初は保険料は無料でした。半年は。それから、その後の半年は半額、半分、で、1年経って月3千円、標準保険料というふうにして1カ月3千円保険料を負担すれば老後の安心が得られます。介護の安心ですと国はそういつて導入したわけでありますが、しか

し、ご承知のとおり、高齢者の負担は最初は20%以下だったのが、現在は高齢者の人数が増えるほど保険料があがるという悪魔のような仕組みであります。現在は23%、さらにこれから高齢者の人口がピークを迎えれば、この高齢者の負担分がさらに上がっていくという、グラフを見ればまさに留まることを知らず、65歳以上の1号保険者の保険料はどんどん引き上がっていくという、本当にです、恐ろしい制度だと言わなければならないと思います。

それから、保険料を払えばサービスが受けられる、安心して受けられる。かというところではない。いくら少ない年金でも保険料は天引きをされて、低所得者ほど実際介護の必要になったときに、今度は利用料の負担が発生するわけでありまして。サービスは大幅後退、私の母ももう100歳超えましたけど、ここ10年ほど介護保険のお世話になっておりますが、今では要支援1と2は、介護保険の本体から外されてしまいました。さらに、国の今自公政権の審議会は、要介護の1と2を介護保険から外すことを検討を始めているわけでありまして。また、特別養護老人ホーム入所は、要介護判定が3以上でないと入れない、原則入れないという改悪であります。そして、社会保険料が天引きされているのに、年金収入によってすでに2割負担、そしてついに3割負担が導入されたわけでありまして。まさに保険があつてサービスなしということになりかねません。そういう意味です、介護の安心のために解決の方法は一つしかないということです。いわゆる税金を投入して社会保障の役割を果たさないと、これから団塊の世代の方たちがどんどん70歳、75歳、2040年に向かってどんどんピークを迎えるわけでありまして。今のままの現状でよしとするのか、町民のです、福祉の充実を最大の任務とする大津町の町長さんがこういう制度で本当にいいのかと、本当に本気で怒らないと、これは本当にこれから5年、10年後、20年後、大変な状況になってくるのではないかと警鐘を乱打すべきではないかということでお尋ねをしております。

そこで、制度自体は必要だと思いますけど、高齢者の立場に立った運営を求めたいということです。そこで、介護認定率の推移はどうかということで、これも担当にお尋ねをしたところです。

それから、住宅改修や介護用品の補助制度がありますが、利用率の推移についてはどうなっているかお尋ねをしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 荒木議員の介護保険、そして今後の高齢者関連の予防についてのご質問でございますけども、議員おっしゃるように、介護保険料は介護保険創立当初、平成12年からの基準がご覧のように2千760円から値上げを続けておりまして、平成30年度からは基準額が6千750円となってきております。令和元年度分からは消費税分を今後の超高齢者の皆さん方の介護保険に使用されるというような状況になってまいりますけども、おっしゃるように、非課税世帯に対する軽減措置を今後も実施していかなくてはならないというふうに思っておりますが、依然として町民の皆さんには大きな負担をお願いしている状況でございます。

また、制度改正も毎年のように行われておりますが、議員おっしゃるように、サービスの後退という部分になると思いますが、原則1割である利用者負担については2割負担、3割負担も導入されております。他にも、要支援1から2の方が利用するデイサービスやヘルパーが全国共通の介護給付か



ら市町村独自事業である地域支援事業に移行されるなど、改正当時は報道等でも要支援切りと不安視する声も多く聞かれました。しかしながら、制度改正の背景には、急速な少子高齢化の進展のみならず、一人暮らし、あるいは高齢者や夫婦二人暮らし世帯の急速な増加、また認知症高齢者の増加に対応するためのサービスの充実と介護を確保するための介護報酬等の改定など、制度創設当時には予想できなかった状況に対応する必要があったと理解しております。町としまして、国に対して制度の安定的な運営と高齢者に配慮した制度改正、特に低所得者の被保険者に対する支援策について、町村会を通して国に要望をしておるところであります。

次に、認定率と利用率の推移については、後ほど担当部長より説明させますが、創立当時と現在を比べますと、認定率も利用率もともに増加している状況でございます。デイサービス事業や有料老人ホーム等も増えておりますし、また、計画的には特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホームなどの施設整備も行っていることから、町民の皆さんにとって、それぞれの状況にあった必要なサービスを利用しやすい状況になっていることも要因の一つと考えております。今年度は、認知症高齢者とその家族を地域全体で支える体制を整備するため、グループホーム18床の公募も行っているところであります。町としまして、引き続き、町民の皆さんが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、努めてまいりたいと思っております。

担当部長のほうからご説明をいたします。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長豊住浩行君。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 説明いたします。

町長も申しましたとおり、介護保険制度は国による制度改正を続けながら運用している状況でございます。

議員が過去の一般質問でも問題提起されておりましたように、要支援1から2の方が使うデイサービスとヘルパーについて介護給付から切り離し、町の事業である総合事業に移行する改正は平成28年度、利用者負担について2割負担の導入は平成27年度、さらに3割負担の導入は平成30年度に行われるなど、利用者にとって大きな変化となる改正が続いております。

大津町においても利用者数、給付額ともに右肩上がり増加をしております。諸般の制度改正を粛々と実施してきたわけではございますが、県が試算する2025年の県平均の保険料は7千988円となっており、このままの状況が続けば、さらに高齢者の皆様に重い負担を強いることとなります。国に対しては、制度の安定的運用のために、制度改正を求めていかなければならないと考えているところでございます。

また、制度改正の一つとして、平成30年度から保険者機能強化推進交付金の交付が始まっております。この交付金は、全国の市町村が61項目の指標を評価し、点数をつけ、人口規模に応じて国から配分されるものです。評価項目は多岐にわたり、PDCAサイクルによる地域分析ができているか、地域密着型サービス事業の推進と事業所の実施指導ができているか、ケアマネージャーに対する指導ができているか、地域包括支援センターの体制はどうか、地域ケア会議、医療と介護の連携事業、認知症事業、介護予防事業、介護給付の適正化事業の実施状況はどうか、生活支援コーディネーターの

活動状況はどうか、要介護認定者の改善率はどうか、といった自立支援・重症化予防の取り組みを評価基準とし、介護保険の中で実施する事業を網羅する内容となっております。平成30年度は、熊本県内45市町村中3位という評価をいただき、交付金が457万2千円を交付されました。今年度については、県内で7位、721万7千円の交付金の内示が出ております。この交付金は、第1号被保険者の保険料分に充当させることになっておりますので、これを財源に事業を拡充させるとともに、来期以降の保険料設定の際には、充当の結果、余剰が生じた繰り越し分を投入することで、わずかではありますが保険料の軽減ができればと考えております。

町としましては、国に対し制度の安定的な運営と、高齢者に配慮した制度改正を求めていくと同時に、大津町の介護保険事業の充実によるインセンティブを獲得することで、高齢者の皆様の負担を少しでも軽減し、よりよいサービスが提供できるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、介護認定率の推移ですが、各年度の3月末時点で比較しますと、平成26年度から平成29年度までの4カ年間で17.6%、18%、18.3%、18.4%と増え続け、平成30年度末では18.4%で横ばいという結果になりました。熊本地震後は認定率が上昇しておりましたが、平成30年度になり落ち着いてきた結果となりました。

先に説明いたしました保険者機能強化推進交付金の評価項目でも、要介護認定者の改善率が高く、全国の市町村の上位5割に入っているため、加点をいただいている状況でございます。

利用率につきましては、介護サービスを3種類に区分して、認定者数に占める利用者の割合を算出し経年比較しました結果を申し上げます。

在宅で利用する在宅サービスにつきましては、平成26年度から63.2%、63.8%とほぼ横ばいをしておりましたが、熊本地震があった28年度は59.5%に落ち込み、29年度も59.8%でほぼ同率で推移し、ようやく30年度で62.8%まで回復しました。

次に、グループホームや介護付きの有料老人ホーム等に入居する居住系サービスでは、26年度から3.8、3.4、熊本地震の28年度3.9、4.6、4.5と増加をしている状況でございます。

最後に、施設サービスでは、26年度から20.2、19.0、20.2、20.1と横ばいを続け、30年度には18.2%に減少しております。

熊本地震後は、認定者数が増加しましたので、率についてみると落ち着いているように見えますが、延べ人数で比較しますと、27年度には2千862人であったものが、28年度には3千169人、29年度には3千267人と増え続けてピークに達しております。

次に、住宅改修や介護用品についての説明をいたします。

住宅改修は介護用品のレンタルや購入は、多くの方が介護サービスの入口として利用される傾向にあり、比較的軽度である要支援の認定の方であっても在宅で安心して暮らし続けるため、お風呂、トイレ、玄関にてすり等を設置したいという要望が非常に多くございます。

介護用品のレンタルにつきましては、26年度4千800件であったものが、29年度からは139、130件と回復傾向にございます。

介護認定を受けるきっかけとなる疾患を調べてみますと、一番多いのが認知症関連でございます。

今後につきましては、増加を続けます在宅サービスの利用者ができるだけ長く自宅で暮らせるよう地域包括センターが取り組む在宅医療と介護の連携事業の推進、新規事業であります、高齢者見守りネットワークの構築をはじめとする認知症になっても地域で安心して暮らしていただけるような仕組みづくりを充実させたいというふうに思っております。早期から取り組む介護予防につきましては、健康保険部門と連携した事業を展開してまいりたいと思っております。

ひいては、来期以降の保険料をできるだけ抑えることができますよう、保険者機能の強化に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議 長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 時間がきましたので、また再度質問をしたいと思っておりますけど、まさに今でも介護保険は、私は、国家による詐欺であると私自身も思います。これ以上ですね、これから団塊の世代の人たちが苦しめられることがないように、町長にも頑張っていたきたいし、私もその立場で頑張りたいと思っております。終わります。

○議 長（桐原則雄君） しばらく休憩します。

午後2時10分より再開します。

午後1時59分 休憩

△

午後2時10分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

山部良二君。

○2番（山部良二君） こんにちは。傍聴席の皆様におかれましては、平日の忙しい中にお集まりいただき、誠にありがとうございます。2番議員の山部良二が通告にしたがい一般質問を行います。

それでは、1問目に入ります。大津町地域防災について。地域性を考慮した総合的な治水対策の取り組みについてお伺いいたします。

近年の日本各地で起こる記録的な豪雨災害、平成24年の阿蘇市や大津町を襲った九州北部豪雨、平成29年福岡県朝倉市を襲った九州北部豪雨、平成30年西日本の広範囲を襲った西日本豪雨、そして令和元年8月に佐賀県と福岡県、長崎県を中心とする九州北部豪雨、そのすべてに関連する現象として、線状降水帯があります。線状降水帯とは、皆様もご存知のとおり、日本近海に停滞した梅雨前線等に向かい、大気下層に温かく湿った空気が流入するとともに、上空に寒気が流入し、不安定な大気状態が続くことです。その中で積乱雲が次々と発生し、帯状につらなる線状降水帯が形成されることにより、同じ場所に強い雨が継続して降り、記録的な豪雨になることです。今年8月に襲った九州北部豪雨では、各地点における観測史上1位を更新する記録的な豪雨となりました。今回の豪雨では、死者4名、重傷者1名、軽傷者1名、全壊1棟、一部損壊4棟、床上浸水530棟、床下浸水1千179棟の被害が報告されています。甚大な被害です。今月にありました台風15号や豪雨災害で亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被害に遭われた方々の一日も早い復興を心よりお

祈り申し上げます。

さて、毎年のように起こる豪雨災害、本町ではどのような対策を考え、実行するのか。大津町が策定している大津町地域防災計画、果たして現状の防災計画に実効性はあるのか。今回、地域の方々の声や防災のプロに大津町のハザードマップやため池ハザードマップを確認していただき、危険箇所を指摘していただきました。地元の方々の声とプロの視点がリンクすることがわかりました。果たして、このまま50年に1度、100年に1度の豪雨災害に大津町は耐えられるのでしょうか。果たして、町民の命が何があっても守る治水対策となっているのでしょうか。そのためには、流域治水という考え方が必要ではないでしょうか。どんな洪水があっても人命が失われることは絶対に避ける。床上浸水など、生活再建が困難となる被害を避ける。川の中の対策だけではなく、溜める、止める、備える対策を総合的に実施する必要があります。すなわち、河道内で洪水を安全に流下させる対策、堤防整備、治水ダム建設のほかに流域貯留対策、河川への流入量を減らす、氾濫原減災対策、氾濫流を制御、誘導する地域防災力向上対策が必要です。その対策として、氾濫原のある地点に着目した水害リスクの評価、地先の安全度が必要ではないでしょうか。地先の安全度とは、場所ごとに覚悟しておく必要のある水害リスクで、このことを踏まえた上で、まちづくり、治水を考えるというやり方です。街中での堤防決壊を避ける。溢れても街中に流れ込まないようにする。浸水しやすい場所を市街地にしない。溢れても家が水没や流出しないようにする。何があっても命だけは守れるようにする。そうです、何があっても命を守る仕組み、例えば、地区別避難判断基準の設定や地区ごとに情報提供、例えば、地区単位で地先の安全度、地域防災力を示し、課題が明確となれば自発的で具体的な対策を検討することが可能となります。本町では、このような対策をとっているのでしょうか。また、地先の安全度を活用した防災学習、子どもによる、子どものための、子どもハザードマップの制作、毎年のように子どもが用水路に流されるような悲惨な事故があります。このような悲惨な事故を防ぐためにも子ども自らでつくったハザードマップが必要ではないでしょうか。

最後に、ダムに頼らない流域治水対策、地先の安全度、総合型政策を実現し、生活者視点からの水害リスクの評価、河川施設ごとの安全度ではなく、暮らしの舞台である地先の安全度を生活者視点から防災・減災が必要です。今後100年、200年に一度のような最大級の洪水を想定した上での防災計画が必要ではないでしょうか。

このことを踏まえまして、地域性を考慮した総合的な治水対策の取り組み等について6点お伺いいたします。

大津北小学校近くの平川に堆積土砂があります。流下能力が低下していると思われれます。撤去を検討するべきではないでしょうか。仮宿地区ため池ハザードマップにおいて、大津北小学校や住居が浸水想定されています。ため池の耐震性の確認は、対策は。大津東小学校が洪水浸水想定区域内にあるとともに、土砂災害特別警戒区域に隣接しています。対策や避難経路の住民への周知徹底は。肥後大津駅や役場の背面の住宅地が土砂災害特別警戒区域に指定されています。安全対策や住民への周知徹底は。地先の安全度と地域の知恵を結集して、何があっても子どもたちを含めた命を守る仕組み「まちづくり治水」が必要ではないでしょうか。最後に、地域防災力活動支援事業補助金は、今年度まで

だと思いますが、継続が必要ではないでしょうか。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 山部議員の質問にお答えしたいと思います。

町では、例年、梅雨前に防災に関して関係機関を通じて、計画的に推進するために防災会議を開催し、地域防災計画を策定しております。

議員ご質問の地域を考慮した総合的な治水対策ですが、町の北部地域は矢護川、平川が流れており、中部地域は上井手、あるいは南部地域においては、白川及び6つの井手が流れております。集中豪雨の時には、河川の氾濫の危険とともに、特に山沿いなど、土砂災害の可能性も非常に高くなってきております。

まず、浸水想定区域や土砂災害警戒区域については、住民の皆さんが自分の住んでいる地域がどのような危険性があるかを知っていただくために、昨年、ハザードマップの見直しを行い、各家庭に配布をし、また、土砂災害危険区域になっている地域の方には、個別にお知らせをし、各地域へも周知を行ったところであります。

また、平川の堆積土砂の撤去につきましては、県の砂防指定を受けていることから、県と協議し、河川の良好な流下機能確保に努めていきたいと考えております。

仮宿地区のため池の耐震性確認とその対応については、仮宿地区住民の方々と協議のうえ、平成29年度におきまして堤体部の復旧を完了させました。

今後は、県との協議を進め、国の補助事業を活用した整備計画を検討していきたいと考えております。

町といたしましては、昨年度改定いたしました、ハザードマップについては、住民の周知をさらに徹底し、自分の命は自分で守るという考えのもと、早めの情報提供を行い、また、早めの避難をお願いしているところであります。

今後も地元の区長さんや防災士、消防団、民生委員さんとともに、十分連携しながら地域の安全・安心のために防災学習、防災訓練、防災情報の発信にもしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

関係課におきまして、ご説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 教育長吉良智恵美さん。

○教育長（吉良智恵美さん） 私のほうからは山部議員の大津町地域防災についての5番目、地先の安全度と地域の知恵を結集して、子どもたちも含めた命を守る仕組みが必要ではないかというご質問にお答えさせていただきます。

学校教育を推進していく上で、子どもたちの命を守ることは最も重要なことだと考えます。近年におきましては、地震をはじめ、大型台風の発生や大雨など、私たちが経験し得なかった大規模な自然災害が多く発生し、その頻度も増加の傾向にあります。

町内の小・中学校で行う防災教育では、災害に適切に対応する能力の基礎を培うことを目的としており、関連する各教科・領域等において、防災教育の視点を入れながら、総合的に行う必要があると考えております。将来の地域を担う児童生徒が日常的に防災に関心を持ち、自ら安全を確保し、命を

守り、適切な判断ができるように、学校・家庭・地域が連携した防災教育を進めていきたいと考えております。

なお、具体的な取り組み等につきましては、担当部長より説明させていただきます。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 私のほうからは、3、4の土砂対策特別警戒区域の件、それから6の地域防災力活動支援事業補助金についてご説明をいたします。

大津町の南部には、一級河川の白川があり、河川の左岸・右岸については、洪水浸水想定区域が指定をされております。また、大津町においては、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域に104カ所、土砂災害特別警戒区域に100カ所の急傾斜地が指定をされております。これらの危険箇所への住民等への周知のため、町としましては、平成30年3月に洪水・土砂災害ハザードマップを更新し、平成30年4月に各戸別に配布するとともに、まちづくり懇談会等においてハザードマップに関する説明を行っているところです。

さらに、平成30年7月豪雨時の住民避難率等の低さ等による土砂災害から命を守るための対応としまして、今年の7月から8月上旬にかけて土砂災害の特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンですけれども、それから警戒区域、イエローゾーンですけれども、内に家屋がある方々に対しまして、文書により戸別周知を行ったところです。特にレッドゾーン内の世帯の方々には、移転補助も含めたご案内を行っているところです。

一方、各種災害における町の指定避難所といたしましては、町内に22カ所を地域防災計画において指定をしております。この避難所の内、南部地区の大津東小学校は洪水浸水想定区域内にあるため、洪水時は使用しないというようなことになっております。

さらに、町民に対する避難勧告等の発令に関しましては、熊本県の総合型防災情報システム、あるいは気象庁の警戒レベル相当等の気象情報や町が設置しております河川監視カメラ映像等を活用した情報収集により状況判断をするとともに、河川水位や土砂災害危険度判定図等の数値に基づいたタイムラインによりまして、平成24年の九州北部豪雨災害、あるいは平成28年の熊本地震の影響等を考慮して、なるべく地域を限定して避難勧告の発令を行っているところです。

また、台風接近におきましては、台風最接近の約1日前から警戒本部を設置し、明るいうちから避難所を開設することにより、住民の方々には自助・共助による早め早めの避難を願っているところです。

町では、これまで平成28年熊本地震のほか、昭和28年の白川の大水害等多くの風水害等がありまして、地域住民の方々とともにそれぞれの災害に対応してきたところです。今後におきましても、地域と行政が一体となり、災害対応に努めてまいりたいというふうに思っております。

次に、地域防災力活動支援事業補助金についてですけれども、平成24年の九州北部豪雨災害を踏まえまして、地域防災力の向上を目的として、平成25年から自主防災組織の設立時に防災資機材等の購入用として10万円の補助を開始し、平成27年からは、5年間の予定で自主防災組織を含むすべての自治区を対象として年間補助10万円を上限とした防災資機材の導入を行っていただいております。

す。実績としましては、平成27年が51件、28年が55件、29年が42件、30年は37件というような状況でございます。5年を経過して今後の方向性につきましては、各地域のご意向を伺いながら資機材の購入だけではなく、資機材を活用した防災訓練への補助等についても今後検討していく必要があるのではないかとこのように考えております。

○議長（桐原則雄君） 経済部長田上克也君。

○経済部長（田上克也君） 山部議員の質問のうち、2番、仮宿地区のため池の耐震性確認及び対策についてご説明いたします。

ため池は、江戸時代後期から地元の方々の人力で建設された町内唯一のため池です。熊本地震以前の県調査で耐震基準以下との報告を受け、改修計画の検討を進めていた中で熊本地震により被災し、堤体に深さ1.5メートルの亀裂が生じました。堤体崩壊までには至りませんでした。被災状況を踏まえ、地元と協議を重ねた結果、大規模な改修工事より早急な安全対策を優先し、平成29年度の災害復旧工事で堤体部の復旧工事を完了いたしました。工事では重機での堤体部の転圧が行われており、被災前の強度以上が確保されていると思われま。

次に、今後の対策についてご説明いたします。

平成30年度に発生した西日本豪雨では、中国・四国を中心に多数の農業用ため池が決壊し人的被害が生じたことから、国は、ため池を整備する補助事業を増設いたしました。

今後は、地震だけでなく、豪雨等の自然災害対策も必要であるとの観点から、すでにため池整備事業の採択の要望を熊本県に提出しております。また、事業では施設管理者の明確化が必要であったことから、本年4月に地元水利組合を再結成し、町と管理協定締結も終えているところでございます。

具体的な整備内容としましては、堤体浸水部の侵食を防止するためのため池内側への張りコンクリート打設、監視カメラ・水位計の設置、転落防止策の設置、水圧の早期軽減のための余水吐き高さ調整等です。事業採択された場合は、初年度に測量・設計、翌年度に工事着手となる予定です。

以上で説明を終わります。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長村山龍一君。

○土木部長併任工業用水道課長（村山龍一君） 山部議員の質問のうち、1番、平川の堆積土砂の撤去についてお答えいたします。

現状として、一部土砂が堆積しております。平川は町管理の普通河川でございますが、県の砂防指定を受けておまして、土砂の掘削は制限行為となるため、県への許可申請が必要となります。平川は過去に大雨によって越流したことがありますので、地元の方も心配をされております。

今後、改善に向けて県と協議を行い、土砂の浚渫など河川の流下能力確保に努めてまいります。

以上で説明を終わります。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） ご質問のうち、5番のまちづくり治水について説明させていただきます。

町内小中学校におきましては、健康教育全体計画の安全分野の中に災害等から命を守る取り組みを位置づけております。各学校では、災害種別に応じた避難行動等を示した計画を作成しておりますが、

実際に災害が発生した場合には、最終的には、児童生徒が自ら考え、危険を察知し回避していくことが必要となります。今年度作成しました大津町学校教育ビジョンの中でも、児童生徒の危険回避能力の育成を掲げているところでございます。児童生徒が自然災害等の現状、原因及び減災等について理解を深め、今後、直面するかもしれない災害に対して、的確な思考・判断に基づく適切な行動ができるようにすること、日常生活に潜む危険を理解・予測し、自らの安全を日常的に確保するようにすることが大切でございます。そのために、小学校では体育、中学校では保健体育になりますけれども、そういった時間はもとより、家庭科、特別活動などにおいても防災教育と関連させて指導しているところでございます。

議員ご指摘の、子どもたちが自らの手でハザードマップをつくるということにつきましては、自らの命を守るという視点から大事な考え方であると思います。そのような取り組みとしましては、各学校の通学路における危険箇所や交通事故多発地点等の最新情報も含めて作成しております安全マップを校舎内に掲示し、日常的に目に触れながら安全確保の意識づけを図っている学校等もでございます。また、小学校の3、4年生の社会科における地域理解の学習の中で、地域の危険箇所も踏まえ、学習ができるよう配慮していくことや小学校の地区児童会の中で、その地域の危険箇所について情報交換を行い、共有していく等の取り組みを進めているところでございます。

今後、議員が言われます、何があっても子どもたちの命を守る仕組みの確立に向け、学校のみならず、家庭や地域、関係機関・団体等の協力や理解を得ながら、児童生徒の安全の確保ができるように努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 山部良二君。

○2番（山部良二君） それでは、再質問に入ります。

今、平川の堆積土砂の撤去は県と協議ということでありましたが、私、確認したところ、かなり堆積していると思いますので、これ早急な対策というか、もう撤去が必要だと思います。早めの対策をお願いしたいということと。もしですね、仮宿のため池が決壊するような、そして平川が氾濫するようなことが複合的な災害として起きたとき、地域住民の命を守るような対策は考えているのでしょうか。なぜかという、ため池ハザードマップでは、2階のみが避難所として明記されておりますので、その辺りをもう一度お聞かせください。

それと、これ意見交換会時にですね、岩坂地区は白川と山に挟まれた地区で、町指定の避難所は白川を渡らなければならないということで、仮に水害等となれば、孤立してしまう可能性があります。安心して避難できるような施設を早急に設置してほしいという声があがっていると思っておりますが、何か計画があれば教えてください。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長村山龍一君。

○土木部長併任工業用水道課長（村山龍一君） 議員ご質問の県との協議については、早急に検討、現地を見まして協議を進めていきたいと思っております。

以上です。



○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） ご質問2点あったかと思えます。まず、ハザードマップの件で北小の大規模の洪水のときどうするかというのが質問と、もう1点が白川避難の避難所についてどうするかということです。

まず1点目がですね、現在、町のほうで洪水のハザードマップをつくっております。避難所としましては、大雨時には北小が避難所ということにしておりますけれども、万が一、そこが増水しまして、ため池が決壊するというようなことになればですね、その場合については、洪水プラス決壊分がありますので、2階に避難ということにはなっておりますけれども、こういった状況であっても、まず、今の状況がどうあるかということと、今後、どのように変わるかという情報収集をですね、しっかりしながら早め早めですね、避難誘導に努めてまいりたいというふうに思っております。

それから、もう1点の白川から今の避難所についてということで、今の時点で、町指定避難所は白川から南にはございませんし、町指定避難所については、白川を渡って渡らなければならないということがございますので、もちろん白川の南地域へのですね、避難所の必要性というのは十分認識しているところですが、今後につきましては、災害に対する安全性、それからアクセスの利便性等を考慮しながらその避難所についてはですね、検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） 山部良二君。

○2番（山部良二君） 報告書を読む限り、まだ自主防災組織設立まではいってない地区もあります。また、各地区に活動の差があると感じております。それで、防災活動力、救助・救援力、水害危険度認知度、災害体制整備度、避難誘導力、情報伝達力、自主避難判断力、監視警戒力、この8点を総合点として地区ごとの地域防災力指数を明確にして、地先の安全度とあわせて、具体的な対策が取れるよう、情報提供をするべきではないでしょうか。

それでは、2点目に入ります。

ひきこもり支援対策（生活困窮者自立支援制度に基づいた就労準備支援事業）についてお伺いいたします。

現在、ひきこもりの長期、高齢化による8050問題が社会問題となっております。2019年度には、内閣府は、40歳から64歳でひきこもり状態にある人が61万人であることを公表しています。15歳から39歳については54万人、あわせれば115万人いることとなります。ひきこもりは若者の就労問題ではなく、全世代の社会参加の問題だということです。就学・就労だけではなく、多様な社会参加が認められる地域共生社会の構築がひきこもり支援要望に効果的なのだと考えられます。対象者は外出することが困難で、社会との接触がうまくできないという共通の課題を持っています。そのため、相談機関におけるインテイクに結びつきにくく、家庭内で悩みや対応を抱え込みやすい状況をつくっています。そして、親の高齢化により、相談機関等に足が向けられない事例が増えているのではないかと考えられます。ひきこもり支援において、本当の意味での正念場は、彼らを支える親が高齢化し、生活の基盤が失われる40歳を超える世代にあります。ひきこもりの定義には、しるべき年齢区分はないはずなのに、これまでの支援は若年層が中心であり、高齢ひきこもり者へ

の支援は置き去りになっているということです。本町には明確なひきこもり支援体制はありませんが、生活困窮者自立支援制度に基づいた就労準備支援事業がひきこもり対策にあたると思います。若者サポートステーションという窓口で、就労支援を受ける場合は、年齢制限は39歳まで、就労準備支援事業の年齢制限は平成30年に撤廃されたと思いますが、実際には40歳以上のひきこもりの当事者を救う手立てはなかなか見つからないのではないのでしょうか。であるならばどうするか。本町の福祉課や社協や地域包括センターや、各地区の自治会や民生委員、PTAなどのネットワークを活用し、広く情報を集め、ひきこもりリスクを制作する必要があるし、その上で出すひきこもり対策を考えていくべきではないのでしょうか。ひきこもりに対するアウトリーチ支援活動、ひきこもりサポーターの養成、活用など、熊本県のひきこもり地域支援センターと協力しながら進めていくべきではないのでしょうか。今の現状であれば、もし支援を求めようとする場合は、行政機関に自分から相談に行くこととなります。ですが、自分から相談に行ったり、親が相談に行くことは少ないのではないのでしょうか。これから、ひきこもり本人も家族も高齢化します。行政が何も対応しなければ、必ずいろいろな問題が発生してまいります。ひきこもりを解決していくためには、行政の力が必要で、医療、福祉、就労へつなげていくための対策が必要です。そのためには、行政側で専属の担当者を決めた上で、個々の家族の状況を把握し、生活面、健康面、生きることの記録など、総合的なバックアップや指導、家族の人権を尊重しながら進めていくことが必須条件ではないのでしょうか。数少ないですが、大人のひきこもりをゼロにしつつある、すごい市町村があります。秋田県藤里町など先進地があります。本町でも先進事例を研究する必要があると考えます。

これらのことを踏まえ、2点お伺いいたします。

ひきこもり状態にありそうな世帯数は、相談件数は、そして本町としての出すひきこもり対策はあるのかについてお伺いいたします。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 山部議員のひきこもり支援対策等についてのご質問でございますけども、生活困窮者自立支援制度に基づいて就労準備支援事業についてのご質問と兼ねてお思いますけども、全国的にもひきこもりの状態にある家庭に対する支援についても厚生労働省だけでなく、各自治体においても取り組んでいかなければならないと考えておまして、このひきこもりについては、ご本人や家族において多くの不安や、あるいは悩みがあり、将来の道筋を見つけるのに苦労されているものではないかと思っております。ひきこもりの状態は、社会的要因や内的要因など、様々な要因になります。その背景やご本人やご家族の意向も十分に聞き取って、寄り添いながらサポートすることが重要であります。

議員言われるように、8050問題ともあわせて考えますと、高齢者による親と子の世帯では、ひきこもりの状態にある場合、今後の不安が特に大きいのではないかと思います。今後の町の取り組みにつきましても、そのようなひきこもり状態にある世帯をしっかりと把握し、本人及び家族の意向に沿った支援が提供できるような体制づくりに今後努めてまいりたいというふうに思っておりますし、現状の状況につきましても、担当部長よりご説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長豊住浩行君。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 説明いたします。

山部議員も言われましたように、ひきこもりに関する国の実態調査によりますと、全国で15歳から39歳までは54万人、40歳から64歳までは61万人のひきこもり状態の方がおられるとされております。しかしながら、自治体によるひきこもりの実態把握を実施したのは、熊本県内で見ますと2つの自治体に止まっております。大津町においても具体的に実施は行っていない状況でございます。国の調査による数値についても推計であり、潜在化するひきこもりの状態である世帯は、全国的、また大津町においても多く存在するのではないかと考えております。

現在、町の相談窓口における相談件数としまして、過去3カ年でみますと、生活困窮者自立支援事業では、全相談件数191件のうち、ひきこもりの可能性がある相談は8件ありました。その支援方法につきましては、就労支援、家族面談を実施しており、ご本人が自ら快方に向かったケース、生活保護につながったケースがございます。また、就労支援につながったケースは4件あり、現在も継続しております。

就労支援については、生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業につながったものでございます。

生活困窮者自立支援制度の活用として、ひきこもりの状態である場合、就労の機会が少なく、結果的に世帯の収入が低くなるのが考えられます。将来、生活困窮とならないよう制度内の就労準備支援事業を活用し、一般就労に向けて支援を行うものでございます。

生活困窮者自立支援制度の就労準備支援事業は、大津町では社会福祉協議会が申請窓口となり、社会福祉法人菊愛会が事業を実施しております。ひきこもりの状態である相談ケースで就労支援が必要な場合は、社会福祉協議会へつなぎ、就労準備支援事業へ結びつけているところでございます。

就労準備支援事業は、相談を受けて定期的に家庭へ訪問によるアプローチを行い、まず就労前に日常生活スタイルを整えることから少しずつ始めております。そして、ご本人の就労やその他生活スタイルの意向を聞いて進めております。

なお、現在支援している4件につきましても、アプローチによる支援を継続しているところでございます。

現在の課題としましては、ひきこもりの状態である世帯をどのように把握していくのが課題となります。特に、いわゆる8050問題でもありますように、高齢者の親と子の世帯において、年金や親の収入のみで生活を立てているようなケースでは、将来、親の支援が困難になった場合、生活が困窮する可能性もございます。そのように、生活困窮な状態になる前に、事前にサポートを行い、ご本人、ご家族の意向を確認し、安心して生活ができる将来像を設計しながら、支援の提供を行う必要があります。

状況把握の方法といたしまして、高齢者家族と接する高齢者支援などの既存の仕組みを活用し、高齢者の状況確認に加えて、世帯の中でひきこもりの状態となっている人がいないかという視点を広げて、世帯状況を確認します。また、高齢者家族のみでなく、若年のひきこもりの状態である家族にも

支援ができるよう、地域や民生委員さんの協力も得て情報をいただくよう求めます。

先ほど申し上げましたとおり、生活困窮者自立支援事業において、現在把握している件数は8件でございます。町内にも潜在化する世帯は多いと思われまます。今後も関係各課とも連携し、さらに把握できるよう取り組んでいきたいと考えております。

支援体制については、ご本人や世帯の状況に応じて、就労支援、生活困窮支援、障がい福祉サービスなど様々な直接的支援を進めていきます。進める上では、各相談窓口における支援へのつなぎ対応のほか、今年度より設置しているくらしの相談窓口においても、高齢、生活困窮など複合的な相談を受けております。その中で適切な支援を整理するほか、関係各課との支援調整を行ってまいります。

相談においては、単に相談を受けてつなぐのではなく、支援の進捗状況を把握し、最終的にご本人やご家族の意向に近づけるところまでサポートを行う必要があると考えております。

ひきこもり支援で重要となるのが、直接本人へのアプローチするアウトリーチです。専門の相談員が家庭へ訪問し、本人の気持ちを少しずつ引き出すことが必要です。そのためには、アウトリーチする人材が必要でございます。県内のひきこもりサポーター養成研修の受講を勧めて人材を確保することや、サポーターの活用方法など、熊本県ひきこもり地域活動支援センターとの連携なども重要になってくると考えております。

さらに、町においては、相談窓口を軸にしてアウトリーチも含めた専門的な支援ができるよう支援体制づくりを研究してまいります。

まず、ひきこもり状態に対し不安を抱えている世帯を把握することから実施し、その世帯に対し積極的にアプローチを行いながら、相談及び支援へとつなげていければと考えているところでございます。

○議長（桐原則雄君） 山部良二君。

○2番（山部良二君） それでは、再質問をお伺いいたします。

ひきこもり相談、アセスメントにより、小中学校で不登校状態となり、そのまま中学校を卒業することで、学校側の支援が途切れ、状態が悪化したり、そのまま放置となるケースや高校中退者への支援が不足し、ひきこもり状態となるケースが多く見られます。教育機関から福祉やひきこもり支援窓口へのつなぎが不十分、だが個人情報もあり、進展しない。ひきこもりを支える両親が現役世代であれば経済面で困窮しないため、表面化せず、地域での把握が難しい。8050問題で表面化したときには50歳以上への支援となり、社会性の獲得や就労事実はかなり困難になることが多いと思われまます。

大津町では、教育支援センターがアウトリーチ型の支援を行っております。これは近隣市町村と比べても先進的な取り組みだと思います。私は、小中学校時代の不登校やいじめにより、学校に行けない子どもたちがそのままひきこもり当事者となるケースは多いと考察いたします。であれば、教育支援センターのノウハウや専門相談員を拡充すれば脱ひきこもり支援につながるのではないのでしょうか。それにはやはり先ほどから申してまますとおりに、アウトリーチによる家族支援、またどこにも出られない本人のための集団適用支援、人目が気になっているのであれば、訪問からの個別支援をし、本人

が動き出すきっかけになるようにするべきだと思っております。

このことを踏まえて、脱ひきこもりのアウトリーチ支援設立を考えていただけたらと思います。その点について質問いたします。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長豊住浩行君。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 山部議員の再質問にお答えいたします。

議員のご質問のとおり、小学校から高校生までの若い時期に不登校などの状態に対するサポートは非常に重要だと考えております。本町の教育支援センターはアウトリーチ型の支援を行っているということをお聞きしておりますので、ひきこもりの状態を脱するためには、やはりアウトリーチ型の支援が最も有効ではないかなというふうに考えているところでございます。

今後は、先ほども述べましたように、まず、ひきこもりの実態を把握したいと考えております。そして、支援につきましては、町の教育支援センターの手法もですね、参考にしながら、相談からアウトリーチ、本人の居場所づくりを含めまして、人的、財政面も考慮しながらですね、支援体制づくりを研究していきたいというふうに考えております。

○議長（桐原則雄君） 山部良二君。

○2番（山部良二君） ぜひ、その方向性でよろしくお願いいたします。

それでは、3点目に入ります。主要農作物種子法熊本県条例についてお伺いいたします。

先日の熊日新聞に、蒲島知事は、9月の県議会代表質問で、去年4月に廃止された主要農作物種子法に代わる県条例を制定する考えを表明されました。12月定例会の提案に向け、準備を進めているということです。知事は条例の制定で優良種子の生産と安定供給を今後も継続すると、県の姿勢をより明確にしたいと説明されております。今現在、全国で種子法に代わる条例を制定している都道府県は11道県、九州では宮崎県が今年4月に施行しています。今後、この流れが全国的にも広まるのではないのでしょうか。本町としても、熊本県議会12月定例会に注視していく必要がありますが、条例を制定すると決まり、大変うれしく思っております。それとは別に、食と農の安全性について、元農水大臣を務められました山田正彦先生の論文を引用しながら質問させていただきます。

グリホサートを主成分とする除草剤の成分が強力粉など、日本の大手3社から検出されました。グリホサートは5.22PMで人間の胎児と同じ重さのエビが死ぬことが実験で明らかにされております。WHOのがん研究機関は、2015年に発がん性があることを発表しました。アメリカでは、去年8月に学校の職員がこの除草剤を20回から30回散布してがんになったとしてメーカーを訴え、320億円の賠償金を勝ち取りました。さらには、アメリカカリフォルニア州の夫婦が賠償金を認められた裁判では、約20億ドル、日本円にして2千200億円の支払いを命じました。現在、アメリカでは、同種の裁判が9千800件にも及び、メーカーを買収した親会社は、ついに4兆円の損失は免れないとして、農業部門の1万2千人のリストラを発表いたしました。また、発がん性リスクの警告を怠ったことが過失にあたるとバイエルは認め、控訴する方針だそうです。

このニュースは、日本ではなぜかほとんど報道されません。世界ではトップニュースとして連日報道され続けています。オランダやフランスなどは、即グリホサートの使用禁止、ドイツ、イタリアな

ど世界33カ国は3年後には禁止すると表明いたしました。ところが何と驚くことに日本は1年ほど前にグリホサートを、残留農薬基準を、ものによっては400倍に緩和し、小麦では6倍の30PPMまで緩和したのです。また、グリホサート禁止を目指す任意団体の調査で、この除草剤の主成分、グリホサートのその代謝物が国会議員を含む28名を対象とした検査で7割の人の髪から検出され、先ほども申しましたが、職員検査では、パンなどの小麦製品からも検出され、給食のパンも安全ではないことが明らかになりました。なお、日本産の小麦を使ったパンから検出はされておりません。23人の国会議員を含む28人の毛髪検査では、フランスの研究機関が行った根元から3センチ髪を切り、3カ月間摂取された量を調べ、その結果、グリホサートとその代謝物のAMPAが検出されたのは19人、どちらも検出されなかったのは9人でした。被験者はいずれも農薬散布地域にはいなかったため、視察者側は食べ物に残留していたグリホサートが原因と結論づけました。

また、今年の7月に国際婦人科連合が胎盤を通して胎児に蓄積し、長期的な後遺症を残す可能性があるとして、世界規模での使用禁止を勧告いたしました。そのほかにも新聞の記事には、今年2月にはワシントン大学の研究チームがグリホサートにさらされるとがんのリスクが41%増大すると研究結果を学術誌に発表いたしました。同チームは、これまでに発表された調査結果を検証した結果、グリホサートを主成分とする除草剤と免疫系のがんであるホジキヒリンバ腫のリスクの増大との因果関係が認められたと発表いたしました。同チームは、また、除草剤散布を専門とする5万4千人余りを対象に2018年に実施した実態調査、結果もあわせて因果関係があると結論づけました。こともあろうことに、日本では世界的な流れに逆行し、WHOがグリホサートに発がん性の懸念を指摘した4日後の2015年3月には、日本の化学メーカーが直ちにグリホサートに発がん性はないと判断していると声明を出し、翌2016年7月には、内閣府職員安全委員会がグリホサートに発がん性遺伝毒性は求められなかったと結論を出し、さらには、去年12月、厚生労働省はグリホサートの残留基準値を大幅に緩和いたしました。しかし、日本の大手メディアは全く報道しません。アメリカでは、小麦の収穫量を増やすために収穫直前になってグリホサートを散布することが認められていて、これによって、大量のグリホサートが残っていた小麦が大量に輸出に回されることとなります。含有基準値が低いと日本への輸入が困難になるという背景があり、規制緩和はアメリカ側の圧力によるものだと考えられます。国内で流通する小麦の90%は輸入品であり、これらの小麦には、グリホサートが収穫前に散布されている可能性が極めて高い。ちなみに、アメリカでの食の安全を訴える市民団体の調査では、小麦粉を使用したスナック菓子からもグリホサートが検出しており、加熱しても分解されにくいということがわかっています。これからの大津町を担う子どもたちや町民のことを考えれば、食の安全は最重要課題ではないでしょうか。子どもの食の6分の1を担う学校給食や公共施設では、有機米や地産小麦のパンを使い、安心・安全な有機食材等の地産地消を促進するべきではないでしょうか。これらのことを踏まえ、質問させていただきます。

1点目の主要農作物種子法条例については、12月の県議会定例会を待ってお伺いすると思っております。2点目の大津町の食と農の安全性について、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 山部議員のご質問にお答えしたいと思います。

先の3月定例会におきましても、議員よりご質問をいただいております、その後の状況を注視していきたいということで、今回、知事の答弁もありましたように、12月ということで、我々についても12月の条例を審査、精査しながら大津町の対応を考えていきたいというふうに考えております。

2番目の食の安全性関連等については、種子法の関係も条例化すれば大津町としても地産地消というような推進を図っておりますので、特にからいもや野菜関連等の生産農家の生産につきまして、安心して生産できる、あるいは町民の皆さんが安心して消費できるような支援をやっぱり考えていかなくちゃならない。これまでいろんな形の中で学校給食で地元の農産物の地産地消をだいぶ質問されてきておりますので、今後についてもしっかりとそのような食の安全について、しっかりと取り組んでいければ今後の食の生命の根幹となりますので、十分検討をさせていただきたいというふうに思っております。

現状、関連等について、担当部長よりご説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄君） 経済部長田上克也君。

○経済部長（田上克也君） 山部議員の質問にご説明いたします。

先ほど町長も述べましたとおり、主要農作物の種子法の廃止を受け、熊本県では県内農家の不安を払拭し、引き続き、県の責務として種子生産に取り組むために。いち早く独自の熊本県主要農作物種子生産改善対策事業運営要領を定めております。

8月に県に問い合わせを行った時点では、要領は種子法の内容を概ね網羅して対応できており、独自条例の制定までは想定していないとのことでしたが、種子法の廃止は、国の規制改革推進会議及び未来投資会議の合同会合において提起され、民間参入による競争力向上の政府方針を受け廃止された経緯があることから、条例化に至ると民間参入が難しくなるのではないかという見解もあるようでした。

ご指摘のとおり、現在11の県等で独自の条例が制定されており、今後提出される見込みの県もあるようございます。

このような状況ではございましたが、9月県議会における代表質問において、蒲島知事から、現状として、農家の方々の不安は解消できておらず、条例制定の声が高まっていることは承知している。こうした思いに答え、条例を制定することで、優良種子の生産と安定供給を今後も継続するとの県の姿勢を明確に判断するに至った。県独自の視点も加えながら、次期定例会で条例の提案に向けて準備を進めるとの答弁がなされました。

県条例の制定は、生産者のもとより、消費者の不安解消、優良種子の生産と安定供給に資するものと思われまますので、当面は12月まで経過を注視したいと考えております。

次に、食と農の安全性についてご説明いたします。

諸外国では訴訟に至っている農薬もあり、大変憂慮するところではございますが、現時点では日本の法基準をクリアしており、国内において著しい有害性が立証されているとまでは言い難いところはございます。

種子ビジネスと農薬販売との関連性はわかりにくい点がございいますが、食は生命の根幹に関わる問題となりますので、町長が申しましたように、情報を精査し、状況を注視したいと考えております。

以上で説明を終わります。

○議 長（桐原則雄君） 山部良二君。

○2番（山部良二君） ぜひ未来を担う子どもたちのためにも、大津町の食の安全を守っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質問を終わります。

○議 長（桐原則雄君） しばらく休憩します。

3時15分より再開したいと思います。

午後3時07分 休憩

△

午後3時15分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

山部良二議員に申し上げます。

先ほどの一般質問の中で、企業名、商品名等の個別の名称がありましたので、その点につきまして是不適切な発言ということで、後日、記録から整理をして、させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、一般質問を続けます。

金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 皆様、こんにちは。傍聴の皆様もお忙し中、お越しくござりまして、誠にありがとうございます。

それでは、お許しをいただきましたので、通告にしたがい、議席番号4番、金田英樹が一般質問をいたします。今回は、通告書に記載のとおり2点、企業立地促進助成制度を活用した温泉施設誘致及び軽度認知障害（MC I）を中核とした認知症対策について伺います。

なお、少し文字が小さく恐縮ですが、少しでも内容が伝わるようにこちらの補助資料を配付しておりますので、適宜そちらを見ながら聞いていただければと思います。

それでは、早速一つ目の企業立地促進助成制度を活用した温泉施設誘致について伺います。

まず、簡単に補助資料の説明をさせていただきますが、まず1ページ目のところに提案にいたる背景をあげております。2つ目のページ、温泉誘致により見込まれる効果をまとめております。3ページ目と4ページ、右側ですね、こちらに町の環境条件分析と経営環境として、まとめますと非常に企業にとっても大津町は進出地として魅力的ということに記載しております。次のページに移りまして、まず、左側の5番及び6番のほうに、実際にこの掘削に幾らぐらいお金がかかるかというのを試算しております。その右側、財源の検討のところ、一般財源、あるいはふるさと納税の活用はできないかというところを検討しております。最後の8番目にまとめと提言を記載しております。

それでは、質問に移ります。



まず、企業立地促進助成制度とは、企業誘致を促進するために用地取得や施設整備、雇用などに対して補助金の交付や税の減免などを行う制度です。大津町では、大津町工場等振興奨励補助金交付要項を定め、第1条において、町長は、地域経済の波及効果が大きく、産業振興を図る上で重要と認められる企業の立地を容易にするための助成措置を講じることにより、工場等の立地を容易にし、もって雇用機会を確保するために、この要項に規定する工場等の新設、または増設、または企業の本社機能を有する業務施設を設置するものに対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、大津町補助金交付規則に定めるもののほか、この要項の定めるところによると定めております。

さて、現在、当該助成制度の対象は、原則工場となっており、一定の条件のもとで用地取得、施設整備、雇用に対して所定の割合で補助金が支給されるとともに、3年間固定資産税が減免されます。これに対し、今回の一般質問は、企業誘致による法人税や固定資産税、雇用などの増加に目的の比重を置いた制度運用ではなく、これからの大津町に必要な施設や企業は何かという、より創造的な側面からのアプローチでの制度運用を提案するものです。今回は具体的に温泉施設の誘致を提案しております。質問の背景としては、1、熊本地震によって町唯一の一般温泉施設が閉館したこと、2、全体人口及び高齢者の増加によって福祉面からも住民ニーズが増加していること、3つ目、町のスポーツ文化コミッションの立ち上げなど観光の取り組みが町内全体として加速していることがあげられます。こうした背景を踏まえ、町の後押しにより民間の開発を刺激して、温泉を誘致することで、生活環境向上や住民の健康増進、定住促進、さらに観光宿泊等の活性化につなげることができるのではないかと考えております。

そのほか、細かい内容は補助資料にまとめておりでございます。

以上を踏まえ、次の項目について、町長の考えを伺います。

1点目、町の予算を投入して温泉誘致に対する助成を行うことの公益面における是非を確認・検証することを目的に質問するものですが、温泉誘致による本町の生活環境向上や健康増進及び観光・宿泊環境向上の可能性について、町長の見解を伺います。

2点目、事業者からみた本町の経営環境と魅力について、町長の見解を伺います。個人的には、先ほどの補足資料の3番及び4番の理由によって、事業者にとっても本町は市場として魅力的であり、新たな助成によって町への注目度を上げることで、あるいは、町としての誘致の姿勢を示すことで参入事業者が出てくる可能性は十分にあると考えております。

3点目、1点目、2点目の視点を踏まえた上での助成制度創設の合理性、妥当性についての町長の見解を伺います。

なお、本町では、共同浴場や一般公衆浴場にあたる低額の入浴施設には、入湯税を課さないこととしているため、誘致事業者の業態や規模によっては、入湯税による助成額回収は容易ではないと認識しています。しかしながら、それでも先ほど述べた温泉による公益を町単独で生み出そうとした場合には莫大な費用がかかるため、当該業態の助成は合理性、妥当性ともにあると考えております。

また、補助資料の7番に記載のとおり、助成実施による町の財政負担軽減のためにふるさと納税の

用途指定に、温泉施設の誘致の項目を設け、一定の基準額に達し次第、寄附額を上限とした助成を行うことも提案しておりますので、あわせてご見解をお伺いいたします。

以上、縷々申し述べましたが、必ずしも金銭的な助成制度を設けなくとも、用地を探すお手伝いや周辺整備など、企業誘致に向けた施策や支援の方法はあるかと思えます。しかし、先ほど述べたとおり、いずれにしても一つには、町としての施政を情報として発信していくことも誘致に向けては、必要かつ有効な取り組みだと考えております。また、今回の一般質問の内容にあたっては7月初旬から私個人の広報紙やブログ、SNSなどで広く住民の皆様からのご意見を募集しておりますが、多様なご意見やアイデア、そして何よりも期待の声を多くいただいております。

以上を踏まえまして、町長の答弁を求めます。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 金田議員の温泉施設誘致に対する企業立地促進助成金制度を考えないかというようにございますけれども、先ほど金田議員からの提案関連、健康をはじめ、観光面、いろいろな面について温泉の果たす役割りは十分我々としても認識をしておるところであります。過去におきましては、大津町の岩戸の里の温泉を閉館しまして、今年度に取り壊しを行う予定にしております。温泉施設は、議員もおっしゃるように、高齢者の健康増進や経済的効果の様々な普及効果が期待できます。また、町がこれからいろいろスポーツコミッション、文化などを遂行していく事業や各種イベントと関連を図ることで、より一層の効果が現れるものと考えてはおります。

以上のことから、町の町民の福祉の向上、経済的効果から考えた場合も温泉施設の必要性は高いものだと考えます。温泉ができた場合の利用者としては、高齢者の方以外の利用者も見込めますし、町では、平成24年の九州北部豪雨以降、町民の方の思いを受け、岩戸の里の直営を試みましたが、温泉経営は非常に難しく、それは民間企業者にも同じことが言えるようです。温泉単独で利益を得ることは厳しいような状況でございますので、その施設の中に飲食や物販、あるいはゲームやマッサージなどの付帯するサービスなどの提供を行うことが利益の確保につながるものと思われまますので、民間の温泉施設関係でしっかりと支援をしていければ大津町の工業振興奨励補助金の対象でもなくてもいいんじゃないかなというふうに考えております。あるいは、新規の立地促進助成制度を設けるという提案でございますが、議員おっしゃるように、現在、民間での温泉掘削の計画がございますので、大津町の工場等振興奨励補助金の追加等でなく、計画の内容をお伺いしながら、町として取り組めるものであれば別の支援策を検討していきたいと考えております。

詳細については、また担当部長のほうからご説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 経済部長田上克也君。

○経済部長（田上克也君） 金田議員の質問についてご説明いたします。

大津町は地理的優位性があり、空港への利便性、阿蘇と熊本市の中間に位置していることで、宿泊や通過者が多数見込まれます。温泉施設が存在することで、町内の利用者はもとより、町外からの利用もあることから、来町者増による経済波及効果も考えられ、宿泊客の利用も考えるとさらなる経済効果も期待できるものと思われまます。

また、観光面では、いろいろな地域で行っておりますランニングコースと温泉施設、宿泊施設の利用をセットにしたランナーズビレッジは、地域の特性を生かしたスポーツやアウトドアツーリズムと温泉施設の利用を融合させることにより経済的効果を生むことができると考えております。現在、肥後おおづスポーツ文化コミッションで調査、研究を行っております武道、アウトドアツーリズムなどと一緒に温泉施設の利用を含めることで来町者の増加や、町のPRなどの様々な相乗効果が生まれる可能性があります。このように様々な観点から考察した場合、今後の事業展開には温泉施設の必要性は高いものと思われまます。

民間の温泉施設を誘致を支援するため、工場等に限定されている大津町工場等振興奨励補助金に温泉施設を加える、あるいは新規の立地促進助成制度を設けるとの提案でございますが、まず、この制度について少しだけ説明をさせていただきます。

大津町工場等振興奨励補助金は、平成19年度から助成をはじめ、平成30年度までに7社に対し約5億円の補助を行っているところでございます。工場等への助成は条件を満たす企業に助成しており、多くの工場等が大津町に進出することで固定資産税等の増収増加や雇用の確保が図られております。助成額を全額回収するには、約15年程度を要する見込みと思われまます。

温泉施設の誘致に至った場合は、農地の宅地化や設備投資による償却資産の増加など、固定資産税の増収増が期待できるほか、新規雇用に伴う住民税の増収が期待できますが、誘致にあたっては、1企業のみを誘致するのか、公募を行うのかなど整理すべき課題もございまます。

先ほど町長からも答弁がございましたが、現在、民間での掘削の計画がございまますので、工場等に限定されている大津町工場等振興奨励補助金に温泉施設を加えるのではなく、計画の内容を伺いながら、近隣の類似施設の利用状況、施設ができた場合の災害対応や福祉施策の利活用の可能性についても調査・研究を行いながら、町として取り組める支援策を検討したいと考えているところでございまます。

以上で説明を終わります。

○議長（桐原則雄君） 金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 再度質疑いたします。

まず、具体的なお話がきいているというお話で、何か民間で先方ありきの話なので答えられないことが多いと思うのですが、それちょっと承知した上でなののですが、私も先ほどお話したとおり、この助成制度ありきではなくて、何かしら町が支援することによって企業経営が成り立って、あるいは、この町の魅力、市場としての熱が高まってきてくれるのであれば、町がお金を使わなくていいならばそれが理想だと思っております。それを踏まえた上でなんですけども、もうお話できる限りで結構なんですけども、その掘削の話というのはいつ頃出ているのかという話で、一つは、僕も今はじめて聞いたのであれなんですけども、かなり前から来てて進んでいない話なのか、それか、あるいはもう最近出てきた話でしっかりと前に転がっていつてる話なのかというところを伺いたいと思ひまます。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 今、計画されておる段階でございますけども、2者ぐらいお話をお伺いしておりますので、状況としてはですね、やっぱりその温泉の経営運営体制をみながら、大津町としての

さっき担当が言ったように、災害や福祉やその他のことについてどのような対応をしていただけるかを検討していかなくちゃならないんじゃないかなと。前、あるスポーツジムちゅうか、関係が天津に建てるということでいろいろとご相談し、我々もその話について、天津町としてこういうような形でお願いしたい。高齢者の健康のためとかいうような話をずっとやってきましたけども、その経営内容が天津町の意見について、向こうの経営と若干違っておったというようなことで、なかなかそれは取り入れられなく、今民間経営でしっかりと今経営されておるような状況でございますので、今後についてもしっかりとその辺の内容を聞きながら、我々の要望が取り入れられるかどうかというようなことを見ながら検討をさせていただければなど、現在の段階で支援をするとか、こういうのをやるというようなことは、ちょっと今の時期的に言えないような状況でございますので、十分その計画関係との織り合わせをしながら、何らかの支援をやっていくというような形になったときに、議会のほうにまたご相談をさせていただければなというふうに考えております。

○議長（桐原則雄君） 金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 状況はわかりました。出ている特定のところという意味ではなくて、やはり天津町に企業が来ることで雇用の面だとか、税収の面だとか、あるいは業態によっては生活環境面向上等にもつながりますので、ぜひそういった企業を応援して、しっかり誘致して町の発展につなげていただければと思います。

それでは、次の質問に移ります。

2点目は、軽度認知障害（MC I）を中核とした認知症対策について伺います。

こちらも補助資料を用意しております。めくって1枚目のところなんですけども、簡単に説明いたしますと、まず、1番の項目でMC Iとは何かというところを解説しております。2番目と3番目で早期発見の有効性と実態とのギャップというところで、なかなかその当事者の気づかない、認めたくない、あるいは家族が言い出せない等の立ちふさがる壁があり、実際は早期対応することで予防につながるんだけど、それがなかなかつながっていない。そういったことを記載しております。

4つ目が、施策の狙いと効果というところで、MC Iの選択と集中をすることによる効果、効能を記載しております。

ページ、裏面に移りまして、5ページに今回の施策の概要を記載しておりますが、こちらは後ほど詳しく説明いたします。

6番目に、各種推計値というところで、今回提案している施策を実施した場合のコストを簡単にですが、試算しております。

各種推計値②、7番のところでは、この取り組みをやることによる行政コストの抑制効果というところで、あくまでも試算になりますけども、一定の条件をはめた上で、介護保険、あるいは医療費等の削減につながるかというところを記載しております。

8番目のほうに、まとめと提言として最終的にまとめております。

以上を踏まえまして、質問に移らせていただきます。

認知症対策を強化するため、政府は6月に発症や進行を遅らせる予防にはじめて重点を置いた新た

な大綱を関係閣僚会議で決定し、認知症の人が暮らしやすい社会を目指す従来方針の共生とともに、予防を2本の柱の一つに掲げました。認知症は、誰もがなる可能性のあるもので、完全には予防もできません。したがって、認知症になっても当事者と家族が豊かに暮らせる共生の環境を充実させることが極めて重要です。一方で、一部の原因によるものを除いて、認知症を完全に治す方法は今のところありませんが、薬物療法やリハビリテーション、適切なケアなどの予防を行うことによって、進行を遅くしたり、症状を軽くしたりすることができると、様々な研究データによって占められております。進行を遅らせることができれば、家族は病状が進行したときに備えて、介護体制の準備を進められますし、症状を抑えられれば本人が穏やかに生活できるばかりではなくて、介護者の負担も軽くなります。共生も予防もどちらも大切であり、相互に関係しているといえますが、今回の一般質問においては、新たに定義された予防に向けた取り組みを中心に話を進めさせていただきます。

さて、日本の認知症患者数は、厚生労働省の2015年の発表値で462万人、認知症の前段階とされる軽度認知障害（MCI）を加えると862万人にのぼるとされております。さらに、2025年には、認知症患者数だけでも700万人前後、65歳以上の約5人の1人を占める見込みであり、そこにMCIを加えれば、その数値を大幅に上回ると考えられております。したがって、認知症患者にとって、より豊かで、そしてすべての人にとって持続可能な社会保障に向けて、共生と予防を今から協力に進める必要があると考えています。そうした背景と現状を踏まえ、今回の一般質問では、軽度認知障害を軸にした施策の提言をさせていただきます。

まず、認知症予防治療は、発見、対応が早いほど有効性が高まると言われております。MCIとは、健常な状態と認知症の間にある状態であり、日常生活に困難をきたす程度ではないものの認知機能の低下が起きており、放置すると症状が進み、認知症へと移行してしまう可能性が高い状態です。現状では、MCIは、名称の認知度すら低い状況ですが、日本神経学会の研究データでは、MCIの状態から何もしなければ1年間で10%、5年間で40%の方が認知症を患い、一方で、MCIから健常状態の回復も十数パーセントから四十数パーセントの割合で見込めると示されております。したがって、早期の発見と対応が有効である認知症対策として、まずはMCIへの選択と集中による啓発を行い、さらに、診断治療に至る実行策として、検査、受診へのインセンティブ、例えば、チェックシート返送者への地域振興券の付与をすることなどを通して、早期発見から治療へ確実につなげる取り組みが必要だと考えております。

以上を踏まえ、次の5つの項目について、町の現況及び町長の考えを伺います。

1点目、本町における認知症認定者数及び医療・介護費用の現在・将来推計を伺います。

2点目、本町における認知症関連取り組み及び計画について伺います。

3点目、認知症ケアパス（冊子版）改善の必要性について、町長の見解を伺います。現在の冊子は、住民が単独で活用する冊子というよりも、担当職員が面談する際に補助資料として用いるサービス一覧資料のような筆欄になっていると感じております。したがって、本冊子を統合再編する形でも別の冊子をつくる形でも構いませんが、認知症の奨励や予防法などをまとめた住民の自主的な予防につながる内容のガイドブック作成が必要であると感じております。この点については、明石市が作成して

いる認知症の基本、物忘れが気になったら読むガイドブックというものがよくまとまっておりますので、担当所管には事前にご紹介をさせていただいております。

4点目、認知症の超初期状態とも言えるMC Iへの選択と集中を軸、起点とした認知症の周知を協力に進める考えはないか伺います。厚生労働省のホームページによれば、早期受診が遅れる理由として、認知症はどうせ治らない病気だから医療機関に行っても仕方がないという誤解があるということが示されています。また、認知症の種類が複数あり、一般人が症状によって見極めるのは困難です。したがって、複雑な認知症の全体像をまとめていきなり知らせるのではなく、認知症、MC Iが疑われる基本的な症状や予防の有効性をまずはシンプル、簡潔に伝えることが重要だと考えています。早期発見と対応が症状の改善につながることの周知は、どうせ治らない病気だからと医療機関へ行かない方々が診断、治療を受ける動機になり、代表的な症状、兆候などをお知らせすることは自覚のなかった方々が早期の相談や診断、治療に至ることにもつながります。さらに、冒頭で述べたとおり、MC Iを含めた認知症患者は、すでに862万人にも上り、MC Iを軸とした広報を通して、認知症は身近であるという意識づくりを進めることは、地域で支える共生の推進にもつながると考えております。

最後、5点目、補足資料5のステップ2にあるように、65歳以上のすべての住民の方へ認知症とMC Iのチェックシートを送付するとともに、返送依頼を行い、インセンティブ設定、つまり返送得点の付与によって、検査・受診の推進をおこなう考えはないかを伺います。施策のポイントは、65歳という年齢設定及びインセンティブにより回答率を高めることです。具体的には、認知症のチェックにつながる複数の質問へ回答し、町へ返送した方への得点として1千円程度の大津町地域通貨「水水」ポイントなどの付与を行うような手法を考えております。現在、町では75歳以上の方に対して健康状態を確認するチェックシートを配付し、返送を求めています。職員の方々が積極的に干渉し、回収率も6割超と個人的には高いほうだと感じておりますが、これは認知症に特化したものではありません。また、項目のうち、認知症に関するチェック項目は5点ほどのみであり、ごく軽い状態での早期発見ではなく、症状が進んだ状態の方をしっかりと医療介護につなげるためのものであると感じております。個人的には、本町では、認知症が重度化した方へのケアは比較的細やかに行われていると認識です。しかし、一方で、MC Iや軽度の認知症の方を早期に把握して、早期の相談や医療介護につなげる。あるいは、幅広い方々の生活習慣の改善などを通して、認知症自体を患う方を少なくする取り組みには、まだまだ力を入れる必要があると感じております。そうした意味で、75歳以上ではなく65歳以上という年齢を対象とする狙いや、MC Iや、認知症が徐々に増え始める段階でのチェックを行ってもらうことで、より高い予防効果が期待できる早期の発見につなげるとともに、より早い年齢から認知症のリスクや予防法を知り、予防の習慣化につなげることにあります。

一方、インセンティブを設定する狙いは2点あります。

1点目は、チェックシートの返送率を高めること。2点目は、大掛かりな取り組みを行うことによる話題性を通して、当事者はもちろん、すべての住民の認知症MC Iの理解向上を図り、引いては、早期の予防や共生につなげることにあります。

また、チェックシートの返送者にインセンティブとして地域通貨を進呈することは、外出の勧奨にもつながります。さらに、大津町の地域通貨である「水水」ポイントは、現在、ウォーキングや体操、通いの場への参加などの健康増進活動に対しても付与されているため、返礼時にポイントを進呈することが「水水」自体のPRにもなり、さらに、「水水」ポイントの獲得が一定のインセンティブとなって、その後の個々人の健康増進活動にもつながるといふ、政策としての連動も期待できます。なお、仮に「水水」ポイントの付与を行う場合には、用途の拡大が必要だと考えております。

また、もう1点重要な点として、MC Iや認知症の疑いがある対象者へは、確実に個別連絡をして、町での相談や医療機関等での診断治療につなげる必要があります。こちらは同時開始である必要はありませんが、相談診断へもインセンティブ、例えば、初期費用の助成等を設けることで、発覚から予防治療に至る割合を高めることなども考えられます。この一連の取り組みに関して、施策の実施に要する費用が最大で1千600万円弱と推計を補足資料6で行っています。しかし、資料7のとおり、認知症に要する社会的コストは膨大であり、施策を通して対象者のほんの一部の方だけでも早期発見、治療につなぐことができれば数千万円から数億円の医療介護費の抑制効果があり、そして、何よりも早期の発見と治療は、認知症当事者と家族のより豊かな生活にもつながるもので、取り組む価値と合理性があると考えております。

以上、町長の答弁を求めます。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 金田議員の認知症障害のMC Iを中核とした認知症対策のご質問にお答えしたいと思います。

認知症は誰もがなりうる可能性のある脳の病気です。全国的にも、また大津町においても、高齢化の進展とともに認知症の人は増加すると予測され、議員が言われましたように、2025年には5人に1人が認知症であると推計され、社会的な対応が喫緊の課題となっております。

認知症は、ご本人はもちろん、ご家族をはじめ身近な人々の気づきにより早期に発見・治療をしていくことが重症化を予防することにつながります。さらに、地域の方にも認知症に対する理解と共に温かく見守るサポーターが増えることで認知症高齢者等が尊厳を持ち、住み慣れた地域で安心した生活が継続できる地域社会の発展につながるものと考えております。

また、この認知症の前段階である軽度の認知障害と呼ばれるもので、日常生活に影響が出るほどの状態ではないため、本人や周囲の気づきが遅れることがあります。ただし、MC Iの段階で予防に取り組むことが発病を予防し、遅らせることにつながりますし、そのため、まずは若年層の段階から認知症に関して正しく知るきっかけをつくり、相談窓口の周知・啓発と社会参加等による本人や家族の社会的孤立を防止する対応も行っていく必要があると考えております。

第7期大津町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画においても、普及啓発活動をはじめ、早期発見・早期ケア体制の構築について重点事業として位置づけているところです。認知症やMC Iの啓発を含め、若年層の段階から早期発見・早期予防につながるためのインセンティブ設定を含めたアプローチの仕組みについて、今後、関係課とも連携を取りながら、前向きに検討してまいりたいと思います。

各認知症政策等の5項目の詳細につきましては、担当部長よりご説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長豊住浩行君。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 本町における認知症関連施策についてご説明をいたします。

まず、7月末現在、介護認定者数1千447人のうち、主治医意見書において認知症有病者とされている人は916名おられ、約63%の方が日常生活に支障をきたすような認知症の症状や行動が見られております。毎年平均で約3%ずつ増加し続けております。5年前の平成26年度と比較しますと約16%の増加率となっております。

また、介護給付費の推移につきましても、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）や認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービス）の認知症の方が特化して利用できるサービスに限ってみますと、第5期計画（平成24年～26年）では、3年間で総額約3億3千838万円、第6期計画（平成26年～30年）では、総額4億2千937万円で、比較しますと約27%の増加率となっております。

第7期計画中に、さらにグループホームを2ユニット（18人分）整備する予定でございますので、今後も認知症対応型に特化して申し上げますと、前期計画より約13%の給付増加を見込んでおります。また、第7期からさらに5年後の給付費の推計としましても、約34%増の推計値を計画として見込んでおり、確実に給付費は増加していく推移となっております。

先般6月に国の認知症施策推進関係閣僚会議で決定されました認知症施策推進大綱では、認知症になっても希望を持ちながら日常生活を過ごせる社会を目指す「共生」と、認知症の発症と進行を遅らせる「予防」を車の両輪に例え、認知症の人や家族の視点を重視しながら施策を推進することが国の基本方針として盛り込まれております。

これを踏まえ、現在、町では、包括支援センター内に認知症地域支援推進員を1名配置し、認知症高齢者等の家族や地域住民からの各種相談に細やかに対応できるよう体制を整えております。

また、早期発見・早期治療のために、毎月1回、認知症疾患医療センターの指定を受けた菊池病院と連携し、もの忘れ相談を開催し、認知機能テストを用いた相談対応を行っております。相談を受けながら、早期治療が必要な方につきましては、専門医につなぎ、様態の変化に応じた医療・介護の連携を行い、個々に応じた対応を実施しているところでございます。

また、認知症の可能性のあるものの、治療拒否や支援介入が困難なケースなどに対応するために、認知症初期集中支援推進事業として、菊池病院と連携し、相談初期の段階で適切な医療・介護などのサービスが速やかに受けられる関係機関とも連携し、定期的に検討会も実施しているところでございます。

その他にも、普及啓発などのため、小学生まで含めた住民向けの認知症サポーター養成講座の開催や認知症家族などの相談の場や交流の場として認知症カフェを開設し、介護の負担軽減に対応した取り組みも併せて実施しているところでございます。

その中で、認知症発祥予防から認知症の容態に応じ、相談先や医療介護サービスの標準的流れの情報を記載しました認知症ケアパスにつきましては、金田議員のご指摘のとおり、改善の必要性について



ては認識をしているところでございます。

今後も住民の方がセルフチェックできる内容や、認知症を予防するために日常生活でできることなどを盛り込んだ内容に改善を行っていきたいというふうに考えております。

また、MC I への選択と集中について申し上げますと、先ほど町長も申し上げましたが、若年層の段階からMC I や認知症についての周知・啓発を行い、早い段階から気づく機会をより多く提供することで、早期受診ができ、重症化を遅らせることにつながります。

現在、65歳になる誕生月に、介護保険証交付説明会にあわせ介護予防健診を実施しております。その際もチェックリストを事前に送付した上で受診していただいておりますので、議員ご提案の「水水」ポイントを活用したインセンティブを含めて、その仕組みを活用しながら認知症のセルフチェックとMC I を含めた認知症に関する周知啓発を充実させていきたいと考えております。

その他にも住民健診時の場を活用したり、情報を発信する場として図書館を活用するなど、住民にとってより身近なところからも理解普及を行っていきたいと考えております。

併せて、認知症の発症と進行を遅らせるため、他者との交流や会話により脳に刺激を与え、ひいては、孤立化防止にもつながる通いの場を町内全域に積極的に拡大をしております。また、脳の血流障害である認知症において、糖尿病や高血圧などの生活習慣病の重症化予防についても関係各課と連携しながら、今後重点的に取り組み、医療費等の抑制はもとより、ご本人の生活環境を持続し、在宅で安心した生活ができるように、関係機関とも連携を図りながら引き続き推進してまいります。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 再度質疑いたします。3点あります。

まず1点目、先ほどの説明にあったもの忘れ相談に関しまして、こちらは月1回というお話もありましたが、おそらく定員もあると思います。そうした中で、この回数と体制で十分なのかというところを伺いたいと思います。もちろん病院の都合等もありますので、あるいは、予算の都合もありまして、毎日というのは難しいと思います。ただ、例えば、その日にあわなかった人が翌月に回される、あるいは、その翌月も都合あわずに翌々月って段々遅れていくような状況ではなくて、例えば、包括につないだりとか、あるいは、病院につないでいただくとか、そういった取り組み、仕組みはしっかりできているかということ伺いたいと思います。

2点目が認知症サポーターに関してなんですけども、こちら私ももう5年以上前に受講しましたが、仕事柄もちろん認知症に関して、個人的には触れ合うことあるんですけども、この認知症サポーターとしての取り組みというのは特になくてですね、ここにぜひフォロー研修だとか、そういった1回取得した人がしっかりとつながっていくような取り組みが必要だと思っておりますが、その点について伺いたいと思います。

3点目に関しまして、予防に関してなんですけども、本日、同僚議員からの中にもありましたけども、介護費用が上がっていると。ただ中身を見ると高齢者が本年も過去最大の数になったというお話だとか、100歳の方も最大の数になってたとか、高齢化だとか、高齢者の高齢化が増えていく。そ

うした中で、高齢者の方の絶対数が上がっていきっていると。一方で、働き手は不足して、納税者は減っていったという現状があります。そうした中で何ができるかという、もちろん税金の投入が必要な分もあると思うんですけども、可能な限りしっかりと予防というものを推進していく必要がある。あるいは、そこで足りないところに、もちろん働き手の問題もありますので、共生を推し進めていく必要があると。先ほども述べましたとおり、本町では、認知症が顕在化した方へのサポート、フォロー、ケアは比較的できていると思っております。ただ、先ほど述べられたもの忘れ相談にしても、認知症カフェに関しても、認知症初期集中推進事業に関しても、本人が認知症とし自覚して、あるいは家族が自覚して初めてそこにつながる取り組みだと思えます。したがって、そうではなく、今、認知症の傾向があるけども本人が気づいていないだとか、あるいは、家族が気づかない、言い出せない、そういった方をしっかりと早期の予防・治療につなげていく、そういった取り組みがまだ一層必要であると考えております。そうした中、先ほどの答弁では、そのMC I への対策だとか、認知症ケアパスの改善だとか、インセンティブといったことを申し述べましたが、その具体的なスケジュール感というものについて、今話せる範囲で結構ですので、構想を伺えればと思います。

以上、3点です。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長豊住浩行君。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 金田議員の再質問について説明をいたします。

もの忘れ相談は、月1回で定員も決まっていると、その回数と体制で十分なのかという質問でございますけども、もの忘れ相談は、認知症の疑いがあるかどうか、早期発見のため、初期段階で相談を受けることがほとんどとなっております。認知症に関する相談があった場合、もの忘れ相談への申し込みがあった時点で、事前に認知症地域支援推進員が自宅を訪問や家族、担当ケアマネージャーなどから聞き取りを行いまして、スクリーニングを行ったあと、明らかに認知症の可能性が考えられ、日常生活に支障をきたしている場合などはですね、もの忘れ相談を通さずに病院受診につなげているというところがございます。

現在のもの忘れ相談は月1回の開催で、定員2名となっております。事前予約制でもありますので、当月分にですね、空きがない場合などはですね、翌月に予約等をしていただくケースもございます。そのような場合ですね、状況に応じまして、かかりつけ医である主治医と連携しまして、専門医への受診ですね、早期に促す対応を行ったり、医療機関主催の相談外来などを紹介しているところがございます。また、日常の中でできる予防の取り組みや家族へ対応方法をアドバイスするなど、個々に応じた対応を行っているところがございます。

議員がおっしゃったとおり、MC I 有病者も今後増加が見込まれておりますので、定員2名の枠だけでは不足しているということですね、認識をしているところがございます、そのため、現在、連携先の菊池病院とも回数を増やすことができないかということで、今、打診を行っているところがございます。

次に、認知証サポーターについてですが、本町における認知症サポーター養成者数がですね、平成18年度講座開始以来、現在のところ6千296名となっております。振興計画においても総人口に

占める割合の目標値を20%と設定しておりまして、計画策定当時の15.6%から現在17.9%と着実に実績が上がっているところでございます。養成講座では、一般住民向けから小中学生、高校生まで含めたところで開催をしております、今週19日にもですね、一般向けの養成講座を開催するところでございます。養成講座を受講したサポーターは、まずは認知症について理解し、日ごろの生活の中で認知症の方へ適切な対応を行っていただくことが第一でございます。やはり中にはですね、認知症などの高齢者のために活動したいと、積極的なサポーターもおられます。そういったサポーターのさらなるスキルアップを図り、活躍しやすい環境づくりを行うために、本年度新規に認知症アクティブサポーターとしてですね、養成を行っていることとしております。認知症施策推進大綱の中でも認知症サポーターを中心としました支援チームの整備を目指すようKPIの設定もされ、地域における支えあいの枠づくりを今後本町でも確立しなければいけないというふうに思っているところでございます。そのため、認知症サポーターからさらにスキルアップした認知症アクティブサポーターを軸に、今後の支援アプローチの基盤づくりを行っていきたいと考えております。

先ほどからも述べておりますけれども、認知症につきましては、予防と早期発見、早期治療が重要となっております。発症の10年、20年前から脳の変化が起こりまして、徐々に進行する病気だからこそ、若年層の段階から発症遅延、発症リスク低減となる予防に重点的に取り組みまして、福祉型も踏まえました、個人の認知症への備えのための対策についても今後充実させていきたいと思っております。

先ほどご質問がございました、認知症ケアパスにつきましては、今年度、改訂作業を行いまして、来年度印刷を行い、住民の方へ周知を行いたいというふうに考えているところでございます。

その他につきましては、見直しを行いまして、「水水」につきましても担当課と今協議を重ねておりますので、引き続き、協議を行っていききたいというふうに思っております。

また、チェックリストの65歳以上の方、毎年チェックリストの送付等ができないかということでもございましたけれども、今現在、65歳、70歳、75歳の節目の年にチェックリストを送付しているところでございます。そちらにつきましても、毎年することであればですね、予算等の措置も必要かとなりますので、その点の費用対効果等は十分認識した上でですね、取り組んでいかなければならないとは思っておりますので、これにつきましても検討させていただくならばというふうに思っております。

また、インセンティブということで、「水水」のポイントということでも先ほどございましたけれども、こちらにつきましても、先ほど申しましたけれども、今、担当課のほうと考え、協議を重ねているところでございますので、取り組みができますならばですね、早急に対応したいというふうに思っております。先ほどから地域振興券の付与や初期費用の助成につきましては、まずは「水水」のポイントをまずは考えていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 再度1点だけ質疑させていただきます。

チェックリストの話がありましたけれども、質問でしたとおり、基本的に特に75歳以上の方へのチ

チェックリストというのは、全般的な身体の中に認知症の項目が含まれているという状況でございます。ただ、先ほど部長からもご説明あったとおり、認知症の方が介護で占める割合が60%以上でかなりの人数、割合になっております。ですので、可能であれば、そのチェックリストの項目自体も見直して、より早期発見につながるような内容にすれば、より高い効果が得られると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長豊住浩行君。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 金田質問の再々質問についてご説明いたします。

今、担当課のほうでも、先ほど議員がおっしゃいました、すみません、認知症に関する質問項目が3項目ほどしかございませんので、こちらにつきましては、担当のほうと今項目数を増やしまして、早期に発見ができるようなですね、内容に取り組んでいきたいというふうに考えたところでございます。

○議長（桐原則雄君） 金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 先ほども述べましたとおり、大津町のその顕在化した項目に対してのケアというのは非常に行き届いていると個人的には思っておりますので、ただ、今後の先を見据えたときに、その水際の防衛戦略というか、ではなくて、その根幹、根治に向けてしっかりと予防に、あるいは共生体制の向上に努めていただければと思います。

以上です。

○議長（桐原則雄君） これで本日の一般質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

午後4時06分 散会

本 会 議

一 般 質 問

# 令和元年第7回大津町議会定例会会議録

令和元年第7回大津町議会定例会は町民交流施設ふれあいホールに招集された。(第3日)

令和元年9月18日(水曜日)

出席議員	1番 三宮美香      2番 山部良二      3番 山本富二夫 4番 金田英樹      5番 豊瀬和久      6番 佐藤真二 7番 本田省生      8番 府内隆博      9番 源川貞夫 10番 大塚龍一郎      11番 坂本典光      12番 手嶋靖隆 13番 永田和彦      14番 津田桂伸      15番 荒木俊彦 16番 桐原則雄
欠席議員	
職務のため出席した事務局職員	局長 矢野好一 書記 府内淳貴
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 家入勲      会計管理課長 坂本一正 兼 会計課長 副町長 田中令児      総務部総務課主幹 伊東正道 兼 行政係長 総務部長 藤本聖二      総務部財政係部長 本司貴大 住民福祉部長 豊住浩行      総務部財政係部長 経済部長 田上克也      教育長 吉良智恵美 土木部長 村山龍一      教育部長 市原紀幸 兼任工業用水道課長 総務部総務課長 坂本光成      教育部次長 野村宗生 兼 選挙管理委員会書記長 総務部財政課長 白石浩範      農業委員会事務局長 荒牧修二

議 事 日 程 (第 3 号) 令和元年 9 月 1 8 日 (水) 午前 1 0 時 開議

日程第 1 一般質問

午前 1 0 時 0 0 分 開議

○議 長 (桐原則雄君) これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

日程第 1 一般質問

○議 長 (桐原則雄君) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

三宮美香さん。

○1 番 (三宮美香さん) 皆様、おはようございます。傍聴席の皆様も貴重な時間を使いお越しいただきありがとうございます。生涯現役の意志を貫かれた聖路加国際病院の日野原重明先生は、命は時間だとおっしゃいました。皆さんの大事な時間を傍聴に使っていただくことを本当にありがたく思います。私もこの一般質問の時間を大切に使いたいと思います。議席番号 1 番、三宮美香です。通告にしたがい質問させていただきます。

質問は大きく分けて 3 つです。一つ、町内の県道の整備・管理の状況は、2 つ、町内の小中学校のスクールバス運用について、3、子ども食堂に対する考え方と支援についてです。

では、まず 1 番目、町内の県道の整備・管理の状況は。

町内の県道の整備・管理について。一つ目、県道は県の管轄ですが、県道に対する要望などは町から申請します。町の方々が困っている状況がどこまで、どの程度の重要性で県に届いているのかが町民にはわかりにくいと感じました。それは行政にも、町民にも、どちらにも不利益なことだと思います。抽象的だとわかりにくいので例をあげて話をします。

補足資料の 1 番の両面地図の図をご覧ください。裏表同じ場所の地図になります。こちらのまっすぐの線が多く入っているほうの地図でいう A の場所は、この裏の地図でいうと一番上のあたりになります。A の場所は、坂道の約 3 5 0 度ほどのカーブで県道です。そして通学路です。しかし、通学路ではありますが、歩道には苔が生え、雨の日は自転車のタイヤも滑ります。左右の土手からは竹や木の枝、雑草が歩道を塞ぐようにしていました。今年の 5 月に行われた第 1 回まちづくり懇談会の時にも話題にあがっていて、2 0 年前までは地域の皆さんで草刈りなど行っていましたが、その後は区役でしかやっていない。傾斜も強く、草刈りも危なく、けがをした人もいたのでやっていないということでした。

そこで、県にその旨を伝えたら、「そこは触らんでください」と言われたということで、触らないとどんどんひどくなっていく状況だということです。ですが、県からはなかなか整備されないため、

地域の方も困っていらっしゃいました。通学路でもあったので、8月の夏休み明けの学校が始まった朝の登校時間に状況確認に行きました。中学生の女子が2人、この坂道、350度ほどの坂道をショートカットする形で山の中の階段があるところから自転車で出てきてびっくりしました。地域の方にお尋ねをしたら、整備をしていただくようにずっと要望を出していると言われました。

次に、Bの地区は、地図で言うと一番下の部分です。狭い歩道を拡張してほしいと、通学路の安全確保という名目で平成26年に地域振興局へ署名が、中学校と小学校あわせて1千56名分の署名が提出をされています。当時は、中学生約400人、高校生約800人が地図の下側の学校のほうへ徒歩、自転車、スクーターで動き、小学生約100人がそれと反対方向に歩いていました。この地図の下の2枚の写真を見ていただくとわかりますが、白川河川敷の工事のため、ダンプも行き来し、通勤時間帯のため、車の通行量も多く、通学路としては安全とは言い難い状況でした。ここを通る小学生の一部は、この混雑を避けるために登校時間を早めていたそうです。冬はまだ少し暗いうちに家を出ていたと聞きました。一番弱い立場の小学生が大変な思いをしている状況をどのように思われるでしょう。今は中学生と高校生の人数が少し減りましたが、交通量は変わらず、安全とは言えません。そして、Cの地域は短い区間ではありますが、この区間は、区がいくつかの班に分かれています。一つの班の方から、昨年、この県道のことで相談をいただきました。写真は左上の木の葉の生い茂った写真です。この写真は、昨年の秋から今年の夏のもので、けやきの葉が毎年とてもたくさん落ちる時期は、毎日掃除をしなければなりません。通りに面する家は、高齢者が多く、足も悪い。毎日落ち葉でゴミ袋がいっぱいになるが年金暮らしなのでゴミ袋代もばかにならない。それでも落ち葉の掃除をしないと駅を利用する学生さんも多いから落ち葉に足を取られて滑るかもしれない。そして、たばこのポイ捨ても多いので、火事にならないかも心配。けやきの葉が多く繁っている時は、写真のように、電線も街灯も隠してしまい、それで事故が起きないか、火事にならないかも心配と困っていることをお話されました。この面に接するもう一つの班の方にもお尋ねをしたところ、台風のとくにけやきの枝が店の看板にあたり、看板が割れたことがあった。店から道路に出るときにけやきの木で見えづらい。落ち葉の掃除をするために、従業員を30分早く出勤させないといけない。熊本地震の前にけやきを伐採してほしいと要望を出したが、全く動きがないと言われました。1、2年ごとにけやきの剪定はされますが、剪定すればするだけ枝が横が増えて広がるので、地域の方はけやきはいらぬとおっしゃっていました。実は、このけやきの根元には、大津の町花であるつづじがありますが、花がきれいに見たことは皆さんあるでしょうか。私はつづじがあったことの記憶がなかったので、その話を聞いたときに、ああつづじがあったのだと思いました。このように、困った状況が長く続くことを町としてどのように考えているのでしょうか。

2つ目、今度は地図上のDの道路です。地図左の325号線から菊陽合志側と地図右のミルクロードから阿蘇への道路は県道で、このDの地区だけが町道です。地震の後から車の通行量が増えた町道は、町として対応するよりも、県道に格上げし、県の予算で対応してもらいたいと考えますが、町としてはどのように考えていらっしゃるでしょうか。

以上、2点お尋ねします。



○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） おはようございます。三宮議員の道路管理等についてのご質問にお答えしたいと思います。

議員おっしゃるように、町には県道2本、あるいは国道2本、あるいは県道が9本走って、街中の集落関連等の幹線道路として十分役割を果たしておるところであります。そういう中におきまして、町の都市計画道路というようなことで、新たな町内の幹線道路を整備をこれまでやってきたところがあります。そういうような中におきまして、議員から言われておる箇所関係等につきましては、本当に県のほうにどうやっておるかというようなことでございますけども、町の要望関係は常々担当課や担当部長とその上司の関係等について、大津町の道路状況関連等新たにやってもらうところなどについても情報交換をやっておるということでございます。今一つ、中学校の前の問題でございますけども、これはもう3、4年以上かかって予算を付けたり、流したりという県の状況でございます。もちろん、出口のところの貸店舗が2件ございますので、あそこの交差点の事故が前は、57号との衝突事故もございましたし、あれを改良してほしいということで、だいぶん県に申ししておりますけれども、なかなか地主さんと貸店舗の意見がなかなかうまくいかず、了解を得ないような状況であります。もちろんあれから大津小学校までの東のほうへの歩道の改良も国交省にお願いし、その予算も付けていただいたんですけども、用地交渉関係が2、3できてないというような状況で、なかなか用地交渉ができないような状況でございますけども、その辺の状況については、県と情報交換をしながら、しっかりと町での支援、あるいは町で対応できるものについてはしっかりと支援をしながら道路の完成に向かってお願いをしながらやっておりますけども、やっぱり一番難しいのは、用地の問題でございますので、例えば、陣内交差点もしかりでございますし、もうあれはもう十年以上かかって用地交渉をしておりますけども、なかなかうまくいかない。古くなった家の関係もあって、通学路の関係もあって、校長先生にもご苦労かけて地権者のほうに役場と県とも話し合いながらなかなかうまく理解をしていただけないというようなことで、今年度の予算もまた流れてしまったというような状況でございます。そういうような状況の中で、どうしてもお願いしたいものとか、いろんなものについては、常日頃から県のほうにご相談しておりますし、地元の意見についても十分取り入れながらやらせていただいております。瀬田龍田線の森吹田間のバイパスの問題、あるいは錦野の。震災後にいち早く拡張をお願いするように予算をつけて、今進行中でございます。いろんな形で県とは常日頃からそういう形で町の条件も、権利者の方からいろいろとご相談があるそうですので、その辺の対応も担当職員は大変苦労しながら、その辺を整理しながら県道の改良関連等についてしっかりとやっておるというようなことでございます。もちろん、今言われました、具体的に停車場線、駅通りについてもまあもう都市計画道路でつくりましたので、相当長い期間でございますので、あのけやきも30年以上経って大きい木になっております。当時はよかったけど、時代の流れで葉が落ちる、あるいは看板が見えないというような苦情関係が出ておりますので、その辺につきましても、県のほうへお願いをしながら伐採などをさせていただくというようなことを取り組んでおりますけども、いろんな形でやらせていただいております。もちろん、三吉原線は、震災後大変車の量も多くなってきておりますので、これに

は再三県のほうにも申しております。これも都市計画道路で路線を変更して、東のほうにつないだ時に、この路線は将来はこの間でございますので、県道に格上げをお願いをいたします。つくるのは町でつくりますからというような形でお願いをしてきたところでございますけれども、県は県としての状況がございまして、これを県道でもらうならば、町道に引き取ってもらいたい植木線関係もございまして、そういう条件がございまして、我々もその辺を県と検討しながら、いつ、どのような形で格上げしていただくか。あるいは、なら町道として植木線を引き取るのかとか、いろんな関係が今宿題を県からもいただいておりますので、そういうようないろんな状況についてもしっかりと県と相談をしながらやらせていただいております。

細部の内容につきましては、担当部長のほうからご説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長村山龍一君。

○土木部長併任工業用水道課長（村山龍一君） おはようございます。三宮議員の一番の県道の整備・要望についてご説明いたします。

先ほど町長が申し上げたとおり、現在、区長や住民の方から県道整備や維持管理などについて要望があった場合は、草刈りやポットホールなどの簡易な維持管理などは、基本的に町職員が現地を確認し、写真と地図を添えて、随時、県に対応を依頼しております。

また、県道の拡幅や新設などの要望については、現地の確認までは同じですが、県営事業に対する各自治体からの要望ヒアリングが年に1回開催されますので、その際に要望事項を整理して要請しております。そして、年度当初には、県北広域本部から年度内の事業内容について説明がございまして、その時にも要望を行っております。

ただし、町長の説明にもありましたが、要望箇所の状況や内容によって早く対応ができるもの、対応が難しいものなどがあると聞いております。その中でも、また先ほど町長より説明がありました、県道矢護川大津線の大津中学校正門から国道57号までの改良については、用地交渉が非常に難航しており、歩道整備の拡張の方向で進めております。また、陣内交差点においても、用地交渉を行っておりますが、こちらについても非常に難航しております。そのほか、県道瀬田龍田線の森地区のバイパスの件や県道瀬田熊本線の用地交渉の件など、事業を進められております。

今後も熊本県や国など関係機関と連携して、地権者にご理解していただくように努めていきます。なお、通学路関係もありますので、今後も教育委員会と連携していきます。

次に、町道から県道格上げについてですが、幾つかの町道については、熊本地震後、国道57号の通行止めや国道57号北側復旧ルート工事などにより、交通量が増えております。長陽大橋開通により、地震直後よりは交通量が減っているものの、依然として地震前より交通量は多い状態です。中でも先ほど町長から説明がありました、町道三吉原北出口線は交通量が増えている上、西は大津植木線、東は北外輪山大津線、通称ミルクロードと申しますが、県道と県道とに挟まれていることもあり、県道格上げについて、県に要望しており、検討していただいておりますが、町道を県道に格上げするならば、県道を町道に格下げするなどの交換条件があるなどございます。非常に厳しい状況にあると聞いておりますが、今後も要望を続けていきたいと思っております。

以上、説明を終わります。

○議長（桐原則雄君） 三宮美香さん。

○1番（三宮美香さん） 再質問です。

先ほど町長の説明の中では、もう中学校の前のおりの国道に面するところでは、事故が起きていたというお話でしたが、事故が起きてからでは遅いなど思って質問にあげたのですが、既に幾つかの事故が起きていたというところに驚きました。県道は通学路でもあります、県のものではありませんが、今まで学校教育課との連携などはどのようにされていたのでしょうか。が一つ。

それから、このDの道路ですが、最初につくるときに県から要請があって、町でつくった。その内、県に格上げする予定だったという説明だったのが、県も状況が変わってきたので町道のままである、そして、町道を県道に格上げする場合には、交換条件として県道を町道に一つ下ろさないといけないという説明がありましたが、それは当時の状況で県も変わってきたのであれば、地震があったということからも、こちら条件が変わってきたので、県道に格上げしていただける条件は整っていると思います。

それから、ちょっとこれは伝えていなかったのですが、金額にするとそこを、Dの地域を県道にした場合、今まで町道でかかっていた金額が結局県のほうで負担をしてもらえるということで、その分少ないと言われている教育費にも回せるのではないかと思います、いかがでしょうか。

以上、3つお尋ねします。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長村山龍一君。

○土木部長併任工業用水道課長（村山龍一君） まず、一つ目でございますが、学校教育課との連携でございますが、学校教育課とはPTA、学校、国道・県道・町道の道路管理者や警察などが参加して行われている大津町通学路交通安全プログラムが実施されております。このプログラムに基づき、関係機関と連携して通学路の安全確保を行っております。また、通常でも通学路の破損があった場合は、連携しながら道路補修を行っております。

続きまして、2つ目の質問は、県道格上げということでございますが、先ほど町長が申し上げたとおり、当初は町道で作りまして県道という話でしたが、状況が変わったということで、引き続き、町としては県道格上げの要望を引き続き行っていきたくております。

3つ目の質問でございますが、町道三吉原北出口線の費用について申し上げます。30年度でございますが、植樹帯管理が540万円、翔陽高校に15万円で植樹を委託しております。それと歩車道境界ブロックの補修が7万5千円ほどしております。こちらが町道三吉原北出口線にかかった費用でございます。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 三宮美香さん。

○1番（三宮美香さん） 今後も57号線の迂回路のトンネルのほうが開通していくとすると、車の交通量は減らずに、まだまだ今の状態かそれ以上になると思われれます。やはり道路にかかる修理の費用なども今後かかってくると予想されますので、こちらの県道に格上げするという要望は、今後も出し

ていただきたいと思います。

あと、県道の通学路であるところの学校教育課との連携についてですが、県に要望を出す時に、ぜひ学校教育課からも一緒に要望を出していただくようお願いしたいと思います。

では、次の質問に移ります。

2番目、町内の小中学校のスクールバス運用についてです。

小中学校のスクールバスを利用できる基準は、小学校が自宅から4キロ以上、中学校が自宅から6キロ以上とされています。しかし、大津町内の運用状況をみると、学校の統廃合や保護者との取り決めなど、当時の条件のより対応にばらつきがあるため、不公平感が出ています。例えば、大津北中学校の場合は、大津中学校から分離した時点で、自宅から学校までの距離が6キロ以上だったものが6キロ以内になり、護川小学校校区と北小学校校区の一部がスクールバスから外れました。しかし、もともとスクールバス対象になっていた地域は、町でも遠隔の地域であり、ある程度の明るさがあり、車や人の通りも切れず、歩道にはこけも生えていない環境の街の中とは違う地域です。先の県道の質問でも話をしましたが、通学するには安全とは言い難い環境にある地域です。しかし反対に、同じ大津北中学校に通う美咲野小学校の校区に出ているスクールバスは、6キロ以上離れていなくてもバスの利用が可能です。美咲野小学校へ分離する前の大津小学校のときからの条件と、熊本地震後の交通量が増えたことによる措置によるものです。地震後の交通量の増加や大型車の通行、また、歩道が確保されていないということから、こちらのスクールバスは子どもの安全を守るという視点では必要なスクールバスだと思います。交通機関路線バス利用児童生徒通学費補助というものがあります。スクールバスではなく路線バスを利用して通学する児童生徒の保護者負担軽減のため、通学費の一部補助をするものです。対象は、通学距離が小学生においてはおおむね2キロ以上、中学生においてはおおむね3キロ以上と決められています。これはスクールバスでも路線バスで通学が可能ということですが、路線バスが通っている地域にはこれは適用されますが、通っていない場合は適用されないことになります。先に話したスクールバス対象から外れた北小学校校区の一部は、路線バスは通っていますが、中学校の朝の登校時間と路線バスの時間があわないため、路線バスは使えません。大津中学校校区には、路線バスが廃止になったことにより、スクールタクシーの利用となった地域もあります。また、別の小学校は、路線バスの定期券を町の負担で出され、必要時はタクシーが使える学校もあります。以上のように4キロと6キロの基準ではなく、学校の統廃合や当時の条件のもとでスクールバスの利用ができる地域や路線バス補助の対象になる地域もあれば、4キロと6キロの基準のとおり、バスの利用もできず、路線バスも使えない地域もあります。私は、安全という名目ですべての児童生徒をバスにと言っているのではありません。また、すべて4キロと6キロの基準にあわせろと言っているのではありません。大津町のホームページには、先ほど説明にもありましたが、通学路の危険箇所などが書き込まれている安全マップや学校安全プログラムがあります。町も危険だと認識しているからこちらに書かれているのだと思います。どこで線を引くのは悩むところだと思いますが、一概に距離だけで切り捨てるのではなく、要望があっている地域は、子どもたち、保護者、地域とどうやったらよりよく安全に登校ができるのかを考えて、スクールバス利用基準の見直しと定期的な確認が必要

だと思いますが、どう考えられるでしょうか。

○議長（桐原則雄君） 教育長吉良智恵美さん。

○教育長（吉良智恵美さん） おはようございます。三宮議員の小中学校のスクールバス運用についての質問にお答えいたします。

大津町では、スクールバスの運用基準につきましては、国からの交付税の基準に基づき運用しているところでございます。

また、議員もおっしゃいましたけれども、今年度、スクールバス利用基準の対象外で路線バスを利用している児童生徒に対する通学費の補助制度を始めました。この補助金の対象は、小学校はおおむね2キロメートル、中学校はおおむね3キロメートル以上の児童生徒に対して、通学に要する路線バスの定期券購入額の2分の1を補助する制度です。

また、議員ご指摘のように、過去に小中学校の統廃合の際の条件として、スクールバスの運行や路線バスの定期券を交付しているところもあります。この点につきまして、教育委員会としましては、スクールバスの運用基準を変えているということではなく、統廃合等に伴う政策的判断としての特例措置と位置づけております。

議員からの利用基準の見直しをという提案につきましては、現段階では、あくまで運用の基準は基準として位置づけて、スクールバスの運用をしていきたいと考えております。

なお、詳細につきましては、担当部長より説明させていただきます。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） おはようございます。説明させていただきます。

先ほど教育長からもありましたように、大津町のスクールバスを利用できる児童生徒の運用基準につきましては、国が示す交付税の算定基準に沿って、これまで運用しており、学校までの距離を小学生4キロ、中学生が6キロ以上をスクールバス利用の対象として運用してきているところでございます。

ただし、特例としまして、過去に小中学校の統廃合の条件でスクールバス運行の対象とする地域がございます。具体的には、大津北小校区の旧矢護川小、旧真城小校区、また、大津中校区の旧菊阿中校区、美咲野小校区の高尾野、新小屋地区が、当時の政策的判断で特例措置ということでスクールバス運行の対象地域としてきたところでございます。

ただし、特例の場合でありましても、その中には、スクールバス運行の距離基準を満たしている地域も含まれているところでございます。

先ほど教育長からありましたように、教育委員会としましては、運用基準を変更しているものではなく、当時の小中学校の統廃合を進めるために必要な政策的判断による特例措置として位置づけをしております。そのような状況でございますので、現段階ではスクールバスの運用基準については見直さず、現行のままで運用していいたいというところで考えております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 三宮美香さん。

○1番（三宮美香さん） 再度質問をします。

北小学校校区の一部をスクールバスの範囲に入れた場合、ほかの地区もスクールバスの範囲に入れないといけなくなるためできないという説明があったと地域の方から聞きました。この場合のシミュレーション、スクールバスのルートや時間、かかる経費など、試算をされたと思うのですが、それはどんな形だったのでしょうか。

また、4キロ、6キロ以外で運用しているのは、先ほどから何度もおっしゃいましたが、政策的判断という言葉が出てきました。それならば、これからまた地域の状況を確認してスクールバスを出すことができるのではないかと考えることも政策的判断の一つになるのではないかと思います、いかがでしょうか。

また、自転車の話になりますが、大津北中学校は自転車利用の許可を以前は2キロ以上でしたが、美咲野小学校ができたことにより、数年前から1.4キロに変更をされています。地域の状況にあわせて変えられたと思いますが、スクールバスもやはり地域の状況によって変えて運行できると、私は思います、どのようにお考えになりますか。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 三宮議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目ですけれども、大津北小校区の一部の地域をスクールバスの範囲内に入れた場合ということで話があったと思います。これは多分平川地区あたりの地域のことでないかと思えます。そういった場合、それを全町的に広げた場合のシミュレーションがどうかというお尋ねだったかと思えます。現在、大津北中に通われている平川地区の生徒さんでございますけれども、先ほど話がありましたように、大津北中、大津中から分離した時点で、学校までの距離が6キロ未満ということで、現在、スクールバスの対象にはなっていないというところでございます。平川地区から学校までの距離が短いところで3.5キロぐらいですね。遠いところは4キロ以上ございますけれども、その基準、距離にあわせて、例えば3.5キロ未満ということスクールバスの対象範囲にした場合、中学校でいきますと平川地区、それから杉水地区、それから鳥子川錦野地区あたりが対象になるのではないかとこのように考えています。そういった場合、当然、スクールバスについては、2路線を新たに追加するような形になるかと思えます。詳細な試算というのはやっておりませんが、2路線を新たに運行する場合、運行委託費、あるいは車両の維持管理経費がかかりますけれども、2路線分で概算ですけれども800万円程度が年間必要ではないかと考えています。また、あわせて、スクールバスあたりの購入もですね、必要になってきますので、そういった事業費が必要になってくるかと考えています。

また、今の話は中学校の話でございまして、小学校は現在基準が4キロということでございまして、この4キロを何キロするかによってですね、また新たに小学校の対象地区あたりも増えてくるかと思えますので、その分の事業費もまたさらに増えることになるかと考えています。

また、現在、スクールバスじゃございませんけれども、路線バスの定期券2分の1の補助をやっていきます。一応こちらにつきましても、その基準にあわせて、補助ではなく全額負担とか、そういった検討も必要になってくるのではないかと考えているところでございます。

それから、現在、スクールバスの基準4キロ、6キロで運用してますけども、安全確保という部分での考えをどうかということでお尋ねがあったかと思います。現在、スクールバスの先ほど言いました、4キロ、6キロという分につきましては、遠距離通学対策ということで町としては導入しているところでございます。ただ、おっしゃいますとおり、安全確保という部分では、有効な方法ではないかなというところで思っております。現在、通学の安全確保としましては、学校とか保護者、あるいは地域ボランティア関係機関等で連携して取り組みあたりが進められております。例えば、ボランティアによる見守り活動あたりもですね、その一つかと思っておりますけども、スクールバスの活用についてもそういった部分では事件の防止あたりには有効な方法ではないかということでは考えております。

ただ、先ほど申しましたように、スクールバス運用の基準を下げることで、当然多額の事業費も伴いますので、現時点では、基準については見直さない、見直さず、現行のまま運用したいというふうに考えています。

先ほど自転車の通学の話もございましたけど、将来的にどうかということではございますけども、当然、そういった方向も考えられないことではありますけども、町全体を踏まえて、慎重に考える必要があるというところで考えています。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 三宮美香さん。

○1番（三宮美香さん） もっと費用がかかるのだと私は思っていたのですが、800万円と今おっしゃったので、私も少し計算をしてみようと思えます。

あと、今こうやってお話をしていると、予算であったり、費用対効果であったり、基準であったりとかそういうお話が出てきますが、安全を守る、子どもたちの安全を守るということは、子どもたちへの未来への投資だと思いますので、これからも質問の中に入れていきたいと思えます。

では、次、3つ目の質問に移ります。

こども食堂に対する考え方と支援について。

地域の住民が子どもたちに食事を提供するこども食堂が急速に増えています。NPO法人全国こども食堂支援センターむすびえの6月末発表された調査によりますと、全国にこども食堂は3千718カ所、3年前の319カ所の約1.2倍、昨年1年間で1千400カ所増えています。こども食堂はもともとは貧困の子どもに食事を提供することを目的に設立されましたが、地域食堂やみんなの食堂という名称で呼ばれているところがあるように、こどもの貧困対策だけではなく、地域住民が集まる拠点づくりという二本柱で運営されているケースが多くなっています。共助の力です。かつては自治会の子ども会が子どもと地域を結ぶ組織として機能してきましたが、地域コミュニティ力の低下や学校の統廃合などを背景にその数は激減しています。大津町でも子ども会としての機能がなくなっている地域が出てきました。大人が子どもと接する機会は圧倒的に減ってきていて、だからこそ多くの省庁で地域共生がうたわれるようになってきました。都市では保育園の建設に反対する地域住民が運動を起こすようなことが起きています。子どもたちの声を工場や道路の騒音と一緒に考えてしまうのは、一つには、子どもと接する機会が圧倒的に減っているからではないでしょうか。子どもや孫が遠い所

に住んでいるおじいちゃん、おばあちゃんもこども食堂に行けば子どもと自由に接することができます。こども食堂が地域のぬくもりと生きがいを生み出す拠点になっています。こども食堂がここ数年で急速に増えているのは、子どもをハブにした地域交流というモデルがいろいろな地域で成功しているからです。ここ数年でこども食堂は子ども対象だけではなく、地域の居場所づくりというふうに変えてきています。地域で住民交流が活発に行われているところでは、医療や介護などの社会コストが下がるというデータが最近出始めているそうです。兵庫県明石市は、全小学校区でこども食堂、みんなの食堂を開設しています。今後、地区ごとの介護費用分析を行うということが、「子どもが増えた！明石市 人口増・税収増の自治体経営」という書籍に書いてありました。その本の中には、日本で一番の懸案は、介護と医療、この2つで50兆円になる。介護費用が極端に少なかった山口市久喜地区、人口は344人と少ない地区ではありますが、高齢化率は63.1%の地区です。しかし、コミュニティ力で344人で介護費用を2千800万円以上浮かせているそうです。日本全体の高齢化率がもし60%を超すとしたら10兆円になるとも書いてありました。もうすぐ団塊の世代と言われる人たちが75歳の後期高齢者になり、2050年にはその子どもである団塊ジュニアも75歳になります。この2つの高齢化の波を乗り越えるには、やはり共助の力を強めていくしかありません。

一つの考え方を紹介します。裏表図になっている資料をご覧ください。私は町からいろいろな数字のデータをよくいただきますが、なかなか理解に苦しむところがありましたが、この図を見たときに、とても腑に落ちました。これを湯浅誠さんという全国こども食堂支援センターむすびえ理事長、東京大学先端科学技術研究センター特認教授の方が書かれた図です。これは、全体は日本の人口1億2千万人を表しています。障がい者が5%、外国籍が2%、LGBTが6%、高齢者が28%、未成年者が15%、ひきこもりが今110万人と言われています。年間10万人の介護離職者が出ていて、35～44歳で親と同居をしている未婚の人が300万人ほどいて、非正規労働者もいます。残るのは健康だと言われている男女になりますが、今までマイノリティ、少数派と言われている人たちの数を足していくと、既にマジョリティ、多数派で、かつて多数派と言われていた若くて、健康で、正規で働いている日本人の男女は、既に少数派だということがよくわかる図です。日本社会は、既に少数派となっているこの男女に支えられているわけです。外国人やAIの活用が大きく言われるのは、裏を返せば、かつての担い手だけでは日本社会はもう回らなくなっている。持続可能ではなくなっているということです。みんなが担い手になって支え合わないと、地域と社会が回らないという状況を表しています。この状況は大津町でも同じではないでしょうか。裏の色がついているところをご覧ください。地域こども食堂に関わっている人たちを黄色で表しました。主に黄色で表しました。先程からお話していますように、こども食堂は、1年間で1千400カ所増えて、全国3千718カ所あります。ここ数年で急速に増えているのは、こどもをハブにした地域交流というモデルがいろいろな地域で成功しているからです。対象は子どもだけではなく、多数に広がり、地域の居場所づくりとなっています。大津町にもこども食堂に関心を持っている人たちがいます。周りを巻き込んでいくことが今求められていること。共助の力を強くするというのではないのでしょうか。高齢化のほうにも目を向けすぎてしまいましたが、子どもへの支援が地域のインフラとして根付くという考えもあり、北九州市では、



行政の中に子ども食堂担当課があります。熊本でも地域子ども食堂シンポジウムや子どもサミットなどが開催されており、そこに関わる人たちの中で子ども食堂を各小学校区に一つつくろうという考え方で活動がされています。大津町にも子ども食堂をされている団体や個人があります。食材は自分たちで調達し、皆さんボランティアで活動されています。しかしながら、民間の取り組みには限界があります。認知症カフェなどには行政からの支援があります。ここ数年で広がりを見せている子ども食堂へも行政からの支援が入ることにより、誰一人取り残さない政策の一助となるはずですね。

以上から大津町でも子ども食堂に対する支援をする考えはないのかをお尋ねします。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 三宮議員の子ども食堂に対する考え方、ご支援についてのご質問でございますけども、子ども食堂は、地域の子どもの自由に参加できる場所であり、子どもが地域の中で集うことで、子どもの貧困対策だけでなく、地域の活性化にもつながるものと考えております。

大津町でも3カ所で実施されており、実施されている団体や個人におきましては、地域に根付いた共生型の取り組みをされており、地域住民との交流を深められております。今後も大津町におきましても、子ども食堂の取り組みについては、地域に根付いた活動が必要であると思っております。現在、大津町まちおこし懇談会を行っております。今後、その地域で何をみんなでやるかというようなことを地元で今計画されながら、その発表を11月20日から21日にお願ひできればなというふうに思っております。そういうような発表の中におきまして、この地域での活動を推進していければなと。そういう子ども食堂だけでなく、社会福祉事業におきまして、民意でふれあい事業、これが23区、また、2地区がまた予定をされております。また、ふれあいサロン事業の11地区に加えまして、また、2地区再検討をされておるといような状況でございますので、介護ボランティア活動に厚生省のほうも力を自治体に強力に支援をしていこうというようなことで、介護インセンティブ交付金というものを考えておられますので、我々はその交付金を活用しながら地域の活性化につなぐ人材確保、そして、高齢者の方々が社会参加のできるようなものをつくっていければなというようなことを地域の皆さんと今後進めていくために、そういう意味では、大津町はもう昔から「水水」のポイントがございますけども、そのポイントの金額が低うございますので、この辺につきましても十分検討をしながら、地域のために、あるいは地域とともに元気な子ども食堂なり、ミニサロンとが合体できるような形を今後研究してやっていければなというようなことを考えて、今後、進めていきたいというふうに思っております。

内容につきましては、また、担当部長のほうからご説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長豊住浩行君。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 皆さん、おはようございます。説明をさせていただきます。

全国的に子ども食堂の取り組みが拡大をしております。3年前は約300カ所程度でございましたけども、現在は3千700カ所を越えており、大幅な増加となっております。特にこの1年間では、約1千400カ所増えております。県内では、昨年度37カ所であったものが、本年度は55カ所ということで18カ所増えております。

こども食堂の取り組みは、地域福祉の視点からみてもですね、大きな役割を果たすものであり、地域の子どもから高齢者まで広く集える場であるというふうを考えております。しかしながら、現時点ではこども食堂に対する支援はですね、広報での周知のみとなっております、具体的な支援は行っていないところでございます。

県内においては、熊本市がこども食堂の支援を開始しておりまして、運営費助成やフードバンク設置団体との連携、協力を実施しているところですが、その他の市町村においては、直接的な支援は少ない状況でございます。

しかしながら、町において、今後はですね、こども食堂が広がるような支援が必要だと考えております。まず、こども食堂に関する地域のニーズを確認し、そのニーズに沿ったこども食堂となるような支援を研究してまいります。

また、支援につきましては、食堂を運営する上で、保険、食材、提供場所の多くですね、準備が必要となります。このような必要なものについても、どのような支援ができるかについて、先進事例などをですね、参考に研究してまいります。

こども食堂を実施するにあたっては、地域に根付いている地域による活動を進めていくことが重要だと考えております。現在、先ほど町長も申されましたけども、5月及び8月にですね、開催しましたまちづくり懇談会において、それぞれの地域での取り組みについてサポートすることを始めております。こども食堂につきましても、子どもや子ども関係者だけでなく、具体的に実施ができるようですね、地域全体を取り組むことも一つの方法だと考えております。

既存の地域におけるサロンなどの取り組みを、高齢者視点のみではなく、子どもから保護者、若年層まで幅広く捉え、その中で食材調達から調理、食事までの取り組みを加えることで、こども食堂と同じ役割を作り出すことができないか、こちらについても研究をいたします。

そこで、重要となるのが人材であります。人材については、地域でこども食堂を実施したいと思われている方も多くおられると思いますので、そのような思いをお持ちである方が地域において活動できるよう、町としてもサポートができればと考えているところです。

特に町内では、実施されている団体や個人がおられますので、団体との協議の場を設け、実際の実施方法や問題点など確認しながら、立ち上げに向けて前進するようになればと考えています。

今後、こども食堂の取り組みが広がり、子どもの参加が増えることが望めます。特に、地域において実施し、子どもから高齢者まで参加する環境を整えることで、地域のつながり強化、見守り、食育など、多くの支え合いによる取り組みが可能となります。

また、こども食堂への参加に踏み出せない住民へのアプローチも非常に重要かと思われますので、地域による声掛けのほか、関わりのある関係機関においても地域活動の場であることをですね、情報提供し、参加していただくことができるよう取り組んでまいります。

○議長（桐原則雄君） 三宮美香さん。

○1番（三宮美香さん） 確認なんですけど、先ほどから研究してまいりますという言葉が何回かあったんですけど、今、既存で大津町にある地域こども食堂の方々と情報を共有してサポートしていく方

向だというふうを受け取って構わないでしょうか。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長豊住浩行君。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 三宮議員の再質問にお答えをいたします。

今、町内3団体ですかね、そちらのほうでこども食堂ということを実施されておりますので、その団体を含めていろんな希望を持たれる方、そういう方とですね、話し合いの場を計画したいなというふうに思っているところでございます。

○議長（桐原則雄君） 三宮美香さん。

○1番（三宮美香さん） はい、ありがとうございます。

先ほど熊本市が先行して進んでいるというお話でしたので、熊本市以外のその他の地域として一番に名乗りをあげてほしいと思います。

以上、質問を終わります。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。

11時5分より再開をします。

午前10時54分 休憩

△

午前11時05分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

坂本典光君。

○11番（坂本典光君） こんにちは。坂本典光が一般質問いたします。

共助と社会福祉協議会の重要さについてです。いつか一般質問でホモサピエンスである人間は群れて集団で生活する。社会をつくる。その習性のお蔭で人類はほかの動物を抑えて生き延びることができたと述べました。もちろん、これはNHK番組からの引用です。日本人は、基本的に農耕民族です。田植え、稲刈り、家づくりなどの作業は共同で行われました。自分の家の作業を手伝ってもらったら、その分、相手にも労働でお返しをすると、こういう制度をユイといったそうです、日本人が貸し借り意識が強いのもこの辺に原点があるかもしれません。受けた恩はちゃんと返すというものです。村は庄屋さんが中心になり、年貢納めから秩序維持などの世話ごとをこなしました。簡単な社会福祉もこの社会で行われていたと思われまます。病人がいたら周りの人が世話をする。人が死んだら通夜に集まり、みんなで浄土に送り出す。小さな運命共同体ですね。こういったものが時代の変化とともに崩れ去りました。農業の衰退、核家族化、個人主義化などがあげられます。しかし、大津町には、まだ昔の農村を核とした集落が残っています。引水、瀬田、森、錦野、杉水、平川、矢護川など、名をあげたらきりがありません。まだ共助ができる素地が残っています。東京都板橋区と比較してみてください。全国から集まった人たちの寄せ集めの区です。板橋区に行く社会福祉の恩恵にあずかろうとして生活保護を求めて中国人が集まってくるそうです。こういったところでは、共助は難しいと言わざるを得ません。人の役に立とう、一日一善とかいう精神を持っていないとできることではありません。これから、日本は超高齢化社会になります。みんなが行政を頼りにしていたらお金はいくらあっても

足りません。さて、国のレベルで見れば、国民一人一人が目標を持ち、お互いに競い合いながら必死に仕事をするべきだと思います。しかし、地方自治体では、できる限り弱者救済に力を注ぐべきだと思います。

1番、70歳以上、そして75歳以上の高齢者の生活について生活していけるだけの収入があるか調査していますか。その中で一人暮らしの方の収入、身体の具合、生活の様子など調べていますか。

2番、地域福祉を推進するために社会福祉協議会があります。本来、共助は協議会が中心になって行すべきものではないでしょうか。社協は地域の世帯から年間500円の寄付をもらっています。町民全体の協議会です。町は協議会に事務費等の金銭支援をしていますが、自立して運営できるように力を貸すべきではありませんか。例えば、寄付金の値上げ、学童保育の指定管理を任せる、参加させるなどです。

1回目の質問を終わります。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 坂本議員の共助と社協の重要さのご質問かと思えますけども、我が国でも高齢化率が28%を超え、超高齢化社会へ突入しておりまして、大津町においても22%を超えて高齢化が進んでおります。超高齢化社会に対応した地域福祉の取り組みに、これから非常に重要になってまいります。

そこで、大津町におきましても、町の社会福祉計画、そして社協の社会福祉活動計画に基づいて、大津町の福祉にしっかりとがんばっていただいております。そういう課題の中におきまして、全国で約35%の高齢者世帯の方が生活における不安要素として、生活にゆとりがなく、心配であるとあげられている調査結果もございます。大津町におきましても、やはり高齢者によると経済面のみならず、身体面や生活に不安を抱えているケースも多くございますので、行政や地域などが共同で多方向的から支援を行い、高齢者が安心して自立した生活が送れるための包括的支援体制の取り組みをさらに強化してまいります。

地域共生社会の実現のためには、やっぱり行政・社会・社協・あるいは各種団体の地域が一丸となって取り組み、そして共助の支え合い活動の一助として、社会福祉協議会が重要な役割を今担っております。

町においても社会福祉協議会がより幅広く事業展開ができるよう、人材確保等も厳しい状況ですので、活動をサポートしながら今後取り組んでまいりたいと思います。

10月1日より、赤い羽根募金が始まりますので、民生委員さんをはじめ、区長さん、それぞれの方々が町内に走り回ってお願いをしてまいりますので、その折にも十分社会福祉関連等についてしっかりとお話を進めながら、赤い羽根募金を募っていきたいというふうに思っております。

内容関連等については、担当部長のほうからご説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長豊住浩行君。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 説明をいたします。

高齢者の方の経済状況については、介護保険料等の算定上、すべて把握ができているところですが、

その中でも70歳以上の高齢者数は本年4月1日現在で5千420名となっております。そのうち、独居高齢者で収入が80万円以下の方が約500名程度おられます。中には、無年金であったり、年金額が少額の方も把握しているところではありますが、現状としましては、生活上に課題等があった際に、随時対応を行っている状況です。

また、この70歳以上で独居高齢者500人のうち、現在、包括支援センターへ寄せられる相談や情報、個別訪問等を行う中で、身体状況や生活状況の把握ができている高齢者の割合は、約8割となっております。

ただし、残りの2割の方につきましても、包括支援センター以外で関わりがあったり、地域の民生委員さんによる定期的な見守りが行われておりますので、日常生活で困ったことがあればすぐに包括支援センターへつないでいただくことになっております。

行政と地域の両輪で高齢者を支える体制は構築されていますが、高齢者を取り巻く環境は年々厳しいものとなっております。高齢者の危険信号を早期にキャッチし、支援していくためにも見守りを含めた地域福祉の取り組みは今後益々重要なものとなってまいります。

そのような背景の中、地域福祉の推進を図るためにも、社会福祉協議会の存在は必要不可欠であります。社会福祉協議会は、地域福祉、高齢者支援、障がい者支援など多くの事業を実施しております。大きくわけて、受託事業と自主事業に分かれます。

町の受託事業としまして、老人福祉センター指定管理委託事業などがございます。また、県福祉協議会から受託事業として生活困窮者自立相談支援事業を実施されております。また、自主事業としましては、介護保険事業などがあります。社会福祉協議会は、社会福祉法に地域福祉の推進を図るためを目的とする団体と規定されており、事業としましては、社会福祉を目的とする事業の企画や実施、社会福祉に関する活動への住民への参加のための援助などを実施することとされております。

議員のご質問にもあるように、地域における共助の取り組みは、社会福祉協議会が中心に行っているだけで必要だと考えます。実際、町においても、その必要性から社会福祉協議会へ地域福祉推進に関する委託事業を行っているところです。

平成30年度、社会福祉協議会の事業活動による収入決算額は、約2億1千160万円でございます。内訳は、委託費及び補助金などが約1億2千320万円と全体で52%、自主事業収入が約8千980万円と全体の40%、会費及び給付金等の収入が約860万円と全体の4%となっております。町及び県社会福祉協議会からの委託または補助によるものが半数以上となっております。会費及び寄付金の収入は、主に地域世帯から集まる年間500円の会費、香典返し、一般寄付金となっております。

議員のご質問にもありますように、地域世帯からの会費につきましては、昨年30年度決算では7千921世帯、396万円となっております。町全体の世帯数から見ますと、約57%という状況でございます。

社会福祉協議会の平成30年度の事業活動収支から見ますと、法人運営事業は約260万円の黒字、受託事業及び地域福祉推進事業は約370万円の赤字、自主事業である介護保険事業及び障害福祉サービス事業等は約1千243万円の黒字となっております。その他、退職積立等を引きますと、全体

で約200万円の黒字となっております。なお、減価償却等を控除しますと、約60万円の黒字になります。社会福祉協議会は、介護保険事業などの自主事業により収益を上げ、受託事業及び地域福祉事業に充てて運営を行っております。

議員のご質問のとおり、社会福祉協議会による自主事業を充実させることで、地域福祉推進のためにさらなる活動ができることとなります。全国の社会福祉協議会では、学童保育など、町の指定管理を受けて収益事業を行ったり、介護保険、障がい福祉など幅広い自主事業を行って運営を行っているところもございます。自主事業を新規で実施する場合、人的問題や初期費用、ハード面など多くの課題がありますが、町としましても、現在の地域ニーズを把握して、必要な分は実施しなければならないと考えております。実施にあたっては、町も社会福祉協議会へ必要な支援を行い、連携し、取り組んでまいります。また、地域住民からいただく社会福祉協議会への会費、年額500円につきましても、全世帯数の57%となっており、町民主体の協議会になるために、さらに社会福祉協議会の役割を地域住民に周知し、ご理解をいただく必要がありますので、町も社会福祉協議会へ助言を行いながら、協力していきたいと考えているところでございます。

○議長（桐原則雄君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 部長に再質問いたします。

協議会は、仕事は多岐にわたっており、その内容について、決算等についてもよく把握されていると思います。今の答弁の最後の部分に、町民全体の協議会になるためには、さらに社会福祉協議会の役割を地域住民に周知し、ご理解いただく必要があるのですが、町も社会福祉協議会へ助言を行いながら、協力していくとありました。しかし、私から見える協議会は、経営的に黒字とは言え、自転車操業です。局長はじめ、職員は余裕がなく、目先のことしか見えてないような気がします。これ仕事が多岐に渡って忙しいからだと思います。しかも町の支援を受けての黒字です。大局的な見地から町の幹部クラスで余裕ある社協の体制を作り上げるべきだと思います。この点は町で指導してあげるべきだと思いますがいかがでしょうか。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長豊住浩行君。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 坂本議員の再質問にお答えをいたします。

議員のご質問のとおり、社会福祉協議会は経営的にはわずかながら黒字ではありますが、運営状況としましては、局長はじめ職員は事務的にも余裕がない状況でございます。今後、町でも幹部職員を含め、福祉関連の部署全体で事業の見直しや新たな事業の創出などについて考えていきたいと思っております。

また、社会福祉協議会と将来の上に関する協議の場を設けまして、人的及び財政面も検討しながら社会福祉協議会の運営に目を向けていきたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 第2問目に入ります。現在の日韓関係と日台関係が今後どのようになるのか、見通しと大津町に与える影響を問うものです。

1965年日韓国交正常化にあわせて結ばれた日韓請求権・経済協力協定は、日本が経済協力資金

を払うことで、韓国が日本に対する請求権を放棄することを定めた二国間協定です。無償3億ドル、有償2億ドル、これは当時の韓国の国家予算の2倍です。さらに3億ドル以上の民間借款を約束しました。日本は請求権を持つ個人への直接支払いをしたいと主張したのに、韓国政府は個人を含むすべての請求権に関する資金を一括で支払うよう要求しました。日本政府は、韓国の条件を了承と、日韓とも完全かつ最終的に解決されたとしました。しかし、文在寅大統領になってから、昨年10月、韓国大法院は、新日鉄住金に朝鮮人徴用工への賠償を命じる判決を下しました。政権も問題は未解決と談じたため、日本政府は国内の判決よりも国家間の約束を優先する。韓国政府が支払えばよかろうと主張しています。その後、日本政府は約束を守らないような国を輸出管理上のグループAとして取り扱うことはできないとして、ホワイト国から除外しました。韓国は反発して日本製品の不買運動を起こし、訪日旅行に影響を与えています。さらに、日韓の軍事情報保護協定、G S O M I Aを今後契約更新しないと発表しました。これにはアメリカが怒っていると、これ皆さんご存知のことです。韓国専門家の話では、文在寅政権は、労働組合に指示された左翼政権であり、政権自ら反日教育を推進しています。日米のほうを見てないとしています。「冬のソナタ」「チャングムの誓い」のころは日韓は割と親密でした。大津町でも適当な都市と友好都市宣言をしようかという雰囲気もありました。今は真逆です。一方、台湾は非常に親日的です。東日本大震災の際は、多額の義援金をいただきました。大津町は台湾高雄の小学校と交流があります。だが、中国は、台湾は中国の領土と強く主張しています。アメリカの支援がなければ、中国に武力で平定されてしまいそうです。現在の日韓関係と日台関係が今後どのようなようになるかの見通しと、大津町の農、工、商に与える影響を問うものです。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 坂本議員の日韓関係については、もうマスコミいろいろ言われておるように、始まりましたのは、竹島の領有権問題やそして経済関係についての対立ちゅうか、意見の相違がどんどんどんどん出てきて、なかなか政府間の中で話し合いがなかなか現状では厳しいようでございますけれども、やはり一日も早くその話し合いができるようになればなというような思いをしております。

そういう中において、大津町においても、今のところ関連企業についてはそう見えてきてませんけれども、今後については、それなりの影響が出てくるんじゃないかなというふうに思っておりますが、大津町のおみやげ生産、販売する会社などについては、大変痛手を被っておられるということと、やはり観光の関係が日本あるいは九州のほうへ足がストップされておるといような状況でございますので、いろんな形でお互い得することがないので、やはりそういう意味におきまして、早めの解決をやっていただけるようお願いできればなというふうに思っております。

内容等につきまして、また、担当のほうからご説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 経済部長田上克也君。

○経済部長（田上克也君） おはようございます。坂本議員の大津町の農・工・商に与える影響についてご説明いたします。

まず、工業面の影響についてですが、日韓対立のきっかけとなった半導体素材の輸出管理強化につきましては、禁輸措置ではないので、従来より輸出に時間を要することにはなりますが、影響は少な

いと見られております。

大津町は、熊本県有数の半導体生産拠点となっていることから、町内企業に確認を行ったところ、「韓国が半導体の生産に影響が出れば、日本の半導体生産にとっては好材料であるが、競合相手は韓国だけではなく、中国、台湾の企業との競争もあるため、影響はまだ見通せない」とのことでした。

次に、農業面の影響ですが、本町の農畜産物の輸出は、現在のところ甘藷が中心で主に香港やシンガポールとなっております。現時点ではさほど影響はないようです。

また、熊本県に確認したところ、県内の主な農畜産物の輸出も、現時点での影響は少ないだろうとのことでした。

最後に、観光面につきましては、宿泊・飲食等を中心に影響が憂慮されます。

航空便では、韓国ティーウェイ航空の仁川⇄熊本間及び大邱⇄熊本間から8月19日から運休となり、本年10月27日からエアソウルの仁川⇄熊本間についても運休が発表されております。現在のところ2社とも路線再開についての言及はされておられません。

大津菊陽ホテル連絡会に確認したところでは、「元々韓国の方の受け入れが多いホテルでは影響が生じているようだが、ビジネス利用が高いホテルでは大きな影響までは至っていない」とのことでした。

また、町内の大型商業施設でのショッピングや町ビジターセンターでの観光案内は減少しているということでした。

今後、日韓関係の改善が遅延すればどのような影響を受けるか不透明な状況ではございますが、日ごろから情報収集を行い、先を見越した取り組みに努めてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○議 長（桐原則雄君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 日本人から見ますと、一般的に韓国は約束を守らない、信用できない、歴史歴史と過ぎ去ったことを問題にする。政権が変わるたびに日本に謝罪を要求する。国自ら反日教育をしている。面倒な国だということになると思うんですが、一方、韓国人から見ると、日本人は得体のしれない魔物かもしれません。室町時代は、倭寇という海賊として沿岸の町を襲い、豊臣秀吉は大量の鉄砲をもって李氏朝鮮に襲いかかりました。その後、徳川幕府とは仲良くやりましたが、明治維新には、韓国を併合してしまいました。今はおとなしいけれど、何をするかわからないといったところでしょうか。いずれにしろ、お互い馬の合う民族ではないような気がします。しかし、隣の国ですから、何とかやってこの問題は解決して行ってもらいたいと思っています。

3問目に入ります。

今年度から町では「くらし相談」が始まりました。今まで何件の相談があったか。どのような内容であったかお尋ねします。

それから、話を聞いてもらってスッキリしただけでは相談になりません。解決につながらなければ費用の無駄遣いになります。その辺、いかがでしょうか。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。



○町 長（家入 勲君） 坂本議員の暮らしの相談等についてのご質問にお答えしたいと思います。

最近、住民から寄せられる相談は、生活困窮や高齢、障害、子育てなど、複数の課題が複雑に絡み合ったものが多くなっております。これまでそのような相談を町で受け、解決に向けて取り組んでおりました。しかし、関係各課や包括支援センターなどの各相談窓口において各々相談を受けた時に、総合的な問題があるなど、横のつながりが難しいことがありました。この複合的な問題に対して、関係機関が横断的に取り組むことが重要であります。相談する住民の方が、各相談窓口において、いわゆるたらい回しが生じないように、総合的にサポートする相談窓口が必要であると考え、今年度から「暮らしの相談窓口」を開設しました。

第6次大津町振興総合計画においても横断的なサービス展開と、包括的な支援体制を構築しておりますところで、国においても、多機関の協働による包括的な支援体制の構築を進めておりますので、大津町においても、今後も包括的な支援が必要な住民は増加すると見込んでおり、関係機関が連携して解決に向けて取り組んでまいりたいと思います。

状況等については、担当部長よりご説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄君） 住民福祉部長豊住浩行君。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 説明をいたします。

これまで複合的になっている相談に対しましては、各課相談窓口や包括支援センターなどで相談を受けておりましたが、相談内容によっては、他の関係課との連携が必要になる場合が多くございます。その連携方法が難しいため、コーディネートの役割を持つ相談員が必要になりました。相談される住民の方からは、「どの機関が何の専門かわからない」「複合的な内容に対し、どこの機関に相談してよいかわからない」などの声が寄せられておりました。そのため、暮らしの相談窓口の設置を考え、平成30年度には、関係機関によるプロジェクトチームを立ち上げ、協議を重ね、先進地の視察も行ったところでございます。

窓口運営は、民間の専門的知識を活用するため、今年の5月にプロポーザル方式により委託先を決定しております。今年6月3日から窓口を開設し、現在3カ月が経過しましたが、開設後3カ月の相談状況としまして、相談者数が27件、そのうち解決につながったものが8件、残りの19件は現在も支援を継続しているところでございます。相談を受けまして、どのような支援が必要かを検討し、その支援を行う機関へつなぎ、対応を行っているところでございます。

ご質問でもありますように、相談について、単に話を聞いてスッキリしてもらっただけや相談を受けて関係機関へつなぎのみでは解決につながりません。暮らしの相談窓口は、複合的な問題に関して、それぞれの関係機関の対応をコーディネートする役割を担っております。

解決につながった8件は、関係機関と情報を共有しまして必要な支援を考え、実際に申請手続きから支援が受けられる状態になるまで関わりまして、解決につながっております。中には、世帯の状況を関係機関と協議し、生活保護へつないだケースもございます。

そして、継続している19件につきましては、現在も関係機関の支援状況を確認しながら、最終的な解決に向けてサポートを行っている状況でございます。

包括的な相談支援体制を構築することは大変重要でありますので、さらに周知を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

○議 長（桐原則雄君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） お金をかけたら、結果、実績が必要です。帳面消しではいけません。新しい取り組みですから、しばらく見守っていきたいと思います。期待しております。

4問目に入ります。

高齢者スポーツ・アンド・レクレーションクラブの設立についてです。

高齢者が同年代の人たちと一緒にスポーツを楽しむクラブのことで、卓球、テニス、ボーリング、ゴルフ、グランドゴルフ、山登りなどです。クラブおおづのように、会員ならばどこに参加してもよいとすれば、楽しさが倍増します。囲碁、マージャンなどもあってもいいのではないのでしょうか。健康づくりに良く、健康保険会計の低減にもつながると思います。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 高齢者の健康増進というような意味におきまして、高齢者のスポーツ・アンド・レクレーションクラブの設立に関する質問かと思えますけども、高齢者の健康づくり等に関する今後の方針などについてお答えしたいと思います。ご質問の中で、高齢者のスポーツクラブの設立につきましては、将棋、囲碁などの娯楽的な要素も取り入れてはどうかとのご提案をいただいておりますが、スポーツだけでなく、高齢者の皆さんが公民館などに集い、茶話会をしたり、将棋や囲碁などの娯楽を楽しむだけでも、介護予防や健康増進の効果が期待できるものと言われております。

現在、介護予防事業で取り組んでおります「通いの場」について、厚生労働省が行った検証では、会食や喫茶など活動内容でも介護給付費の抑制効果が見られるとの結果が示されております。

今後につきましても、引き続き、介護予防の効果が期待できる「通いの場」の実施地区の拡充を進めてまいります。また、高齢者については、介護予防と疾病予防の両方のニーズがあることを踏まえ、介護予防事業と高齢者の保健事業の連携を図りながら、介護や医療給付費の抑制と健康寿命の延伸に努めてまいりたいと考えております。

○議 長（桐原則雄君） 教育長吉良智恵美さん。

○教育長（吉良智恵美さん） 坂本議員の高齢者スポーツ・アンド・レクレーションクラブの設立についてのご質問にお答えします。

年々高齢化が進んでいる社会情勢の中、高齢者の皆さんが積極的にスポーツに関わる中で、健康を増進していかれることは重要なことであると考えています。

議員ご指摘のとおり、日頃、運動不足になりがちな高齢者に対し、運動することを通して体力維持や健康づくりについて、進んで取り組む意欲を高めてもらうことや、そのような機会を通じた、参加者の親睦や仲間づくりは、心身の健康に好影響を与え、医療費の削減にもつながるものと考えます。

町の高齢者健康増進事業とも連携を図り、NPO法人等の協力も得ながら、高齢者が健康で暮らせる町づくりに向けての環境整備を推進できればと考えています。

議員ご指摘の新たなスポーツクラブの設立につきましては、今後、情報を収集しながら調査研究を

進めたいと思います。

現在の状況等につきましては、担当部長より説明させていただきます。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 説明いたします。

現在、町内におけますスポーツやレクリエーション活動につきましては、高齢者に限らず、体育協会をはじめ、各種団体やサークル、また個人で自主的な活動やトレーニングなどに取り組まれているところがございます。

平成15年には、NPO法人がスポーツを通じた元気なまちづくりを使命として、総合型地域スポーツクラブを設立され、現在、中学生までのジュニアスクールや年齢を問わないサークルに多くの方が会員として参加されております。

また、高齢者に限定した活動としましては、町の公民館講座である高齢者学級において、様々な取り組みを行っております。スポーツやレクリエーションに関しましては、現在はグラウンドゴルフとペタンクを行っておりますが、他の種目等につきましては、参加者の意向等を踏まえて考えていきたいと思っております。

また、議員ご指摘の高齢者に限定した、囲碁や将棋、またマーじゃん等、趣味の部会や新たなクラブの立ち上げにつきましては、どのような体制や組織づくり等が必要で、どのような方法で運営するのか、また、それに向けての課題等について、先進事例等を参考にしながら調査研究をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） いきなりこういうことを言い出しましたから答弁に困られたかもしれません。

私がここで言う高齢者とは、65歳以上でスポーツに、囲碁、マーじゃんなどに技術を求めて頑張る人々ですね。そして、単なる健康づくりではなく、夢を持って積極的健康づくりをするということです。65歳から75歳くらいまでならまだまだ勝負にこだわって頑張れると思っております。そして、まだまだ国や町に貢献していただきたいと思っております。今日は話題の提供ということになると思っておりますが、さらに、私なりに考えてみたいと思っております。終わります。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。

午後1時より再開します。

午前11時44分 休憩

△

午後 1時00分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） こんにちは。6番議員の佐藤が一般質問を行います。今日はですね、本当は2つ質問用意してたんですけど、一つのほうはもうある程度進んでいるということですので、問題を一

つに絞らせていただきました。ですから、時間の関係とかもあるかとも思います。早めに終わるかもしれませんが、よろしくお願いします。

最近、やっぱりそのアルファベットの略語というのがなかなか覚えられなくなってきてましてですね、次々出てくるのに対応できないところがあるんですが、最近ですね、RPAということが言われております。そのRPAというのがですね、少し前から、以前からあった言葉ではあるんですけども、自治体に向けた、自治体向けのというようなニュアンスで語られるようになってきました。そのRPAとは何かということですけども、これ皆さんにもしっかりと理解していただきたいというところありますので、ご説明いたしますと、まず、Rというのがですね、ロボティック、まあロボットのというようなことですね。自動的に人の代わりに機械が処理をすることをロボティックというような意味です。それから、その次のPがですね、プロセスです。プロセス、作業の手順ですね。それから、Aがオートメーション、これが自動的にという意味ですので、まとめてみますと、仕事の手順にしたがって、機械、この場合はコンピュータですけども、が自動的に仕事をする。これがRPAの大まかな定義ということになります。

ただですね、似たような話でよく一緒にその語られてしまうのが、AIなんですね。AIとRPAとの違いもきちんと把握する必要がありますので申し上げますと、まず、RPAですね、RPAが処理するものというのは、まず、定型業務、決まりきった作業の流れを処理していくというのがRPAの一つの特徴です。それに対しまして、AIはですね、非定型業務です。定型的でない。その場の判断とかが必要な業務、こうしたものを処理していくための活用のされ方というのがAIですね。ですから、AIというのは、非定型型の業務を処理するために、自分で自ら学習する。自立型の学習というですね、プロセスを経ることになりますけれども、RPAはそこまでややこしい話ではないということです。こういう人手を使わなくても自動化できる仕事は機械にやらせるというのはですね、考え方はもう以前からありまして、民間ではもう当然昔から行われてきたわけです。

一つ例といいますかですね、自慢になりますけれども、私、退職したのが十何年ぐらい前になりますが、その時、置き土産を一つ残してきてまして、それがそのエクセルで自動処理をする、いわゆるRPAのソフトというものを一つ作って残してきました。その時代ですね、業務の中でコンプライアンスということが言われておりまして、契約の決裁をとるのに、それまで何枚かの紙でよかったのが十何枚でつくらなきゃいけなくなったんですね。ほとんどがその入力内容とかは変わらずに、しかもそれに記載すべき内容というのは、決まりきったこと。自動的に判断できるようなことばかりであったということから、それを一括して作成して出力するシステムというものをちょっとつくってました。それが今でもですね、改良されて使われているということですので役に立っているのではないかなと思います。そうした作業のやり方、これを自治体にもですね、拡大させようということで、現在、総務省も推進しているというところです。背景には、一つには、人口減少に伴う職員の減少、これは今のところ大津町にはあたりませんが、人口が減り、職員の数も減り、しかも業務の量は変わらないということになれば、こうした処理というのは当然必要になってくるというのがまず一つですね。

それから、業務そのものが膨らんでいること。住民のニーズが多様化し、複雑化したり、あるいは制度の変更が頻繁に行われたりすること。これによって業務が多様化し、処理というものをよりシンプルにやっていかなければならなくなっているということです。そして、もう一つが働き方改革です。これまでのやり過ぎかなと思われるような時間外労働によって処理されていた業務というものをきちんと短時間のうちに処理していく必要が出てきたと。こうした事情がですね、背景にありまして、総務省のほうもRPAとかAIの導入というものを一生懸命言っているわけでございます。

その中で、去年、モデル事業を総務省が行いまして、募集がありました。県内でも荒尾市と宇城市の2つの市が参加しております。宇城市では、ふるさと納税とか、職員の給与とか、会計とか、後期高齢者医療、介護保険等の6つの業務においてこれを試してみたんだそうです。それから、荒尾市のほうは、ふるさと納税ほかの3業務ということでやっております。荒尾市のほうのですね、取り組んだ業者さんというのが、ちょっと私も知っているところでもございましたので、中身がわかりやすかったのでもっとご紹介しますと、結果として、その検証の結果、年間で424時間分の時間短縮ができた。人件費でいうと113万円分の抑制ができたということになっております。これふるさと納税に関しての分だけです。中身としては、ふるさと納税の申し込みのサイトに入力された寄附者のデータを自動的に取り込んで処理することで受領証明書等の作成も自動的に、そして、さらにその書類を郵送するための封かんの部分までもですね、自動化するというようなやり方をされたということでした。こうしたそのモデル事業の取り組みというのものもあるんですけども、このほかには、独自の取り組みをしているところもあります。菊池市がそうなんですけれども、菊池市さんはですね、ソフトバンクと地域活性化包括連携協定というものを結んでおりまして、その中の一分野として、RPAによる働き方改革という項目をあげております。詳細についての情報があまりないんですけども、6月に報道された菊池市で導入されたおくやみネットという仕組みがあります。これは一つの課で受け付けて、その受け付けた内容をその受け付けた課が入力すると、おくやみの、おくやみというか、死亡後の処理ですね、に必要なほかの課のところに全部連絡がいて、必要な書類が自動作成されると、そういったもののようなのです。これがその一つの成果ではないかなと思うんですけども、これによって、職員にとっては業務の削減、そして市民にとってはあちこちの部署に行かなきゃいけないのは大変だけれども、その場で書類というのが自動的にできあがっているというようなサービスの向上にはつながっているということです。

今日の新聞にもですね、載っておりました。大津町ではおくやみハンドブックというのをつくったわけですね。本当に一生懸命取り組まれたんだろうなと思いますが、ただ、もっとできる、もっとできるというようなですね、考え方もあるのではないかなと思います。予めスマホならスマホでデータを入力しておくとか必要な処理、あるいはどのような処理が必要なのか、どのような手続きが必要なのかというのが自動的にわかるような仕組みだとかですね、様々なことができるのではないかと思います。

もう一つ、八代市、もうこれもたまたま今日の新聞でしたけれども、要はおくやみのためのワンストップ窓口というのをつくったというような話も載っておりました。このように、一つのおくやみと

いうことを取り上げただけでも3つの取り組み方の方向性というのですね、出てきたわけです。それぞれに一長一短あるんだろうとは思いますが、もっとできることがあるんじゃないかというふうを考えることはできるのではないのでしょうか。

そして、これがそのRPAの直接のメリットということになるんですけども、さらに派生的なメリットというのがあるんですね。これがちょっと今日、こちらのほうにも重点を置きたいんですが、RPAを推進するために、必要な準備というのがあります。それはそれに取り組むことだけでもですね、効果を生むというような考え方になります。一つが業務の棚卸しがきちんとできるということ。それから、業務のプロセスの見直しと、その過程での適評価、法律に適しているか、法理にかなっているかということが判断できるようになるということですね。それから、これまで引き継ぎで伝えられてきた業務というものがきちんと標準化され、マニュアル化されるということです。こうした派生的なメリットというのは非常に重要になってくるんだと思います。ただいい話ばかりでもなくて、町の職員がそうだとは言いませんけれども、基本的に仕事をする時、大体の人はですね、楽をしたいと思うわけですね。楽をしたいというのが、こういう工夫によって楽をすればいいんでしょうけれども、これまでどおりのやり方を改めないこと。あるいは、わかり切っていること、楽にできることだけれども、自分にとってはやりやすくして楽なのでこの仕事のやり方を続けたいというふう考えること。これは誰にでもあると思いますし、私もそれが、そういうものが自分にもあったなというふうに反省することもあります。ただそういったですね、負の部分というものをきちんと見つめながらこのRPAには取り組んでいかなければならないのではないかとということも指摘しておきたいです。

その中で、その業務を見直すということの必要性について少し触れさせていただきます。

去年からですね、いくつかのその不適切な事務処理というものが問題になりました。コンプライアンスの不徹底が理由とかですね、言われておりますけれども、根底には、業務の孤立化、1人でいくつもの業務を請け負って、周りに相談できる人、手伝ってもらえる人がいないというような状況、業務の孤立化やそれに伴う業務知識の不足ですね。1人でやっているものですから、人から話聞けないものから、どうしても知識が不足してしまうというようなことがあるのではないかと思います。

それで一つの事例を紹介したいんですけども、先日、私のところは犬が亡くなりましてですね、役場に犬の死亡届というものを出しに行きました。その出しに行くにあたって、その死亡届書かなきゃいけないんだろうなと思って、予め町の例規集から死亡届の様式というのを見て行ったんですね、普通の人はそのままでないかと思いましたが、ちょっとやってみました。そして行って、死亡届出したんですけどって言って出てきた紙がですね、全くその例規集に書いてある様式と違うんですね。これなんですかけれども、似ても似つかないようなものなんです。これ例規集のほうを確認していただいて、犬の登録事務処理要領というのを見ていただければですね、わかるかと思えます。で、そういった話がありましたので、昨日、改めてですね、もう1回、犬の死亡届くださいと言いに、聞きに行きました。そしたらやはり同じ紙、この紙ですね、を渡された上に、死亡届という処理、手続きは特にないよというようなニュアンスのことを言われたんですね。あるんです、ちゃんと死亡届は

出さなきゃいけないということになってまして、狂犬病予防法を根拠にですね、きちんと出さなきゃいけないということになっております。ただそうしたその死亡届の必要性、様式というものが示されている事務処理の要領や、あるいはその狂犬病予防法というものに関する知識が非常に欠如していたというような状況があったわけです。若い職員さんですので、まだまだですね、その勉強が不足しているというはあるのかもしれませんが。これは別にまたいじわるを言ってるわけでもなくて、業務を見直すこと、確認すること、そして共有することが大事だということを行っているわけです。

ですから、そういったところでですね、質問の項目の入っていきたいと思いますけれども、RPAの必要性和効果についてどう評価しているかということですね。効果というのは、先ほど数字をあげましたけれども、そもそもRPAによって職員の働き方がどのように変わっていくんだろうかという効果のことでございます。

それから、導入の前提としての業務の棚卸しや標準化・適法化はできているのかということですが、これについてもですね、ちょっとまたしつこいようですが、事例を申し上げますとですね、昨日、この紙をもらいに行く時に住民課の前を通りました。そうするとですね、お昼休み時ということもあって、職員さんが少なかったんでしょうけれども、7、8の方が椅子に座って待っておられたんですね。受付されているの誰かなと思って見てみますと、本当に赤ちゃん、生まれたばかりですね、新生児を抱えた赤ちゃんが座っておられました。そこで時間がかかっていたということなんですけれども、今回、委員会です、委員会の審議の中で、こういった話が出たんです。出生届に時間がかかり、産後の母親にはちょっと厳しいのではないかと指摘があったところ、それに対する答弁が、「内容の点検や本籍地への確認など、事務に時間を要する児童手当の手続きもあわせて行なうため、30分程度かかることもある」というような答弁だったんです。ただ、その時の言い方というかですね、受け止め方、私の印象ではあるんですけども、やるということがいろいろあるので時間がかかって当たり前というような印象でちょっと答えをされました。そこで、私はやっぱおかしいなと思ったんですね。時間がかかることが前提であっていいはずがないんですね。どうやってかからないようにするのか、どうやって短縮できるのか、職員も住民も楽になる方法を探そうって、そういうふうを考えるのが本来あるべき姿だなと、そういう姿というのがこのRPAへの取り組みのきっかけになるのではないかと思います。業務をきちんと見直していけばですね、こういう問題というのは幾つも出てきます。

それから3番目ですね、現在の導入事例及び検討状況はどうか。導入事例があるかどうかというのはちょっとわかりませんが、少なくとも検討はされているのではないかと思いますので、その辺についても教えていただければと思います。

それから4番目のところが、ちょっとすみません、日本語としておかしかった分ですね。今後の具体的にどう取り組む予定かと書いてありますが、これ今後具体的にどう取り組む予定か、あるいは、今後の具体的な取り組みはどうかというような読み方をいただければと思います。

まず、この4点についてお尋ねをしたいと思います。よろしくお願いします。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 佐藤議員のRPAの導入の検討の進捗状況についてのご質問かと思っておりますけれども、まずは行政事務事業につきまして、不適切な事務処理が相次いで発生したことにつきまして、改めてお詫びを申し上げたいと思います。

このような不適切な事務処理は、事務処理を行うにあたって、1人で悩みながら孤立して処理を行うことや、業務の棚卸しや標準化もできていないことも大きな要因の一つだろうと考えているところです。

このような中、RPAの必要性についてでございますが、今後とも増え続ける行政需要に対し、限られた財源、あるいは職員数で対応していくためには、業務の効率化を図ることが必要不可欠であり、ICT関係は飛躍的な発展を遂げており、その中でもAI、RPAは、業務の効率化には欠かせないツールになると考えているところであります。必要性は十分に認識しているところでございますが、業務の効率化については、現在、宇城、荒尾市においてさらに取り組みが進められておりますし、菊池市においてもソフトバンクなどと話を進めておられますし、我々近隣の自治体におきましても、情報を共有しながら広域的に取り組むことができるかについて、今後、菊池市がソフトバンク関連等で勉強されておりますし、我が大津町においても、ソフトバンクとの勉強を進めておりますので、まずはできることから今年始めていきたいなというふうに考えております。

内容等については、担当部長のほうから説明させていただきます。

○議 長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 皆さん、こんにちは。佐藤議員のRPA関連のご質問についてご説明申し上げます。4点大きくあったかと思えます。

まず、RPAの必要性和効果についてどう評価しているかという点につきましては、町長が先ほど申し上げましたけれども、必要性については十分認識をしておるところでございます。その効果につきましても、先進事例等の取り組みをみてみますと、業務の効率化に大変役立っているというような状況だと思います。ただ、費用面からのですね、効果ということについては、まだ実証実験の段階の自治体が多いというような現状もあるかというふうに思っております。

次に、導入の前提としての業務の棚卸し、それから標準化・適法化はできているかということでございますけれども、先ほど議員のほうからお話ありました、犬の死亡届の話にもありましたように、まだまだ我々職員がですね、もう少し勉強すべきところであるというふうにも感じているところであります。RPAの導入につきましては、事務の適正な執行という観点からも、業務の棚卸しから始め標準化、そして、そういったことについて、この機会にぜひとも取り組みを進めてまいりたいというふうに思っております。

次に、現在の導入事例及び検討状況についてですけれども、大津町においてはまだ導入は行ってはおりませんが、全国においては、愛知県の一宮市では、個人住民税の給与支払届出書等をAI—OCRとRPAを組み合わせることで自動入力を行っておられ、また、東京都の港区では、時間外勤務の管理事務や、公会計のシステム向けデータ作成、それから、保育園入園事務、契約事務などに導入されておきまして、県内におきましては、これも先ほど議員から紹介がありましたように、宇城市ですね、



臨時職員の給与事務、それからふるさと納税、時間外申請関係、住民異動届出関係の入力事務などにですね、導入されているというふう聞いておるところです。

それから、検討状況及び今後具体的にどのように取り組む予定かということでございますけども、先日、熊本県が主催しました市町村の業務改善の研修会がございまして、「スマート自治体への転換」ということのテーマで、総務省のほうからおいでになってお話を聞く機会がありました。その中で、自治体が持続可能な形で行政サービスを提供し続けるため、職員を事務作業から解放し、より価値のある業務に力を注ぐことができるように、AI、RPAのICT化の利用促進をしていかなければならないという旨のお話があったところです。ただ、私ども自治体も含めまして、ICT関連の人材が不足しているというような現状もありますので、この辺の課題を解決するためにも、現在、RPA関係の業者とも、先ほど町長の方からありましたけど、打ち合わせ等を行っておりまして、また、近隣でも菊池市さんが先に取り組まれておりますけども、2市2町ですね、広域的に取り組めるものについては、それぞれお互い調査研究しながら進めていきたいと思っております。そして、来年度からですね、何ができるかについては、今後検討していかなければならないと思っておりますけども、できるところからですね、一つでも実証実験を行いながら導入していきたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 再度お尋ねしたいと思います。

まず、効果のところですね。このさっき申しました、宇城市のところですけども、結果を受けて宇城市長のほうは、そこで浮いてきた時間というものを職員がきちんと本来の政策の立案であるとかですね、職員として本来行うべき業務に振り向けられるようにしていきたいというような、そのコメントを出されています。そのように、効果としてはそういった面があると思っております。その定型業務というのは、基本的に非常勤の職員さんがやっていることが多いのではないかと思うわけですけども、そうした時ですね、一つ心配されるのが、その非常勤さんが定型の業務をやっている時に、職員さんがそれを見てないということが、見てないというのは、出入りは見ていると思うんですね、インプットとアウトプットは見ていると思うんですけども、そのプロセスを見てないという可能性はよくあります。この委託業務なんかの時もそうですけれども、契約はしました。そして、結果は返ってきました。でもその間がどのようにやっていたかというのがわからないということがあるわけです。同じように、その非常勤さんがやっていることについては、そのプロセスを見ていないものですから、そこを再構築する、RPAに載せていくということがですね、少し難しいという場合があるというふうに考えられます。そのような意味で、非常勤職員さんと常勤の職員さんの関係としてのきちんと成立しているんだろうかなというところが前提の疑問としてありますので、そこについて、まず一つお尋ねをしたいと思います。

それから、ICTについての知識がというようなことをおっしゃったんですよね。でも、もうどうなんでしょう、今の職員さん、若い方大半はですね、もういわゆるそのデジタルネイティブといえますか、ICTが存在している環境の中で育ってきているわけです。逆に、それが進み過ぎて、パソコン触れない若い人もいるというようなですね、スマホばかりでいるというふうな話もありますけれ

ども、基本的にそのスキルがどうのという話ではないのかなと思うところです。

そした中、先日、配られました、この中に職員の研修に関するデータが載っているんですね。そうすると、IT研修というのは対象が全職員ですけれども、それに参加されたのは26人ということで、その全職員を対象にした研修の中では、参加数も最低になっているということです。ここのその一つ意識づけというものがですね、ITで、今時そのワードだ、エクセルだというような研修ではなからうと思います。こうしたその課題解決のために必要な、例えば、エクセルであったら関数であったりですね、マクロであったり、そういったものに関しての研修までしっかりとやると、こうしたそのRPAへの取り組みというのも少しやりやすくなるのではないかなと思うんですね。

それから、もう一つがですね、以前からこの成果に関しては、もう少し中身を精査して、しっかり出していただきたいということをお願いしておりまして、その中で職員の意識改革をやって、研修会をやって、次からは何とかやっていきますということで聞いておりました。今回、だいぶよくなっているところも確かにあるんですけども、やはりそれでも職員さんの考え方というのはなかなか変わったなというふうには考えられないところであります。今の部長の答弁の中でも、研修であるとかですね、職員の意識づけであるとか、そういったニュアンスの言葉も出てきましたけれども、やはりその意識づけというのは簡単にはできなくて、共有というものの、感覚の共有ですね。さっきちょっと話が出てましたけれども、こうした機会での議論されたことが職員の中で問題意識、課題として共有されていないというような話もあるわけです。そうして、こうした取り組みに関する意識の共有というものがどのような形でなされていくのだろうかということについてもですね、お尋ねをしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 今の質問、3点あったかと思えます。

まず1点目ですけれども、RPAの効果について、臨時さん、非常勤職員さんいるけれども、そういった職員に対してどう指導していくかということのお尋ねも含めてだと思います。当然、RPAの効果については、単純な事務処理のミスを防ぐとか、あるいは、スピード化であったりとか、効率化であったり、いろんな効果があります。で、今非常勤、それから非常勤職員と臨時さんですね、については、今回の定例会で提案しておりますけども、会計年度任用職員に移行するというので、その時の説明の中では申し上げましたけれども、今のやってらっしゃる仕事ですね、そのまま会計年度職員として移行するというのではなくて、本来、会計年度職員として担っていただくことの整理をするということですので、今回、RPAを導入するにあたって、そういう単純な業務作業については、スピード化あるいは効率化、あるいは事務の間違いの軽減を防ぐためには、当然有効なものですので、あと、その中でそれ以外のものを担うものとして職員が何をやっていくのか。そして、会計年度職員の方たちに何をやっていただくのか。そういった事業仕分けをするために、先ほどあっております、現在の業務の見直し関係をですね、しっかりやっていきたいというふうにも思っております。

それから、2点目が、ICT関係の知識がということのお話だと思います。確かに、全体的なです

ね、研修については、なかなか全職員も含めて研修ができていくかというところ、先ほどのですね、おっしゃった数値からいくと、まだまだ不十分だというふうに思っております。やはり、こういったRPAも含めた事務改善をすることについて、職員それぞれがですね、改めて自分の業務を見直すことによって、どこを改善すべきかということに気づくということも大きなポイントだと思いますので、その辺も含めて、しっかりと職員研修に根差すような形ですね、研修を進めていきたいというふうに思っております。

それから、3点目の主要な施策についてもですね、きちんと見直しをしていくということで、申し上げてきたところでも、正しくこれもある意味業務の棚卸しと同じ観点で、改めて1年に1回ですね、自分のやっている業務を見直して、何が改善すべき点かとか、何が効率化するためにはどうしたらいいかということで、今やっていることプラスアルファをですね、求めるための制度設計ですので、これも主要な施策についても今一度ですね、より重要だということを今回のRPAの導入を含めて研修の中でしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） だいぶあのう意見の方向性というのがですね、考え方の方向性というものがつながってきているような印象ではありますが、最後にですね、もう一つだけお尋ねをしたいと思います。

それはですね、例えば、10年後、20年後を考えて、RPA、あるいはそのここはもうAIまで含めたところですけども、そうしたその効率化、あるいは自動化というものを図りながら職員の仕事をより少しでも減らしていくというような考え方をした場合ですね、10年後にはどんな姿っていうものが描けるのだろうかというところですね。そこについても少しイメージを持っておいたほうがいいかなと思いますので、そこについてお話いただければと思います。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 10年後、20年後、どういった仕事の効率化を含めてですね、なっているかということで、当然、今自治体、スマート自治体ということで、いろんなものが入ってきます。AI、それからRPAも含めて、機械でできることは機械ですということになるかと思っておりますけれども、ただ自治体の業務については、ロボットが主役になるということじゃなくて、あくまで人が主役ということですので、そういった観点から10年後、20年後を見据えた研修も含めてやっていきたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） もう質問ではありませんけれども、そのようにですね、将来、本当に職員というのは増えるのだろうか、減るのだろうかとかですね、そういったことがですね、やっぱり頭の中にどうしても疑問として出てくる場所です。そういった面まで含めまして、ぜひですね、しっかりと考えていただければなと思います。

以上です。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。

1時40分より再開します。

午後1時29分 休憩

△

午後1時40分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 通告書にしたがいまして一般質問を行います。町長に対して行います。今回は2点質問をあげております。

まずはじめに、消費増税と社会保障制度について質問をいたします。

質問の要旨のとおり、消費税法は、地方交付税法に定めるところによるほか、毎年、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するため施策に要する経費に充てるものでありまして、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律にて、世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築することが我が国の直面する重要な課題であることが明記されております。

参議院選後に先送りしてございました社会保障制度改革をめぐるしまして、政府は集中的に議論するために新たな会議を設ける方向でありました。これは既にできております。全世代型社会保障検討会議というもの各諮問会議、総理大臣の諮問会議の中からえりすぐりの人たちを抜擢しましてできております。そういった方向で会議が既に成り立っております。そしてまた、厚生労働省は、年金の給付見通しを示す5年に1度の財政検証を公表する方針、これも既にこの通告書の後に公表をされております。6段階、パターン別に述べられております。そういったことにおいて、来年の通常国会におきまして、年金制度改革関連法案を提出する予定であります。国は医療や介護分野についても議論を加速させて、超高齢社会を背景に消費増税による負担増という痛みを伴う改革に出てきました。

町として、今回の消費税10%に対する説明責任は重要でありまして、町民の理解を得るために、今後の方針や計画を丁寧にわかりやすく公表しなければならないと考える次第であります。

社会保障をめぐる認識のギャップといたしまして、現状におきますれば、日本の社会保障は、中福祉、低負担であります。その差を財政赤字が埋めているのが現状ではあります。改善するにはどういったことに取り組むか。考えますれば、第一に、社会保障の給付と負担は一体だという認識を国民全体が持たなければならないということです。現在の低すぎる負担レベルを正そうと、消費税を上げても、現在は社会保障のレベルは高まらないほど借金が多くなっているということでもあります。こういった認識をきちんと持つことが大切ではなかろうかと考えます。

また、年金制度に適切な期待を持つことも大切であります。年金制度は基礎的収入で長生きリスクに備えて自己努力は必須であります。年金があるからすべてそれが生活が賄われるわけではありません。やはり自己努力は必要であるという認識が必要だと思えます。

また、自分自身がどのような形でそういった社会保障に対する負担をしているのかという認識を高めることも大切だと考えます。現在は、多くのサラリーマンの方々は源泉徴収による社会保障料の天

引き、これは勤労者と企業が総体的に負担をしておりますが、この天引きにより、負担の高まりを認識をしていないというのが現状ではなかろうかと思えます。冷静に各位が現状と将来を見据えた社会保障を理解することが大切だと考えます。

そしてまた、今回の消費増税によりますことに対して、各新聞社の中でもいろんな論評が出されております。先日の9月16日でした、熊日新聞におきましては、万全の準備で混乱回避をするべきだということで社説が載っております。政府は、買い控えによる景気の腰折れを防ぐために、軽減税率の導入を決めました。そしてまた、キャッシュレス決済を対象としたポイントの還元の実施もやるというしております。政府は、企業や自治体、各種団体など、幅広い協力を求め、制度の周知や対応レジの設置など、準備の徹底を図りまして、混乱回避に全力を尽くしてほしいというような社説であります。対応策といたしまして、町におきましては、プレミアム商品券の発行などを行っておりますが、軽減税率の導入によって、各商店の混乱はニュース等々で皆様知っているところだと思えます。

問題点といたしましても、例えば、キャッシュレス決済と申しましても、クレジットカードを持っていないなどのデジタル弱者とか書いてありましたけれども、こういった人たちも多くおられると、ということは、キャッシュレス決済を行えない方々には恩恵はないということが考えられます。

町としても、消費増税に対しまして、説明責任があると私は考えておりまして、町が知り得たいろんな情報、国・県から降りてきた情報あたりを町民と共有しながら、また理解を求めながらよりよき社会保障制度へと導かなければならないと考える次第であります。

先の参議院選挙におきましても、消費増税はいらない。消費税自体不要などと、そういった政党も出てきております。こういった政党は、一部をそういった形で言いますけれども、ただ、ポツとでというような感じは否めませんので、インフラ整備や国防、教育、総体的な議論に欠けるのが事実であります。しかしながら、そういった政党が消費税が上がるのは困るというふうな人のそういった負担に対するものに対して発言すれば、やはりそこは国民の皆様方は、やはり負担は少ないほうがいいというのは誰もだと思えます。ですが、言いつばなしで責任が取れない、議論がまかり通る世の中にはならせはならないと思えます。社会保障を必要とする人たちを路頭に迷わせるわけにはいきません。確実な理論が成り立つ政治で、石橋を叩きながら社会保障全般を守っていきまして、町民のみならず、国民全体の生活保障を国民として責任を各位が求めながら進めていかなければいけないと思えます。そのためにも、丁寧なる説明は屈さない。思えます。

教育におきましても、こういった実情、社会の実学を学ばせる必要が出てきたのかなとも感じております。社会保障の財源問題を議論し、確固たる将来をつくるためには、先ほどの無責任な政党が出てきたというような大衆を扇動され、最後に放り出され、路頭に迷うようなことがなきよう、国民の理解を高める努力が必要と思えます。ですので、この点については、公的機関といたしまして、この消費増税に対する理解を広く町民の方々に求めなければいけないと思えます。

最近の新聞におきましても、消費増税に対する、社会保障に使われるということが理解されはじめたのか、消費増税に賛成だというようなパーセンテージは50%以上になってきております。そういった実情を踏まえながらも、まだまだ理解は深まっていないと考えます。ですから、この点について

町長に質問いたします。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 永田議員の消費税増税と社会保障制度についてのご質問でございますけども、10月からの消費税税率引き上げが目の前に迫っており、住民の皆さんも増税に賛成という方だけでなく、増税の実施や時期について、様々なご意見をお持ちの方もいらっしゃるようでございます。

消費税は、国の一番大きな財源である基幹税目であるとともに、買い物やサービスを利用することで強制的に税を負担しなければならない間接税であるため、負担する目的や必要性を国民が十分納得した上で、消費税を負担していただくことが大切なことであると考えております。

住民にとって最も身近な生活に直結する消費税が増税されることは、住民の関心も高く、議員のご指摘のとおり、国に任せることなく、住民に一番身近な町が増税の必要性や享受できるメリット等について、住民にわかりやすく情報を伝えていくことは、大切な行政サービスであると認識しております。

今回の消費税税率の引き上げによる社会保障制度の見直しのポイントとしまして、幼児教育・保育の無償化など子育て支援対策の拡充にも財源が配分され、これまでの高齢世帯中心の社会保障から全世代型の社会保障への転換が加速されることになっておりますし、消費税税率の引き上げを契機として、社会保障制度が大切な節目を迎えることとなります。持続可能な社会保障制度の確立に向けて、消費税税率の引き上げに対する住民の理解を進めていくことも、町の果たすべき大切な役割であることを自覚し、わかりやすい情報発信に努めてまいります。

詳細については、担当部長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長豊住浩行君。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 説明をいたします。

永田議員の消費増税と社会保障制度について関する質問ですけども、今回の消費税率引き上げに対する、住民へのわかりやすい周知に向けて町の基本的な考え方について、ポイントを3点整理してご説明申し上げます。

1点目ですが、まずは、急速な少子高齢化の進展に伴い、我が国の社会保障制度が危機的な状況にあることをお伝えし、増税が止むを得ない措置であることを説明することが重要であると考えております。

先月27日に厚生労働省は、来年度予算の概算要求額が3兆2千6百億円で過去最大となることを発表し、高齢化に伴う年金、医療、介護等の自然増としまして5千300億円が見込まれております。

併せて、厚生労働省は、5年に1度試算する公的年金の給付見通しについても、同日公表し、30年後にモデル世帯の年金の実質的な価値は、現在の65歳と比べて2割近く目減りするとの検証結果となっております。世界で最も速いスピードで高齢化が進む中、社会保障費が急増しており、必要な財源を確保しなければ、我が国の社会保障制度を安定的に持続させていくことは困難な状況となっております。

日本の社会保障制度は公費への依存度が高く、急速な少子高齢化に負担が追い付かず、毎年、赤字

国債を発行することで、負担を将来世代へ先送りしている状況でございます。

まずは、こうした危機的な状況ともいえる厳しい現実を町民の皆様にはわかりやすく情報発信していくことが重要だと考えております。

次に、2点目として、社会保障制度の財源としまして、なぜ消費税を使うのかということについて、住民の理解を得る必要があると考えております。消費税は、景気や人口構造の変化に左右されにくく、税収が安定していることや、特定の層に負担が集中せず、国民全体で広く負担できるという特性がございます。このような消費税の特性を踏まえ、すべての世代がサービスを楽しむ社会保障費の財源として、公平に負担を分かち合うために消費税を活用する必要があるということをしかりと説明していく必要があると考えております。

最後に、3点目として、今回の増税を契機として、今後、全世代型の社会保障への転換が進み、幅広い世代で増税の恩恵があるという点です。社会保障制度について、これまでは、給付の中心は高齢世帯で、負担の中心が現役世代という構造になっておりました。世代間の公平性を欠いているという課題もございます。今回、税率が引き上げられる消費税の使途につきましては、10月から予定をされております幼児教育・保育の無償化をはじめ、待機児童の解消や、高等教育の無償化などにも充てられ、子育て世代等への給付が拡充されることになっております。

消費税を負担するだけでなく、消費税を財源として各世代に応じた社会保障の給付があることについても、わかりやすく説明していく必要があると考えております。また、増税にあわせまして、経済対策や低所得者層に配慮した対策として、プレミアム付商品券、年金生活者支援給付金、キャッシュレス決済によるポイント還元のほか、飲食料品などを対象としました軽減税率なども実施されますので、併せて、周知してまいります。

消費税の増税に対する住民の理解を進めることは、持続的な社会保障制度の構築に向けた、町の果たすべき役割と捉え、わかりやすい内容で周知を図ってまいります。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質問いたします。

今回の消費増税に対して周知を図っていくという姿勢はきちんとしているという形かなと思いましたが、今回の消費増税に大きなウェイトを占めるものは何かと考えた時にですね、私はやはり超高齢化による年金制度の維持、要するに、将来不安ですよ。これが最も大きいんじゃないかなというふうに考えております。実際、私も60歳になりまして、40年前には60はもう定年なんだと、そして、年金をもらえるんだというふうに思っていました。しかしながら、65歳から年金をもらえるという形に段々変わっていきました。これが70歳、75歳、まあ実際、平均年齢が段々こう上がってきてですね、人生100までという形になってきましたけれども、例えば、今回の消費増税に対する説明というものは、今、町長、部長が答弁されましたところで流れていくでしょう。ところが、払拭されないのは、将来不安なんですね。やっぱこういったところにやはり町も手を付けていかないと。実際ですね、今度大臣になられました、この人は誰だったかな、がですね、実際こう内閣改造がありまして、大臣もいろいろ変わりましたが、西村経済産業省の大臣ですね、この人が言うに

は、少子化が進みまして、働き方が非常に多様になっております。大きな変化に対応をしていくというふうなことを言われてはおりますが、実際、国が持つそういった余裕ある資金はないわけでありますから、今後、いろんな変化に対応しながらその年金制度にしても、社会保障全体が変化を求められることはもう否めない事実だろうと、そういうふうに思います。実際、年金に対する理解というものを先ほどの第一弾で言いましたけれども、そういったものを深めていかないと、おそらく今後ですね、まだ政府はいいませんが、この直間比率の変更はまだ言うてくる可能性というものはあります。消費税が20%になり、30%になる可能性だってあるわけですよ。ですから、これで終わりではないんです。そして、人口動態も変わっていきますので、そしてまた、景気がずっとよければいいんですけれども、そういったものを考えまして、今回の年金に対する厚生労働省あたりの財政検証ですね、公的年金あたりの、そういったものは6段階のケースを設けて説明がしてありますけれども、我々が住みよい町、住みよい国というものを考えた時にですね、やっぱりこう皆さんアンケートを取れば、不安というふうに漠然とした不安があると答えられるそうなんです。これはもうずっと前からですけども、こういった不安を払拭するのが公的機関の役割ではないかなと考える次第です。ですから、例えば、今消費税1点に絞りましたけれども、消費税というものは、そういった社会保障全般でいうものの補償を確実にするために消費税が2%上げられたんだよという理解を求めなくてはならない。その中で、じゃあ自分はどうなんだと言った時に、自分がもし今60歳ですけども、100まで生きるとしたらあと40年生きるわけですよ。その時にですね、年金が枯渇しないかというのはやっぱり心配ですよ。ただ、年金というのを勉強していけばいくほど、あくまでも生活手段の補助的機能、実は、それが土台かもしれません。ですから、自分なりに、例えば、今60ですけども、65、70、75まで働いていうふうになっていけば、もちろん年金財政は好転するでしょう。そういったならば、もちろん払うものよりも入ってくるもののほうが多いわけですから、そういった状況になればいいです。その今までの一般質問の中で、健康寿命を延ばしましょうよという一般質問もありましたよね。そういったものを考えますれば、そうすることで年金の受給を遅らせることができる。年金財政も好転することができますよというような、実はここが宣伝価値があるんじゃないでしょうか。やはり、その前段で質問された方に同調します。そういったことです。ですから、社会保障を充実させるといった時には、そういった将来ずっと続くですね、こう今からの私の寿命だけじゃなくて、その全体の寿命が伸びていくと言われる中で、そういった中で、やはり対策なり説明を丁寧にしていかないと、やはり不安は募るばかりではないでしょうか。ですから、そういったものを踏まえてきちんとした説明体制、そして、その対応というものは、もちろん国主導でやりますから難しいとは思いますが。しかし、そういった説明責任を果たしていく義務は我々公的機関が担っているのではないかなと。ただ、新聞等々を見てもみれば、いろんな大学の教授やエコノミストあたりがですね、いろんな寄稿をしてくれます。千差万別です。その中でもどれを信じていいのかわかりません。ですから、そういったものを一本筋がぼんと通るようなですね、説明ができるようなものにしなければならないということです。この点について、町とするならば、例えば、今社会保障全般言いましたけれども、今一番不安に思うのはおそらく年金だろうと思います。これ私の年代的なものかもしれませんが、そう



いったことを安定させないと、理解を求めていかないと、おそらくこの世の中がまとまりがつかなくなっていくのではないかなというふうに危惧を覚えますので、この点について、再度質問いたします。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 永田議員の今後の消費税に対する若者から高齢者まで年金ちゅうか、経済的な不安、生活不安を一番お持ちであるというのは、もう自覚しておりますし、そのために我々としても今後の予算関連等についても、地域のやる気、そのやる気のある地域について、やっぱり行政がしっかりと後押しをするという支援をやっぱりやっていかなくちやならないんじゃないかなと。今までやってきておる中で、まだまだ我々として住民の皆さんにしっかりと理解できてないものもたくさんあります。例えば、「水水」というのは、同僚議員のほうからももう何年前から話がありますけども、なかなかうまくその辺の活用ができてない。ただそれは先ほども言ったように、1人1千400円から1千500円ぐらいというのが年間でございますので、なかなか難しい状況だなと。しかし、今まちづくり座談会の中でいろんな意見をお聞きしながら、その地域でしっかりと今取り組もうとするものについて、我々もしっかり今後考えていかなくちやならないんじゃないかなと。そして、今までやってきたそれぞれの地域の安全関連等の補助事業関連等がございますけども、この辺の補助事業関連等についても、もうそろそろ社会保障関連等にギアをチェンジするちゅうか、そういう方向に今後もっていかなくちやならないんじゃないかなと、そういうような介護する人の人材の問題はやっぱり8050と言われますけども、そういう人をぜひ就労とか、あるいは高齢者の就労関係の人をしっかりと今後育成するちゅうか、働いていただけるような形の政策を今後取り入れていかなくちやならないんじゃないかなというふうに思っておりますので、今後については、そういう方向である程度の社会保障と関連等について、しっかりと力を入れていかなくちやならない時を今迎えておるんだなというふうに思っておりますので、今後については、いろいろと勉強をさせていただきながら、今後、提案関連等についてもしっかりとご相談をしていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質問いたします。

私が集めたデータの中には、おもしろい記事もありまして、これ9月14日の日経ですけれども、日本経済新聞社とテレビ東京が実際した緊急世論調査というものがありません。この中で、消費税に賛成した人、反対した人、その中でも社会保障費の膨張に何らかの対策が必要だと訴える人がですね、やはり賛成、反対をその抜きにしても85から90%に上がるんですね。ということは、社会保障費全般に対して皆さん危惧を持っておられるということです。ですから、逆に言うなら、今がチャンスなんです。ですから、今この皆さんがそういったものに興味があるときに手を打つというのが一番の方法ではなからうかと思ひます。国としてもですね、いろんな措置を打ち出してはきます。例えば、その生産年齢人口が減るだろうと、人口が減っていきますんで、その中でも高齢者も社会保障の担い手になるよう促す措置をこう進めていくとも思ひます。そしてまた、希望する高齢者が70歳まで働ける環境整備を企業に求めていく。こういったものも国は思ひます。そしてまた、一定

の収入がある高齢者の年金を減らす職老齢年金制度も縮小し、就労意欲を高めると。要するに、ある程度年がいった方々ももっと働いてくれということ。やはりこれが解決策になるのは、やっぱり一番そこなんです。やっぱり健康で年金受給を遅らすということですね。そういったことになると思います。いろんな先の参議院選で政党が出てきて、いろんなことを言っておりますが、既存のルールをぶち壊すというようなことは格好いいかもしれません。しかしながら、急にMMT理論とか、国債はどれだけ発行してもいいよとか、ベーシックインカムとか、みんな働かなくてもいい世の中になるんだよとかいうものは、まだまだ夢物語でありまして、我々は現実を直視してこれから進まなくてはならないと思います。

この点につきましては、質問と申しましたけれども、まだ対策をですね、町としてはじっくり検討して、町民の方々が不安にならないように、皆さんの人生はもっと充実したいものになりますよというようなですね、そういった流れをぜひ町長にはつくっていただきたいと、そういうふうを考えます。

2問目に移ります。

町政運営と議員発議についてを質問いたします。

臨時議会におきまして、先の臨時議会ですね、におきまして、文教厚生常任委員会から委員会発議といたしまして、教育、保育施設の改修等による環境整備及び維持管理に関する決議が提出されました。そして議決されました。この委員会の提出した発議に対して、私は反対討論を立ちました。問題点が多すぎたからであります。しかしながら、討論の中で、そういった権利があるんだよというふうな形でも言われました。確かに権利はあるでしょう。しかしながら、この発議というものの、問題点は多々あると、私は思っております。しかしながら、何度も言いますけれども、議決されたんです。賛成多数で。日本は民主主義国家でありますから、その中で代表制民主主義を基、町長、そして議会というような二元代表制があります。そして、この二元がその激しく議論を突き合わせて、そしてよりよき町政へと導いていくというのが形でありまして、この議論におきまして、この発議というものを行うことによって、町長が代表制で大統領制でおられますが、町長は反論を許されないんですね。議論に参加することができない発議なんです。非常に問題でありまして、町長の思いは、その議場において発言できないんです。この公平ではないような議論がまかり通れば、私は大変なことになるというふうに思っております。実際、この中で、言うなら切りがないんですけども、おかしいなと思う部分がやはり委員会では出されたので、委員会で相当なる議論があったのだろうとお察しします。しかしながら、委員会の中でそれを納めることができなかつたのか。そしてまた、町長をお呼びになって、そういった摩擦が起きないような落ち処を探すような大人の議論ができなかつたのかというような疑義が生じているのであります。ですから、本来、そういった発議というものは、権利はあるかもしれません。しかしながら、私たち議会と執行部、町長をはじめとする執行部の皆様方は敵味方ではないんですね。あくまでも議論はするかもしれませんが、目指すところは町の発展、町民の幸せ、そういったものを目指して議論するんです。ですから、もしそういった発議をするのであれば、事前に各議員にも周知するべきですね。そして、皆様方の総意としてどうしても執行部がどん

な形で議論しても筋が通らんことを返してくるというようなことであるのならば致し方ないなど。最終段だと私は考えます。ですから、この出し方というものに非常に疑義が生じていて、ある意味、反論ができないような状況で出すというのは、優位的立場の乱用にもあたると私は思っております。これは独占禁止法ですごく要点なんです、優位的立場の乱用です。言えないんです、反論をできないようなことを。しかしながら、その方法というのは地方自治法で認められているんです。ですから、法律というものの自体が完璧ではないんですよ。もちろん法律に照らし合わせて弁護士や司法が戦ったりしますよね。それと一緒にです。ですから、法律というものは、最低限の道德であるといった弁護士もいるほどです。中坊公平さん、大好きな人ですけども、それ以上のものがあるんですと。あくまでも明文化された法律というものは、基礎基本ではあるかもしれませんが、理解の仕方でも動くというふうに感じます。ですから、民主主義の世の中において、公平なる議論ができないというようなそういった発議が出されて、しかも議決されたということは、議会の総意、私はもちろん反対だったんですけども、議会は議決したんですから、その議案に対して今度は町長が執行義務が、今度は発生するんです。これに対してそのままいくなれば、おそらく乱用される可能性がまた出てくるのではないかなと、そういうふうな危惧が私はこの点においてはあります。何度も言いますが、しかしながら議決はされたんです。これは私は認めています。これがだめだだめだと言ったら、もちろんこの質問は成り立ちませんから。ですから、こういった出し方をすること自体、議会の運営にちょっと問題があるのではないかなという疑義と、民主主義が本当に公平・公正な場で行われている議場かなというふうに思います。この点についての議決された案件について、町長は毅然たる態度でやはり立つべきではないかなと。今回は町長の味方になるかもしれません。やっぱりそういった形でですね、私はそういった不公平なことをするのが大嫌いにして、公平なものだったとは、私は考えておりません。

この点について質問いたします。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 永田議員の質問にお答えしたいと思います。

今年の8月の臨時議会において、教育、保育施設の改修等による環境整備及び維持管理に関する決議が提出され、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されたことにつきましては、執行部として、可決の重さを十分認識しているところでございます。

議決事項の内容に「直ちに抜本的な改修等整備に着手」と要望事項の記載がございます。その点、議員から、「拡大解釈の余地が大きく年度計画及び予算に大きく関係するもの」とご指摘をいただいております。確かに、社会保障費といった義務的経費は年々増加の一途をたどり、かつ法律で一定の割合が町負担と義務づけられている業務も多く、財政的には大変厳しい状況でございます。そうした時代背景にあっても、私たち執行機関の役割として、限られて財源に対して、住民の生活環境の向上に向け、どの部門にどれだけ財源を要するか、情報収集と分析が大変重要です。

その結果に基づき、町として、当初予算に計上し、その際できるだけ有利な財源を探し、最小の経費で最大限の効果が得られるよう、年度計画を立て、議決を得られれば予算を執行することで政策実

現に努めているところでございます。

他方、議員からは、今回の発議では、町執行部の弁明機会がない中で議決にいたるところへの疑問、問題提起、そして今後も発議が頻発することも考えられるとご指摘いただいています。

議会と首長は、ともに町民による選挙を受けた立場であり、車の両輪としてお互いに議論を重ね、切磋琢磨しながら住民福祉の向上に努めることが役割であります。その際、大切なことは、普段からの議論、意見交換の中で、現時点での町にとって何をしていくべきかを認識できるだけの情報収集とその分析が重要になってくると考えます。

もっとも、どうしても町民すべてにとって満足できる執行予算は大変厳しい状況です。そこで、議会とは、引き続き対話を重ねていくことをお願い申し上げ、私の答弁とさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質問いたします。

この質問につきましては、事前の通告書にしたがいまして、執行部と入念なる打ち合わせと申しますか、説明は申し上げました。その中で、今町長がそういった執行部の意見の総意のもと、集約して答弁をされましたけれども、問題点はまだまだありまして、例えば、そういった議論をして、例えば、委員会から出るわけですから、司っているのは委員長であります。

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

ですから、この議会というものは公平・公正の場でなければならないということです。こういったものに対してですね、町長は毅然たる態度を示してもよろしいかと思えます。やっぱりそこに教育委員会が、その認識していないものを出されてくるんですね。これはちょっとやっぱおかしいと、私も思いますが、この点について、町長の見解を伺いたいと思えます。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦議員に申し上げます。先ほど発言の中に、不適當な言辞がありましたので、それだけ注意しておきます。

○13番（永田和彦君） 何でしょうか。

○議長（桐原則雄君） ——という言葉の使い方がちょっと不適當なということで申し上げます。あと、町長お願いします。

町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 今回、委員会の発議の件でございますけども、教育委員会の中におきまして、いろいろと意見交換があったかと思っておりますけども、私は中に入っておりませんけれども、憶測によりますと、まあこれまでの雨漏りの件関係で予算をお願いし、実行してきたわけでございますけども、その後のあとに、新たに雨漏りがして、再度の一般質問とかいろいろご意見がありまして、どうであったかというようなご意見が出たんじゃないかなというふうに思います。我々としてもやっぱり地震後でございますので、想定外のことが起きたんだなというような思いもしておりますけども、いろいろとその辺の説明責任が我々に不足しておったちゅうか、委員会との中でのやはり情報がうまくいってなかったなというような思いをしておりますので、今後については、いろいろとご相談をしていきたいと。その件の、雨漏りの件についてもやっぱり教育委員会のほうには、今後の雨漏り関連と大規模関係についての計画関連等をしっかり取り組んで、委員会のほうに説明をするように伝えておりますので、今後について、委員会のほうでその辺の計画をしながら、文教厚生のお話があるかと思っておりますけども、そういう中で、予算の関係については、我々としても重く受け止めておる以上、できることから予算を組ませていただきたいというふうに考えております。

○議 長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 町長が述べられるのは、まさに年間の予算を我々が認めて議決するわけです。ですから、単年度主義におきまして、年間予算を我々が審議して、認めて、それを着実に執行していくという答えだったのかなと思います。ですから、またそういった発議におきましても、その予算に関するものは許されておられません。例えば、その早急に1億円なり1億円使ってこれを修理しなさいというようなそういった発議は許されておられません。ですから、年間の予定に沿った執行になるかと、そういうふうなものはきちんと毅然と、淡々と進めていくというものだろうと思います。

ただ、私が今回の一般質問までしてここまで言うのは、敵味方ではないということを言いましたけれども、敵味方ではないということは、イコールですね、信頼関係を持って我々はこの議場に居るわけです。きちんと議論して、そしてそのことに対して約束ですよ、町長、あなたはちゃんと今やると言いましたねって、やってくださいよってというような、信頼しますよってというのがこの議場ではなかろうかと思えます。しかし、そういった事実確認をしない、できないようなものをですね、どんどん出されてきたならば信頼できませんよね。私が逆の立場だったならば、この人はもう1回それをする、おそらくそれを出してきますよ、今からも。今までも出してきたんでしょ、あらゆるところで。そういったものがですね、伺い知れるんです。やり方から、流れからどうも私は腑に落ちません。そういったものをですね、きちんと我々は検証して、この議会を気高きものに持って行くべきだと、私は思います。じゃないと、この議会が本当に代表制民主主義じゃなくなりますよ。—————

—————ですから、こういった議案に対しては、町長の毅然たる態度、先ほど答弁されましたけれども、そういったもの非常に大切になってくると思えます。ですから、そういったものを議決されましたけれども、その内容もきちんと

精査して、議決事項ですから、それはそれで町長の今後のそういった判断をもとに、どう進めていくか、そういったものはかかっているものだと思います。今後もですね、私はこの議会の中でもベテランのほうですから、そういった腑に落ちないようなものはきちんとして是正していく責任もあります。ですから、そういったものの議論はどんどん深めていって、他の市町村に負けないような議会にしていきたいと思うところであります。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦君に申し上げます。

ただいまの発言の中で不適當な言辞があったように思われますので、後刻記録を調査の上させていただきます。

これで一般質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

午後2時33分 散会

本 会 議

委 員 長 報 告

# 令和元年第7回大津町議会定例会会議録

令和元年第7回大津町議会定例会は町民交流施設ふれあいホールに招集された。(第4日)

令和元年9月19日(木曜日)

出席議員	1番 三宮美香      2番 山部良二      3番 山本富二夫 4番 金田英樹      5番 豊瀬和久      6番 佐藤真二 7番 本田省生      8番 府内隆博      9番 源川貞夫 10番 大塚龍一郎      11番 坂本典光      12番 手嶋靖隆 13番 永田和彦      14番 津田桂伸      15番 荒木俊彦 16番 桐原則雄																																	
欠席議員																																		
職務のため出席した事務局職員	局長 矢野好一 書記 府内淳貴																																	
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 45%;">町 長 家入 勲</td> <td style="width: 10%;">兼 会計管理課 長</td> <td style="width: 45%;">坂本 一正</td> </tr> <tr> <td>副町長 田中 令児</td> <td>兼 総務部総務課主幹 長</td> <td>伊東 正道</td> </tr> <tr> <td>総務部長 藤本 聖二</td> <td>兼 総務部総務課 長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住民福祉部長 豊住 浩行</td> <td>兼 総務部総務課 長</td> <td>本司 貴大</td> </tr> <tr> <td>経済部長 田上 克也</td> <td>兼 総務部総務課 長</td> <td>吉良 智恵美</td> </tr> <tr> <td>土木部長 村山 龍一</td> <td>兼 総務部総務課 長</td> <td>市原 紀幸</td> </tr> <tr> <td>兼 併任工業用水道課長</td> <td>兼 総務部総務課 長</td> <td>野村 宗生</td> </tr> <tr> <td>兼 総務部総務課長 選挙管理委員会書記長</td> <td>兼 総務部総務課 長</td> <td>坂本 光成</td> </tr> <tr> <td>兼 総務部総務課長</td> <td>兼 総務部総務課 長</td> <td>兼 農業委員会事務局 長</td> </tr> <tr> <td>兼 総務部財政課長</td> <td>兼 総務部総務課 長</td> <td>荒牧 修二</td> </tr> <tr> <td>白石 浩範</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	町 長 家入 勲	兼 会計管理課 長	坂本 一正	副町長 田中 令児	兼 総務部総務課主幹 長	伊東 正道	総務部長 藤本 聖二	兼 総務部総務課 長		住民福祉部長 豊住 浩行	兼 総務部総務課 長	本司 貴大	経済部長 田上 克也	兼 総務部総務課 長	吉良 智恵美	土木部長 村山 龍一	兼 総務部総務課 長	市原 紀幸	兼 併任工業用水道課長	兼 総務部総務課 長	野村 宗生	兼 総務部総務課長 選挙管理委員会書記長	兼 総務部総務課 長	坂本 光成	兼 総務部総務課長	兼 総務部総務課 長	兼 農業委員会事務局 長	兼 総務部財政課長	兼 総務部総務課 長	荒牧 修二	白石 浩範		
町 長 家入 勲	兼 会計管理課 長	坂本 一正																																
副町長 田中 令児	兼 総務部総務課主幹 長	伊東 正道																																
総務部長 藤本 聖二	兼 総務部総務課 長																																	
住民福祉部長 豊住 浩行	兼 総務部総務課 長	本司 貴大																																
経済部長 田上 克也	兼 総務部総務課 長	吉良 智恵美																																
土木部長 村山 龍一	兼 総務部総務課 長	市原 紀幸																																
兼 併任工業用水道課長	兼 総務部総務課 長	野村 宗生																																
兼 総務部総務課長 選挙管理委員会書記長	兼 総務部総務課 長	坂本 光成																																
兼 総務部総務課長	兼 総務部総務課 長	兼 農業委員会事務局 長																																
兼 総務部財政課長	兼 総務部総務課 長	荒牧 修二																																
白石 浩範																																		



## 会 議 に 付 し た 事 件

発議第2号 同意第2号 同意第3号	高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書の提出について 大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて 大津町固定資産評価審査会委員の選任につき同意を求めることについて
-------------------------	--

議 事 日 程 (第 4 号) 令和元年 9 月 1 9 日 (木) 午前 1 0 時 開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 各常任委員会の審査報告について 質疑、討論、表決
- 日程第 3 委員会の閉会中の継続調査申出書について 議決
- 日程第 4 令和元年度議員派遣について 議決
- 日程第 5 発議第 2 号 高齢者の安全運転支援と移手段の確保を求める意見書の提出  
について  
上程、趣旨説明、質疑、討論、表決
- 日程第 6 同意第 2 号 大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 7 同意第 3 号 大津町固定資産評価審査会委員の選任につき同意を求めること  
について  
一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

午前 1 0 時 0 0 分 開議

○議 長 (桐原則雄君) これから本日の会議を開きます。

日程第 1 諸般の報告

○議 長 (桐原則雄君) 日程第 1、諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

日程第 2 各常任委員会の審査報告について

○議 長 (桐原則雄君) 日程第 2、各常任委員会の審査報告についてを議題とします。委員会審査報告書は、議席に配付のとおりです。

これから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長永田和彦君。

○経済建設常任委員長 (永田和彦君) ただいまから、経済建設常任委員会に付託されました案件をご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第 5 6 号、5 7、5 9、6 0、6 2 号、認定第 1 号、3 号、4 号、6 号、8 号の 1 0 件であります。

当委員会は、9 月 6 日、9 日の 2 日間、審議の前に、2 1 カ所の現地調査を行い、その後、オークスプラザ 1 階の研修室 1・2 において、執行部より付託議案の説明を求めながら審議を行いました。

審議の経過については、お手元に配付の審議記録のとおりですが、以下、課題と論点を明らかにすべき内容について、その概要と結果、意見としてにつきまして報告いたします。

まず、議案第56号、町道の路線認定についてであります。

さしたる意見はありませんでした。

56号については、現地調査を行っております。

次に、議案第57号、令和元年度大津町一般会計補正予算（第4号）についてであります。

農業委員会においては、さしたる意見はありませんでした。

経済部農政課におきましては、委員より、農業振興費くまもと土地利用型農業競争力強化支援事業補助金について、補助金以外の財源については、借入金の返済計画はしっかりしているのかとの問いに、執行部より、すでに農業近代化資金の申請がされていて、町・農協で返済計画を確認しております、と答弁がありました。

続きまして、経済部企業誘致課におきましては、委員より、大津町企業連絡協議会との意見として交換会を踏まえ、町として雇用を広げる宣伝についての取り組みはどうかという問いに対しまして、執行部より、先日の意見として交換会の意見としてから大津町企業連絡協議会を紹介するところで準備を進めております。広報おおづ10月号から連載で町内企業を紹介する予定であります。大津町企業連絡協議会会員数は71社でありますので期間がかかる見込みとなりますので、特集記事で数社を一括して紹介したいと思っております。また、大津町役場公式ホームページ内の大津町企業連絡協議会紹介一覧より、各企業へのホームページへリンクされるよう承諾の依頼をお願いしているところがあります、と答弁がありました。

また、意見といたしまして、大津町役場公式ホームページから単にリンクを貼り付けるのではなく、各企業の簡単な紹介文及び募集人数などが記載されればよりよいと思います。人材不足は大津町企業連絡協議会だけの問題でなく、農業関連、建設業組合など多くの業種で困っている問題でもあります。大津町役場公式ホームページから簡単に探せるよう対応をしてもらいたいと意見が出ております。

また、意見といたしまして、誘致企業支援につきましては、補助金を交付するだけでなくどのように使われたのか効果測定を今後は行わなければならない。また、企業への支援だけでなく、大津町では企業用に提供可能な用地がないので、進出企業への土地協力者に対しても町からの助成や軽減措置ができるよう考えなければならないのではないかと。企業は、設備投資があれば新たな雇用を生む可能性があるため、設備投資に対しても補助金が交付されるような制度も検討が必要と思えると出ました。

次に、土木部都市計画課におきましては、委員より、トイレの改修について、長寿命化計画の中で何年に1度の間隔で建て替えの計画があるのかとの問いに、執行部より、公共施設のトイレは、今まで建ててからそのままの状況であります。平成28年度に長寿命化計画を策定しましたので、今後10年間で公園の整備をしていきますが、最初の5カ年で昭和園のトイレ、杉水公園、清正公道公園のトイレの整備を考えております、と答弁がありました。

意見といたしまして、トイレの寿命を見越して、更新が必要であるなど将来を見据えたうえで、つ

くったものが負の遺産とならないように検討していただきたいとありました。

また、委員より、地震関連の耐震化補助事業も含め、補助金の不正受給が県内で見受けられるが、不正を見抜くチェック体制はできているのか。また、不正を未然に防げるような事前のチェックはできているのかとの問いにおきまして、執行部より、宅地耐震化事業については、見積もりが出た時点で、町で積算基準に基づき照らし合わせて見積もりが高い場合には、是正指導をしております。また、検査時に設計書にあっていないかの竣工検査を行っております。事前のチェックについては、地震後に、発注者支援として業務委託を行っておりますが、業務支援とあわせ、地震直後に町全域を役場職員と被災した擁壁の状況調査を行っております。その中から申請があったものを補助している状況です、とありました。

また、土木部建設課におきましては、委員より、室工業団地4号線において、県との協議でボックスカルバートから橋梁に変更との説明であったが、町の計画はどのような計画だったのか。もっと事前に協議をすれば、今回のような変更は無かったのではないかと。また、県の担当者によって判断が変わるのかとの問いに、執行部より、町の計画は費用が安価で工事が早いボックスカルバートで計画しておりましたが、県との協議により橋梁に変更するよう指示がありました。県との協議は、設置箇所などある程度の計画が決まってからでないと協議ができないために、詳細設計の前のタイミングで協議を行いました。県の担当者によって判断が変わることはありませんが、事前に担当者レベルで相談を行っております、とありました。

土木部下水道課におきましては、委員より、予算執行による額の確定であったとしても、減額が2千万円と大きいのは何か理由があるのかとの問いに、執行部より、維持管理費に関する収支については、見込みどおりになっております。事業完了における精算時点で差が出るものとしましては、工事などの事業費であり、例えば、地下埋設物の移設補償など不測の事態に備えた予算組をしておりましたとき、結果として、そのような不測の事態が発生しなかったことにより、予算の執行の必要がなかったことによるものが主なものと考えております、と答弁がありました。

議案第57号関連は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号、令和元年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計補正予算（第1号）についてであります。

特に質疑はありませんでした。

議案第59号は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第60号、令和元年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第2号）についてであります。

特に質疑はありませんでした。

議案第60号は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第62号、令和元年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）についてであります。

特に質疑はありませんでした。

議案第62号は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、認定第1号、平成30年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

農業委員会におきましては、委員より、農業委員会の目標及び達成に向けた活動計画は作成されているか。具体的な目標はどのようなものかとの問いに、執行部より、年に1度公表するように定められており、作成しております。具体的には遊休農地の解消については、年間3ヘクタール解消することを目標にしており、実績として昨年約5ヘクタール解消できております、と答弁がありました。

次に、経済部農政課におきましては、委員より、外国人労働者の就農状況について、わかる範囲で教えていただけないかとの問いに、執行部より、農業の場で外国人を雇用することは、農繁期と農閑期で必要とする時期の違いなどの課題もあり、雇用方法については、農協でも検討しているようであります。畜産においては、技能実習生という制度がありますが、窓口としては町がきちんと農業をやっている事業所かどうかを証明するだけなので、雇用の実態までは把握はできておりません、と答弁がありました。

また、委員より、畜産業費で、鳥インフルエンザ等の家畜伝染病が発生した場合の行動マニュアルの素案を作成することができたとしてあるが、現状はどのようになっているのかとの問いに、執行部より、本年度に、行動マニュアルを策定しました。今年秋には、その行動マニュアルに基づく職員向け防疫演習訓練を県と一緒にを行う方向で調整中であります、とありました。

委員より、菊池台地の償還負担金はあと何年か。その後の負担金はないのかとの問いに、執行部より、令和3年度までになります。当該負担金は発生しませんが、維持管理分は発生します、と答弁がありました。

また、委員より、ハザードマップはほぼ国・県費で作成しているが、町でつくっているものもあるので無駄ではないか。別につくって活用度がどれぐらいになるのかわからないようではなく、統一したほうがよいのではないか。全体で網羅すべきではないかとの問いに、執行部より、町のハザードマップには河川等の浸水被害の想定であり、ため池は盛り込まれていませんでした。このため、国が主導して広島県の豪雨被害のため池決壊被害以降、ため池ハザードマップをつくることになったものであります。有効に活用できるよう周知していきます、とありました。

また、委員より、鳥獣被害の対策については、平川地区等でシカやイノシシ等が出現しているのは、今までにない何か大きな変化があるのではないか。それに対する対策などの方針はあるのかとの問いに、執行部より、現状の被害は増えてきております。おそらく国道57号の代替道路の工事などでシカが住み処を追われて降りてきて、イノシシについても同様ではないかと考えられます。対策については、駆除期間を延ばして対応しております。電気牧柵についても、次年度から要求額を増額したり、農協の補助などと連携していきたいと考えております、と答弁がありました。

また、委員より、矢護川のは場整備の現在の進捗率や同意の状況は。また、水利については問題はないのかとの問いにおきまして、執行部より、現在の仮同意率は矢護川が95%、真木が79.3%であります。相続登記が完了しないと事業に参加できないなど、以前と比べてかなり事業の採択要件

が変わってきております。仮同意率、相続登記、文化財調査が100%を求められているなど厳しい状況であります。土地改良法上は3分の2の同意でよいものの、事業面積が広いと県営事業でやっていくことになりますので、県の採択要件が現在は厳しくなっております。水利についての問題はありません、と答弁がありました。

続きまして、経済部商業観光課におきましては、委員より、地蔵祭補助金を100万円増額し、花火を1千300発上げたことについて、住民の方への目的や成果を説明できるのかとの問いに、執行部より、地蔵祭実行委員会では、昔行っていた花火を復活させて皆さんの心を和ませる目的で実施されました。今後も、昔ながらの伝統と歴史のある祭りを次世代に継承するとともに、地域の皆さんの拠り所となり潤いと憩いの場を提供したいと考えられております、と答弁がありました。

意見といたしまして、祭りがまちづくりにどのような影響があるかについては検証が必要であり、歴史と文化の伝承の中で、祭りを単なるイベントではなく歴史を伝承していくことは、現代の私たちの役割でもある。新しい形も取り入れながら、町民の皆さんが納得する形で大津町を誇りに思ってもらえるような形になるよう進めていきたいとありました。

また、委員より、観光協会については、現在どのように進行しているのかとの問いに、執行部より、観光協会については、事務局体制の再検討、事務の円滑な運営、部会の動きを活性化させるという3つの柱を目標としているところであります。部会の動きも部会長を中心に動き出しており、事務的処理も会計システムや臨時職員も入れ、徐々に再建に動いている状況であります、とありました。

また、委員より、ビジターセンター観光案内業務委託の数字的なものがあるのかとの問いに、執行部より、阿蘇方面や大分方面のバスの案内や駅周辺の食事の案内などを行っております。観光案内を利用した人が昨年は6千291人、その内4千739人が外国人であります。待合室を利用した方が7万268人となっております、とありました。

また、委員より、商業観光課の事務所を交流センターに移した成果・効果はどうか。次年度以降はどのようになるのかとの問いに、執行部より、観光協会と様々な面で風通しはよくなったと思われます。観光面に関しては、観光協会の方も明日の観光大津を創る会の方も来られまして、情報交換をする場が非常に増えたと思います。観光協会に対する商業観光課の支援は2年間を予定しており、来年度までは交流センターでの業務となります、とありました。

また、委員より、大津駅の南口はバスの利用が多いため、バス会社の利便性を考え、ビジターセンターの駐車場を無料開放してはどうか。もしくは駐車場以外の活用方法も考えてはどうか、また、ビジターセンターを町のPRにもっと活用して企業紹介など考えてはどうかとの問いに、執行部より、駐車場の活用方法については、様々な観点から考えてみたいと思います。また、ビジターセンターでの町のPRの方法ですが、今は観光パンフレットなどを置いている程度ですので、今後は、観光面だけでなく、町全体のPRなど目を引くような展示物も考えていきたいと思っております、と答弁がありました。

意見といたしまして、大津駅は、現在のバスの駐停車状況を見ても時間帯によっては非常に混雑しており、バスの待機駐車場は必要ではないかと思われる。北側の駐車場が使えるのであれば、現在の

南側駐車場は賑わいの場所としているいろんな人の意見として聴きながら活用方法を考えてみてはどうかとありました。

また、委員より、空港が民営化になって新しいビルが建つが、インバウンド関係とか、新しい会社との連携など考えているのかとの問いに、執行部より、まだ、新しい空港運営会社とのビジョンは詳しく考えてはおりませんが、出発ロビー横の物産展スペースのPRを打診しました。しかし、年内での調整はできませんでした。今後も空港を活用したPR方法を検討していきたいと考えております、とありました。

意見といたしまして、新しい空港での大津町のPR方法について、今からいろんな団体の意見を聞きながら情報収集をしっかり進め、新たな事業展開を考えていただきたいとありました。

経済部企業誘致課におきましては、委員より、企業誘致に係る懇親会等の食糧費については、次の設備増強や新たな誘致の情報を得る目的もあるので、1次会だけではなく、2次会などの分についても状況においてはなるべく職員の手出しの負担がないようにできないのか。また、今回、残額が多いのは懇親会などの活動が少なかったことの影響なのかとの問いに、執行部より、企業誘致課では、立地協定調印式後の交流会食事代においては食糧費を使わせていただいておりますが、2次会からは自費で参加している状況であります。食糧費の不用額については、昨年、名古屋からの進出企業との交流会を開催していましたが、昨年、開催することができず大きな残額となりました、とありました。

また、委員より、課題として、立地可能な土地や居抜き物件に対する問い合わせに対し、条件に合う物件が見つけられなかったとあるが、マッチングできなかった大きな理由は何か。また、マッチングのタイムラグを解消するための手立てはないのかとの問いに、執行部より、企業が探している土地は、すぐに操業をスタートさせたいという希望が多く、面積要件があっても状況が山林で造成が必要であることから、タイムラグが発生しマッチングができなかったところであります。造成済みの土地や居抜き物件があればすぐに対応が可能なところですが、なかなか見つからない状況であります。タイムラグを解消するための対策としては、現在の空き物件等に対し、熊本県東京事務所などの力を借りながら誘致活動を行っているところとあります、とありました。

また、委員より、熊本市の誘致助成として、コールセンターやスタートアップなど自治体が希望する誘致企業に手厚い助成をしている。町としても産業支援型のインターネット関連企業やコンサルやデザインコンテンツ企業に向けて手厚い助成をすることで既存企業との相乗効果により、経済発展につながっていかないだろうかとの問いに、執行部より、町も土地購入、投資、雇用の3条件があれば補助金を交付しております。情報処理関連施設も対象になっておりますが、情報処理施設関連は賃貸で入られることが多く、賃貸であると補助金対象外となってしまいます。熊本市と同様に賃貸に対する補助も検討していかないといけないかなとは思っております、とありました。

土木部都市計画課におきましては、委員より、公園のトイレ清掃委託の形態はどうなっているのか。また、どこまで作業としてやっているのかとの問いに、執行部より、委託の形態としましては、町内にビルメンテナンスの会社が数社ありますので、その業者に発注している状況で、公園すべてを一括した管理は行っておりません。業務の内容としましては、床や便器の清掃とトイレトーパーの交

換などを行っており、業者により様々でありますので、そこは仕様書等で明記してやっていきたいと思えます。その他、トイレの点検調査をしていただき、不具合があればすぐ都市計画課に連絡が入るような体制をとっております、と答弁がありました。

意見といたしまして、町の公園がいくつかあるので、それぞれの公園でどういった公園にするのかなどの構想を持ってやっていただきたい。また、公園やトイレを使う人の意識も大事となってくるので、そういった教育もやっていただきたいと意見がありました。

また、委員より、新しく4つの地区に災害公営住宅ができ、今後の環境整備として、特に道路などの整備が必要だと思うが、予定はあるのかとの問いに、執行部より、具体的な整備計画はありませんが、今後、建設課と連携して進めていきます、とありました。

また、委員より、建設中の住宅について、現在の工期の予定はどうなっているのかとの問いに、執行部より、立石団地については、1月末、後迫団地につきましては、2月末を予定しております、とありました。

土木部建設課におきましては、委員より、道路維持修繕業務は何社に委託しているのか。簡易な補修費も含まれているのか。金額的にも毎年700万円程度なのか。道路維持修繕業務の詳しい内容の説明を願いたいとの問いに、執行部より、委託業者は1社であります。年度当初に入札し、年間を通して委託しております。簡易な補修費も含まれております。契約額はあまり変わりません。委託の内容は、町道、農道、林道のパトロールをしております。平成30年度の実績としましては、パトロールを2千162キロしております。その過程で異常な箇所を発見した場合は対処しております。実際に実施した内容としましては、雨が降ったあとの土砂処理、陥没、倒木、欠けた蓋の補修程度や軽い崩れた法面の成形、水路の修繕、舗装の補修を行っております。また、町道以外に農道、林業のパトロールを292.9キロを実施しております、と答弁がありました。

また、委員より、受託者が発見して修繕をする場合もあるが、住民の方からも連絡がある場合が多いのではないかと。区長は意識が高いので当然として、これをもっと広く呼びかければ情報をもっと集まってくる。また、すぐに情報を届けられるアプリも開発されているため活用すれば、全町民の力を結集して維持管理費を減らすことなどが可能ではないかとの問いに、執行部より、ご提案のアプリを使った情報収集については、全庁的に取り組んでいくような案件かと思っておりますので、今後、検討していきたいと思っております、と答弁がありました。

土木部下水道課におきましては、委員より、下水道の整備率が75%程度の状況だと思うが、あと何年ぐらいで予定している地区が終わるのか。また、下水道がきていても接続されていない家庭がどれぐらいあるのか。また、整備済みの地区で水洗化しなければ違約金など課している市があると聞いたことがあるが、大津町ではつながなくても違約金というものはないのかとの問いに、執行部より、整備については、正確に何年までとは言えませんが、国からの指針では、令和8年までに面整備を終わらせるようになっておりますので、その指針に基づき進めているところであります。整備済みの地区で水洗化率が94.5%となっておりますので、5.5%の家庭が未接続の状態であります。未接続世帯への違約金については、大津町では行っておりません。下水道が整備されたら汲み取りから下



水道に切り替わるまで3年間という規定はありますので、未接続のご家庭には、水洗化促進という形で下水道への切り替えについて戸別訪問し、水洗化の趣旨を説明したり、ダイレクトメールを送って対応している状況であります、と答弁がありました。

認定第1号関連は、討論はありませんでした。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、認定第3号、平成30年度大津町外4ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

特に質疑はありませんでした。

認定第3号は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、認定第4号、平成30年度大津町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

委員より、来年4月から公営企業会計に移行するにあたって、町民の方への影響や使用料金の見通しはどうかとの問いに、執行部より、移行に伴う町民の皆さんへの直接的な影響はないと考えております。強いて言うならば、決算報告については、おおづ広報に加え、ホームページで公表するなど、住民の皆さんへ詳しい情報公開が可能となります。将来の下水道使用料については、財務諸表が作成されることにより、経営状況がわかりやすくなるため、しっかりと分析をし、使用料についての検討を行う必要があるものと考えております、と答弁がありました。

意見といたしまして、公営企業会計に移行することにより、採算性がより明確化されるが、各々の自治体に面積や人口など様々な特徴があるため、近隣市町村とのバランスをとるためには、何かしら経費削減など努力と工夫が必要だと考える。難しい課題ではあるが、まずは公営企業会計へスムーズに移行できるように努めてもらうとともに、公営企業会計の理解を高めてもらいたいとありました。

また、委員より、下水道全体の施設の中で、現状何か懸念しているところはないのかとの問いに、執行部より、現在、水処理施設の増設を行う準備を行っておりますが、現施設の処理能力が1日に1万2千トンとなっており、晴天時の汚水流入量が9千500から9千600トンで、雨天時はマンホールの間隙などから雨水が流入し、1万2千トンに近づいてしまう現状があり、処理水質の安定に不安を感じているところであります。また、施設の増設については、日本下水道事業団へ委託を行っておりますが、事業団発注工事に入札不調が続き、増設工事が遅れるようなことがないように願っているとあります、と答弁がありました。

認定第4号は、討論はありませんでした、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、認定第6号、平成30年度大津町農業集落排水特別会計の認定についてであります。

特に質疑はありませんでした。

認定第6号は、討論はありませんでした。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、認定第8号、平成30年度大津町工業用水道会計利益の処分及び決算の認定についてであります。

ます。

委員より、以前、カミナリで給水できないトラブルがあったと思うが、緊急事態に対する体制はできているのか。その当時は、担当者等に連絡がつかず、企業に迷惑をかけた状況があったと思われるがどうかとの問いに、執行部より、現在は、トラブルが発生した場合、担当者の携帯に故障等に関する音声データやメールが自動的に連絡されるようになっているため、状況確認はすぐできるようになっており、複数名で現地に向かったり、事務所で待機し、関係各所へ連絡を行ったりしております。また、企業側への直接連絡が行くようになっておりますので、町と企業ともに情報を共有しながら対応している状況であります、とありました。

認定第8号は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上であります。

議員各位におかれましては、当委員会の決定に賛同いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、所管事項といたしまして、肥後おおづ観光協会の運営状況について、経済部商業観光課より報告並びに質疑を行いました。

報告の趣旨は次のとおりであります。

令和元年6月から8月の実績につきましては、①情報発信ということで、フェイスブックを13回、ホームページに合計11回、熊本日日新聞やフリーペーパーにイベント情報の掲載などの情報発信を行っております。アクセス数は、フェイスブック平均約1千700件のアクセスがあり、ホームページについては、平均約1千200件のアクセスがあります。

地域イベント連携におきましては、地蔵祭に会員が14店舗出店しております。今後は、からいもフェスティバルなどに会員出店を予定しております。観光振興、コンベンションでは、各種スポーツ大会、イベントに6月から8月で8大会、1千248個弁当の受注を行っております。6月下旬には、夜のフットパスと称しまして、駅周辺の飲食店にご協力いただき、上井手散策を行い、居酒屋等の飲食店にて、試験的にちよい飲みフットパスを実施しました。週末は店舗が満員状態であるため、週末以外に設定すべきことや、座席の確保等の問題点が発見されました。問題点を整理し、再度実施を行う予定であります。また、観光協会主催事業の一つとして、ダンスショーを開催し、100名程度の参加があり、町外から8割の来場者でありました。

令和元年9月から令和2年3月の事業におきましては、9月1日開催した出張日曜市は、大津町室のマリーンスイミングの駐車場で開催しました。そのほか、今後はオートポリスでの二輪レース全国大会開催時のPR、女子ハンドボール世界選手権大会、牛深市の「あかね市」、熊本市上通りの「びぶれす広場」でのPRを予定しております。検討中の事業といたしまして、町のキャラクター「からいもくん」を活用したPR方法を検討中であります。

運営については、追加決定事項といたしまして、部会主体の事業展開の強化のために、各部会に1名の副部会長の配置を行い、総務の副部会長と各部会の副部会長が事業の連絡、調整を密に行い、事業の遂行を行います。また、部会事業の予算、進捗、問題点、事業の検証をデータ管理し、総務の副部長と各副部会長が連携して管理、運営、検証を行います。また、法人化に向けて会計システムにて

事務処理を行い、簡素化、明瞭化を図ります。今後も打ち合わせ、協議の頻度を増やし、観光協会、商業観光課が連携を強化して事業展開を進めてまいりますとありました。

相対的な意見といたしまして、観光で地域が発展して、会員の方にも利益が出るという全体像をしっかりと考えながら進めていただきたいという意見が出ております。

最後に、当委員会が閉会中の継続調査の申し出により実施しました意見交換会についてご報告いたします。

去る8月21日に、大津町企業連絡協議会との意見交換会をオークスプラザ1階研修室で行いました。

昨年に引き続き2回目の開催で、企業連絡協議会から意見、要望をいただき、執行部の対応について意見交換を行うことができました。

内容におきましては、お手元に配付のとおりであります。

以上で、経済建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（桐原則雄君） 文教厚生常任委員長佐藤真二君。

○文教厚生常任委員長（佐藤真二君） ただいまから、文教厚生常任委員会に、令和元年9月5日におきまして付託されました案件について、議会会議規則第77条の規定によりご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第50号関連、議案第53号、議案第54号、議案第55号、議案第57号関連、議案第58号、議案第61号、議案第63号、認定第1号関連、認定第2号、認定第5号、認定第7号の12件です。

当委員会は、審議に先立ちまして、9月6日に、関係する14カ所の現地調査を行い、その後、仮庁舎2階大会議室で、執行部より説明を求めながら審議を行いました。

審議経過については、お手元に配付の審議記録のとおりですが、以下、課題と論点を明らかにすべき内容について、その概要と結果、意見につきまして報告します。

まず、議案第50号関連です。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。教育部子育て支援課の所管でした。

本議案は、関連法の改正による条ずれに伴う改正であり、いくつかの確認により、討論はなく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものとなりました。

続きまして、議案第53号関連、大津町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてであります。住民福祉部住民課の所管でございます。

本議案では、取り扱い方法の変更の前提となる個人情報保護条例の手続きと住民票や個人番号カードとの連携を確認しました。討論はなく、全員賛成で可決すべきものとなりました。

続きまして、議案第54号、大津小学校校区学童保育施設の指定管理者の指定についてです。教育部子育て支援課の所管です。

本件は、議案第55号の大津南小学校の同様の案件と一括して審査をいたしました。また、学童保育施設の指定管理者選定については、昨年12月議会において議論があったことから、それを踏まえた審査となりましたので、少し詳しく報告いたします。

まず、応募事業者がそれぞれ一つずつであったことについては、応募があった事業者について評価をして、指定管理者としてふさわしいか審査をすることになるとのことでした。

選定委員会のメンバー構成については、外部有識者のメンバー4名は弁護士、税理士、中小企業診断士、大学教授で公募ではなく、他3名は副町長、教育長、総務部長とのことでした。

審査の方法については、町で指定管理者選定委員会の指針をつくっており、それに基づき審査をしているとのこと、指針は類似団体と同様のものであるとのことでした。

それから、障がい児の受け入れに伴う加算は別途の基準とあるが、最初から入れておいてもいいのではないかとの問いには、職員の加配が必要になり、加算の種類も2種類あるので別途の加算を行うとのことでした。

指定管理者の財務の健全性と町としての期間中の評価をどのようにしていくかということに関して、今回、どのような対応をしているかという点につきましては、まず、財務健全性につきまして、選定委員会の審査項目としては、安定的な運営が可能となる経理的基盤ということになりますが、選定にあたって、委員からは財務運営についての特段の異論はありませんでした。また、担当課において指定管理候補者の法人について、東京都が採用している社会福祉法人の活動状況の調査・分析の手法を参考に、各法人の財務分析を行い、流動比率・純資産比率・固定長期適合率、人件費・委託費比率、計上増減差額率、事業活動資金収支差額率などから適当と判断をしたとのことでした。なお、NPO法人についても、NPO法人会計基準を社会福祉法人の手法に当てはめ、同様の算定をしたとのことです。

期間中の評価であるモニタリングについては、町が定めている基準条例で運営や施設に関すること、支援員の配置、衛生管理、非常災害時の対応などについて定めている。また、毎月、日数・開所日・職員配置数を業務報告書の提出を受けている。また、本年度から併せて担当課では、監査、現地調査を行う予定。

町の指定管理者制度に係る運用指針については、財政課でモニタリング等を入れた指針を見直している途中であり、モニタリングの実施については来年度からになるが、今年度は実施調査を含めた監査を行う予定ですので、ちゃんとした運営をされているのかどうかを確認したいと思っているとのことでした。

なお、財務の関係については、委員会での分析の結果を、数値を含め確認しております。

また、他に選定委員会の採点について、評価点についての確認を行っています。

これらを踏まえ、候補者の財務的な安定性は担当課としても確認し、モニタリングについては、町全体では手法を検討中で、今後はそれによるが、現時点ではそれがないので、担当課としては今年度は現地調査等で対応するという点を確認しまして、議案第54号、議案第55号ともに討論なく、全員賛成で可決すべきものとなりました。

続きまして、議案第57号関連、令和元年度大津町一般会計補正予算（第4号）についてです。住民福祉部福祉課の分です。

児童手当の過年度分歳入について、会計期間と県への概算申請、精算申請、追加申請の時期のずれ

の説明を受け、9月補正にかかる事情を確認しました。

続きまして、住民福祉部住民課については、印鑑登録システムの改修委託について、印鑑登録は町の業務であるため、国の補助がない理由を確認しました。

それから、災害公営住宅の落成式の予算が計上されているが、3月末完成のものもあると聞いているが、落成式は4月になるのではないかとの問いに、町民グラウンドに建設の災害公営住宅は3月末完成予定だが、早まる可能性があり3月までには実施する方向で考えているとのことでした。

落成式の予算を住宅維持管理他業務委託の項目に含めると、将来、累積の維持管理コストに含まれてわかりにくくなってしまわないかとの指摘に、通常の住宅維持管理費と混同しないよう管理していくとのことでした。

また、町営住宅の修繕についてですが、通常修繕、空き部屋修繕の内訳の確認があり、また、補正予算の概要に説明を記載する際、通常修繕や空き部屋修繕、雨漏り修繕等の内容と修繕方法、修繕に要する期間などを整理して説明してほしいと要望がありました。

続きまして、住民福祉部介護保険課の分です。

平成30年度の介護給付費の精算による一般会計への返還についても、精算時期により9月補正になる点の確認がありました。

また、住宅改造助成事業については、申請による補正とのことだが、近年の実績に基づいて、あらかじめ予算化する方法もあるかとの問いに、昨年度は実績がなく、当初1件分を計上していましたが、今年度は相談件数が増えていること。今回は、相談があり補正を行ってお願いしておりますが、早急に改造が必要だったケースについては、すでに予備費充用にて対応をしたとのことでした。また、この助成事業の詳細についても確認がありました。

続きまして、住民福祉部健康保険課の分です。

新規事業の一般不妊治療費助成事業と従来からの熊本型早産予防対策事業の減額の関係や結婚チャレンジ補助金について詳しく説明がありました。

また、少子化対策総合交付金事業から婚活イベントに取り組んでいるNPO法人への助成について、婚活事業を専門に行っているNPO法人等は、助成の対象にならない、県は補助対象として企業や農業団体等が取り組む婚活イベントを想定しているとのことでした。

ここから教育部に移ります。学校教育課です。

室小ベランダの亚克力板修繕費について、破損した理由は老朽化によるものが原因ではないかと思われるとの説明に、そうであれば、他の部分にも同じことが起こるのではないかとの指摘があり、学校に確認をしたところ、他の部分は大丈夫だということで、今後支障があれば、学校教育課に報告してもらい、同様の案件が複数見られる場合は、全体的な対応を検討していきたいとのことでした。

続きまして、備品購入費の薬品保管庫について、鍵が壊れたためということであったが、施錠できないところで薬品を保管してはいけないということになっているはずなので、施錠できないということがわかったときに、すぐに予備費等で対応するべきではなかったのかとの問いに、応急対応をした上で今回補正予算に計上したところだが、予備費等で対応するべきだったと思うとのことでした。

次に、備品購入費の顕微鏡購入については、当初予算で要望すべきだった、理科教育振興備品整備補助金は利用できなかったのかとの問いに、後期から使うということもあり、年度途中だが今回計上した。補助金については、補助金額の限度もあり、単価2万円以上が対象となるので、対象にならないとの説明でしたが、備品管理が十分ではなかったのかという指摘があり、行政側と学校の職員の予算の考え方に差があるので、学校側の指導を行っていくとのことでした。また、備品の調達の方式のルールの確認がありました。

教育部子育て支援課になります。

例規整備情報提供サービスの具体的な内容の確認がありました。

また、今回の無償化で条件的に不利になる人はいないかとの問いに、私立幼稚園に関しては不利になる方が出てくる可能性があるとの説明があり、給食費を保育料に含めていたケースで県が定める多子減免制度で第三子以降の保育料が免除となっていた場合、給食費を含めた保育料が無料になっていたものが、今回の無償化により副食費が実費徴収になるとのことでしたので、保護者に対しては丁寧な説明をしてほしいとの意見がありました。

保育園での副食費の徴収について、免除対象者となる人の収入が360万円未満だということが明らかになりました。個人情報情報を園に提供することになるが、この方法とこのことをどうやって正当化するのかの考え方を教えてほしいとの問いに、個人情報保護条例第9条の2号、法律に基づく規定等があるときに該当するというので、また、施設入所申込書には、現在、申請書の裏面に利用者負担金を園に提示することについての同意を得ているが、11月入所申込書及び来年度からの申込書については、副食費についても項目を追加し、第1号の本人の同意についても対応するとのことでした。

また、副食費の免除者の算定には、個人情報保護評価書の公表として、基礎項目評価書（PIA）に記載が必要だが手続きはしているかとの問いに、追加して公表するとのことでした。

また、個人情報の保護に関して、さらに、しっかりと保育園と確認してほしいとの意見がありました。

生涯学習課です。

デジタル一眼レフカメラの購入についての理由の確認がありました。

オークスプラザ談話室空調機改修については、対応について、利用者からの意見があり、ときどきの対応が異なり、また、学生さんが勉強しに来たが図書館に移動しなければならなかったとも聞いた。もう少し早く対応できなかったのかとの問いに、予備費での対応を検討したが、和室の冷房を使用すれば一時的に何とかできるのではないかとのことから今回は補正で対応した、とのことでした。

体育施設費での備品購入のトレッドミルについて、リースを繰り返していたが部品供給が困難なため、今回新規に購入するものであり、耐用年数は標準で5年とのことでした。調達方法については、入札であることや、今回は助成金・交付金が使えないことなどを確認しましたが、これまで再リースをしてきているので、ある程度のところで限界がわかっていたのではないかと。ぎりぎりまで使うという考えもあるが、事前にわかっているのであれば補助金なども計画的に利用できるのではないかと意見があり、今後は補助金の活用など計画的に検討するとのことでした。

また、文化財保護管理整備費補助金の交付要綱に不備があるのではないかとの意見があり、要綱の見直しを図るとのことでした。

本議案については、討論はなく、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次は、議案第58号、令和元年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてです。住民福祉部健康保険課となります。

例年、9月補正に計上されていた、国庫負担金等の償還金が計上されていたが、本年度計上されていない理由についての問いに、平成30年度から国保が都道府県単位化され、必要がなくなったとの説明でした。

また、前年度と比較して予備費が少なくなっているが、運営に影響はないのかとの問いに、影響はないとのことでした。

意見として、国民健康保険基金の残高は500万円程度しかないので、今回、3千万円の積み立てができることになり、財政の安定化につながったのではないかと思うとの意見がありました。

討論はなく、全員賛成で可決すべきものと決しました。

続いて、議案第61号、令和元年度大津町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてです。介護保険課となります。

任意事業費の新規見守り事業について、本会議の質疑の中で財源については、交付金を活用すると説明されたが、財源内訳がそうになっていないとの問いに、今回の任意事業費については、地域支援事業交付金を充てる予定で、今後、変更交付申請などを行い、全体を整理したうえで、3月補正時に充当をかける予定とのことでした。現時点では、予備費で対応しているとのことでした。

また、本会議質疑でもあったように、今回の任意事業の内容からして、なぜ一般会計ではなく介護保険の事業になるのかについて、財源や現状の問題となるケースの厳しい状況について、高齢者の見守り事業でも、本年度3件の警察介入の事案があったことなどから、警察との連携の強化を高める必要があることなどの説明がありました。

討論はなく、表決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第63号、令和元年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてです。健康保険課となります。

質疑、討論ともになく、表決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

ここからは決算の認定にかかる議案になります。

決算認定については、特に意見が出た点に絞って報告いたします。

認定第1号関連、平成30年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定についてです。

住民福祉部福祉課関連では、ペアレントプログラム事業については期待できる取り組みであると思う。もともと資格を持っている人や資格を極めたい人の参加もあり、一般の保護者と資格を持っている人が入り混じるのではなく、分けて実施することも考えられるとの意見に、保護者と資格を持っている人を方と内容を分けた方がいいか内部で確認して検討する、とのことでした。

また、児童手当の給付について、給食費未払いや今後出てくる私立保育園や幼稚園に対して支払う

副食費についても、申し出により児童手当から支払う方法もあるみたいなので、子育て支援課とも連携してやっていただきたいとの意見がありました。

また、主要な施策の成果について、項目や指標等については、以前より工夫はされているが、さらに向上させるべきとの意見があり、これについては総合政策課とも打ち合わせして、学習会を開くなど検討したいとの意見でした。

また、主要な施策の成果への記載については、他の部署においても同様の意見が繰り返されており、この後の部署については割愛いたします。

地域支え合い事業関連については、一部損壊世帯の補修見舞金は平成31年度で廃止とあるので、今後の周知について、まだ支給していない方々に対して丁寧な対応をしてもらいたい。一部損壊の人で修理をする人は、みんな申請できるようにしてもらいたいとの意見や、なぜ申請されないのか理由を把握して、自分で修理して申請をしない方もいるので、必要な方に行き届くようにしてもらいたいとの意見がありました。

仮設を退去される方が多くなり、広い敷地の中で、寂しくて怖い思いをされている方もおられるので、個別の支援プランはあると思うが、思いがどこまで伝わっているのかが問題であり、例として非常用ボタンをつけるなど検討できないか。再建で前に進めない方もいると思われるので、一つ一つ解決するような仕組みをつくって対応していただきたいとのことでした。

次に、環境保全課についてです。

町中央部でよく見かける野良猫の対策について、現在、県の方針で保健所が野良猫の引き取りを行わないようになっており、対応に苦慮しているという状況について、猫の避妊去勢手術の補助の考え方についても意見がありました。

カーボンマネジメントによる温室効果ガスの抑制については、行政としてしっかり取り組んでもらいたいとの意見がありました。

続きまして、住民課です。

出生届の手続きの際に30分以上待ったことがあり、産後の母親はきついと思うが、そんなにかかるとの問いに、出生届については、内容点検や本籍地への確認など、事務時間に要することや、児童手当等の手続きも併せて行うため、30分程度かかることもあるとの答弁でしたので、意見として、事務手続きの時間を短縮できる方法がないかを考えるべきであるとの意見がありました。

続きまして、介護保険課です。

主要な施策の成果の指標の考え方についての意見がありました。

続きまして、健康保険課です。

質疑はありましたが、意見はありませんでした。

続きまして、教育部に移ります。学校教育課です。

室小学校増築について、築30年が経過している既存校舎と、増築した部分の30年のギャップについて、改修や建て替えの考え方を最初から、建物をつくるときに考えておかないといけない。技術担当部署と一緒に考えてほしい。



また、施設の考えた方について、小規模校の場合、朝倉の秋月中学校など古い木造の校舎だがきれいな校舎である。学校施設を全部平屋にしてしまえば、耐震構造もあまり関係ないのではないか。平屋なら木造でも安くできると思うし、メンテナンスをしっかりとすれば木造は長持ちすると思うとの意見もありました。

教育部の学校給食センター、子育て支援課、子育て支援課の天津幼稚園・陣内幼稚園、生涯学習課の4つの部署については、質疑のみで意見はありませんでした。

生涯学習課の図書館につきましては、使用電力を管理するデマンド装置を設置し、電気代の節減に大きな効果があり、光熱水費が大きく下がったとのことなので、他の施設でも使えるところはぜひやったほうがいいので、全体で考えるようにという意見がありました。

移動図書館で大規模小学校から来てくれないかという話があっているが、職員が足りないため対応できてない状況という件につきましては、図書の流通の仕組みをつくれればよいのではないかと意見でした。

以上が一般会計決算を踏まえての認定審査の中での意見です。

本件については、討論はなく、採決の結果、全員賛成で認定すべきものと決しました。

続きまして、認定第2号、平成30年度天津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてです。健康福祉課になります。

保健事業等に積極的に取り組む市町村に交付されるインセンティブ交付金の使途として、一部、事業費納付金の財源に充てられている。国保制度改正の初年度であったため、不明な点もあったと思うが、今後検討をお願いしたいとの意見でした。

本件については、討論はなく、採決の結果、全員賛成で認定すべきものと決しました。

認定第5号、平成30年度天津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてです。介護保険課となります。

本会議で質問がありました2点について説明を求めました。

まず、1点目の、平成28年度に地域密着型の特別養護老人ホームが開設したにも関わらず、施設サービスの利用者が増加していないという件については、施設サービスと地域密着型サービスの利用者の推移のデータを提供され、地域密着型サービスの受給者が平成27年には67人から平成28年には182人に増加していることをデータで確認しました。

また、2点目の特別養護老人ホームの受給者が減少している理由については、一つが個室ユニット型の地域密着型特別養護老人ホームに偏った待機者があることで、平成31年4月1日時点の待機者47人のうち、25人がこの施設を希望していること。待機の間は、自宅や有料老人ホーム等で居宅サービスを受けながら生活されており、施設サービスの利用が抑えられているとのことでした。もう一つの理由は、被保険者の全体的な改善傾向が影響していること。平成30年度は比較的軽度な認定者が増加し、施設サービスよりも在宅サービスが選択される傾向が強まったことの2点の分析が説明されました。これについては、居宅型への移行という方向性が功を奏していると考えていいのかという問いに、必ずしも施設ではなくても暮らしていけるという選択肢が増えたとのこと、望ましい形

に近づいてきていると思っています、との答弁でした。

討論はなく、採決の結果、全員賛成で認定すべきものと決しました。

続きまして、認定第7号、平成30年度大津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてです。健康保険課となります。

鍼灸券の補助については、国保と同様に不用額があり、鍼灸施術の補助事業を知らない方も多いうだとのことだが、医療費の抑制につながる事業であれば、さらなる周知を図ってほしいとの意見でした。

討論はなく、採決の結果、全員賛成で認定すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上です。議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同いただきますようお願い申し上げます、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。11時20分より再開します。

午前11時09分 休憩

△

午前11時20分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務常任委員長荒木俊彦君。

○総務常任委員長（荒木俊彦君） ただいまから、総務常任委員会に、令和元年9月5日付託されました案件について、議会会議規則第77条の規定によりご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案48号、49号、50号関連、51号、52号、57号関連、認定第1号関連の7件であります。

当委員会は、審議に先立ちまして、9月6日の関係する6カ所の現地調査を行い、その後、仮庁舎2階会議室Bにおいて、執行部より説明を求めながら、審議を行いました。審議の経過について、お手元に配付の審議記録のとおりであります。以下、課題と論点を明らかにすべき内容について、その概要と結果、意見につきまして報告します。

まず、議案第48号、大津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてであります。

委員より、行政区嘱託員の基準はどうかとの質疑に、執行部より、行政区嘱託員は、特別職非常勤職員の任用基準から外れることになり、町としては、行政区嘱託員に担っていただいている職務についてはこれまでどおりとし、区長に委託という形でお願いできないかと検討している、との答弁でありました。

討論はなく、採決の結果、議案第48号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第49号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

委員より、特別職の非常勤職員から除外され、また、会計年度任用職員への移行しない委員についてはどうかとの質疑に、執行部より、会計年度任用職員へ移行しない大津町交通指導員、大津町

防災指導員などについては、案として、行政区嘱託員と同様に町と契約を結び、現在担っていただいている業務についてこれまでと同じく引き続きお願いをしたい、との答弁でした。

討論はなく、採決の結果、議案第49号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第50号関連、成年被後見人等の権利の権限に係る措置の適正化を図るための関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

委員より、今回の方針は、障害者差別解消法とも関連をするのかとの質疑に、執行部より、今まで成年被後見人、被保佐人であることだけを理由に、公務員などの職種につけないなど、一律に権利が制限されてきました。今回、成年被後見人、被保佐人であるということだけを理由に不当に差別されないよう、一律に廃除する規定を削除し、その方の心身の状況を個別的に見て、資格や職種に必要な能力の有無を判断する方針に変更されました。このことは、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い、共生社会を目指すという障害者差別解消法の趣旨とも関連すると思われ、との答弁でした。

討論はなく、採決の結果、議案第50号関連については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第51号、瀬田地区避難所の設置及び管理に関する条例の制定についてであります。

委員より、避難所とするなら、平常時の管理をどうするのか。また、料金はどうかとの質疑に、執行部より、地元の大林区と協議を行い、平常時の管理については大林区にお願いする予定。瀬田地区公民館分館があった際にかかっていた光熱水費等の維持管理費を精査した金額を毎年区に負担してもらい、平常時は地域活動に活用していただいて、周辺の除草等についても併せて管理いただくよう協議をしていきたい、との答弁でした。

意見として、避難所の利用については、明確に整理しておくことが必要と思われ、他の地区からも理解が得られるような協定内容とすべきである。また、避難所名について、同じような補助金を活用しているところを調査し、例えば、コミュニティセンターとかの変更ができないか検討してほしいとの意見でありました。

討論はなく、採決の結果、議案第51号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第52号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

委員より、今まで時間外勤務時間の上限の規定はなかったのかの質疑に、執行部より、時間外勤務時間の上限の規定はありませんでしたが、働き方改革や長時間労働による過労死等が問題になっており、今回、法律により時間外勤務時間の上限が設けられました、との答弁でありました。

討論はなく、採決の結果、議案第52号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第57号関連、令和元年度大津町一般会計補正予算（第4号）についてであります。

総務部総務課関係で、意見として、町道のカラー舗装について、通学路についてのカラー舗装については、要望を受けての対応も大事だが、交通量の多い主要道路の安全対策としても積極的に取り組んでもらいたいとの意見がございました。

総務部総合政策課関係で、委員より、熊本空港ビルディングの株式譲渡については、他の自治体も株式譲渡がなされたのかとの質疑に、執行部より、空港民営化という大前提もあり、株主となっているすべての自治体において株式譲渡を行っている、との答弁でした。

意見として、空港が民営化された後でも、空港と周辺4町村との関係を強化し、空港周辺の環境問題や活性化など積極的に取り組んでいただきたいとの意見がありました。

討論はなく、採決の結果、議案第57号関連については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、認定第1号関連、平成30年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

議会事務局関係で、意見として、新庁舎完成後、議会のインターネット中継などが取り入れられることが予想される。今後、事務局体制の充実が必要ではないか。近隣の調査も含め検討してもらいたいとの意見がありました。

総務部総務課関係では、委員より、町中心部では、一つの行政区の世帯数が多いところは分区の話はないかとの質疑に、執行部より、最近相談があっているのが新区と後迫区です。新区は、平成30年度から区分の協議をはじめ、既存集落と新興住宅地から役員を出す体制とし、その上で分区を継続して協議する方針と聞いている。また、後迫区は、現在、行政区が大津小学校と美咲野小学校区の2つに分かれており、民生委員や地域福祉推進員の区域も大津小学校と美咲野小校区で分かれていること。現区長が両方の小学校の行事に参加する状況にあること。そして、住宅開発などで世帯数が増加していることもあり、分区協議がなされている、との答弁でした。

委員より、会計年度任用職員制度の関係で、区長に従来と同じ業務を担ってもらうことを検討しているとのことだが、従来、地域住民の把握という行政区嘱託員の業務として住民の転入・転出情報を配付していたが、個人情報保護をどう調整するのかとの質疑に、執行部より、委託契約によって個人情報保護の規定を設ける予定であります、との答弁です。

意見として、情報を提供するという本人同意の可否の問題もあるので、個人情報保護について十分に研究してもらいたいとの意見がございました。

委員より、県議会議員選挙の投票率はどうだったか。投票率を高めるための対策をどう行ったかとの質疑に、執行部より、大津町全体で42.66%、その内、18歳は36.56、19歳は28.21。また、20代前半は20.61%、20代後半は21.06、30代前半は25.49、30代後半は29.49、40代前半は32.29と若年層で特に低い投票率でした。町独自の取り組みとして、イオン大津店での期日前投票を実施しており、今後も実施をしていく予定である、との答弁でした。

委員より、街灯防犯灯の球切れ交換に時間がかかっているという情報があり、作業を短期間で完了できないかとの質疑に、執行部より、平成30年度に区長から作業が遅いという意見をいただいて、令和元年度について1週間以内に作業を完了するよう努めている、との答弁でした。

委員より、消防団員の定数見直しについて課題は何かとの質疑に、執行部より、現在、630名の定数としていますが、各分団において、団員確保が厳しくなっているという現状があり、これは大津町だけではなく、全国的な課題であります。町の規模に対して630名という定数がふさわしいかどうかも含め、近隣市町村の調査を行い、町の安全を確保できる定数について消防団とも協力し精査をしたい、との答弁でした。

意見として、消防団員の確保については、新興住宅地の勧誘強化や勤務先の企業など協力、理解を求めることを進めてもらいたいとの意見でした。

委員より、熊本地震記録誌の作成部数、方法、配付先はどうかとの質疑に、執行部より、冊子を300部、概要版を600部作成、各課等にヒアリングを行い作成し、配付先については、援助していただいた自治体や県に配布し、全住民には配布しておりませんが、ホームページに冊子、概要版、いずれも掲載をしています、との答弁でした。

意見として、熊本地震記録誌については、教育のためにも子どもたちや多くの町民の見てもらったほうがよい。広く周知をしてもらいたいとの意見でした。

総務部総合政策課関係で、委員より、空き家対策事業の全体的スケジュールはどうなっているかとの質疑に、執行部より、令和元年度は、平成30年度に実施した空き家実態調査の中で、空き家を売却または貸し出したいという回答をいただいた方をメインターゲットとして、空き家バンクに登録していただくよう案内を行い、今年度中に大津町空き家等対策推進協議会を設置し、会議実施を予定している、との答弁でした。

意見として、空き家対策については、地震前から話があがっているもので、早急に対応して、また、今後強制撤去を実施した自治体の情報も仕入れるなどして、所有者不明の危険空き家にも対応できるよう体制整備を進めてもらいたいとの意見でした。

委員より、生活路線維持補助金、いわゆるバス会社に対する補助金は減少し、乗合タクシーの補助金は増加しているのかとの質疑に、執行部より、生活路線維持補助金は、バス路線の見直しやバス会社の経営努力等によりここ数年減少して、一方、乗合タクシーの補助金は、住民に制度が浸透したこともあり、年々増加をしている、との答弁でした。

意見として、補助金全体を減らしていくよう検討すべきであるが、公共交通の利便性を高めることで利用客を増やせば補助金も減るので、町民も納得すると思われるとの意見がございました。

総務部庁舎建設推進課関係で、委員より、工事期間中は駐車場が少なくなる問題がある。また、新庁舎完成後の駐車場について、有料にすることを考えているのかとの質疑に、執行部より、来庁者駐車場について、旧庁舎跡地にある公用車を別の場所に移動させ、仮設庁舎東西の駐車場とあわせて100台程度を確保し、進捗状況により、親水公園跡地を仮駐車場とする予定としている。また、完成後の駐車場については、有料にすることもできるようゲートの設置場所を確保して、今後検討したい、

との答弁でした。

総務部財政課関係で、委員より、行財政改革において、RPAとは具体的にどのような内容か。また、窓口などのIT化による人員の削減などが影響し、町民に不利益になることはないかとの質疑に、執行部より、RPAについては、比較的単純な業務をコンピュータにより自動で行うものであり、他の自治体では窓口での住民の異動手続きや職員の時間外勤務の集計作業などの業務において取りまわされている。これらの取り組みは、人員削減を目的とするより、作業時間の短縮など、業務の効率化を図ることによって、職員がよりきめ細かな住民サービスを行えるよう、サービス向上が主な目的でありますとの答弁でした。

総務部税務課関係で、委員より、住民税システムの改修委託の共通納税とはどんな内容か。納税者や企業の負担増はないのかとの質疑に、執行部より、企業が町県民税特別徴収を納付する際に、今までそれぞれの市町村に納付していたものが、国の機関の一カ所に納付することで、そこから市町村に分配されることが10月からできるようになり、納税者の負担もなく、企業の納付事務も軽減される、との答弁でした。

総務部人権推進課関係で、委員より、公共トイレの差別落書き事象に対する、課の方針と現在までの経過はどうかとの質疑に、執行部より、落書き発生後、町内すべての公共施設の点検を行い、その他の差別落書きはありませんでした。その後、行政、学校及び部落解放同盟大津支部と報告会を行い、関係機関等へ周知を行い、町の対応として、広報おおづ7月号と8月号、並びにホームページで啓発内容の掲載、職員への学習会および各種団体等への出前講座として人権学習を行っている。また、今後の課題として、危機管理体制の対応として、マニュアルの整備や町の条例の見直し等を検討しながら啓発活動を続けていきます、との答弁でした。

意見として、住宅新築資金の返済について、借入者本人への過度な負担への配慮や事務に係る人件費等についても考慮し、現実的対応が可能であれば検討してもらいたいとの意見がありました。

討論はなく、採決の結果、認定第1号関連については、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

また、最後に、その他の所管事項として、総務部総務課より「消防団の処遇改善について」、総務部総合政策課より「地域公共交通について」の説明を受けて、委員会を閉じました。

当委員会に付託されました案件は以上です。議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同いただきますようお願いを申し上げ、総務常任委員会の報告を終わります。

**○議長（桐原則雄君）** 以上で、各常任委員会の審査報告は終わりました。

これから、各常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

永田和彦君。

**○13番（永田和彦君）** 文教厚生常任委員会に対して質疑いたします。

委員長報告を聞きましたが、スムーズな委員会審議がなされているものと感じます。ただ、我々はこの文教厚生委員会におきまして、所管の事項といたしまして、前定例議会から閉会中の継続調査の申出書というものを出示しまして、その間の時間というものは、そういったものに対してやはり常時委

員としてその自覚を持って動かなければならないという特質があります。ただ、今回の前定例議会から今定例議会までの間の動きを見てみますれば、途中の臨時議会におきまして、委員会での発議という形で、それが継続調査と、そういった形で出てきたのかなと思いました。ただ、そういった中でもいろんな形で我々は3つに分かれて常任委員会で調査をするわけではありますが、毎回のごとく定例議会で所管委員会の一般質問とかが出てきます。所管委員会におきましてももう少し審議を深めなければ所管委員会の事項が毎回出てくるわけですよ、一般質問で。こういったものを十分時間をかけて、そして委員会審議に望まないと、それこそ一般質問のネタ探しの委員会になりかねないというふうに感じてしまうわけでありまして。客観的にこの委員会を見てみますれば、所管の事項に対する一般質問の多さ、そしてまた、委員会発議まで出てしまうということで、執行部との何かギクシャクした関係が何か伺われるような感じがするんです。ですから、我々とするならば、この委員会審議の付託した案件というものをしっかり真相までその審議していただきたいんですよ。ですから、下手に毎回毎回自分の所管の委員会のことで一般質問とかが出てくるのならば、おそらく執行部は

○議 長（桐原則雄君） 永田議員、議会運営に関する申し合わせて、審査の経過と結果に対する質疑ですので。

○13番（永田和彦君） いやいや。

○議 長（桐原則雄君） 内容は。

○13番（永田和彦君） 委員会の審査報告についてですね。ですから、この期間中というのは審査期間なんですよ、前定例議会から、ですね。

○議 長（桐原則雄君） 委員長報告に対する質疑ですので、その内容をしっかりと。

○13番（永田和彦君） ですから、審議についてしっかりとその継続中の審査というものの内容というものをやっぱり述べられるべきではないかなと思います。やはり、その臨時議会についてのそういった発議についても、そういったものは議会運営委員会も通っておりません。ですから、そういったものを継続調査中に出すのであるならば、本定例議会において、委員会の報告としてきちんとここで申し述べるべきではないかなと、そういうふうに思います。

以上、質疑いたします。

○議 長（桐原則雄君） 文教厚生常任委員長佐藤真二君。

○文教厚生常任委員長（佐藤真二君） 今の質問の趣旨がちょっとまだピンときてないところもあるんですけども、言われているのが、その今回の報告の中に委員とか、前定例会から今定例会までの間の委員会審査についての報告がなかったということですね。ということであれば、確か前回の臨時会の際に委員会報告というものは確かさせていただいたと思います。また、今回、それを繰り返すこともなかろうかと思うんですが、ちょっとこれについては、じゃあ議会運営委員会のほうともちょっと相談させていただきたいと思います。

以上です。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

○議長（桐原則雄君） 永田議員。

○13番（永田和彦君） はい。

○議長（桐原則雄君） 質疑の内容が違うので、それはもう審議についての質疑ですので、よろしく  
お願いします。

○13番（永田和彦君） わかりました。ということで、委員会の報告に対して、まだ不備があるので  
はないかというふうに感じます。本当によりよき町をつくるためには、もう少し掘り下げて報告をし  
てほしいものだと思いますので、質疑いたします。

○議長（桐原則雄君） 質疑に対する回答は今のところありません。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） ほかになしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 今定例会に提案されました議案の中で、認定第2号、平成30年度大津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定に反対の立場から討論を行います。

いわゆる国保会計の決算であります。決算の結果、平成30年度の実質収支額は1億9千351万円、約2億円の黒字となっております。会計が黒字になること自体は確かに職員の努力と、町民の、被保険者の努力ということで評価はできる場所ではありますが、いわゆる町民のですね、命と健康に関わる国民健康保険制度であります。社会保障の一環です。で、この国民健康保険はわが町は税方式です。いわゆる被保険者に対する課税がなされているわけではありますが、黒字になるためには税をあげれば確かに黒字になりますが、今回、税の引き上げはあっておりません。しかしながら、約2億円の黒字があると。私は、先般から求めておりますが、この内、国民健康保険の課税対象に子どもさんの均等割が入っているということです。いわゆる人頭税と言われますが、子どもさんがこの国保に入



っておりますと、1人当たり年間で3万4千100円が未だに課税がなされております。本来、所得のない子どもたちに税金を課税すべきものではないと、私は、それが税の原則であると思います。そういうことで、今全国的に子育て支援の一環としても、あるいは所得のない子どもたちに課税をするのはいかがなものかということで、この子どもに対する均等割課税を全額免除している自治体がどんどん増えております。約2億円の黒字があつて、この子どもたちに対する均等割課税を免除することができないか。昨年質問の中で、平成30年度のこの大津町の国民健康保険に加入されている子どもさんは675人、700人弱の子どもさんが国保に入っておられます。それで、この子どもたちに対する均等割を、課税額はいくらかという、1人3万4千100円ですから、丸々課税されても1千800万円から2千万円ですよ。実際は、所得の少ない世帯については、軽減措置がございますので、昨年の質問の資料では、675人の子どもさんに対して均等割額は1千570万円が課税がなされているということでした。つまり、2億円の黒字があるということは、こうした子どもたちに対する理不尽な課税をただちにやめることは十分に可能であるということでもあります。決算の認定というのは、こうした町民の福祉の向上が本当に進められているかどうか、私はそういう観点が一番だと思います。そして、決算状況からみても、来年度に向かってですね、十分に改めることができると、可能であると、このことを強く指摘をして、国民健康保険の平成30年度の決算の認定に反対を表明するものであります。

以上です。

○議 長（桐原則雄君） ほかに討論ありませんか。

佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 私はただいまの議案番号忘れましたが、国民健康保険特別会計の決算の認定に関して賛成の立場から討論をいたします。

確におっしゃるようになりますね、人頭税という考え方については、私も個人的には非常に疑問を持っておりまして、できれば改正すべきものであるなどは考えております。ただし、決算の認定というのは、あくまで示されたこの決算そのものをどう考えるかということにして、その中で、おっしゃられた町民の福祉に十分に行き届いているかということを確認すべきものだというご意見がありまして、それは確かにそのとおりでと思います。ただし、出てきたそのこの2億円のですね、まず扱いなんですけれども、繰り越しの2億円ですね。これ全部が黒字というわけではまずありません。あくまで繰り越してきたものであって、この大半は給付の時期のずれによって持つておかなければならないものというふうに説明を受けておりまして、その実際にそれがどのくらいの額なのかというのは年度によって変わってまいります。したがって、それを前提に考えるとすると、ちょっと2億円を分母に考えるということはなかなかできないなというふうに思うところです。おっしゃるように、その人頭税的な扱いについてはですね、別の場で議論すべきことだと思いますので、この決算の認定という点につきましては問題はないかと考えております。

以上です。

○議 長（桐原則雄君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） これで討論を終わります。

先ほどの永田和彦君の発言につきまして申し上げます。

質疑にあたって、質疑内容の範囲を越えていますので、会議規則第54条第1項の規定により注意いたします。

これから採決を行います。

まず、議案第48号、大津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第48号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第49号は各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第50号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号、瀬田地区避難所の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第51号は各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第52号は委員長の報告のとおり可決され

ました。

次に、議案第53号、大津町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第53号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号、大津小学校校区学童保育施設の指定管理者の指定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第54号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号、大津南小学校校区学童保育室の指定管理者の指定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第55号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号、町道の路線認定についてを採決します。この採決は簡易表決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号、令和元年度大津町一般会計補正予算（第4号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第57号は各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号、令和元年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第58号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第59号、令和元年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理处事務受託特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第59号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号、令和元年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第60号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号、令和元年度大津町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第61号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号、令和元年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第62号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号、令和元年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第63号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、認定第1号、平成30年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する各委員長の報告は認定するものです。各委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議 長（桐原則雄君） 起立多数です。したがって、認定第1号は各委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第2号、平成30年度大津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議 長（桐原則雄君） 起立多数です。したがって、認定第2号は委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第3号、平成30年度大津町外四ケ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、認定第3号は委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第4号、平成30年度大津町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、認定第4号は委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第5号、平成30年度大津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議 長（桐原則雄君） 起立多数です。したがって、認定第5号は委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第6号、平成30年度大津町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、認定第6号は委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第7号、平成30年度大津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（桐原則雄君） 起立多数です。したがって、認定第7号は委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第8号、平成30年度大津町工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、認定第8号は委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

### 日程第3 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議長（桐原則雄君） 日程第3、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

各委員長から、議席に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに、決定しました。

### 日程第4 令和元年度議員派遣について

○議長（桐原則雄君） 日程第4、令和元年度議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、議席に配付しましたとおり、派遣することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、令和元年度議員派遣については、議席に配付しましたとおり、派遣することに、決定しました。

### 日程第5 発議第2号 高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書の提出について

上程、趣旨説明、質疑、討論、表決

○議長（桐原則雄君） 日程第5、発議第2号、高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。発議第2号提出者、豊瀬和久君。

○5番（豊瀬和久君） それでは、高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書につきまして、案文を拝読することにより趣旨説明とさせていただきます。

東京池袋で87歳の高齢者が運転する車が暴走し、母子2人が亡くなった事故以降も高齢運転者による事故が続いています。

近年、交通事故の発生件数は減少傾向にありますが、75歳以上の高齢運転者の死亡事故の割合が高まっており、単純ミスによる事故も目立ちます。

警察庁は、昨年末時点で約563万人いる75歳以上の運転免許保有者が、2022年には100万人増えて663万人に膨らむと推計しています。

こうした状況を踏まえ、国は2017年施行の改正道路交通法で、75歳以上の免許保持者は違反時や免許更新時に認知機能検査を受けることを義務づけましたが、いまや高齢運転者の安全対策及び安全運転支援の取り組みは待ったなしの課題であります。

また、過疎地域を中心に、生活の足として車が欠かせない高齢者も多い中、自主的に免許を返納した場合などの地域における移動手段の確保も重要な取り組みであります。

政府におかれては、地方自治体や民間事業者とも連携しながら、総合的な事故防止策としての、高齢運転者の安全運転支援と地域における移動手段の確保を進めるため、下記の事項について早急に取り組むことを強く求めます。

1、自動ブレーキやペダル踏み間違い時の急加速を防ぐ機能など、ドライバーの安全運転を支援する装置を搭載した「安全運転サポート車」や後付けの「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」の普及を一層加速させるとともに、高齢者を対象とした購入支援策を検討すること。

2、高齢運転者による交通事故を減らすため、自動ブレーキなどを備えた「安全運転サポート車」に限定した免許の創設や、走行できる場所や時間帯などを制限した条件付き運転免許の導入を検討すること。

3、免許を自主返納した高齢者が日々の買い物や通院などに困らないよう、コミュニティバスやデマンド型乗合タクシーなどの「地域公共交通ネットワーク」のさらなる充実を図るとともに、地方自治体が行う、免許の自主返納時における、タクシーや公共交通機関の割引制度などを財政支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月19日。熊本県菊池郡大津町議会、議長桐原則雄。

提出先は、内閣総理大臣をはじめ、記載のとおりです。

議員各位のご賛同をどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 以上で、提出者の趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。発議第2号、高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書の提出についてを採決します。この採決は、起立によって行います。発議第2号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第6 同意第2号 大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第7 同意第3号 大津町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

○議 長（桐原則雄君） 日程第6、同意第2号、大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて及び日程第7、同意第3号、大津町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを一括して議題とします。

お諮りします。

同意第2号及び同意第3号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、同意第2号及び同意第3号は、委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 皆さん、お疲れさまです。まず、本定例会にご提案申し上げましたすべての案件につきまして、ご議決をいただき、誠にありがとうございました。今後とも議員の皆さんのご指導・ご助言をよろしくお願い申し上げます。

では、早速、同意第2号、「大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」でございますが、委員の首藤誠治様が令和元年9月24日をもって任期満了となりますので、新たに、菊池郡大津町大字引水841番地9、寺下早苗様を教育委員会の委員として任命いたしたいと思うものでございます。

寺下早苗様は、

---



、人格が高潔で、教育、学術、文化などに関する高い見識を持っておられ、教育委員会の委員として適任と存じます。

教育委員会の委員の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

続きまして、同意第3号、「大津町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」でございますが、現在、審査委員会委員の杉水英治様が令和元年9月24日をもって任期満了となりますので、再度、菊池郡大津町大字室247番地11、杉水英治様を固定資産評価審査委員会委員として選任いたしたいと思っております。

杉水英治様は、司法書士として固定資産の評価について学識経験を持たれ、3期9年間、審査委員の委員として活躍され、固定資産評価審査委員会の委員として適任と存じます。

固定資産評価審査委員会の委員の選任につきましても、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、ご審議のうえ、ご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（桐原則雄君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 教育委員の任命に関する同意を求めることについて、質疑を行います。

確認という意味になりますけれども、これまで、その今回退職される委員の方は、委員長の職務代理人というですね、役割を持っておりました。教育長のか、ですね。職務代理人という性格を持っていたわけですね。しかも教育行政の立場について非常に見識を持っておられた方ということで、今度の方は、そのPTA等の経験などをですね、踏まえての方ということですので、少しその委員会全体のバランスですよね。そういったものについての配慮はどうなっているのかという点と、あとその職務代理人というのが今後どういうふうと考えられるのかという点についてお尋ねをしたいと思っております。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） ただいまの質疑にお答えいたします。

1問目は委員会全体のバランスという部分と、あとは委員長の職務代理人の選任についてということであったかと思っております。教育委員会の教育委員さんにつきましては、地方教育行政の組織及び運営委員に関する法律の中で、任命あたりについては規定されているところでございます。この中ではですね、委員の年齢とか、性別、職業等にですね、著しい偏りが生じないようにというふうな部分がございます。こういった部分では、委員のメンバーの中ではこういった偏りは生じないというところがございます。

今回、保護者という立場でですね、今回、お願いしています。こちらにつきましては、当然、この委員会の中に、この法の中にですね、保護者が含まれるようにしなければならないということであつたわけですので、その中で保護者の立場の方を今回お願いするというところでございます。

それから、教育長の職務代理者でございますけども、これは教育委員の中で教育長が指名するというふうな形になってますので、第1回目の教育委員会会議の中で適任の方をその中から指名するという形になります。

以上です。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

まず、同意第2号、大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、同意第2号は同意することに決定しました。

次に、同意第3号、大津町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、同意第3号は同意することに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第7回大津町議会定例会を閉会します。

午後0時19分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和元年9月19日

大津町議会議長 桐原 則 雄

大津町議会議員 三 宮 美 香

大津町議会議員 山 部 良 二